

# 目 次

## ○第1号（9月4日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のため出席した者	4
事務局職員出席者	4
町長挨拶	5
開会・開議	6
諸般の報告	6
日程第 1 会議録署名議員の指名	6
日程第 2 会期の決定	6
日程第 3 報告第 5号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について	7
日程第 4 議案第41号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例	10
日程第 5 議案第42号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例	13
日程第 6 議案第43号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例	14
日程第 7 議案第44号 財産の取得について	16
日程第 8 議案第45号 平成26年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について	18
日程第 9 議案第46号 平成26年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	31
日程第10 議案第47号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	33
日程第11 議案第48号 平成26年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	35
日程第12 議案第49号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	40
日程第13 議案第50号 平成26年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	45
日程第14 議案第51号 平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	49

日程第15	議案第52号	平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	52
日程第16	議案第53号	平成26年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について……………	55
日程第17	議案第54号	平成27年度吉岡町一般会計補正予算(第2号)……………	62
日程第18	議案第55号	平成27年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)……………	73
日程第19	議案第56号	平成27年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)……………	74
日程第20	議案第57号	平成27年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)……………	75
日程第21	議案第58号	平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)……………	76
日程第22	議案第59号	平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)……………	79
日程第23	議案第60号	平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)……………	81
日程第24	議案第61号	平成27年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)……………	82
日程第25	同意第5号	吉岡町教育委員会委員の任命について……………	83
日程第26	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	85
日程第27	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	85
日程第28	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	86
日程第29	請願第1号	「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書提出の請願……………	87
日程第30	請願第2号	「平和安全法制」(国際平和支援法:海外派兵恒久法と平和安全法制整備法:一括改定法の実質11法案)に断固として反対し、この法案を廃案にすることを強く求める請願……………	88
散	会	……………	90

○第2号(9月7日)

議事日程	第2号……………	91
本日の会議に付した事件……………		91

出席議員	9 2
欠席議員	9 2
説明のため出席した者	9 2
事務局職員出席者	9 2
開 議	9 3
日程第 1 一般質問	9 3
◇富岡大志君	9 3
◇高山武尚君	1 1 0
◇五十嵐善一君	1 2 5
◇柴崎徳一郎君	1 4 0
散 会	1 5 5

18

### ○第3号（9月8日）

議事日程 第3号	1 5 7
本日の会議に付した事件	1 5 7
出席議員	1 5 8
欠席議員	1 5 8
説明のため出席した者	1 5 8
事務局職員出席者	1 5 8
開 議	1 5 9
日程第 1 一般質問	1 5 9
◇馬場周二君	1 5 9
◇岩崎信幸君	1 7 4
◇平形 薫君	1 8 9
◇小池春雄君	2 0 5
散 会	2 2 0

### ○第4号（9月18日）

議事日程 第4号	2 2 1
本日の会議に付した事件	2 2 3
出席議員	2 2 4
欠席議員	2 2 4
説明のため出席した者	2 2 4

事務局職員出席者	2 2 4
開 議	2 2 5
日程第 1 委員会議案審査報告	2 2 5
日程第 2 議案第 4 1 号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例	2 2 8
日程第 3 議案第 4 2 号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例	2 3 0
日程第 4 議案第 4 3 号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例	2 3 0
日程第 5 議案第 4 4 号 財産の取得について	2 3 1
日程第 6 委員会議案審査報告	2 3 1
日程第 7 議案第 4 5 号 平成 2 6 年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定につ いて	2 3 2
日程第 8 議案第 4 6 号 平成 2 6 年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出 決算認定について	2 3 4
日程第 9 議案第 4 7 号 平成 2 6 年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳 出決算認定について	2 3 4
日程第 1 0 議案第 4 8 号 平成 2 6 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入 歳出決算認定について	2 3 5
日程第 1 1 議案第 4 9 号 平成 2 6 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算認定について	2 3 5
日程第 1 2 議案第 5 0 号 平成 2 6 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会 計歳入歳出決算認定について	2 3 6
日程第 1 3 議案第 5 1 号 平成 2 6 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出 決算認定について	2 3 6
日程第 1 4 議案第 5 2 号 平成 2 6 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳 入歳出決算認定について	2 3 7
日程第 1 5 議案第 5 3 号 平成 2 6 年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決 算認定について	2 3 7
日程第 1 6 議案第 5 4 号 平成 2 7 年度吉岡町一般会計補正予算 (第 2 号)	2 3 8
日程第 1 7 議案第 5 5 号 平成 2 7 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 (第 1 号)	2 3 8
日程第 1 8 議案第 5 6 号 平成 2 7 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予 算 (第 1 号)	2 3 8
日程第 1 9 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正 予算 (第 1 号)	2 3 9

日程第20	議案第58号	平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正 予算(第1号) ……………	239
日程第21	議案第59号	平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第1号) ……………	240
日程第22	議案第60号	平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補 正予算(第1号) ……………	240
日程第23	議案第61号	平成27年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号) ……………	241
日程第24	同意第5号	吉岡町教育委員会委員の任命について……………	241
日程第25	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	241
日程第26	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	241
日程第27	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	241
日程第28	委員会請願審査報告……………		242
日程第29	請願第1号	「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書提出の 請願……………	243
日程第30	請願第2号	「平和安全法制」(国際平和支援法:海外派兵恒久 法と平和安全法制整備法:一括改定法の実質11法 案)に断固として反対し、この法案を廃案にするこ とを強く求める請願……………	245
日程第31	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		246
日程第32	総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		247
日程第33	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		247
日程第34	産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		247
日程第35	予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		247
日程第36	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について……………		247
日程第37	議会議員の派遣について……………		248
町長挨拶……………			248
閉会……………			249

# 平成27年第3回吉岡町議会定例会会議録第1号

平成27年9月4日（金曜日）

## 議事日程 第1号

平成27年9月4日（金曜日）午前9時35分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 5号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について  
(報告・質疑)
- 日程第 4 議案第41号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 5 議案第42号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 6 議案第43号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第44号 財産の取得について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第45号 平成26年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 議案第46号 平成26年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第10 議案第47号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第11 議案第48号 平成26年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第12 議案第49号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第13 議案第50号 平成26年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑・付託)

- 日程第14 議案第51号 平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第15 議案第52号 平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第16 議案第53号 平成26年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第17 議案第54号 平成27年度吉岡町一般会計補正予算(第2号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第18 議案第55号 平成27年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第19 議案第56号 平成27年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第20 議案第57号 平成27年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第21 議案第58号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第22 議案第59号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第23 議案第60号 平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第24 議案第61号 平成27年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第25 同意第5号 吉岡町教育委員会委員の任命について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第26 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第27 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第28 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第29 請願第1号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書提出の請願  
(趣旨説明・付託)

日程第30 請願第 2号 「平和安全法制」(国際平和支援法:海外派兵恒久法と平和安全法制整備法:一括改定法の実質11法案)に断固として反対し、この法案を廃案にすることを強く求める請願

(趣旨説明・付託)

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	馬場周二君
15番	小池春雄君	16番	岸祐次君

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小淵莊作君
財務課長	大澤弘幸君	町民生活課長	大井力君
健康福祉課長	福田文男君	産業振興室長	高田栄二君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	大塚幸宏君
教育委員会事務局長	南雲尚雄君	代表監査委員	落合一宏君

---

## 事務局職員出席者

事務局長 大井隆雄 主任 青木史枝

議長（岸 祐次君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成27年第3回吉岡町議会定例会が開催されます。

開会に先立ち、皆様にお伝えします。

本日開会の本会議から、議場における審議の様子がインターネットを介して生中継されることになりました。議会の傍聴をしたくても議場まで来ることができない皆様にも、インターネットを通じて議会を見ていただくことができました。情報技術をさらに活用し、開かれた議会を目指して、議会の活性化を図ってまいりたいと思っております。

ここで、石関町長より発言の申し入れがありましたので、これを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第3回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

本日、9月定例議会が議員各位出席のもと開会できますことに、心から感謝を申し上げます。

このところぐずついた天気が続いていますが、まだまだ残暑が盛り返す日もあるかと思っております。しかし、季節は確実に変わっていることが朝晩に感じられるきょうこのごろでもあります。

これから台風の接近や大雨による被害が心配される季節でもあります。幸い吉岡町には、今のところは被害もなく安堵しているところでもありますが、防災対策には一層気を引き締めて臨んでいかなければならないと思っております。

私は、8月2日に開催された大樹町の清流まつりに参加してきました。好評だった「流しそうめん」も昨年はそうめんの量が少ない印象を受けましたので、今年は量を増やして送りましたところ、大変好評で、子供たちからお年寄りまで大勢の方に喜んでいただきました。

ことし3年目となりました北海道大樹町への子ども交流事業は、30名の児童が参加し実施することができました。子供たちにとって、大自然の体験が大きな財産となり、将来に夢を膨らませることができたのではないかと思っております。

さて、本定例会では、平成26年度の一般会計並びに特別会計、企業会計の決算認定を初めとする議案21件、報告1件、同意1件、諮問3件を上程させていただきました。議案21件のうち9件が平成26年度の決算認定、8件が補正予算であります。何とぞ慎重審議の上、いずれも原案のどおり認定、可決、及び同意くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

なお、既にご存じの議員さんもいらっしゃると思いますが、富岡産業建設課長には、8月27日の夜に入院しました。現在は、昨日3日に退院できましたが、自宅療養となっております。つきましては、産業建設課長にかわりまして、高田産業振興室長を出席させております。どうか、議員各位の特段のご理解をお願い申し上げまして、定例会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日は大変お世話になります。

---

## 開会・開議

午前9時35分開会・開議

議長（岸 祐次君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、平成27年第3回吉岡町議会定例会を開会します。  
これから、本日の会議を開きます。

---

## 諸般の報告

議長（岸 祐次君） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。  
諸般の報告はお手元に配付しました目次にある8項目であります。各自お目通しいたゞき、諸般の報告といたします。  
議事日程（第1号）により、会議を進めます。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岸 祐次君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、7番高山武尚議員、8番村越哲夫議員を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定

議長（岸 祐次君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
会期の決定は、議会運営委員会に付託してありますので、小池委員長からの委員長報告を求めます。  
小池議員。

〔議会運営委員長 小池春雄君登壇〕

議会運営委員長（小池春雄君） それでは、報告します。

去る8月28日、全員協議会室におきまして、町側より三役、関係課長の出席を求め、議長、委員全員の出席で、平成27年度第3回吉岡町議会定例会の議事日程について協議を行いました。

今定例会は、本日9月4日より9月18日までの15日間とします。一般質問は7日、8日の2日間とし、一般会計決算審査は、9、10、11日の3日間とします。各常任委員会、特別委員会審査は、14日から17日までの4日間です。最終日を18日とするものであります。

なお、詳細につきましてはお手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上、委員長報告とします。

議長（岸 祐次君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの小池委員長の報告のとおり、会期は本日9月4日から18日までの15日間としたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの15日間と決定しました。なお、日程はお手元に配付したとおりであります。

---

### 日程第3 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について

議長（岸 祐次君） 日程第3、報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率報告についてを議題といたします。

石関町長より報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 報告いたします。

報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてご説明申し上げます。

町では平成26年度の決算に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業ごとの資金不足比率を算定し、8月3日に監査委員の審査を受けましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によって議会に報告をするものであります。

実質公債費比率は10.0%、将来負担比率は1.9%で、いずれの数値も早期健全化基準等を下回っております。

詳細につきましては、財務課長をして報告させます。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 健全化判断比率及び資金不足比率報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。いずれも平成26年度の決算に基づき算定した数値でございます。

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標のことをいいます。

まず、実質赤字比率でございますが、これは一般会計、学校給食事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。実質赤字額はありませんでした。

次に、連結実質赤字比率でございますが、これは一般会計、特別会計の全てを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。全ての会計において資金不足はなかったため、実質赤字額はありませんでした。

次に、実質公債費比率ですが、公債費や公債費と似た性質を持つ経費が一般財源のうちどのくらいの割合を占めているかを指標化したものでございます。早期健全化基準は25%でございます。吉岡町は10.0%でした。前年度は9.5%でした。0.5ポイント率が悪くなった要因といたしましては、実質公債費比率の計算式において分子の元利償還金及び準元利償還金が増額し、分母においては普通交付税の減額などにより標準財政規模が減少したことによるものです。

次に、将来負担比率でございますが、将来負担比率は、一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担金等の現時点での残高の程度を指標化いたしまして、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。早期健全化基準は350%でございます。吉岡町では1.9%でした。前年度は10.7%であり、8.8ポイント率が改善されました。改善の理由としては、将来負担比率の計算式の分子において地方債現在高の減少が大きかったことと、将来負担額から差し引く充当可能基金額である財政調整基金等の増により分子が減少したことによります。分母においては普通交付税の減額により標準財政規模が減少しましたが、分子における減少額が上回ったために比率が下がり、8.8%改善となりました。

次に、資金不足比率でございますが、公営企業などの資金の不足額の事業の規模に対する比率ですけれども、公共下水道事業、農業集落排水事業、水道事業、いずれも資金の不足はありませんでした。

なお、監査委員さんには、平成27年8月3日に審査をお願いし、平成27年8月6日付で審査結果報告をいただいております。審査した結果、適正に算定及び作成がされているとの確認をいただきました。

本町の比率につきましては、いずれも早期健全化基準等を下回っておりますが、さらに財政の健全化に努める必要があると考えております。

以上です。

議長（岸 祐次君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） この報告の中でございますが、特に財政健全化に対しまして、実質公債費比率についてでございます。

昨年もこの報告につきまして、監査委員の意見・要望の欄で、財政健全化に関する4指標について審査したが、実質公債費比率については比率が上昇している、各事業を精査する中で比率を下げる努力をされたいとの意見と要望がありました。

財政健全化判断比率の中で、実質公債費比率に関しましては、年度で見ましても、平成24年度が9.0%、25年度が9.5%、26年度が10.0%と、5%ずつ上昇しているわけでございます。

会社経営をしている観点から見ましても、元利子返済率が、いわゆる借入金返済が10%を超えると資金繰りが厳しい状態になってくるわけでございます。まして、18%を超えますと、倒産の憂き目とは言いませんが、それに近くなってくるわけございまして、上昇した理由といたしましては、臨時財政対策債等の元利償還金が増加したため比率が上昇したとの説明がありました。調べてみますと、臨時財政対策債の平成24年度末の現在高が27億818万8,000円、25年度末の現在高が28億9,712万3,000円で、1億1,693万5,000円の増、元利償還額が平成25年度1億9,325万1,000円、26年度が2億2,537万4,000円、3,212万3,000円の増となっております。いわば、約25億円の借金に対して、年間2億3,000万円を返済してもらっているわけでございます。莫大な金額と思っております。やはり比率を下げる努力が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

しかも、今回一般会計補正予算（第2号）におきまして2億7,000万円を4,790万円の増で3億1,790万円と、発行可能限度額の確定に伴う増としております補正であります。負債はあつて当然でしょうが、安易に補正するのはいかななものかと思うわけでございます。これに関してお答えいただきたいと思っております。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 臨時財政対策債につきましては、元利償還金につきましては、基準財政需

要額の基礎数値の中に基準財政需要額として算定されるということでありまして、その元利償還金については交付税措置されるということですが、先ほど議員さんがおっしゃったように、これも借金でございますので、起債全般につきましてこの実質公債費比率を下げるために今後なるべく交付税措置のある有利な起債を選定するか、計画的な起債事業の実施、あるいは国庫補助金の有効活用というようなことで、なるべく起債を減らす努力をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（岸 祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 今、財務課長がおっしゃるとおり、実際借金でございます。これに関しては、どこの経営者もある程度頭を痛めているところがありますが、公益団体といたしましても、そこら辺の比率は下げていく努力をしていただきたいと思っております。

以上であります。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

---

#### 日程第4 議案第41号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第4、議案第41号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨を踏まえ、吉岡町個人情報保護条例におきましても、保有特定個人情報の利用及び提供の制限等についての規定を追加し、また、同法との整合性を図ることから、所要の改正をお願いするものであります。

詳細につきましては総務政策課長より説明させますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵 莊作君発言〕

総務政策課長（小淵莊作君） 平成25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布されたことを受け、平成27年10月には国民一人一人に個人番号の付番、また平成28年1月からは同法に基づく社会保障・税番号制度がスタートいたします。

この制度の上では、個人番号をその内容に含む個人情報を「特定個人情報」と定義し、より厳格な保護措置のもと、行政機関等の中で情報連携することになります。

同法の保護措置の定め方は、同法から地方公共団体に対して直接適用される規定と、同法第29条及び第30条から法律にのみ読みかえが限られ地方公共団体に対して適用がされない規定がございます。

このため、同法第31条において、「地方公共団体は、保有する特定個人情報の適正な取り扱いの確保、並びに特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとする」と規定されていることから、特定個人情報の取り扱いを国に準じたものとするため、吉岡町個人情報保護条例について一部改正をお願いするものでございます。

それでは、改正点を新旧対照表でご説明させていただきます。

今後説明させていただく上では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」は「番号法」と言い改めさせていただきます。

新旧対照表1ページをごらんください。左は「新」になっておりますけれども、「新」が改正案になっております。

1ページをごらんいただきたいと思いますが、改正案第2条第6号から第9号の新設、そしてそれを受けて第6号は第10号に号番号を繰り下げるものでございます。

現在の個人情報等に関する定義に加え、新たに特定個人情報を第6号、情報提供等記録を第7号、保有特定個人情報を第8号、特定個人情報ファイルを第9号として規定するものでございます。

1ページ下の部分から2ページをごらんいただきたいと思いますが、改正案第12条見出し及び同条第1項の字句を改めるものでございます。

特定個人情報の利用及び提供の制限については、新設する改正案第12条の2及び第12条の3の扱いとすることから、第12条の見出しの改正、同様に本条においては保有特定個人情報を適用除外とする旨規定を改めるものであります。

2ページから3ページをごらんいただきたいと思いますが、

改正案第12条において適用除外とした保有特定個人情報の利用の制限についてを改正案第12条の2、提供の制限についてを改正案第12条の3として新設するものでございます。

3ページをごらんください。

改正案第13条の字句を改めるものでございます。改正案12条の3を受けて、この条については保有特定個人情報を適用除外とする旨の規定を改めるものであります。

3ページ下の部分から4ページをごらんいただきたいと思います。

改正案第15条第2項を全て改めるものでございます。現在の保有個人情報に係る代理請求権者の範囲は同様とし、新たに保有特定個人情報の場合について規定するものでございます。

次に、改正案第16条第2項の字句を改めるものでございます。改正案第15条第2項の省略規定を受けて改めるものでございます。

次の改正案第17条第1項の字句についても改め、同様の理由でございます。

続いて、4ページ下の部分から5ページをごらんいただきたいと思います。

改正案第24条第1項に字句を追加するものでございます。開示請求に係る事案の移送において、情報提供等記録を適用除外する旨字句を追加するものでございます。

次に、改正案第27条第1項の字句を改めるものでございます。この項については、保有特定個人情報を適用除外とする旨の規定を改めるものでございます。

5ページ下の部分から6ページをごらんいただきたいと思います。

改正案第29条第1項及び同条第2項の字句を改めるものでございます。第29条第1項から字句を削る改正は、同条を改正案37条第1項及び第2項において引用する旨規定することから、所要の改正を行うものでございます。第29条第2項は、改正案第15条第2項の省略規定を受けて改めるものでございます。

次の改正案第30条第3項の字句の改めも同様の理由でございます。

6ページ下の部分から7ページにかけてでございますけれども、改正案35条第1項に字句を追加するものでございます。訂正請求に係る事案の移送において、情報提供等記録を適用除外する旨字句を追加するものでございます。

次に、改正案第36条第1項の字句の改め及びそれを受けて号を新設するものでございます。現在の保有個人情報を訂正した場合の、その旨の通知先は同様とし、新たに情報提供等記録の場合についてを規定するものでございます。

次に、7ページの下の部分から8ページ、9ページまでございますけれども、改正案37条第1項の字句を改め、同条第2項の新設に伴い第2項は字句を改め第3項に、第3項は字句を加え第4項に改めるものでございます。第37条第1項の字句改めは、改正案第29条第1項の字句削除を受けた同条の引用、また新設する第2項と区分するため、この項について保有特定個人情報を適用除外する旨字句を追加するものでございます。

同条第2項は、前項において適用除外とした保有特定個人情報に関し、この項について

情報提供等記録を除く利用の停止、消去または提供の停止を、改正案第29条第1項の字句削除を受けた同条の引用を含め、新設するものでございます。

同条第3項は、改正案第15条第2項の省略規定を受けて改めるものでございます。また、同条第2項の新設を受けて字句改め及び項番号を繰り下げるものでございます。

同条第4項は、次条から第40条まで情報提供等記録を適用除外とする旨字句を追加するもの、また同条第2項の新設を受けて項番号を繰り下げるものでございます。

9ページ中ほどをごらんいただきたいと思います。

改正案第38条第2項の字句を改めるものでございます。第38条第2項の引用先である改正案第37条第2項の新設を受けて字句を改めるもの、また改正案第15条第2項の省略規定を受けて改めるものでございます。

それでは、議案書に戻っていただきまして、議案書の3ページをごらんいただきたいと思います。

附則でございますが、本条例の施行期日は番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日とし、平成28年1月1日となるものでございます。

次に、ただし書きに規定する各号列記した施行期日でございます。第1号に規定する改正案第12条の3においては、番号法の施行の日とし、平成27年10月5日となるものでございます。第2号に規定する改正案第36条第2号においては、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日とすることで、平成29年1月が予定されているものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第41号は、総務常任委員会に付託します。

---

## 日程第5 議案第42号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第5、議案第42号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例。

本議案は、近年の社会情勢の変化に伴い、職員の定数の適正化を図るため、所要の改正をお願いするものであります。

詳細につきましては総務政策課長より説明させますので、審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵莊作君発言〕

総務政策課長（小淵莊作君） それでは、議案第42号は、近年の人口の増加並びに多様化する行政ニーズ及び高度化する行政、国・県からの移譲事務の増加等に対応するため、吉岡町職員定数条例の一部改正をお願いするものでございます。

第1条中「臨時又は非常勤の職員」とあるのを「臨時的任用職員又は非常勤の職にある者」に改めるものでございます。

第2条第1項第1号中「81人」を「102人」に、第2号中「6人」を「8人」に、第3号中「2人」を「3人」に、第7号中「12人」を「20人」に改め、第9号は削除となっております。第9号については、来年度より給食センターの業務が業務委託となることにより削除するものでございます。

次に附則でございますが、本条例の施行期日を平成28年4月1日とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第42号は、総務常任委員会に付託します。

---

## 日程第6 議案第43号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第6、議案第43号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第43号につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律、マイナンバー制度の施行に伴い、番号通知また番号カードの再交付手数料を定めるため、このたび吉岡町手数料条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては町民生活課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） このことにつきましては、マイナンバー制度（社会保障・税番号）の導入につきまして、平成27年10月から住民票を有する方全員に個人番号を付番し通知カードにより通知され、また平成28年1月から本人からの申請により個人カードを交付するものとされています。

いずれのカードも初回の交付手数料につきましては国の負担により無料となっておりますが、紛失・破損等により再交付する際の手数料は国の負担がないため、総務省の示す基準額を参考に有料とし再交付手数料について定める必要があるため、吉岡町手数料条例の一部を改正するものであります。

それでは、条例の改正点につきまして、議案書の2分の1ページでしょうか、新旧対照表にて説明させていただきます。

初めに、第1条によりまず改正でございます。別表（第2条関係）の10の項から35の項までを1項ずつ繰り下げ、9の次に新設といたしまして、「10 個人番号通知カードの再交付 1件 500円」を加えるものでございます。

続きまして、第2条による改正でございますが、次のページをごらんいただきたいと思います。

11の項に「住民基本台帳カードの再交付 1件 500円」を、左側の新設でございます、「11 個人番号カードの再交付 1件 800円」に改めるものでございます。

なお、第1条の個人番号通知関係につきましては平成27年10月5日、第2条個人番号カード関係につきましては平成28年1月1日よりの施行とさせていただくものでございます。

よろしく申し上げます。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第43号は、総務常任委員会に付託します。

## 日程第7 議案第44号 財産の取得について

議長（岸 祐次君） 日程第7、議案第44号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

南下城山防災公園事業用地に供するための土地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、ただいま開会のときに申し上げたとおり産業課長がおりませんので、総務課長より説明させます。

議長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） それでは、議案書をごらんいただきたいと思います。

取得する土地の所在地でございますけれども、群馬県北群馬郡吉岡町大字南下175番地1、地積が5,340.00平方メートル、取得価格につきましては4,816万7,000円、取得の相手方は群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地、吉岡町土地開発公社でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条中、土地については、「1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る」とありますので、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 1点だけお聞きします。

土地売買仮契約書の契約者が、甲が吉岡町土地開発公社常務理事、乙の吉岡町が吉岡町副町長となっておりますけれども、ほかのところでは町長の名前が使われるかなと思うんです。この理由をご説明ください。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 町と公社の合意につきましては、町長が双方の代表者であると利益相反行

為ということで、民法第108条によりまして、町は町長から権限委任を受けた職員、そして後者は町長以外の理事で締結をしないと、利益相反行為ということで無効な合意となるということでございますので、こういった形で契約を締結しております。

以上です。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第44号は、産業建設常任委員会に付託します。

ここで休憩します。再開を10時30分とします。

午前10時12分休憩

---

午前10時30分再開

議長（岸 祐次君） 会議を再開します。

---

議長（岸 祐次君） 石関町長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 決算認定に入る前に、平成27年6月5日に開会されました第2回定例会において報告第4号として報告させていただきました平成26年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書について、内容の一部を訂正させていただきたいため、大変申しわけありませんが、正誤表を配付させていただきました。

詳細につきましては財務課長より説明させていただきますので、今後このような誤りのないよう、十分注意してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） それでは、大変申しわけありません。平成27年第2回定例会で報告させていただきました平成26年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書の訂正について、お手元にお配りさせていただきました平成26年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書（報告第4号）正誤表で説明させていただきます。

内容は、繰越明許費の2款総務費1項総務管理費、事業名社会保障・税番号制度システム（厚生労働省分）整備事業の財源内訳の未収入特定財源の欄につきまして、上の表の下線部分で「県支出金」となっておりましたのが誤りで、正しくは下の表の下線部分にあるように「国庫支出金」でございました。正しくは「国庫支出金」ということでございます。

今後十分チェックを行いまして、このような誤りのないように気をつけてまいりたいと

思います。大変申しわけありませんでした。

なお、今回の決算認定で添付させていただいた平成26年度決算参考資料の資料番号7、繰越明許費繰越計算書も同様に「県支出金」となっておりますので、訂正版を配付させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。申しわけありません。

---

## 日程第8 議案第45号 平成26年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（岸 祐次君） それでは、日程第8、議案第45号 平成26年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について。

議案第45号 平成26年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度吉岡町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

以下、詳細につきましては会計課長より説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 守田会計課長。

〔会計課長 守田 肇君発言〕

会計課長（守田 肇君） それでは、本決算書は、1ページから366ページまでとなっています。

ことしから主要施策の成果説明を別冊としています。また、配付しました平成26年度決算参考資料のうち、資料番号1の一般会計主要事業決算状況一覧表の構成は、今までの総合計画での分野別の順から、決算書に沿って、款、項、目の順としました。資料番号9の用語解説まで添付していますので、参考にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、決算書の3ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額62億4,108万3,600円、歳出総額61億2,266万6,196円、歳入歳出差し引き額1億1,841万7,404円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額6,110万7,000円、実質収支額5,731万404円です。

実質収支のうち地方自治法第233条の2項の規定による基金繰入額はありません。

4ページから5ページは一般会計歳入歳出決算書の歳入の部分です。

8ページから11ページは、その歳出となっています。

12ページ、13ページは、歳入歳出事項別明細書の総括で、歳入の部となっています。

14ページからの事項別明細書で説明いたします。

1款1項の町税、町民税の収入済額11億129万2,976円、不納欠損額187万8,151円、収入未済額5,131万5,780円です。不納欠損額の該当者は、個人、法人合わせて30人です。2項固定資産税、収入済額10億5,999万146円、不納欠損額501万8,770円、収入未済額9,931万3,016円。3項軽自動車税、収入済額5,445万7,065円、不納欠損額9万8,181円、収入未済額166万9,856円。4項町たばこ税、収入済額1億7,643万5,095円。5項入湯税、収入済額1,281万8,820円です。

町税の収入状況は、主要施策の成果説明書の37ページをごらんください。

町民税個人、法人、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税が、24年度から26年度までの収入状況となっています。

26年度の列、町民税、個人、現年、滞納の収納割合は、個人の計94.9%、法人の計98.1%です。以下、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、それぞれの収入割合、構成比、前年対比となっています。

不納欠損額については、添付資料6に年次推移として、一般会計、特別会計まで記載しています。1ページは一般会計、2ページ、3ページは特別会計となっています。

最初に戻っていただきまして、14ページ、15ページ、1項町民税、収入未済の該当者は、個人、現年度課税分208人が該当します。法人は、現年課税分9社となっています。2項固定資産税、収入未済額の該当者は、現年課税分206人となっています。3項軽自動車税、収入未済額の該当者は、現年課税分94人です。

2款から11款については、国または県が徴収して定められた割合によって譲渡、または交付されるものです。

2款地方譲与税、収入済額8,435万6,000円、3款利子割交付金、収入済額365万5,000円。

16、17ページに移ります。

4款配当割交付金、収入済額1,526万6,000円。5款株式等譲渡所得割交付金、収入済額894万2,000円。6款地方消費税交付金、収入済額1億9,659万5,000円。7款ゴルフ場利用税交付金、収入済額140万4,460円。8款自動車取得税交付金、収入済額1,163万1,000円。9款地方特例交付金、収入済額2,166万3,000円。

18ページ、19ページに移ります。

10款地方交付税、収入済額12億196万円。11款交通安全対策特別交付金、収入済額396万3,000円です。

成果説明書の24ページをお願いいたします。

歳入状況として、地方税から地方債まで、決算構成比、増減率をそれぞれ記載しております。

決算参考資料の資料番号9、語句の解説ですが、5ページから8ページには地方譲与税から交通安全対策特別交付金の解説を記載しております。

決算書の18ページ、19ページに戻りまして、12款の分担金及び負担金、1項の負担金、収入済額1億5,760万3,200円、1目民生費負担金2節児童福祉費負担金、保育関係の保護者負担金において、不納欠損額81万4,000円、収入未済額650万7,700円です。不納欠損額の該当者9名です。収入未済額該当者は62人です。

13款使用料及び手数料、収入済額3,556万8,880円。1項の使用料、1目から4目まで、1目農林水産使用料、収入済額390万7,000円。

20ページ、21ページに移ります。

2目土木使用料1,507万8,708円、2節住宅使用料391万7,130円の収入未済額については、該当者現年度分7人、過年度分9人の計16人です。3目教育使用料486万5,175円、4目民生使用料53万3,500円です。2項手数料、1目から3目まで、収入済額1,118万4,497円です。

22、23ページに移ります。

14款の国庫支出金、1項国庫負担金、収入済額5億4,783万884円。

24ページ、25ページに移ります。

2項の国庫補助金、収入済額2億2,228万6,320円。

参考資料番号ナンバー2、一般会計歳入年次推移（収入済額）をごらんください。

ナンバー2の収入済額では、一般会計の歳入で、町税から21款の町債まで記載されておりますが、一般会計の歳入で14款国庫支出金は、前年比で95.4%となっております。いわゆる前年比等を記載しております。

決算書22ページに戻っていただきまして、14款国庫支出金の収入済額7億7,526万1,206円、収入未済額6,341万4,000円です。これは、25ページ、1節土木費国庫補助金で1,232万円、収入未済額は社会資本整備総合交付金（駒寄スマートIC）の事業繰り越しによるもの、26ページ、27ページ、6目総務費国庫補助金1節総務費国庫補助金5,109万4,000円の収入未済額は事業の繰り越しによるもので、社会保障・税番号制度国庫補助金、地域活性化・地域住民生活等支援交付金（地域

消費喚起・生活支援型）、同（地域創生先行型）を合わせた5, 109万4, 000円となります。

15款の県支出金、収入済額5億4, 333万6, 641円、収入未済額3億819万2, 654円については、30ページ、31ページの2目民生費県補助金6節児童福祉費県補助金の群馬県安心こども基金事業（保育所等緊急整備事業）県補助金を繰り越したものの1億7, 308万円と、32ページ、33ページの4目農林水産業費県補助金1節農業振興費県補助金、被災者向け経営体育成支援事業の繰り越しによるもの1億3, 511万2, 654円を合わせた収入未済額となります。

34ページ、35ページ、3項県委託金、収入済額4, 521万4, 135円です。

36ページ、37ページに移ります。

16款の財産収入、収入済額794万7, 635円、1項2目利子及び配当金はその主なものとなります。財政調整基金利子から収入印紙等購買基金利子まで、収入済額556万251円です。

17款1項寄附金、収入済額同額の1, 332万8, 000円。37ページに記載のとおりに、一般寄附金1, 054万3, 000円、ふるさと納税278万5, 000円です。一般寄附金として、群馬県町村会より1, 000万円と特別会計収益金として49万3, 000円の収入がありました。また、ふるさと納税は、23件分となっています。

18款繰入金、収入済額3, 392万8, 365円。

38ページ、39ページに移ります。

1項1目の特別会計繰入金、収入済額370万2, 365円、介護保険事業特別会計から住宅新築資金等貸付事業特別会計の繰り入れです。2項の基金繰入、収入済額3, 022万6, 000円、渇水対策施設維持管理基金繰入金2, 572万6, 000円と教育文化振興基金繰入金450万円です。

19款1項の繰越金、収入済額3億1, 373万8, 225円、25年度の繰越金です。このうち2, 674万6, 000円は繰越明許です。

20款諸収入、収入済額6, 844万1, 886円。1項の延滞金加算金過料、収入済額887万9, 153円、1, 351件分。

40ページ、41ページに移ります。

2項預金利子なし。3項貸付金元利収入、収入済額500万円、勤労者生活資金融資預託金です。4項受託事業収入、収入済額600万円、渇水対策施設管理費（水道分）です。5項雑入、収入済額4, 856万2, 733円です。1目滞納処分費13万5, 000円、3目雑入4, 842万7, 733円です。雑入の主なものは、1節実費徴収金386万2, 000円の検診負担金と雑入4, 456万5, 733円となり、41ページから45ペー

ジに記載のとおりです。雑入の主なものは、41ページ、防火水槽移設工事補償費438万500円、高崎渋川バイパスに伴う補償工事です。43ページ、オータムジャンボ宝くじ市町村交付金351万円、45ページ、地域活動支援センターよしおか負担金1,294万1,200円、低炭素価値向上に向けた二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金401万7,000円、防犯灯のLED化に伴う補助等です。

21款の町債、収入済額3億3,750万円、これは臨時財政対策債です。

成果説明27ページに、地方債の状況として、26年度発行額はこの臨時財政対策債のみとして3億3,750万円となっております。

以上、歳入の説明といたします。

46ページ、47ページは、歳出の総括となります。

48ページ、49ページの事項別明細書で説明いたします。

1款1項の議会費です。支出済額1億260万8,033円。主なものは、1節報酬3,880万4,000円、18節備品購入費267万8,400円は議会映像放映機器です。平成26年度決算参考資料、資料番号1、平成26年度主要事業決算状況一覧表の1ページに記載のとおりです。

この一般会計主要事業資料決算状況一覧表の1ページですが、款、項、目、区分、事業名、決算額（予算額）、決算額内訳、財源内訳、事業内容及び実績、課名（室名）、分野となっております。本年度からこの一般会計主要事業決算状況一覧は、先ほども説明しましたが、款、項、目ごとに編成しております。今後、決算の参考としてごらんください。

決算書50ページ、51ページ、2款の総務費、支出済額8億6,430万3,227円。主要事業決算一覧は1ページです。1項総務管理費、支出済額7億2,505万8,338円。主なものは、補助金等審査委員会35万4,156円。内訳は、1節報酬34万1,800円のうち26万4,000円、8節報償費51万2,968円のうち8万4,000円。

決算書、52、53ページに移ります。

11節需用費270万611円のうち6,156円の食料費としての支出です。13節委託料4,221万1,678円のうち自治会事務委託料3,476万1,600円。

資料番号4をごらんください。ここには、自治会関係支出金一覧で、本委託料、補助金を記載しています。あわせてごらんください。

決算書、53ページ、平成26年度主要事業決算状況一覧、以下「主要事業一覧」は2ページとなります。

14節使用料及び賃借料271万8,500円のうち121万2,750円は住民広場の支出。19節負担金、補助及び交付金、以下「負補交」。

決算書55ページに移ります。

自治会振興助成金、自治会連合会活動補助金、集会施設地代助成事業補助金、集会施設等整備事業補助金、魅力あるコミュニティ助成事業助成金、集会施設維持管理における交付金まで、合わせて932万750円の支出は自治会活動支援事業。

決算書56ページ、57ページに移ります。

5目財産管理費11節1、495万5,991円のうち消耗品費(施設管理費)87万2,175円のうち4万4,230円は、節電対策事業(グリーンカーテン)です。

決算書58ページ、59ページに移ります。

6目企画費、支出済額1、588万3,634円です。主なものは、8節報償費15万6,000円、公共交通マスタープラン策定委員謝礼、11節需用費197万8,362円のうち食料費6,372円、13節委託料539万2,563円のうち254万8,800円は公共交通マスタープラン策定業務委託料、合わせて271万1,171円の支出は、公共マスタープランの策定業務です。

決算書60ページ、61ページに移ります。主要事業は3ページに移ります。

8目諸費13節委託料404万6000円のうち401万7,600円は、防犯灯交換工事調査委託、14節使用料及び賃借料17万4,981円は防犯灯リース料、合わせて419万2,581円は、防犯灯LED化事業としての支出です。11節需用費22万6,883円のうち14万8,345円は防犯用事務・事業用品。12節役務費1万5,880円のうち9,900円は防犯活動保険料。15節工事請負費29万1,956円は防犯灯設置工事費。19節負補交2,905万3,059円のうち5万2,000円は渋川地区広域暴力団排除推進協議会負担金。

決算書、62、63ページに移ります。

41万円は県防犯連渋川支部会費、49万9,200円は防犯灯電気料補助金、10万円は防犯委員会補助金、合わせて151万1,401円は、防犯事業としての支出です。10目交通対策費15節工事請負費663万9,840円は、道路交通安全施設工事、道路交通安全施設整備事業としての支出です。

決算書64ページ、65ページに移ります。主要事業は4ページです。

14目温泉事業費2,411万4,421円は、吉岡町緑地運動公園及びリバーピア吉岡管理委託としての支出。

決算書70ページ、71ページに移ります。

2目県議会議員選挙費248万3,352円、県議会議員選挙費59万381円、県議会議員補欠選挙費189万2,971円です。

主要事業一覧は5ページです。

3目農業委員会委員選挙30万7,496円は、農業委員会委員選挙としての支出です。  
4目衆議院議員選挙費792万6,595円は、衆議院議員選挙としての支出です。

決算書74ページ、75ページに移ります。主要事業一覧は7ページです。

1目社会福祉総務費3節職員手当等、時間外手当（臨時福祉給付金給付事業）23万259円、7節賃金63万1,422円、11節需用費、消耗品費と印刷製本費（臨時福祉給付金給付事業）23万8,001円、12節役務費、郵便料、口座振替手数料（臨時福祉給付金給付事業）83万3,485円、13節委託料、電算業務委託料（臨時福祉給付金給付事業）260万8,077円です。

決算書76ページ、77ページに移ります。

19節負補交3,281万5,000円、臨時福祉給付金、合わせて3,803万7,405円は、臨時福祉給付金事業としての支出です。なお、共済費、嘱託職員の賃金は、別の目からの支出となります。

決算書、76ページ、77ページ、主要事業は8ページです。

19節負補交3,147万円、子育て世帯臨時給付金としての支出、事業の総額は3,458万538円です。消費税の引き上げに際し、子育て世帯の影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点での内容。同じく19節負補交286万円、大雪被害見舞金（住宅等）（繰越明許）です。62万円、大雪被害見舞金、平成26年2月14日の大雪被害の見舞金です。

決算書78ページ、79ページに移ります。主要事業は9ページです。

4目老人福祉費13節委託料50万8,000円は、ふとん乾燥消毒サービス事業254件、同じく13節66万2,256円は、一人暮らし老人緊急通報システム設置事業、設置者20名。20節扶助費523万円は、敬老祝金品支援事業として、その他、8、11節の一部支出による本事業となります。20節扶助費456万円は、ねたきり老人介護慰労金事業として、住宅で介護をしている介護者の労をねぎらうためのもの。28節繰出金1億7,428万4,586円は、介護保険事業特別会計繰出金としての支出です。

決算書80ページ、81ページに移ります。主要事業は、10ページ、11ページです。

6目障害者福祉費19節負補交と20節扶助費の支出を主に、障害者自立支援事業となります。事業総額は2億3,299万6,308円、障害者福祉サービスが必要と認められた申請者に対して実施しています。

決算書82ページ、83ページ、主要事業、11ページです。

7目医療福祉費20節扶助費1億9,128万166円の支出を主に、医療費無料化事業です。社会保険等で医療を受けた場合の自己負担を公費で負担するものです。

決算書84ページ、85ページに移ります。

9目老人福祉センター費13節委託料1, 776万円の支出は、吉岡町社会福祉協議会を指定管理者としての委託料です。10目後期高齢者医療費28節3, 674万9, 742円は、後期高齢者医療特別会計への繰出金です。

決算書、86ページ、87ページに移ります。主要事業、12ページです。

2項1目児童福祉総務費13節委託料394万2, 000円は、子ども・子育て支援事業計画策定業務の主たる支出です。5年間における子ども・子育て支援について計画を策定したもの。2目児童手当費20節扶助費4億657万5, 000円は、児童手当費支給事業としての支出、児童の年齢に応じての手当の支給をしたもの。

88ページ、89ページに移ります。

3目児童保育費13節委託料5億2, 215万5, 010円は、保育所運営委託としての主たる支出です。町内外の認可保育所に対するの委託料の支出。同目19節負補交、保育充実促進費補助金1, 478万275円を主たる支出とした保育所補助事業、通常以外の業務を実施している保育所に対するの補助を行い、児童福祉の向上に寄与するものです。

決算書、90ページ、91ページに移ります。主要事業は13ページです。

5目学童保育事業費13節委託料991万1, 540円は、学童クラブ指定管理委託料としての支出を主たる支出とした学童クラブ管理業務、吉岡町社会福祉協議会に指定管理者として、効率的な運営を図る。同目学童保育事業費15節工事請負費1, 217万7, 160円の支出は、学童クラブの改修費と（仮称）明治第2学童のクラブ改修費です。この支出を主として学童クラブ改修等事業、増加する学童利用希望者に対応するためのものです。

決算書、94ページ、95ページに移ります。主要事業は14ページです。

1目保健衛生総務費19節負補交599万8, 000円は、住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金としての支出、環境負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図るためのものです。28節繰出金1億1, 187万2, 813円は、国民健康保険事業特別会計繰出金としての支出。

決算書、96ページ、97ページに移ります。

3目母子衛生費13節委託料2, 042万9, 980円は、妊婦健康診査委託料としての支出。19節負補交と合わせて、妊婦健康診査支援事業、全妊婦を対象に健康診査を実施し、母体や胎児の健康確保を図るものです。

4目健康増進費13節委託料198万7, 200円は、よしおか健康No.1プロジェクト事業委託料としての支出。19節負補交105万4, 146円は、同事業の補助金としての支出。健康づくり推進員の養成、地域への啓蒙の委託事業と事業支援の補助を行いました。

決算書、99ページに移ります。

同目健康増進費13節委託料2,236万8,160円、健康診査等委託料の一部。2,104万15円の支出を主としてがん検診事業、がん検診を実施することで、疾病の早期発見・早期治療につなげるものです。主要事業は15ページです。

5目環境衛生費19節負補交333万7,000円は、浄化槽設置事業費補助事業としての支出。単独浄化槽やくみ取り式から合併浄化槽への転換を促進するものです。

決算書、100ページ、101ページに移ります。主要事業は15ページです。

2目塵芥処理費19節負補交463万9,630円は、資源ごみ回収事業補助金としての支出。ごみの減量、資源の再利用及び地域コミュニティの育成を促進するものです。

5款1項1目労働費19節負補交1,335万円は、勤労者住宅資金利子補給事業としての支出。21節貸付金500万円は、勤労者生活資金融資預託金事業としての支出。

決算書、106ページ、107ページに移ります。

6款1項3目農業振興費19節負補交975万円は、青年就農給付金事業としての支出。4目畜産振興費19節負補交40万円は、畜産振興（悪臭対策）事業での支出。5目農地費19節負補交770万円は、小規模農村整備事業としての支出。

決算書、108ページ、109ページに移ります。主要事業一覧は16ページです。

同目19節負補交1,289万8,552円は、群馬用水施設緊急改築事業での支出。主要事業一覧は、17ページです。

6目13節委託料716万9,040円は、主な支出で、6目全体が地籍調査費となります。7目漏水対策施設維持管理費11節需用費2,867万5,794円は主に電気料の支出で、漏水対策施設管理業務の主な支出です。

決算書110ページ、111ページに移ります。主要事業は18ページ。

13節委託料178万2,000円は、高崎渋川バイパス3期工区管路施設移設業務委託の漏水対策管路施設移設工事によるものです。

8目農業集落排水事業費1億2,502万1,311円は、農業集落排水事業特別会計への繰出金です。

決算書、112ページ、113ページに移ります。

7款1項1目13節2,333万8,744円は、緊急雇用創出基金事業としての支出。地域の安定的な雇用の受け皿を創出するため、起業後10年以内の町内民間企業等から地域に根差した事業の企画提案を募集し委託する事業です。19節355万4,000円は、住宅リフォーム促進事業補助金としての支出です。

決算書114ページ、115ページに移ります。主要事業は19ページです。

2目観光費11節需用費6万2,049円のうち3万3,608円を主によしおか再発

見ウォークとして、吉岡町の魅力を掘り起こす事業を実施しました。同目11節需用費50万9,760円は観光パンフレットの印刷、15節工事請負費81万円は観光案内板作成及び設置工事としての観光PR事業を実施。

決算書116ページ、117ページに移ります。主要事業一覧は20ページです。

8款2項1目道路橋梁費19節284万2,400円は、大榛橋架け替え実施設計負担金としての支出。

決算書、118ページ、119ページに移ります。

3目道路新設改良費15節工事請負費5,052万3,400円は地域活性化・がんばる地域交付金事業から2路線、町道上野田下野田線・猪子土手線側溝補修工事です。単独事業として、町道三宮・駒寄線道路改良工事をあわせて主要事業としています。5目橋梁維持費13節委託料1,049万7,600円は、社会資本整備総合交付金事業として、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁維持補修としての支出です。

決算書122ページ、123ページに移ります。主要事業は21ページです。

4項2目都市施設費17節公有財産購入費6,633万3,977円。

124ページ、125ページに移ります。主要事業一覧は22ページです。

22節補償、補填及び賠償金9,419万1,700円を主に、南下城山防災公園整備事業としての支出です。

主要事業は23ページとなります。

9款1項1目非常勤消防費18節備品購入費389万2,544円は消防団員新活動服の購入を主に、消防団事業としての支出です。同目非常勤消防費1節報償費677万4,500円、13節委託料268万5,000円、19節負補交284万円は消防団運営費としての支出です。

決算書、126ページ、127ページに移ります。

4目災害対策費13節委託料48万600円、14節71万8,200円は携帯メール配信システム導入事業としての支出です。

決算書の136ページ、137ページに移ります。

10款2項1目14節使用料及び賃借料854万5,869円うち447万1,344円は、駒寄小児童分のパソコンを入れかえた分を主要事業としております。818万9,936円も同様に明治小児童分のパソコンを入れかえた分を主要事業としております。

決算書、140ページ、141ページに移ります。主要事業は24ページです。

2目教育振興費28節繰出金757万500円は、学校給食事業特別会計に繰り出すための支出です。前年より1児童一月当たり150円アップの500円です。

決算書142ページ、143ページに移ります。

3項1目14節使用料及び賃借料930万9,394円のうち454万2,040円は、中学校の生徒分のパソコンの入れかえた分を主要事業としております。

決算書144ページ、145ページに移ります。

2目教育振興費28節359万2,500円は、学校給食事業特別会計に繰り出すための支出です。前年より1生徒一月当たり150円アップの500円です。

決算書、146ページ、147ページに移ります。主要事業は25ページです。

4項1目社会教育総務費13節委託料229万7,010円を主に、吉岡町・大樹町子ども交流事業としての支出です。参加者28名の負担金は諸収入としております。

決算書156ページ、157ページに移ります。

5項1目保健体育総務費13節委託料959万400円は、八幡山グラウンド拡張工事基本設計業務のための支出です。

決算書160ページ、161ページに移ります。

6項1目給食センター費18節備品購入費1,738万8,000円は、消毒保管庫更新事業としての支出です。

決算書、162ページ、163ページに移ります。

12款1項公債費5億5,054万8,879円の支出は、元金、利子合わせての償還のための支出です。

歳出合計、支出済額61億2,266万6,196円。

歳入歳出差し引き額1億1,841万7,404円です。

以上、決算について、主要施策一覧とあわせて説明いたしました。よろしくお願いたします。

**議 長（岸 祐次君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

**代表監査委員（落合一宏君）** ご報告申し上げます。

平成26年度吉岡町一般会計歳入歳出決算につきまして、平成27年8月6日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（岸 祐次君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 1点、お伺いします。

6款農林水産業費1項農業費、事業名被災者向け経営体育成支援事業での繰越明許でございます。これは、平成26年2月14日から15日にかけての大雪により被災した経営体の各農業施設への撤去及び再建の支援を行った事業でございますが、農業従事者にとってこれはかけがいのない資金だと思うわけでございますが、申請者数31件、平成26年度支払額2,487万1,296円、再建と撤去を含めますが、まずこの内訳と、それから今年度繰越額で1億5,918万7,000円。もう半年が過ぎておりますが、この利用状況等をお知らせください。

議長（岸 祐次君） 高田産業振興室長。

〔産業振興室長 高田栄二君発言〕

産業振興室長（高田栄二君） 平成26年度の概要なんです、こちらにつきましては、全体の申請31件に対して29件のということなんです、11軒の農家の方に支払いが終了しております。

27年度繰り越した分につきましては、7月末までに14件の支払いを終了させました。残り4件につきましては、今後検査をした上での支払いとなります。

以上です。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 一般会計、量もその他大変多量なんですけれども、特に委託費、それから補助金、負担金等が多くあるわけなんですけれども、大変数は多いんですが、物によりますと、当然のことながら決算報告が来ているものもあれば、額が多いものですね、当然町からの補助金ですから、補助金であれば決算報告、また委託についても決算報告等があるかと思えますけれども、今までを見まして、随分整備されてきたんでしょうけれども、成果の説明等を見ても、大変雑駁というんですか、もう少し、例えば委託契約というところは補助金等が特にそうなんですけれども、足りないのであればもっとふやさなければならぬし、その辺の精査をする十分な資料というのはまだ見えてこないような気がするんですよね。

そういう中におきまして、出てきている範囲でいいんですけれども、それぞれの各種団

体に委託契約をうたっている、補助金も出しているという中で、補助金につきましても補助金申請があって、そして補助金をもらいます。それがどこに使われたというのは必ず報告してきていると思います。それらに関する資料というのは、その審査のために一々あれを出してくれこれを出してくれと言わなくてもいいように、大まかなもので出ているものがあるれば、とりあえずは決算審査の中でそれらの資料を提出していただきたいと思うんですけれども、その辺の準備はどうなっているのでしょうか。

議長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） ただいまの小池議員さんからのご質問というのが、26年度の決算において、既に終わっているということですので、委託料なり補助金の、全部出すということでもよろしいですか。それとも、出せるかどうかちょっと調べないとわからない部分もあるわけですが、出すとなるとまた膨大な量になりますので、どこか抜粋でよければ。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 特に主だったものというところは出しておいてほしいと思うんです。仮に老人センターであるとか社協であるとかとありますよね。これまでもまたそれも委託であったり補助金であったりしますね。

それから、補助金についてはこれまでも見直しがされて、どこかの大学かどこかに提出して、そこでああしなさいこうしなさいというので、町も何年か計画で見直しをしたりしているかと思うんです。だから、こういう決算のときですから、そういうものがどうなっているか、また議会の中でも、これまでそれらの施策の中で意見もあつたりしたものがあつたりしますよね。そういうものもやっぱり見てみたいです。その辺が十分、どうなっているかという部分ですけれども。

だから、特に主だったものというところでいいと思うんですけれども、

議長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） まず、26年度補助金審査委員会を開いております。そのときには、当然26年度開催していますので、26年度の決算という形ではございませんので、実際に26年度が終わっているということで、金額の大きなものを幾つか拾い出しをして、それをお示しできるかとは思いますが。それについては、時間等は必要になるかと思っておりますので、それはいつまでにか、きょうじゅうにかということでしょうか。決算のとき。

そうすれば、予算決算常任委員会が開かれますので、そのときにお示しできるようにし

たいと思います。

議長（岸 祐次君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第45号は、予算決算常任委員会に付託します。

---

## 日程第9 議案第46号 平成26年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岸 祐次君） 日程第9、議案第46号 平成26年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第46号 平成26年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 守田会計課長。

〔会計課長 守田 肇君発言〕

会計課長（守田 肇君） それでは、決算書の169ページからお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額1億1,130万2,350円、歳出総額1億1,004万4,256円、歳入歳出差し引き額、実質収支額同額の25万8,094円です。

次の170ページ、171ページをお願いいたします。

平成26年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算書、歳入。

172ページ、173ページはその歳出です。

174ページ、175ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

176ページ、177ページから説明いたします。

1款1項給食費納入金、収入済額9,960万1,690円、教職員給食費613万4,920円、給食センター給食費88万3,290円、児童生徒給食費9,231万7,860円となっています。不納欠損額ゼロ。収入未済額24万1,490円です。

成果説明書、164ページをごらんください。

(3)に給食費の収納状況があります。現年度分24万1,490円、24人、18戸、過年度分(17年度から25年度まで)25万4,740円、5人、4戸となっています。

決算書、176ページ、177ページに戻りまして、2款1項繰入金、収入済額1,116万3,000円ですが、1人年間5,500円です。一般会計繰入金として、明治小学校分、駒寄小学校分、吉岡中学校分が繰り入れられています。

3款1項繰越金、収入済額46万7,750円。前年度の繰越金です。

4款諸収入1項雑入、収入済額7万210円です。

歳入合計、収入済額1億1,130万2,350円、収入未済額49万6,230円です。

178ページ、179ページは、事項別明細書総括の歳出です。

180ページ、181ページをお願いいたします。

歳出、1款1項学校給食費、支出済額1億1,104万4,256円です。

1款1項1目学校給食費1億589万7,349円は、給食用食材費です。

歳出合計、支出済額1億1,104万4,256円、不用額307万7,744円、歳入歳出差し引き額25万8,094円です。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

**議長(岸 祐次君)** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

[代表監査委員 落合一宏君登壇]

**代表監査委員(落合一宏君)** ご報告申し上げます。

平成26年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成27年8月7日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された学校給食事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

**議長(岸 祐次君)** ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第46号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第10 議案第47号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算 認定について

議 長（岸 祐次君） 日程第10、議案第47号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 申し上げます。

議案第47号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 守田会計課長。

〔会計課長 守田 肇君発言〕

会計課長（守田 肇君） それでは、決算書の185ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額3億6,367万9,326円、歳出総額3億6,337万9,326円、歳入歳出差し引き額、実質収支額、同額の30万円です。

186ページ、187ページをお願いいたします。

平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書、歳入について事項別明細書で説明いたします。

192ページ、193ページをお願いします。

1款分担金及び負担金1項負担金、収入済額1,214万9,827円、これは受益者負担金と維持管理分担金の合わせた額となります。収入未済額739万9,910円は、受益者負担金の現年度分83万2,500円と、滞納繰越分656万7,410円です。

2款使用料及び手数料1項使用料、収入済額1億520万8,900円。収入未済483万4,506円、現年度分65万4,090円と滞納繰越分418万416円の合わせた額となっています。

3款国庫支出金1項国庫補助金、収入済額1,200万円、社会資本整備総合交付金で

すが、内訳は成果説明書165ページから167ページに記載されております。ご確認ください。補助率は50%。

決算書に移りまして、192ページ、193ページに戻っていただきまして、4款県支出金1項県補助金、収入済額70万円です。単独事業費の3%補助です。

5款繰入金1項繰入金、収入済額1億9,096万3,129円です。一般会計8款土木費4項都市計画費3目下水道費、繰入金からの受け入れです。

6款繰越金1項繰越金、収入済額30万円、前年度の繰越金です。

7款諸収入1項延滞金加算金過料、収入済額7万8,080円です。

決算書、194ページ、195ページに移ります。

過料としての収入です。過料の主なものは、宅地内排水設置工事に伴う届出書類未提出の件です。2項雑入、収入済額217万9,200円。主なものは、消費税還付分2,085万9,000円です。

8款町債1項町債、収入済額4,010万円。公共下水道事業債として公共下水道事業債（補助分1,140万円）、同じく（単独分2,150万円）、流域下水道事業債（補助分720万円）の合わせたものです。

続きまして、歳出に移ります。

196ページ、197ページは、総括の歳出です。

198ページ、199ページをお願いいたします。

1款1項下水道費、支出済額1億4,148万7,864円の支出済み額は、1目総務管理費2,227万4,668円、2目管渠管理費5,457万4,569円。

決算書、200ページ、201ページに移ります。

3目建設費6,463万8,627円です。不用額792万2,373円、主なものは工事請負費の不用額です。成果説明書の165ページから167ページで工事等の状況をご確認ください。

2款公債費、支出済額2億2,189万1,462円は、元金・利子の償還です。

決算書202ページ、203ページに移ります。

3款予備費、支出済額ゼロ円。

歳出合計、支出済額3億6,337万9,326円、不用額971万1,674円です。歳入歳出差し引き残額30万円です。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成27年8月7日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（岸 祐次君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第47号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

## 日程第11 議案第48号 平成26年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岸 祐次君） 続きまして、日程第11、議案第48号 平成26年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 申し上げます。

議案第48号 平成26年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 守田会計課長。

〔会計課長 守田 肇君発言〕

会計課長（守田 肇君） それでは、決算書の207ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額22億7,487万6,120円、歳出総額21億1,254万2,072円、歳入歳出差し引き額、実質収支額同額の1億6,233万4,048円です。

208ページ、209ページは、26年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入について説明いたします。

214ページ、215ページの事項別明細書をごらんください。

1款1項国民健康保険税、収入済額5億7,688万2,612円、不納欠損額636万552円、収入未済額1億5,112万7,112円です。

町の国民健康保険事業、いわゆる国保は、国（定率国庫負担金32%、調整交付金9%、県調整交付金9%）の合わせて半分と、保険料その他の交付金等半分で成り立っています。

保険税は、一般被保険者と退職被保険者からなり、医療給付費、後期高齢者支援金分、介護納付金分と分けられ、その現年課税分と滞納繰り越し分で、それぞれ6節からの区分となっています。不納欠損額の年次推移は、資料番号6の2ページでご確認ください。収入未済額の該当者は、225世帯となっています。

また、主要施策の成果説明書、以下「成果説明書」、172ページをごらんください。

172ページでは、（2）歳入としまして、①国民健康保険税（一般・退職）という表と、それから賦課割合（現年度・一般医療分）、その下の表が賦課割合（現年度・一般支援金分）、その下の表が賦課割合（現年度・介護分）、それぞれ分かれております。

上から2番目の表は、賦課限度額がそれぞれ記載されております。

216ページ、217ページに戻りまして、2款1項一部負担金、収入済額はゼロ円です。

3款1項手数料、収入済額13万5,129円、督促手数料です。

4款国庫支出金、収入済額4億7,820万9,202円ですが、1項の国庫負担金、療養給付費負担金、介護納付金負担金、後期高齢者医療費支援金負担金のそれぞれ現年度分を合わせて3億7,858万6,901円。2項国庫補助金、収入済額8,670万9,000円。

218ページ、219ページに移ります。

1目財政調整交付金として、内訳は、普通調整交付金7,344万8,000円、特別調整交付金1,311万6,000円、それぞれ調整交付金9%の7%が普通調整交付金、2%が特別調整交付金となっています。1項、2項を合わせて国庫支出金額となります。

5款1項療養給付費交付金、収入済額1億1,750万3,577円。

6款1項前期高齢者交付金、収入済額4億6,300万1,117円。

7款県支出金、収入済額1億3,340万2,301円。1項県負担金、高額療養費共同事業1,049万6,301円、国、県ともに4分の1ずつの負担金で同額となっています。特定健康診査等負担金211万7,000円、国、県ともに同額となっています。

220ページ、221ページに移ります。

2項の県補助金1目財政健全化補助金469万9,000円、2目財政調整交付金1億1,579万円、財政調整安定化交付金、県財政調整化支援交付金を合わせた額です。

資料施策の成果説明書、173ページには、国県支出金等の推移が記載されております。ご確認ください。

決算書の220ページ、221ページに戻りまして、8款1項共同事業交付金、収入済額2億4,279万9,672円、保険財政共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金（1件80万円）ですが、国、県ともに4分の1の負担。

9款1項財産運用収入、収入済額11万7,352円、国保基金利子です。

10款1項他会計繰入金、収入済額1億1,187万2,813円、一般会計からの繰入金ですが、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）7,115万1,620円、保険基盤安定繰入金1,434万8,041円、職員給与費等繰入金491万7,362円。

222ページ、223ページに移ります。

出産育児一時金等繰入金840万円、財政安定化支援事業繰入金828万円と、その他一般会計繰入金として、福祉医療実施に伴う国庫負担金削減分の合わせた額です。2項基金繰入金については、収入済額ゼロです。

11款1項繰越金、収入済額1億4,435万7,476円、前年度の繰越金です。

12款諸収入、収入済額659万4,860円。1項延滞金及び過料、収入済額558万4,421円。2項の預金利子については、収入済額ゼロです。4項雑入、収入済額101万439円、これにつきましては、交通事故等第三者行為によるもの、不当利得等返納金、雑入です。

歳入合計、収入済額22億7,487万6,120円、不納欠損額636万552円、収入未済額1億5,112万7,112円です。

226ページ、227ページは、総括としての歳出です。

228ページの事項別明細書をごらんください。

1款総務費、支出済額869万6,810円。1項総務管理費、支出済額717万6,162円。2項徴税费、支出済額128万2,908円。3項運営協議会費、支出済額2万660円。4項趣旨普及費、支出済額21万1,680円。

230ページ、231ページに移ります。

2款保険給付費、支出済額13億8,844万1,948円。1項療養諸費、支出済額

1 2 億 1, 1 3 6 万 3 4 3 円。2 項高額療養費、支出済額 1 億 6, 2 1 8 万 4, 8 8 5 円。  
3 項の移送費、支出済額ゼロ。

2 3 2、2 3 3 ページに移ります。

4 項出産育児諸費、支出済額 1, 3 4 4 万 6, 7 2 0 円。5 項葬祭費、支出済額 1 4 5 万円。

成果説明書の 1 7 4 ページをごらんください。

①療養給付費の年度別の費用額等となっています。

それから、1 7 6 ページ、⑤番、出産育児一時金、年度別に件数、支給額等となっています。⑥葬祭費、⑦高額療養費支出額、一般と退職で分かれています。

成果説明書、1 7 7 ページ。

⑧療養諸費、療養給付費と療養費を合わせての額となります。保険者負担分、月別別表、(一般・退職)を年度ごとに推移が記載されています。決算では、審査支払手数料 4 4 8 万 3, 2 8 9 円を含めています。⑧の表の合計は、審査支払手数料を除いています。

決算書、2 3 2 ページに戻りまして、3 款 1 項後期高齢者支援金、支出済額 2 億 7, 8 2 2 万 1, 4 8 1 円。

決算書、2 3 4 ページに移ります。

4 款 1 項前期高齢者納付金、支出済額 2 1 万 9, 7 0 9 円。

5 款 1 項老人保健拠出金、支出済額 9, 3 5 6 円は、老人保健の制度終了に伴う給付の精算によるもの。

6 款 1 項介護納付金、支出済額 1 億 1, 7 0 7 万 6, 4 1 9 円。

2 3 6 ページ、2 3 7 ページに移ります。

7 款 1 項共同事業拠出金、支出済額 2 億 3, 2 9 9 万 9, 4 0 5 円。

8 款 1 項特定健康診査等事業費、支出済額 1, 7 4 7 万 3, 8 7 0 円。

決算書、2 3 8 ページに移ります。

2 項保健事業費 4 0 8 万 4, 0 2 2 円。1 項 2 項合わせて 2, 1 5 5 万 7, 8 9 2 円です。

成果説明書、1 7 1 ページ下段に 2 6 年度の構成比が記載されています。

歳出の主な項目を年度別に一覧として記載しております。その構成比は、保険給付費が 6 5. 7 3 %、次に後期高齢者支援金 1 3. 1 7 %、共同事業拠出金が 1 1. 0 3 % となっております。

決算書、2 3 8 ページに戻りまして、9 款 1 項基金積立金、支出済額 2, 8 1 1 万 7, 0 0 0 円。

1 0 款 1 項公債費、支出済額ゼロ円。

240ページ、241ページに移りまして、11款1項償還金及び還付加算金、支出済額3,713万4,586円、これは、保険税過誤納付金、国庫支出金償還金合わせての金額です。事業の精算に伴う償還です。2項指定公費負担医療費立替金、支出済額6万7,466円です。前期高齢者の2割負担の1割分を立てかえていたことからの支出です。

12款1項予備費、支出済額ゼロ円です。

歳出合計、支出済額2億1,254万2,072円。

歳入歳出差し引き額につきましては1億6,233万4048円です。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成26年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成27年8月7日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（岸 祐次君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

ここで昼食休憩に入ります。午後1時15分から再開いたします。

質疑については、1時15分から開会いたします。

午後0時06分休憩

---

午後1時15分再開

議長（岸 祐次君） それでは、会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第48号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第12 議案第49号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岸 祐次君） 日程第12、議案第49号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第49号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

詳細につきましては会計課長より説明させますので、ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 守田会計課長。

〔会計課長 守田 肇君発言〕

会計課長（守田 肇君） それでは、決算書の245ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額1億5,666万4,392円、歳出総額1億5,656万4,392円、歳入歳出差し引き額、実質収支額同額の10万円です。

次の246ページ、247ページをお願いいたします。平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、歳入。

248ページ、249ページは歳出です。

252ページ、253ページからの事項別明細書で説明いたします。

1款1項分担金、収入済額145万円、小倉地区、北下・南下地区一括納付分としての収入です。

2款1項使用料、収入済額2,971万2,836円、収入未済額106万3,225円、内訳は、現年度分51万5,999円、30戸が該当、滞納繰越分54万7,226円、23戸該当です。

3款1項繰入金、収入済額1億2,502万1,311円、一般会計からの繰り入れです。

4款1項繰越金、収入済額10万円、前年度の繰越金です。

5款1項諸収入、収入済額38万245円、主なものは東京電力からの放射能賠償金で、検査委託料35万1,225円です。

歳入合計、収入済額1億5,666万4,392円、収入未済額106万3,225円です。

続きまして、254ページ、255ページは、総括の歳出です。

256ページ、257ページの事項別明細書をお願いいたします。

1款1項農業集落排水事業費、支出済額6,607万4,378円。1目総務管理費2,717万9,233円。2目施設管理費3,889万5,145円、主なものは、施設維持管理のための業務委託をしています。

258ページ、259ページに移ります。

2款1項公債費、支出済額9,049万14円、元金・利子のそれぞれの償還です。

3款予備費、支出済額ゼロ。

歳出合計、支出済額1億5,656万4,392円、不用額841万5,608円です。

なお、成果説明は181ページから184に記載のとおりです。ご確認ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**議長（岸 祐次君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

**代表監査委員（落合一宏君）** ご報告申し上げます。

平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成27年8月7日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

**議長（岸 祐次君）** ただいま、提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。

小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

**15番（小池春雄君）** まず、諸収入のところで伺いますけれども、東電の原発事故によりまして、この農集排の処分場の炭化施設が全く稼働していないということでの賠償責任ということなんですけれども、かけた金額から比べると、38倍でしたか、35万ですね、

この金だと全然話にならない額なんですけれども、この部分についてはどのような検討策、私はどう見てもこんな額ではとてもあった話ではないと思うんですけれども、そこをどう考えているのかという部分と、また監査委員さんもそのところを、どういうことを考えて、その辺ではどういう意見があつてこれをよしとしているのか、どういう考えを持っているのかについてをお伺いしたいと思いますけれども。

議長（岸 祐次君） 大塚上下水道課長。

〔上下水道課長 大塚幸宏君発言〕

上下水道課長（大塚幸宏君） 東電からの補償という内容でございますが、脱水汚泥と放流水の放射性物質の検査代ということで、その補償代としていただいております。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） それをもらったのはわかるんですよ。だから、本来は、あそこはできた汚物を炭化するということで、それを当初は売ることも可能なんだということで進めてきたんですよ。今、全くそれが原発の事故によって製品にもならない、また焼却処分することもできないというふうになったんですよ。これは東電の事故に起因するわけですから、当然その原因というのは東電にあるわけですよ。

だから、それだけの大きな被害を今吉岡町がこうむっているんですけれども、その額にしては補償される額が小さいのではないですかと。検査するのは当然でしょう。でも、このことによって、あの施設で炭化をするためにどれだけの金をかけたかご存じですか。それから比べて、それが全く何の用も果たしていないんですよ。

そういうことを考えたら、三十数万なんていう損害賠償の額の比ではないでしょうということはどういうふうに考えているのかということなんですよ。

どういふふうに使っているかは今までの説明でわかっているんですけれども、そこに大きな矛盾があるでしょうと。それだから、そういうことを担当はどう考え、また監査委員さんはそのところをどのような見解をもって。

私は、このままで決していとおもわないんですよ。何とかしないと、これは。大きな損害ですから。

だから、そこはもっと、東電とどの程度の話をしているのだから知りませんが、またどの程度の申請をしたのだから知りませんが、その折合いの仕方、話の仕方もさまざまあると思うんですよ。吉岡町がかけた金から比べたらもう全然レースになりませんから、三十数万なんていうのは。

議長（岸 祐次君） 大塚上下水道課長。

〔上下水道課長 大塚幸宏君発言〕

上下水道課長（大塚幸宏君） 原発事故が発生しまして今までたっておるわけですが、今現在は先ほど申しました放射性物質の検査ということで補償費を求めているわけですが、これがずっと続くということは考えておりませんので、いずれは放射性物質が検出されないということであろうと思います。その段階でまた本来の姿の汚泥の処理ということで進めたいと考えておるところでございます。

以上です。

議長（岸 祐次君） それでは、落合監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） 監査委員といたしましては、その経緯についてはお話を伺っておりますが、炭化施設等のそういうことについては察知しておりませんので、この場ではお答えできないんですが、よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 同じのことの繰り返しにならないようお願いしたいんですけども、要するにまとめて聞きましょうか。今すぐでは答えられないと思うからやんわりしているんですけども、実際にこの炭化施設をつくるのに幾らのお金がかかりましたか。そして、そのことによって今それができないことになっております。そうすると、どういう割り方にするかは別として、少なくともそれだけの金をかけたけれどもそれが全くできないということ、大きな損害を受けているというのはわかりますよね。それだけの損害をかけて、損害をさせたほうがそのままがいいのかという話なんですよ。

割に簡単な話なんですけれども、そうしたらそれに見合う損害額を相手方に賠償を求めるとことが妥当なのではないですか。だから、その検査費をもらっています、賠償をもらっていますという話なんですけれども、その金額が妥当な金額かどうかということだと思えますよ。

だから、この施設をつくるときに、炭化施設をつくることによって、これを肥料化することによって、これを売ることが可能だと。そうすると今度は、今は処分場に持っていきますよね。処分場には持っていかないでそこで炭化して売ることができたそうですから。そういうことができるんだというので進めたんですよ。そんなことが始まるからという矢先にその事故でしょう。

だから、当初目標にしたことが全くできなくなったわけですよ。そのことの責任というのは当然のことながら東電に責任があるんですから、その分の賠償は、それに対しての妥当な金額を求めていくというのが本来のあり方ではありませんかと言っているんですよ。

だから、そういう認識があれば、同じ監査委員のほうでもまた違う意見が出てきたので

はないかと思うんです。そこに余り重きを置いていないと、どうでもいいような話になってしまうんですよ。

多額な金をかけていますよ。それから発生する損害というのは大きいです。それで、その三十何万ぐらいでお茶を濁されるような話とは全く違うんですよ。原因は東電にあるんですから。だから、それに見合うものは払ってもらわなければ困るでしょう。そういう事故を起こしたのだから、役場が払う電気料がとても安くなったとか、そういうわけでもありませんから。電気料は電気料でちゃんと払っているんですから。いただくものはいたどくと、損害賠償として。

ということが大事ではないかと思うんですけれども、いかがですか。

議 長（岸 祐次君） 町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 今、小池議員さんから質問を受けているわけなんですけれども、小池議員さんの言うとおりで思っております。

この経過は、今、課長さんはちょっと知らないかなと思っておるんですけれども、もちろん多額な費用をかけてあれを完成させて、炭化にして肥料に使うというようなことで始めた事業ということは間違いございません。

そういった中におきまして3. 11が起きたということで、町として、また下水道課として要求はした経過がございます。最低でも、今そういったことで、セシウムだとかそういうものが出ているということで、今は広域のほうに運んでいるわけなんですけれども、せめてその運ぶ部分の費用だけでもくれてくれということを交渉した経過がございます。

そういった経過を踏まえて、今この経過が、結果的にはそれは出せませんというような経過があったことは事実です。

ですから、今この検査の費用をいただいているんですけれども、もちろん今小池議員が言われるように、本当ならそういったものをいただかなければ町としても困るということの中においては、要求した経過がございます。

だがしかし、結果的にはそのお金は出せませんというような経過がございます。再三私のほうも、そんなことはないだろうというようなことで担当には随時言っておったんですけれども、結果的には今の現状だということで理解しているということで、ご理解いただきたいと思っております。

議 長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第49号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

日程第 13 議案第 50 号 平成 26 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入  
歳出決算認定について

議長（岸 祐次君） 日程第 13、議案第 50 号 平成 26 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業  
特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明させていただきます。

議案第 50 号 平成 26 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定  
について提案理由を申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事  
業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであり  
ます。

詳細につきましては会計課長より説明させますので、ご審議の上、認定くださいますよ  
うお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 守田会計課長。

〔会計課長 守田 肇君発言〕

会計課長（守田 肇君） それでは、決算書の 263 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入歳出総額同額の 445 万 4,556 円です。実質収支額は  
ゼロです。

264 ページ、265 ページは、平成 26 年度住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳  
出決算書の歳入です。

266 ページ、267 ページは、その歳出です。

270 ページ、271 ページの事項別明細書で歳入の説明をします。

1 款 1 項貸付事業収入、収入済額 438 万 3,556 円、1 節貸付金元金回収金現年度  
分、収入済額 112 万 4,094 円、収入未済額 13 万 6,294 円です。1 件該当です。

2 節貸付金元金回収金過年度分、収入済額 256 万 7,010 円、収入未済額 1 億 212  
万 932 円。3 節貸付金利子回収金現年度分、収入済額 13 万 8,154 円、収入未済額

1 万 2,586 円。4 節貸付金利子回収金過年度分、収入済額 55 万 4,298 円、収入  
未済額 2,044 万 465 円となっています。不納欠損額はゼロです。

成果説明書、185 ページからは、貸付金及び貸付金財源等の年度別調書となっていま  
す。

成果説明の191ページが貸付金元金利子の現年度、過年度、繰上償還としての総括表となっています。ご確認ください。

決算書の270ページ、271ページに戻りまして、2款1項1目民生費県補助金、収入済額7万1,000円です。

歳入合計、収入済額445万4,556円、収入未済額1億2,271万277円です。

続きまして、272ページ、273ページは、総括としての歳出です。

次の274ページ、275ページをお願いします。

1款1項1目総務管理費、支出済額9万5,898円。

2款1項1目元金、支出済額149万6,416円は元金償還金。2目利子、支出済額25万8,608円は利子償還金です。

3款1項1目一般会計繰出金、支出済額260万3,634円は、一般会計への繰出金です。

4款1項1目予備費、支出済額ゼロです。

歳出合計、支出済額445万4,556円。

歳入歳出差し引き残額ゼロです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**議長（岸 祐次君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

**代表監査委員（落合一宏君）** ご報告申し上げます。

平成26年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成27年8月7日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

**議長（岸 祐次君）** ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番(小池春雄君) これにつきましても長年の懸案で、収入未済が大変大きな額になっているわけなんですけれども、いずれにしてもいつまで引きずってもいいという話ではなくて、どこかで何とかしなければならぬ問題なんだろうけれども、今後の見通しといたしますか、これについてどういう考えを持っていて、それでその着地点はどういうところに置こうとしているのか、その辺がちょっと見えないんですけれども、どういう考えを持っているのかをお尋ねするものであります。

議長(岸 祐次君) 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長(大井 力君) この収入未済額1億2,271万277円ということなんですけれども、今現在事務局といたしましては、毎月滞納整理、未納整理等をしております。

また、県の指導につきましても、この住宅貸付の場合は普通の住宅ローンと同じ扱いにして、不能欠損の該当等は余りしないようにという指導等もございます。

それで、今現在につきましては、入っているのは現年度分、現年度分につきましてはまだ借主と言ったらいいんでしょうか、債権者が、借り手の方がまだ若く働いている方等がおられますので、まだなしていける余裕等はございます。

だけれども、古い過年度分につきましては1人ちょっと聞いたんですけれども、町外に行ったり、80歳以上で無収入の方等がおられますので、今小池議員が言ったような不納欠損等をしていかなければだめなのかなということも考えておりますけれども、今現在ではまだなしている方がおられますので、そこまでは考えていません。

以上です。

議長(岸 祐次君) 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番(小池春雄君) 皆さんは事務方として中がよく見えるんです。でも、私たちは、当然お金の貸し借りですから、プライバシーの問題がありますから、中が全く見えないんです。だから、ここはどうなっているかというのが見えてこないんです。皆さんは知っているんです。私たちはわからないんです。1億2,000万の中身が全くわからない。おぼろげにはわかるんですよ、何となく。でも、憶測で物を言っただけではいけませんからね。でも、多額の額はあるんですよ。

だから、県の指導も住宅資金として貸し付けたものだからそろそろ回収しろと、それもわかるんですよ。でも、本当に実態がどうなっているのか。人がいて土地があって、それを何とか処分すれば、では貸し付けた金がこの1億2,000万の金になるのかという話をして、もしもそれができたとしてもこれにならないでしょう、この額には。

だけれども、すごく昔ではなくて、さほどたっていないもので貸し付けて、ちゃんとある部分の起点があって、それ以降の人というのはみんな貸し付けた部分が入っていますよ。でも、それ以前の人というのは入っていませんよというのか、恐らくそうだと思うんですけれども。でも、それを一緒にしろとは言っていないんですよ。それは当然別々のものですから。

でも、ずっと言いながら、私は9年目になりますけれども、同じことを繰り返しているだけで、そしてこの問題というのはいつどういうふうに解決するのかなと思うと、何となく問題をただ先送りしているだけにしか見えないんです。

だから、今ちゃんと入っている人は、それは当たり前のことですけれども、それはそれでちゃんとそうすべきだと。だからといって、前のものは何も取れないのだから不納欠損にしろという話をしているのではないですよ。

どういうふうにするのだから知りませんが、担当とすると、役場とすると、担当だけではないですね、全体にそういうものは、どういう考え方で、今後どういうふうにしようとしているのか。

ただ黙って聞いていると、面倒だから問題は先送りと。どんどんどんどん先送り、先送りというふうにししか見えてこないんですけれども、でもその考えではなくて、どこかでまた違う新たな考え方を持たないと改善しませんよということを私は言っているんですけれども。改善策は何か持っているのか、考えがあるのかをお尋ねしたいんですけれども、どうですか。

議 長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） 今、議員さんの言われるように、考え、最終的なまとめ方というのは、今現在考えてはいません。

ですけれども、過年度分の借りている方には、常時請求はし続けております。だけれども、いつかは、今言われたように、これをどうにか終わりにしなければというのわかるんですけれども、ちょうどこれを言ってもいいのかあれなんですけれども、支出として借りているお金の償還が平成30年で終わります。そこでやっぱりある程度のことは考えていったほうがいいのかなども考えております。よろしくお願いします。

議 長（岸 祐次君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第50号は、総務常任委員会に付託します。

## 日程第14 議案第51号 平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岸 祐次君） 日程第14、議案第51号 平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第51号 平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

詳細につきましては会計課長より説明させていただきますので、ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 守田会計課長。

〔会計課長 守田 肇君発言〕

会計課長（守田 肇君） それでは、決算書の279ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額12億6,701万4,051円、歳出総額12億6,119万6,274円、歳入歳出差し引き額、実質収支額同額の581万7,777円です。

次の280ページ、281ページをお願いいたします。

平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書、歳入。

282ページ、283ページは、その歳出です。

284ページ、285ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

次の286ページ、287ページからの事項別明細書で説明いたします。

1款保険料1項介護保険料、収入済額2億6,310万3,200円、不納欠損額81万9,300円、収入未済額295万5,500円。1目第1号被保険者保険料1節現年度分特別徴収保険料、いわゆる年金からの天引きです。収入未済額のマイナスは、死亡等による保険料の戻し入れです。該当者16人です。2節現年度分保険料、収入済額2,149万7,000円、収入未済額147万8,000円。現年42人、現年過年1人が該当です。

成果説明書194ページの下段の（2）徴収額、24年度から26年度までの一覧となっています。ご確認くださいと思います。

決算書、286ページ、287ページに戻りまして、2款使用料及び手数料1項手数料、収入済額100円。督促手数料。

3款国庫支出金1項国庫負担金、収入済額2億2,152万1,581円、現年度分介護給付費負担金。2項国庫補助金、収入済額4,559万1,300円。内訳は、1目調整交付金、2目地域支援事業交付金（介護予防事業）、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、4目事業費補助金です。

288ページ、289ページに移りまして、4款1項支払基金交付金、収入済額3億4,977万5,000円は、1目介護給付費交付金、2目地域支援事業支援交付金です。

5款県支出金、収入済額1億8,583万8,236円。1項の県負担金、収入済額1億7,198万4,336円。2項県補助金、収入済額1,385万3,900円。

6款財産収入1項財産運用収入3万7,763円、これは基金利子です。

7款繰入金、収入済額1億8,994万6,409円。1項1目介護給付費繰入金、収入済額1億5,101万3,116円。

290ページ、291ページに移ります。

2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）41万1,268円。3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）367万2,128円。4目その他一般会計繰入金1,918万8,074円は、一般事務費繰入金です。2項1目介護給付費準備金繰入金1,566万1,823円は、介護給付費準備基金繰入金。

8款1項1目繰越金、収入済額1,020万7,602円、前年度の繰越金です。

9款1項1目、収入済額ゼロです。2項雑入、収入済額99万2,860円。1目雑入85万1,818円は、渋川地域介護認定審査会精算金、その他返還金です。2目第3者納付金、収入済額14万1,042円、交通事故等の第3者からの納付金です。

歳入合計、収入済額12億6,701万4,051円、不納欠損額81万9,300円、収入未済額315万6,177円です。

292ページ、293ページは、総括の歳出です。

294ページ、295ページをお願いいたします。

1款総務費、支出済額2,007万4,074円、内訳は1項総務管理費185万9,517円。2項徴収費57万4,571円。3項介護認定審査会費1,411万5,886円。4項趣旨普及費19万1,700円。

296ページ、297ページに移ります。

5項計画策定委員会費、333万2,400円の合計となります。特に26年度は第5期事業運営期間の3年目となり、次期の第6期計画を策定しました。

2款保険給付費、支出済額12億862万9,993円、内訳は、1項1目居宅介護サ

ービス給付費5億3,822万564円、2目特例居宅介護予防サービス給付費ゼロ、該当なし、4目、6目は支出済額ゼロ、該当なし、3目地域密着型介護サービス給付費1億5,752万6,017円。5目施設サービス給付費3億6,108万3,467円。

289ページ、299ページに移ります。

7目居宅介護福祉用具購入費94万586円。8目居宅介護住宅改修費489万9,319円。9目居宅介護サービス計画給付費5,138万3,024円。2項介護予防サービス等諸費支出済額4,456万1,587円、内訳は、1目介護予防サービス給付費3,734万4,780円、2目、3目は支出済額ゼロ、該当なしです。

300ページ、301ページに移ります。

4目、8目は支出済額ゼロ、該当なし。5目介護予防福祉用具購入費7万9,380円。7目介護予防サービス計画給付費469万4,900円。3項1目審査支払手数料、支出済額106万9,128円。4項高額介護サービス費、支出済額1,711万2,301円。

内訳は、302ページ、303ページに移ります。

1目高額介護サービス費、支出済額1,706万3,896円。2目高額介護予防サービス費、支出済額4万8,405円。5項高額医療合算介護サービス等費、支出済額189万6,200円。6項特定入所者介護サービス等費、支出済額2,993万7,800円。2目、4目ゼロで該当ありません。

304ページ、305ページに移ります。

3款1項財政安定化基金拠出金、支出済額ゼロ。

4款地域支援事業費、支出済額2,188万3,205円。1項介護予防事業、支出済額329万148円。2項包括的支援事業・任意事業費、支出済額1,859万3,057円。

成果説明書、196ページ、197ページをごらんください。

まず、196ページ、3、給付状況として、(1)居宅介護(介護予防)サービス受給者数、(2)施設介護サービス受給者数、(3)地域密着型サービス受給者数等が記載されております。

197ページは、(4)予防給付費と介護給付費の給付比率、(5)要介護者の給付内容と給付費が一覧となっていますので、ご確認ください。

決算書、306ページ、307ページに戻りまして、5款基金積立金、支出済額3万7,000円。

6款諸支出金1項償還金及び還付金、支出済額1,019万2円。内訳は、1目第1号被保険者保険料還付22万9,700円、2目償還金996万302円、事業の精算に伴

い国庫に返還。2項の繰出金、支出済額38万2,000円、一般会計に繰り出しして  
います。渋川、吉岡、榛東の広域でつくる介護認定審査会の平成25年度の精算による戻し  
入れがあったためです。

7款1項予備費、支出済額ゼロです。

歳出合計につきましては、支出済額12億6,119万6,274円、不用額862万  
726円です。

歳入歳出差し引き残額581万7,777円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

**議 長（岸 祐次君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

**代表監査委員（落合一宏君）** ご報告申し上げます。

平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成27年8月  
7日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された介護保険事業特別会計の歳  
入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係  
書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的に  
は正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料を  
ごらんください。

以上です。

**議 長（岸 祐次君）** ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議 長（岸 祐次君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第15 議案第52号 平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出 決算認定について

**議 長（岸 祐次君）** 日程第15、議案第52号 平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別  
会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長(石関 昭君) 説明申し上げます。

議案第52号 平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長(岸 祐次君) 守田会計課長。

[会計課長 守田 肇君発言]

会計課長(守田 肇君) それでは、決算書の311ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額1億5,957万2,399円、歳出総額1億5,686万3,299円、歳入歳出差し引き額、実質収支額同額の270万9,100円です。

312ページ、313ページをお願いいたします。

平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書、歳入です。

314ページ、315ページはその歳出となり、316ページ、317ページは歳入歳出の事項別明細書、総括、歳入です。

318ページからの事項別明細書で説明いたします。

1款1項後期高齢者医療保険料、収入済額1億1,377万900円、不納欠損額ゼロ、収入未済額5万9,600円です。1目特別徴収保険料1節現年度分特別徴収保険料マイナス1万5,100円は死亡等での戻し入れがあり、5人が該当しています。2目普通徴収保険料1節現年度分普通徴収保険料7万4,700円の収入未済額は、該当者2人です。

2款使用料及び手数料1項手数料、収入済額200円、督促手数料です。

3款繰入金1項一般会計繰入金、収入済額3,674万9,742円。1目事務費繰入金889万5,191円は広域連合事務費負担金です。2目保険基盤安定繰入金2,785万4,551円。2項他会計繰入金、収入済額ゼロです。

4款1項繰越金、収入済額301万6,179円、前年度の繰越金です。

5款諸収入1項1目、2目、延滞金、過料、収入済額ゼロです。

320ページ、321ページに移ります。

2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金、収入済額34万8,300円、2目還付加算金、収入済額4,000円。3項預金利子、収入済額ゼロ。4項受託事業収入、収入済額525万4,347円、後期高齢者医療広域連合受託事業収入。5項雑入、収入済額42万8,731円。1目から4目まではゼロです。5目人間ドック補助金24万円、1

2人分該当。6目雑入18万8,731円、広域連合負担金の返還金。

歳入合計、収入済額1億5,957万2,399円、不納欠損額ゼロ、収入未済額5万9,600円です。

322ページ、323ページは、総括としての歳出。

324ページ、325ページの事項別明細書をお願いします。

1款1項総務費1目一般管理費、支出済額641万5,408円。2項徴収費1目徴収費、支出済額29万1,456円。2目滞納処分費、支出済額ゼロ。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、収入済額1億4,908万7,404円、内訳は、広域連合事務費等負担金715万3,553円、保険料等負担金1,407万9,300円、保険基盤安定負担金2,785万4,551円です。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目保険料還付金、支出済額34万8,300円は、保険料還付金。

326ページ、327ページに移ります。

2項繰出金1目一般会計繰出金71万6,731円。

4款予備費、支出済額ゼロです。

歳出合計、支出済額1億5,686万3,299円、不用額541万3,701円。

歳入歳出差し引き残額270万9,100円です。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

**議長（岸 祐次君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

**代表監査委員（落合一宏君）** ご報告申し上げます。

平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成27年8月7日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

**議長（岸 祐次君）** ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第52号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第16 議案第53号 平成26年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定 について

議長（岸 祐次君） 日程第16、議案第53号 平成26年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第53号 平成26年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について提案理由を申し上げます。

水道事業では、水道利用のお客様に対しまして、安全安心で安定した水を供給することを第一の使命とし事業活動を行っております。平成26年度吉岡町水道事業損益計算書では、経営活動において生じた利益6億8,360万5,673円を、議会の承認を得て、利益積立金、建設改良積立金に積み立てさせていただく処分案となっております。

続いて、平成26年度水道事業決算報告になります。

収益的収入及び支出のうち、収入になりますが、予算額は4億2,450万5,000円に対し、決算額4億3,056万47円で、予算額に対して605万5,047円の追加となりました。

次に、収益的収入及び支出のうち、支出になりますが、予算額4億728万円に対し、決算額4億96万3,337円となります。予算額に対し、631万6,663円の減額となりました。

資本的収入及び支出におきましては、資本的収入額4,300万円が資本的支出額1億9,429万9,600円に対し不足した額1億5,129万9,600円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額873万1,913円と過年度分損益勘定留保資金1億4,256万7,687円で補填させていただきました。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決及び認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 大塚上下水道課長。

〔上下水道課長 大塚幸宏君発言〕

上下水道課長（大塚幸宏君） それでは、補足説明いたします。

最初に、平成26年度に生じた利益の処分について説明いたします。

決算書の336、337ページの平成26年度吉岡町水道事業損益計算書をごらんください。

この計算書は、1年間の経営成績を明らかにするために、その期間中に得た収益と、これに対する全ての費用を記載し、経営活動によってどれだけ効果があったかを示す計算書です。

この計算書は、「営業収益と費用」「営業外収益と費用」とに分かれております。

1、営業収益と費用。営業収益は（1）と（2）を足した額、3億6,549万9,431円となり、営業費用は（1）から（5）を足した3億3,958万6,418円で、営業利益は、営業収益から営業費用を差し引いた額2,591万3,013円となりました。

3、営業外収益と費用。営業外収益は（1）と（2）を足した3,758万9,927円となっています。特に、（1）の長期前受金戻入3,440万1,975円は、制度改正に伴い、平成26年度からは大きな収益要素の一つになっています。（2）の雑収益は、下水道室からの検針負担金や東電賠償金などとなっております。

経常利益は、営業利益2,591万3,013円と営業外収支413万7,813円を足した3,005万826円となりました。

その下の5、特別損失、（1）過年度損益修正損で950万9,069円。この内訳は、水道料金の不納欠損が609万2,292円、漏水にかかわる減免が3,135円、制度改正に伴う人件費が341万3,642円となっております。

続いて、当期の損益、経常利益から特別損失を差し引いた金額2,054万1,757円が当年度純利益となり、黒字の結果となりました。

その下の、その他未処分利益剰余金変動額6億6,306万3,916円ですが、会計制度の改正に係る地方公営企業法施行規則附則第6条の「旧みなし償却規定の削除に伴う経過措置」に伴って生じたもので、平成26年度に限って計上されるものです。

最後に、一番下の当年度未処分利益剰余金6億8,360万5,673円ですが、当年度純利益2,054万1,757円と、先程のその他未処分利益剰余金変動額6億6,306万3,916円の合計額となっております。

続いて、338、339ページをごらんください。

先ほどの損益計算書で説明させていただいた当年度未処分利益剰余金6億8,360万5,673円の処分案について説明をいたします。

最初に、平成26年度吉岡町水道事業剰余金計算書になります。

左の資本金、「自己資本金」と「借入資本金」があります。

自己資本金の当年度変動額、表の中ほど4,000万円増で、これは町からの出資金です。当年度末残高は、表の一番下になりますが、対前年度比104.57%、9億1,595万2,182円です。

次の借入資本金の当年度変動額は14億3,675万8,935円減で、これは会計制度の改正に伴う借入資本金企業債の表示区分の変更によるものです。

右に移ります。剰余金について説明いたします。

剰余金には、「資本剰余金」と「利益剰余金」があります。

資本剰余金は、資本取引から生じる剰余であり、建設や改良のため当該企業が過去及び現在において企業外部から資本金調達以外の補助金等によって繰り入れられたものです。制度改正により、平成26年度からは、当該補助金等については負債の繰延収益、長期前受金に計上されることになりました。

339ページの資本剰余金合計の当年度変動額18億393万5,802円の減は、このことに伴う「旧みなし償却規定の削除に伴う経過措置」による移行額となっています。

続いて、利益剰余金。利益処分によって積み立てられた減債積立金、利益積立金、建設改良積立金及び未処分利益剰余金に区別されています。

減債積立金については1,646万7,000円で動きはありませんでした。

利益積立金は、欠損金が生じた場合に備えるための積立金です。平成26年度末時点で残高ゼロ円、動きはありません。

建設改良積立金では、前年度に生じた利益221万5,756円を積立処分したため、当年度末残高は2,355万1,177円となりました。

次に、未処分利益剰余金の表の一番下、当年度未処分利益剰余金6億8,360万5,673円は、損益計算書で説明させていただいた内容と同一のものです。平成26年度末時点の未処分の利益剰余金の残高になります。

表の一番右側、資本合計の当年度末残高では、25億1,708万9,068円減の16億3,957万6,032円となりました。資本合計の減は、会計制度の改正により借入資本金と資本剰余金がゼロになっていることがその要因でございます。

続いて、下の表の剰余金処分計算書（案）を説明させていただきます。

先ほどの当年度未処分利益剰余金の6億8,360万5,673円を利益積立金及び建設改良積立金に積み立て処分したいとする案です。

将来欠損金が生じた場合に備え、6億6,306万3,916円を利益積立金に、2,054万1,757円を建設改良積立金に積み立て、処理後残高をゼロ円とするものです。

以上が利益の処分についての説明となります。

次に、平成26年度吉岡町上水道事業決算について説明いたします。

332、333ページをお願いいたします。

1、収益的収入と支出について説明いたします。

この項目は、企業経営活動に伴い発生する収入と支出について記載したものです。

収入、左より「区分」「決算額」、決算書にはありませんが、前年比、増減を報告いたします。

第1款水道事業収益、決算額4億3,056万47円、前年比109.08%、3,583万3,531円の増。内訳は、第1項営業収益3億9,295万4,340円、前年比100.34%、132万7,794円の増です。これは、水道使用料や新規加入手数料などの収益です。第2項営業外収益3,760万5,707円、3,450万5,737円の増。これは、下水道室からの検針負担金や東電賠償金等のほか、平成26年度からは長期前受金戻入が計上されています。長期前受金戻入は、補助金等の平成26年度分の収益化の額になります。この決算額は3,440万1,975円となっています。第3項特別利益ゼロ円でした。

支出。

第1款水道事業費用4億96万3,337円、前年比103.45%、1,336万9,329円の増。内訳は、第1項営業費用3億5,124万6,098円、前年比101.60%、554万1,211円の増。これは、減価償却費などが含まれております。第2項営業外費用4,020万8,014円、前年比96.13%、161万6,668円の減。これは企業債利子償還金と消費税です。第3項特別損失950万9,225円、前年比944万4,786円の増。決算額の内訳は、個人の不可効力による漏水に対する減免措置3,291円、水道料金不納欠損額609万2,292円、制度改正に伴う人件費341万3,642円となっています。第4項予備費はゼロ円でした。

次に、334、335ページをお願いいたします。

2、資本的収入及び支出です。

この項目は、水道事業活動を円滑・継続的に進めるために行った施設の整備拡充などに関する収支報告です。

収入。

第1款資本的収入、決算額4,300万円です。内訳は、第1項出資金4,000万円は町からの出資金で、老朽化した施設の更新等を鑑み、経営基盤を強化する目的で一般会計から繰り入れたものです。第2項工事費300万円は、一般会計からの消火栓設置負担金です。

続いて、支出です。

第1款資本的支出、決算額1億9,429万9,600円、前年比112.24%、2,119万4,439円の増となりました。内訳は、第1項建設改良費、決算額1億2,696万3,286円、前年比116.73%、1,819万4,543円の増。第2項企業債返還金、決算額6,733万6,314円、前年比104.66%、299万9,896円の増です。返済計画に基づくものです。

したがって、表の一番下にあるとおり、資本的収入、決算額4,300万円から、資本的支出、決算額1億9,429万9,600円を差し引いた1億5,129万9,600円が不足となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額873万1,913円と過年度分損益勘定留保資金1億4,256万7,687円で補填いたしました。

次に、340、341ページの平成26年度吉岡町水道事業貸借対照表について説明いたします。

この貸借対照表は、財政状況を明らかにするために、決算時において「保有する全ての資産・負債及び資本」を表示し、投入された資本がどのような機能を発揮し、運用されているかを示すものです。

表は、「資産の部」「負債の部」「資本の部」に分かれています。

340ページの「資産の部」の1、固定資産について説明いたします。

(1)有形固定資産。イ、土地から、チ、建設仮勘定までの固定資産合計37億587万1,609円で、前年比97.35%、1億73万3,145円の減でした。減額の主な要因は、施設の更新や新規取得よりも減価償却による老朽化が進んでいることが挙げられます。

2、流動資産について説明します。

流動資産とは、現金及び比較的短期間のうちに回収される債権や売却によって現金にかえることができる資産をいいます。

(1)現金預金は、平成27年3月31日現在、4億255万2,778円で、前年比99.66%、138万7,479円の減でした。

(2)未収金は7,254万5,539円、前年比87.25%、1,059万7,550円の減でした。また、制度改正に伴い、平成26年度からは貸倒引当金201万1,325円を計上しています。これは、平成27年度の不納欠損に備えるものです。

(3)貯蔵品128万4,620円、前年比110.62%、12万3,330円の増です。

したがって、資産合計は、固定資産37億587万1,604円不足流動資産4億7,437万1,612円で、合計41億8,024万3,216円となり、前年比97.3

3%、1億1,460万6,169円の減でした。

341ページの負債の部を説明いたします。

3、固定負債12億9,559万2,769円は、平成28年度以降に償還期限が到来する企業債の元金残高です。制度改正に伴う借入資本金企業債から移行しています。

4、流動負債は、短期間のうちに支払いが予定されている負債のことをいいます。

(1) 企業債は、平成27年度中に償還期限が到来する企業債元金残高です。これも制度改正に伴う借入資本金企業債からの移行になります。

(2) 未払金5,852万8,803円は、前年比90.78%、594万6,716円の減です。

(3) 前受金6,243万6,323円は湯水対策残金になりますが、増減はありません。

(4) 預り金1,214万2,129円は、下水道使用料と釣銭3万円の預かり金になります。前年比で107.72%、86万9,686円の増でした。

(5) 引当金は、制度改正に伴い、賞与引当金306万3,343円、法定福利費引当金54万3,527円の、合計360万6,870円を、平成27年度6月賞与とこれにかかわる共済組合負担金の支出に備え計上したものです。

流動負債の合計では、2億1,054万3,981円となります

5、繰延収益は、平成26年度の制度改正により設けられた負債勘定です。

(1) 長期前受金は、18億493万5,325円で、このうち平成26年度末時点での収益化済額が、(2) 長期前受金収益化累計額7億7,040万4,891円になります。

したがって、平成26年度末時点の収益化未済額の残高は、繰延収益合計の10億3,453万434円となっています。

負債の合計は、固定負債12億9,559万2,769円、流動負債2億1,054万3,981円、繰延収益10億3,453万434円の合計で、25億4,066万7,184円となりました。

続いて、資本の部について説明いたします。

6、資本金は、制度改正により自己資本金のみとなっています。平成26年度末時点で、自己資本金9億1,595万2,182円、前年比104.57%、4,000万円の増で、町からの出資金です。

借入資本金企業債は、制度改正により、平成26年度からは固定負債と流動負債に表示変更となっていますので、残金はゼロ円になります。

7、剰余金です。制度改正により、平成25年度末時点の資本剰余金は繰延収益の長期

前受金に全て移行しており、平成26年度中の補助金等についても長期前受金に計上して  
いますので、平成26年度末時点での資本剰余金の残高はありません。

(1) 利益剰余金は、企業がこれまでに生み出した利益の積立額です。

減債積立金は1,646万7,000円で増減なし、建設改良積立金2,355万1,  
177円は前年度の未処分利益剰余金221万5,756円を積立処分したため、増です。  
当年度未処分利益剰余金6億8,360万5,673円は、損益計算書で確認していただ  
いたものと同一のものです。

(イ) から (ハ) の合計7億2,362万3,850円が利益剰余金となります。

資本合計は、資本金9億1,595万2,182円と剰余金合計の利益剰余金7億2,  
362万3,850円を足して16億3,957万6,032円となります。

負債資本合計は、負債合計25億4,066万7,184円に資本合計16億3,95  
7万6,032円を足した41億8,024万3,216円となり、340ページの資産  
合計と同額となります。

決算書類の説明は以上になりますが、制度改正に伴い、決算書の付属書類中、新たにキ  
ャッシュ・フロー計算書が必要になりましたので、説明をさせていただきます。

347ページをごらんください。

キャッシュ・フロー計算書です。平成26年度においてどれだけ資金が増減したかを示  
す計算書になります。

1の業務活動によるキャッシュ・フローですが、文字どおり業務活動によりどれだけ資  
金を生み出したかを示す内容です。したがって、一番重要なキャッシュ・フローであ  
ると考えられます。

内容は、損益計算書の当年度純利益から始まり、減価償却費などの資金の収支を伴わな  
いものを控除して算出する間接法を用いています。

業務活動により、1億5,717万986円の資金が増えた結果となっております。

2の投資活動によるキャッシュ・フローですが、主に水道管の更新事業など、建設改良  
にかかわる投資をどれだけ行ったかを示す内容となっております。投資活動では、1億3,  
122万2,151円の資金が減った結果となっております。

3の財務活動によるキャッシュ・フローですが、主に企業債の借入・元金償還に関する  
キャッシュ・フローを示します。企業債などの有利子負債の依存性の目安として確認でき  
る内容となっております。財務活動では、2,733万6,314円の資金が減った結果と  
なっております。

平成26年度においては、業務活動によるキャッシュ・フローから財務活動によるキャ  
ッシュ・フローの合計で138万7,479円の資金が減った結果となりました。

その結果、平成26年度期首時点の資金残高、これは平成25年度末時点の資金残高と同一のものになりますが、期首時点が4億394万257円ですので、それから138万7,479円資金が減少し、平成26年度末時点では4億255万2,778円の資金残高となっております。

以上で説明とさせていただきます。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成26年度吉岡町水道事業会計決算につきまして、平成27年8月7日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された水道事業会計の決算報告書について、予算額及び収益的収支、資本的収支並びに日計伝票、歳入歳出伝票、振替伝票により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（岸 祐次君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第53号は、産業建設常任委員会に付託します。

本日の日程のうち、以上をもって平成26年度決算認定に関する議題が終了いたしました。

落合監査委員には、監査報告ご苦労さまでした。

それで、ここで休憩をとりたいと思います。3時まで休憩いたします。

午後2時41分休憩

---

午後3時00分再開

議長（岸 祐次君） それでは、会議を再開します。

---

日程第17 議案第54号 平成27年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）

議長（岸 祐次君） 日程第17、議案第54号 平成27年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第54号 平成27年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,549万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億499万3,000円とするものがあります。

歳入の主なものは、10款普通交付税が確定し10億7,268万5,000円になったことにより、7,268万5,000円を追加し、あわせて21款町債の臨時財政対策債4,790万円を追加しました。また、前年度の実質収支額は5,731万404円となったことにより、繰越金1,731万円を追加いたしました。その他、保育運営費保護者負担金1,368万6,000円、保育運営費国庫負担金5,569万6,000円、保育運営費県負担金2,784万8,000円の追加などがございます。今回の補正で財政調整基金からの繰り入れは、6月補正後は6億7,458万4,000円でしたが、2,516万6,000円を追加し、6億9,975万円といたします。これにより、平成27年度9月補正後の財政調整基金の残高は22億9,144万円となります。

次に、歳出ですが、前年度の実質収支額が5,731万404円の2分の1以上を財政調整基金へ積み立てるため、積立金を865万6,000円追加いたしました。また、障害児通所支援費1,536万円、障害者自立支援費等返納金1,584万3,000円を追加、保育所運営委託料で1億2,842万円を追加、また道路維持補修工事で1,600万円、明治小校舎増築工事設計業務委託で2,151万4,000円の追加などがございます。また、当初予算で計上した駒小トイレ改修工事は、学校施設の耐震化を優先するという国の方針から国庫補助金に採択されなかったため、工事監理業務委託料172万8,000円、改修工事費4,269万3,000円の減額となっております。

以上、主な補正内容でございます。

詳細につきましては財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） それでは、まず1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条の歳入歳出予算の補正額と総額につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第1条第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表・歳入歳出予算補正」によるということで、これにつきましては、2ページから6ページまででございますが、補正の款項の区分等を含めて事項別明細書で説明させていただきます。

第2条の地方債の補正につきましては、地方債の変更及び廃止は第2表地方債補正によるということで、7ページをごらんいただきたいと思います。

臨時財政対策債について、限度額2億7,000万円を4,790万円増額し3億1,790万円とするものでございます。普通交付税が決定し臨時財政対策債の発行可能額が決定されたことによるものでございます。また、学校教育施設等整備事業債（駒寄小学校トイレ改修事業）については、学校施設の耐震化を優先するという国の方針により国庫補助に採択されなかったため廃止ということで2,220万円の減額となります。

それでは、11ページをごらんいただきたいと思います。

事項別明細書により説明を申し上げさせていただきます。

まず、歳入でございますが、10款1項1目地方交付税1節普通交付税につきましては、額が確定し10億7,268万5,000円になったことにより7,268万5,000円の追加です。

次に、12款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金で保育運営費保護者負担金1,368万6,000円の追加。

次のページで、14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節児童運営費国庫負担金の保育運営費国庫負担金5,569万6,000円の追加でございます。これは、歳出の児童保育費に係る追加で、制度改正による委託料の単価の増や対象児童の増によるものです。同じく1目民生費国庫負担金で、障害児支援費国庫負担金769万4,000円の追加。同じく14款国庫支出金2項国庫補助金1目民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金1,475万円の追加。これは、子ども・子育て支援新制度に基づくものです。次に、14款国庫支出金2項国庫補助金5目教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金は、先ほども申し上げましたが、駒寄小学校トイレ改修事業につきまして、学校施設の耐震化を優先するという国の方針から国庫補助の採択とならず、1,538万2,000円の減額となっております。

次に、13ページをごらんください。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金の保育運営費県負担金は、先ほどの保

育運営費国庫負担金の2分の1の額2,784万8,000円の追加です。

次に、14ページをごらんください。

15款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金の子ども・子育て支援交付金は、先ほどの国庫補助金と同様、子ども・子育て支援新制度によるもので、国と同額の1,475万円の追加です。これに伴い、病後児保育事業補助金、延長保育促進事業補助金、保育緊急確保事業補助金、放課後児童健全育成事業県補助金は減額となっております。

次に、15ページをごらんください。

18款繰入金2項基金繰入金2目財政調整基金繰入金は2,516万6,000円の追加となります。

19款繰越金は1,731万円追加でございます。平成26年度実質収支額の確定によるものでございます。

次に、16ページをごらんください。

21款1項町債1目総務債の臨時財政対策債は、先ほど説明申し上げましたように4,790万円の追加でございます。4目教育債の学校教育施設等整備事業債（駒寄小学校トイレ改修事業）は、先ほど説明させていただきましたように2,220万円の減額となりました。

次に、歳出でございますが、17ページをごらんいただきたいと思えます。

給料、職員手当、共済組合負担金、退職手当組合負担金は、全款を通して人事異動等による増減でございます。

次に、18ページの最下行をごらんいただきたいと思えます。

2款総務費1項総務管理費9目基金費、財政調整基金積立金で865万6,000円追加でございます。これは、平成26年度実質収支額の確定に伴い、2分の1以上を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、19ページをごらんください。

12目電子計算費で、マイナンバー等対応機器や情報系ネットワーク機器などの導入作業費などで725万9,000円の追加、14目温泉事業費で、男女浴室の壁改修などで456万円の追加でございます。

次に、22ページをごらんください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の臨時福祉給付金返還金490万1,000円追加でございます。次に、4目老人福祉費の28節介護保険事業特別会計繰出金で237万9,000円の追加。これは、低所得者保険料軽減制度の創設等によるものです。次に、6目障害者福祉費の19節負担金、補助及び交付金の障害児通所支援で1,536万円の追加、23節の償還金利子及び割引料の返納金で1,584万3,000円の追加

です。

続いて、23ページをごらんください。

3款民生費2項児童福祉費3目児童保育費の13節保育所運営委託料1億2,842万円追加でございます。これは、先ほど歳入のところでも説明させていただきましたが、制度改正による委託料の単価の増や対象児童の増による追加です。19節負担金、補助及び交付金の施設型給付費は、新制度に移行する園が少なかったため965万7,000円の減額です。4目の児童館費では、児童館耐震改修工事で500万円の追加です。これは、内壁、天井耐震改修工事の追加によるものです。

次に、26ページをごらんください。

6款農林水産業費1項農業費の8目農業集落排水事業費の農業集落排水事業特別会計繰出金で580万3,000円の追加でございます。これは、処理施設運転管理委託、緊急補修工事の増等によるものです。

次に、28ページをごらんください。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費15節の道路維持補修工事として1,600万円追加でございます。

次に、29ページをごらんください。

3目道路新設改良費、15節の町道改良工事外として400万円追加でございます。次に、5目の橋梁維持費ですが、橋梁維持補修工事を1,000万円減額して、橋梁長寿命化修繕詳細設計業務委託へ同額をつけかえます。

次に、30ページをごらんください。

8款土木費4項都市計画費2目都市施設費の13節委託料の修正設計業務（南下城山防災公園）は、工事費を節減できるような見直しを実施するための業務委託料として550万円を計上しております。同じく13節委託料で、駒寄スマートIC大型車対応化事業では、国の内示額に合わせ840万円の減額となっております。内訳は、高速道路区域外が648万円の減額、高速道路区域内が192万円の減額です。続いて、19節負担金、補助及び交付金の161万3,000円の減額は、前橋市との費用分担協定に基づく負担金の国の内示額に合わせた減額です。

次に、31ページをごらんください。

8款土木費4項都市計画費3目下水道費の公共下水道事業特別会計繰出金は496万5,000円の追加でございます。これは、管渠維持管理工事及び公共下水道工事の増等によるものです。

次に、32ページの最下行をごらんください。

10款教育費2項小学校費3目学校建設費の明小校舎増築工事設計業務委託で2,15

1万4,000円を計上しております。次に、先ほど説明申し上げましたが、駒小トイレ改修工事は国の採択に至らず、工事監理委託料172万8,000円、工事費4,269万3,000円の減額となります。

次に、35ページをごらんください。

5項保健体育費1目保健体育総務費15節工事請負費の体育施設補修工事で550万円の追加でございます。

次に、37ページから39ページは給与費明細書でございます。

40ページは地方債の平成25年度末及び平成26年度末における現在高並びに平成27年度末における現在高の見込みに関する調書で、今回の補正予算では臨時財政対策債の借り入れ限度額が確定したこと、また学校教育施設等整備事業債が廃止になったことにより、当初予算に対して変動が生じたので、本調書を添付させていただきました。

また、参考資料として本補正予算の説明資料となりますが、A4判の19ページの別冊ということで添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 6款1項8目ですけれども、農業集落排水事業費の特別会計の繰出金ということで、何か工事をするということですが、これはどんな工事をするんですか。

議長（岸 祐次君） 大塚上下水道課長。

〔上下水道課長 大塚幸宏君発言〕

上下水道課長（大塚幸宏君） 議案第58号で説明する予定でございますけれども、施設管理費ということで、処理施設運転管理費の増と、それから処理施設の緊急補修工事費の100万円の追加とする、それから上野田地区の処理施設のフロアの設備の修繕工事ということで、施設管理費として555万6,000円の追加を要望する予定でございます。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） もうちょっと詳しく説明していただきますけれども、補正で580万ということですから、本来であれば予算の中で処理されるものがここへ来て額が多いのだから少ないのかわかりませんが、どういう工事をするのかという中身がちょっと見えてこないんですけれども、何がどうなるから今度はこうするんですというところの説明が欲しいんですけれども。

議長（岸 祐次君） 大塚上下水道課長。

〔上下水道課長 大塚幸宏君発言〕

上下水道課長（大塚幸宏君） まず、処理施設の点検回数の増加、それから脱水機運転回数の増加、それから汚泥運搬回数の増加によるものでございます。脱水汚泥運搬回数が、当初26年度新年度予算を要求したわけですが、そのときには炭化施設が稼働するという想定で、脱水汚泥の広域まで運搬する回数を見ておらなかったわけです。その回数の増加と点検回数を当初の浄化槽の規定よりも若干少なく見ていたということ、それから脱水機運転の回数が若干、当初24回ということで見えておりましたが、その回数では間に合わなくて増加するということになりました。

以上でございます。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 当初予定していたよりもふえたということですよ。大概是予定の範囲でつくんですけども、だから聞きたいのは、最初の見積もりを間違えたのだから、それとも量がふえたのだから、どういう理由によっていろんなことで580万のお金が必要になったのかというその原因を聞きたいんですよ。本来であれば、予算の中で大体おさまるといのが本来の考え方なんですけれども、そこでそういうふうにして急遽そのお金を出さなければ間に合わなくなったと。

1つ気になったのが、さっき言った炭化施設、もしかしたら広域ができたからだんだん汚泥も炭化処理施設でできるのではないかと思ったけれども、まだ汚染の度合いが濃くて炭化できないのだから、どういうことでできなくなったのかわかりませんが、仮にもしもそういうことであるとすれば、今まで何回も東電に補償を求めたけれども東電では聞いてくれないということのようですよけれども、でもあちこちでそういう事例はとてもありまして、何回もしつこく言っていくと、東電は今までだめと言っていたものを、縦に首を振ったりするようなこともあるそうです。

そのことも含めまして、皆さんはこれからやっているからこういうことだと言うんでしょけれども、私たちはここで580万ふえるとばばつと言われて、ああそうですかと簡単に見えないものを承知してしまうわけにもいきませんので、もう少しどういう理由で当初の見積もりもふえたんですと、最初の見積もりを誤ったり、でもそうではなくて違う原因でふえたのであれば、ふえた原因とか何かあるわけですよ。そうでないと整合性がありませんから。その辺の説明をしていただけたらと思います。

議長（岸 祐次君） 大塚上下水道課長。

〔上下水道課長 大塚幸宏君発言〕

上下水道課長（大塚幸宏君） 当初の見積もりが大分27年度の状況に合っていなかったということがまず原因でございます。

先ほど申しましたけれども、処理施設点検の回数の増加につきましては、平成27年度の労務単価も上昇したということが原因でございます。

2つ目の汚泥運搬回数の増加ですけれども、これは上野田の炭化施設の稼働という前提のもと、渋川広域までの脱水汚泥を運搬するという、以前は要求しておらなかったものですから、今現在炭化施設が稼働していない状況でございますので、脱水汚泥につきましては、北下、南下、それから上野田におきましても渋川広域のほうに運ぶということになりました。その結果、渋川広域までの27年度予算の運搬量を回数として全く見込んでいなかったということがございますので、ここで新たに27年度分の運搬回数の費用を改めて補正としてお願いしたいということになりました。

原発との関連でございますけれども、放射性物質の点検の委託料につきましても、こちらで希望するものについても要求はしておりますけれども、あくまでも脱水汚泥、それから放流水の検査のみということで、なかなか東電のほうも厳しいことを言っておりまして、補償につきましては、その項目だけについての補償ということになっております。

以上です。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 10款教育費3目学校建設費、事業名明治小学校校舎増築事業、2,151万4,000でございます。北下に建っている明治小学校、これは私が質問したらいいかなと思っている次第で、手を挙げた次第でございます。

児童数増に伴い教室の不足が見込まれるため、プール跡地に2階建て4教室の特別教室棟をつくる。平成27年度は実施設計を行い、平成28年度に工事を行う。

ここまで書いてありますと、2階建て4教室の特別教室と、これはどう見ても駒寄小学校の増築に鑑みまして、それを参考にした部分もあるのではないかと思ったわけでございます。ここら辺の細かいところが、実施設計が27年度でございますが、そこら辺の説明をお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） お答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおり、生徒数がふえましたので増築という手段に踏み切っているわけなんです、内容につきましては、やはり数年前に駒寄小学校の児童がふえまして、

それに伴って教室が不足になりました。本校舎に普通教室をふやすということに対して、特別教室を本校舎から外へ出す、それで特別教室等を増築したわけですが、全く同じようなケースで明治小学校のほうも考えております。

したがいまして、議員さんのおっしゃるとおり、特別教室棟をプールの跡地に設定いたしまして、2階建て特別教室4教室を予定している状況であります。

議長（岸 祐次君） ほかにありますか。

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 11ページの歳入のところの地方交付税のところで見ますけれども、7月に普通交付税が決定されて、その額が10億7,268万5,000円となりましたけれども、平成26年の普通交付税を見ますと、10億6,400万ですね。これで少し普通交付税がふえているように思うんですけども、いただいた決算の参考資料を見ますと、普通交付税の算定は財政の需要額から財政収入額を引いてその差をもって算定の根拠とすると書いてあるんですけども、そうしますと吉岡町の人口は伸びておるわけなので、財政需要額は伸びていると理解できる。それから、収入額も当然伸びていると思うんですけども、普通交付税がふえるということは、その差は縮まっているというふうに思うんですけども、来年度も人口が伸びると見込まれておりますので、そうするとその差額がますます広がってくるのかなという気がするんですが、そこら辺、来年の普通交付税はことしの決定額よりも伸びるかどうか、伸びるという理解でよろしいでしょうか。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 議員さんがおっしゃるような形で、交付税の算定は大まかに言うともうことになりまして、税収がふえるとその分交付税が減るという形、あとは基準財政需要額においては人口が伸びると基準財政需要額は減るという形になりまして、吉岡の場合、人口はまだ伸びますが、税収も伸びますので、今回の決算を見ると3%伸びておりますので、人口については国勢調査の人口を使いますので、国勢調査は5年ごとですと、5年間同じ数字を使うということで、ちょうど今回平成27年度で国勢調査をやりますので、そうするとその数値が、国勢調査の人口が出れば次の交付税に算定されますので、そうするとその人口が伸びた分だけ基準財政需要額は上がるのかなと思います。

ただ、先ほど申し上げましたが、税収が伸びますとその分収入がふえるので、基準財政需要額もふえるということで、その辺のところのバランスといいますか、そういったところでなかなかちょっと予想は難しいかなと思っております。

以上です。

議長（岸 祐次君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 平成22年に国勢調査が行われていまして、ことしはまた国勢調査の年です。

私はそれがよくわからないんですけども、少なくとも人口は5年前と比べれば伸びているはずなので、もしこの27年度の国勢調査の結果が28年度の交付税額の決定に反映されるとすると、財政需要額は伸びてくるということは、税収は去年のことを言っておりますので、つまり差し引き額は大きくなるから、それを算定すると地方交付税は多くなると私は考えたんですけども、はっきりした返事はいただけなかったということなんですけど、もう一つ聞きたいんですけども、地方交付税交付金が11億5,200万円ということですので、普通交付税から差し引きますと、特別の交付税が8,000万円ということになるわけなんですけど、昨年度の平成26年のものを見ますと、トータルが12億200万円ですか、普通交付税が先ほど言いましたように10億6,400万円ですから、差し引くと特別交付税は1億3,700万円となるわけなんですけども、去年とことしの比較で申しますと、半減とは言いませんけれども8,000万円、非常に低い金額になっているんですけども、これはどういうことなのかご説明いただけます。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） これにつきましては、安全面というか、予算割れをしないような形で、通常交付税につきましては、予算割れになりますと県のヒアリング等がありまして、安全面を見るということで若干少な目に通常計上しております。

そういったことで、特別交付税につきましてはいろいろな要因で変動しますので、安全面を見ているということをお願いいたします。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 10款教育費の第5項保健体育費の1目保健体育総務費でございますが、これも私は昔関係があったものですから、体育関係の人にぜひこら辺は考えてほしいと言われたものですから、質問させていただきます。

体育施設補修工事550万円、それと社会体育館改修工事分で157万6,000円。

この前も少し議論があったわけですが、現在ある体育館の機能を保ちつつ悪いところを改修し、水飲み場、洗面所等、以前からあるところの施設を使いやすいように改修するとの局長の答弁がこの前ありましたが、ある意味、防衛省の予算であるので、そこ

ら辺は受け入れなければならないところもあるのでございますが、やはり障害者に対応するにはバリアフリーへの対策は必要ではないかと思うわけでございます。スロープや手すりなどを設置して、なるべくバリアフリー化して、障害者に使いやすい社会体育館にしなければならないと思っているわけでございますが、そこら辺を受け入れていただけるかどうか質問いたします。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 今回の補正に関しましては、体育施設補修工事550万、この金額は、前回の議会のときにもご指摘がありました網戸が計上されておりませんでしたので、その対応。それから、河川敷グラウンドの整備ということで、2本立てで550万を計上させていただいております。

社会体育館改修に伴うところのバリアフリーということですが、あくまでも現在の施設の悪いところを直す改修工事という目的の中で補助金もいただいております関係で、バリアフリーということには今のところは対応できておりません。ただし、階段にあります手すり等のつけかえは予定させていただいております。

議長（岸 祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） そこら辺の答弁も前回と同じで、わかるような気がするんですが、やはりこの前、入口にスロープをつけて登りやすいようにしてくれないかという要望がありましたけれども、そこら辺もちょっと無理かなという話でございました。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） やはり現在の施設の改修ということが第一の目的でありまして、確かに災害時については一時的緊急避難所の指定にもなっておりますので、弱者対策ということも必要だということは認識しております。

しかしながら、再三申し上げているとおり、あくまでも事業の内容が現施設の悪いところの改修が補助事業として該当になっておる関係で、申しわけないですが、今回の改修工事では今のところ改修は予定されておられません。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第54号は、総務常任委員会に付託します。

日程第18 議案第55号 平成27年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岸 祐次君） 日程第18、議案第55号 平成27年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明理由を申し上げます。

この補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,488万6,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、平成26年度決算の確定により繰越金の減額が主なものでございます。

詳細につきましては教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 補正の内容は、今ほど町長が申し上げたとおりでございます。

平成26年度決算が確定いたしまして、実質収支額が25万8,094円となりました。これを平成27年度の繰越金として歳入額を補正するものです。

補正予算書の2ページの第1表をごらんください。

第3款繰越金の既決予算ですが、30万円を見込んでおりましたが、決算額の確定に伴いまして繰越金が25万8,094円になったことから、4万2,000円の減額をいたしまして25万8,000円にお願いするものでございます。

歳出につきましても歳入と同額の補正をお願いし、こちらは7ページになりますが、給食用食材料費を4万2,000円減額させていただくものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第55号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第 19 議案第 56 号 平成 27 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議長（岸 祐次君） 日程第 19、議案第 56 号 平成 27 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明理由を申し上げます。

議案第 56 号 平成 27 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について提案を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 533 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 4,579 万 4,000 円としたいものです。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 大塚上下水道課長。

〔上下水道課長 大塚幸宏君発言〕

上下水道課長（大塚幸宏君） 説明申し上げます。

議案書の 6 ページをごらんください。

まず、歳入ですけれども、第 4 款県支出金第 1 項県補助金第 1 目下水道費県補助金です。単独工事費の県補助金が 3% から 5% に変更になり、4 万円の追加となりました。

第 7 款諸収入第 2 項雑入第 1 目雑入です。県道南新井線新設によります公共ます移設に伴う補償費 33 万 4,000 円の追加でございます。

歳出で、第 1 款下水道費第 1 項下水道費第 1 目総務管理費です。4 月の人事異動に伴う給与等の補正で 18 万 4,000 円の追加です。第 2 目管渠管理費 350 万円の追加です。内訳は、工事請負費の公共ますの移設、舗装、マンホールのかさ上げ、管渠布設になります。第 3 目建設費 165 万 5,000 円の追加です。内訳は、4 月の人事異動に伴う給与等の補正で 3 万 6,000 円の追加と、管渠布設工事 160 万円の追加と、退職手当組合負担金 1 万 9,000 円の追加です。

以上、よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第56号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

日程第20 議案第57号 平成27年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第1号)

議長(岸 祐次君) 日程第20、議案第57号 平成27年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長(石関 昭君) 説明申し上げます。

議案第57号 平成27年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,975万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億8,437万9,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、平成26年度決算により繰越金の増額が主なものでございます。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしく審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長(岸 祐次君) 福田健康福祉課長。

[健康福祉課長 福田文男君発言]

健康福祉課長(福田文男君) それでは、説明いたします。

8ページをごらんください。

歳入の部。

第5款の療養給付費等交付金の現年分及び第6款の前期高齢者交付金は、平成27年度当初交付決定額の通知に合わせたものでございます。それぞれ減額補正するものでございます。

次に、第11款の繰越金第1目の療養給付費交付金繰越金は、前年度超過交付されたものでございます。歳出の第11款第1項第3目の償還金で同額を返還するものでございます。第2目のその他繰越金は、先ほど町長が申し上げましたとおり、平成26年度決算が確定し1億4,760万5,189円となりましたので、繰越金として補正するものでございます。

9ページをごらんください。

歳出の部に移ります。

第2款の保険給付費は、第1項の療養諸費、第2項の高額療養費を増額補正し、保険給付費の予算額を14億8,284万3,000円とするものでございます。

次に、10ページをごらんください。

第3款の後期高齢者支援金等、第4款の前期高齢者納付金等、12ページの第5款の老人保健拠出金、第6款の介護納付金は、平成27年度当初決定通知に合わせた額とするものでございます。減額補正をするものでございます。

第11款の諸支出金は、国庫金等の前年度に多く受け取った分の償還金でございます。歳入の繰越金の説明で申し上げました前年度の療養給付費交付金と療養給付費等負担金等の返還金でございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第57号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第21 議案第58号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)

議長（岸 祐次君） 日程第21、議案第58号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第58号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ580万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,198万7,000円としたいものであります。

詳細につきましては上下水道課長をして説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 大塚上下水道課長。

〔上下水道課長 大塚幸宏君発言〕

上下水道課長（大塚幸宏君） 説明いたします。

議案書の8ページをごらんください。

歳出。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業費第1目総務管理費24万7,000円の追加です。内訳は、4月の人事異動に伴う給与等の補正で63万3,000円の追加と、渋川広域ごみ運営負担金の46万8,000円の減額と、退職手当組合負担金8万2,000円の追加です。第2目施設管理費の555万6,000円の追加です。内訳は、委託料が処理施設運転管理委託費と法定11条検査委託料で300万1,000円の追加、工事請負費が処理施設緊急補修工事費100万円の追加と、上野田地区処理施設ブローア設備修繕工事費155万5,000円の追加です。

以上、よろしく願いいたします。

議長(岸 祐次君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

[15番 小池春雄君発言]

15番(小池春雄君) 処理施設の運転管理委託ということで、その施設は運転管理を委託しておりますけれども、これは毎年毎年の契約なんですか、それとも3年まとめてとかやっているんですか。契約の方法なんですけれども、9月になってからここでいっております処理施設の運転管理委託ですよね、これが300万ですね。これが増額になるわけですよね。どういう理由でこれがふえざるを得なかったかということなんですけれども。

議長(岸 祐次君) 大塚上下水道課長。

[上下水道課長 大塚幸宏君発言]

上下水道課長(大塚幸宏君) まず、委託料の契約でございますけれども、これは毎年年度ごとに契約ということでやっております。

施設管理運転委託費ということで先ほどご質問がございまして、脱水汚泥の運搬回数が増を当初全く見ていなかったということと、3施設ございますけれども、点検回数をそれぞれ40回ずつ見ておりましたけれども、浄化槽法により、この規定まで達していなかったということで、その回数にもっていくということで、運転回数の点検回数の増加ということになります。

それから、脱水機運転の回数の増加ということで、汚泥の脱水機運転が当初見込んでいた回数よりも増加になったということでございます。

以上でございます。

議長(岸 祐次君) 小池議員。

[15番 小池春雄君発言]

1 5 番 (小池春雄君) 普通、ここで言うております処理施設の運転管理となると、一般的にはあそこは人が入って処理する機械を運転していると、24時間詰めているのだからどういうのだから知りませんが、そこに人がいるということですよ。一般に考えると運転というのはそういうことなので、汚泥なんかを運んだりするのは運転管理とは別のような感じがするんですけども、そこのところは丸投げというのか、そっくり運ぶことから、そこでその会社で処理することも、機械の運転ですね、普通は運転だと運転で、処理する、持っていくとか、そっちは出来高払いで別のような気がするんですけども、これで見ますと、施設の運転管理委託というふうになっていますよね。機械を回す運転管理で、何となくそこにある出たものを今度運ぶとかなんかというのはまた別の項目になるような気がするんですけども、ちょっとその部分がわかりにくいんですけども、どういうことなんでしょうか。

議長 (岸 祐次君) 大塚上下水道課長。

[上下水道課長 大塚幸宏君発言]

上下水道課長 (大塚幸宏君) この委託料の中に、処理施設運転管理委託費ということで、処理施設の管理、それから汚泥が当然出てきますので、その運搬につきましてもこの項目の中に運転管理費として、運転管理費と汚泥の運搬につきましてもこの中に入れてお願いしているということでございます。運搬回数によって、また金額の変更も当然出てくるということになります。

以上でございます。

議長 (岸 祐次君) 小池議員。

[1 5 番 小池春雄君発言]

1 5 番 (小池春雄君) わかりにくいんですけども、最初の委託契約、運搬分ですよ、前であれば恐らく町が直接やっていたんでしょうけれども、最近はいろんなものを業務委託することになって、すると当初の委託契約というのがありますよね。委託契約というのは出来高払いでどんどんふやしていきますという契約もあるのでしょうか、大体この時期入ってくる量はこれだけあって、これを運転しながら、今言われたような仕事、運搬なんかも含めていくと、大体このぐらいでおさまりますというので契約しますよね。大体その中でおさまるとというのが妥当な線なんでしょうけれども、そもそも契約設計の段階で大きなものを落としていたとかということになれば、こういうことが発生してくるかもしれないんですけども、額も大きいものですから、ちょっとそれで理解できないんですよ。300万ですか。

議長 (岸 祐次君) 大塚上下水道課長。

[上下水道課長 大塚幸宏君発言]

上下水道課長（大塚幸宏君） 今回の施設管理費55万6,000円の追加の内容でございますけれども、今ご質問されています委託料が300万1,000円の追加、そのほかに処理施設の緊急補修工事として100万円の追加、それから上野田施設処理施設のフロア設備修繕工事費として15万5,000円の追加ということでお願いしております。

今、議員さんご質問の委託料につきましては300万1,000円の追加ということで、この内容が脱水汚泥の運搬回数、点検回数、それから脱水機の運転回数の増ということになったわけでございます。

以上です。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第58号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

## 日程第22 議案第59号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岸 祐次君） 日程第22、議案第59号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第59号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,772万1,000円とするものであります。

詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、説明させていただきます。

今回の補正の内容につきましては、平成26年度決算による繰越金の増額と、今年度中に平成28年1月から総合事業へ移行する予算の組み替えが主なものでございます。

7ページをごらんください。

歳入の部。

第1款の保険料は、当初調定額をもとにいたしまして算出し、第1段階の軽減による減額を加味した減額補正でございます。

第2款の国庫支出金は、主に総合事業移行による介護予防訪問及び通所サービスの支出先であります保険給付費から地域支援事業費への組み替えによる第1項第1目の介護給付費負担金から、8ページの第2項第4目の地域支援事業交付金へ組み替えるものでございます。

また、8ページから9ページにかかる第3款の支払基金交付金は、第2号被保険者負担分でございます。及び第4款の県支出金も同様に介護給付費負担金から地域支援事業交付金へ組み替えるものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

第6款の繰入金は、第1項第1目の介護給付費繰入金を第5目の地域支援事業繰入金に組み替え、総合事業へ移行する関係でございます。第7目の低所得者保険料軽減繰入金は、第1号被保険者保険料第1段階軽減の公費負担分を繰り入れるものでございます。1人当たり3,600円、対象人数425人とし153万円を計上いたします。うち国負担分が2分の1の76万5,000円、県負担分と町負担分が、それぞれ4分の1の38万2,500円であります。国及び県負担は一般会計に入りまして、介護特会へ繰り出したものでございます。

11ページの第7款の繰越金は、前年度繰越金581万7,777円でございます。

次に、歳出に移ります。

12ページをごらんください。

第1款の総務費は、総合事業に移行する周知関係による増額でございます。

第2款の保険給付費の第1項第1目の居宅介護サービス給付費の財源を、第1段階の公費負担の繰入金153万円を充当するものでございます。

13ページに移ります。

第2項第1目の介護予防サービス給付費及び第7目の介護予防サービス計画費の減額は、総合事業へ移行する1月及び2月分の給付分を減額し、14ページの第4款第3項第1目の介護予防・生活支援サービス事業費の19節負補交に組み替えるものでございます。なお、3月分の給付費は翌年度の支払いとなります。

13ページに戻りまして、第4款の地域支援事業費、第1項第1目の一次予防事業費は、総合事業移行分を減額し、14ページの第4項第1目の一般介護予防事業費に組み替えま。なお、事業委託部分での1月から3月までの3カ月分となります。

また13ページに戻りまして、第2目の二次予防事業費は、同じく総合事業移行分を減

額し、14ページの第3項第1目の介護予防・生活支援サービス事業費の13節の委託料に組み替えいたします。

第3項第2目の介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業委託料として200万円の増額補正でございます。

次に、15ページに移ります。

第6項第1目の審査支払手数料は、総合事業移行分を増額するものです。本来ならば第2款の保険給付費の移行分を減額し、組み替えするところでございますが、今回は据え置きとさせていただきます。

次に、第5款基金積立金を111万9,700円減額いたします。これは、介護保険料の減額と、平成27年度から介護報酬単価が引き下げられましたが、被保険者の増加等により、サービス利用の増加も考慮したものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

第6款第2項の償還金は、国庫支出金等過年度返還金454万8,000円と、第5期で財政安定化基金を借り入れいたしました977万1,000円の1年分325万7,000円でございます。

総合事業への移行につきましては、当初29年度より実施する予定でありましたが、特例による費用の上限措置があるため、早く実施したほうが来年度の事業展開によっては一般会計からの繰り入れが少なくなります。

また、地域支援サービス等の充実を図るため、新たな事業の検討や早期の事業実施につながることも考えられ、現行の実施内容でも移行を展開したとみなすということもありません。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第59号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第23 議案第60号 平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)

議長（岸 祐次君） 日程第23、議案第60号 平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第60号 平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ254万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,530万6,000円とするものであります。

詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、説明させていただきます。

2ページの第1表をごらんください。

第3款の繰越金は、平成26年度決算が確定し、実質収支額が270万9,100円となりましたので、繰越金として補正するものでございます。

支出の部になります。

第2款の後期高齢者医療広域納付金は、歳入の繰越金の補正額の254万3,000円をそのまま増額補正するものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第60号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

#### 日程第24 議案第61号 平成27年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）

議 長（岸 祐次君） 日程第24、議案第61号 平成27年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第61号 平成27年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由

を申し上げます。

収益的収入及び支出におきましては、支出で56万5,000円の減額補正を、また資本的収入及び支出におきましては、支出で1,102万9,000円の追加補正をお願いするものであります。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 大塚上下水道課長。

〔上下水道課長 大塚幸宏君発言〕

上下水道課長（大塚幸宏君） 議案書の3ページをごらんください。

収益的収入及び支出におきまして、支出、第1款水道事業費用第1項営業費用第1目配水及び給水費におきまして人件費65万円の減額。第2目総系費で人件費8万5,000円の追加となります。

資本的収入及び支出におきまして、支出、第1款資本的支出第1項建設改良費第1目配水設備工事費におきまして人件費2万9,000円の追加、工事請負費において1,100万円の追加、合計1,102万9,000円の追加補正となります。

よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第61号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

## 日程第25 同意第5号 吉岡町教育委員会委員の任命について

議長（岸 祐次君） 日程第25、同意第5号 吉岡町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

同意第5号 吉岡町教育委員会委員の任命について。

吉岡町教育委員会委員1名が9月30日をもって任期満了となるため、次の者を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

同意を求める委員は小林静弥さんでございます。同氏は昭和39年8月24日生まれの51歳、住所は吉岡町大字小倉190番地の1です。小林静弥氏は吉岡町の生まれで、吉岡中学校から渋川高等学校を卒業され、さらに高崎経済大学を経て、民間会社に就職されました。現在は、学習塾の講師をされております。

また、地元の信望も厚く、小倉自治会の青少年健全育成推進委員を務められているほか、明治小学校PTA副会長、吉岡中学校PTA会長を歴任されるなど、教育にも熱心で、積極的に取り組まれ、人格が高潔で、教育及び文化に関し識見を有する方で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第4項の規定をも満たしています。

何とぞ同意をいただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 私は、この小林さんという方が直接どうこうという問題ではなくて、教育委員の選任というときに好ましいのは、教育委員さんも男女とも同数くらいが適当ではないかと考えておりますけれども、今回の人選という中では、そういう教育委員さんとしての、どうしてもいろんな町の何とか委員とか審議委員とかそういうものは男性に偏りがちなんですけれども、事、教育委員ということにおきましては、なるべくそのメンバーは男性と女性が同じくらいなのがいいのではないかという思いもありますけれども、決して小林さんが不適格とかそういうことを言っているわけではなくて、教育委員の人選というときに、そういうことが考慮されたかどうか、また今後ともそういうことを考慮していくという考えを持っているかについてお尋ねします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 今、小池議員から女性の起用も考えたのかということですが、十二分にそれも考慮いたしております。

今、教育委員は2人女性がお世話になっているわけですが、1年はいわゆる2人が一緒にできるような形をとって、あとは男性ということで今やっております。

もちろん、今回は地区的にも小倉であって、また男性を選ぼうということで男性を選んでいるんですけれども、女性は女性でまたそのようなことで女性が退任するということになりますと、またそこで女性を選ぶという形をとっております。

地域的にも、大分昔は、南下、北下地区はほとんど女性が出ておったんですけれども、それはちょっとうまくないということで、吉岡町全体を見てうまく配分をしながらやって

いくということで、女性の雇用は今までどおりやっていきたいと思っております。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第5号は、総務常任委員会に付託します。

---

## 日程第26 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（岸 祐次君） 日程第26、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の現行委員1名の任期満了に伴い、その推薦を行うに当たり、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

その候補者は、氏名、大谷修司、住所、群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田1329番地の669、生年月日は昭和24年1月10日、2期目をお願いするものであります。

よろしく願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております諮問第1号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第27 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（岸 祐次君） 日程第27、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の現行委員1名の任期満了に伴い、その推薦を行うに当たり、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

その候補者は、氏名、大貫ふた葉、住所、群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保1064番地の54、生年月日、昭和29年8月17日、2期目をお願いするものであります。

よろしく願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております諮問第2号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第28 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（岸 祐次君） 日程第28、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の現行1名の任期満了に伴い、その推薦を行うに当たり、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

その候補者は、氏名、後藤輝治、住所、群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保3280番地の1、生年月日、昭和23年9月6日、吉岡町職員として長く奉職され、退職後は自治会役員や体育協会役員など、多方面にわたり活動されております。

地域から信頼され、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方だと思っております。

よろしく願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） ちょっとお尋ねしますが、先ほどから人権擁護委員が3名いたんですが、人権擁護委員1名の任期が来たと思ったんですよ。3人の人権擁護委員の任期

が来たというのがわかりにくい、これはそういう口上の仕方なんですか、どうですか。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 今回3名の推薦でございます。

1名1件ずつご審議していただきたいと思ひまして、このような提案をさせていただきました。

以上です。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 議長、変に感じたんですけども、1名ずつやるのはそれでいいと思うんですが、3名の方の人権擁護委員の任期が来たというので、3名の方が欠員になるということなので、またその3名にお願いするということで、それぞれ1名ずつはわかるんですけども、3人いて、その1名の方が任期になるという言い方をしたものですから。だから、言い方がちょっとおかしいのではないかと思ったんですよ。1名と言いながら3人据えたから。一般的にはまずそういう経験はなかったと思うんですけども。それは、当然議決ですから、1人ずつするのは決まっているんですけども。

議長（岸 祐次君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております諮問第3号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第29 請願第1号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書提出の請願

議長（岸 祐次君） 日程第29、請願第1号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書提出の請願を議題とします。

では、事務局長に請願の朗読をさせます。

〔事務局長 大井隆雄君発言〕

事務局長（大井隆雄君） 朗読いたします。

請願第1号。

2015年8月26日。

吉岡町議会議長、岸 祐次様。

「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書提出の請願。

請願者、渋川市半田1900番地5。

団体名、憲法をくらしに生かす渋川北群馬連絡会。

代表者、伊佐信義、紹介議員、小池春雄。

請願趣旨。

7月15日、集団的自衛権行使を具体化する「安全保障関連法案」の裁決が衆議院安全保障特別委員会で強行され、翌16日には衆議院本会議にて強行採決がされました。現在参議院にて審議中です。この法案は、日本弁護士連合会や多くの憲法学者・研究者から「憲法違反」と明確に指摘されています。

「安全保障関連法案」は、今国会での審議で違憲性、危険性が浮き彫りになっています。1つは、海外で武力行使している米軍への兵たんが大幅に拡大し、戦争そのものとなる。2つは、中東・アフリカなど現在戦乱が続いている地域での治安活動が可能となり、戦争との境目がなくなる。3つに歴代政府の憲法解釈を180度転換して、集団的自衛権を行使、米軍の無法な戦争に参戦するなどです。

二度と戦争をしないと誓った「日本国憲法」により、日本は戦争によって人を殺したり、殺されることなく70年を過ごすことができました。世論調査では、多数の国民が「安全保障関連法案」の強行に反対しています。「良識の府」と言われている参議院で、このような国民の願いを受けとめ、徹底審議を尽くし、廃案にするよう国に意見書を提出していただくことをお願いします。

以上です。

議長（岸 祐次君） 紹介議員である小池議員において補足説明があれば発言してください。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） きょうあたりの上毛新聞にも、元日本の内閣法制局長官、歴代の法制局長官は全てが、今の安保法案というものは、集団的自衛権行使を認める立法は違憲だということが大きく報道されておりましたけれども、まさに私もそういうことだと思っております。

国民の多くでも、6割の人たちがこの安保法案には反対と報道されております。まさにそういうことと思います。戦争に道を開くおそれのありますこの安全保障関連法案は、廃案することが大事ではないかと思っております。

以上です。

議長（岸 祐次君） ただいま議題となっております請願第1号は、総務常任委員会に付託します。

---

日程第30 請願第2号 「平和安全法制」（国際平和支援法：海外派兵恒久法と平和安全法制整備法：一括改定法の実質11法案）に断固として反対し、この法案

を廃案にすることを強く求める請願

議長（岸 祐次君） 日程第30、請願第2号 「平和安全法制」（国際平和支援法：海外派兵恒久法と平和安全法制整備法：一括改定法の実質11法案）に断固として反対し、この法案を廃案にすることを強く求める請願を議題とします。

事務局長に請願の朗読をさせます。

〔事務局長 大井隆雄君発言〕

事務局長（大井隆雄君） 請願第2号。

吉岡町議会議長、岸 祐次様。

「平和安全法制」（国際平和支援法：海外派兵恒久法と平和安全法制整備法：一括改定法の実質11法案）に断固として反対し、この法案を廃案にすることを強く求める請願。請願者。

住所、渋川市有馬237番地1。

団体名、北毛保健生活協同組合。

代表者、中澤真理。

紹介議員、小池春雄。

請願趣旨。

私たちは、「協同の力で、いのち輝く社会をつくること」を掲げ、生協を“いのちの分野で活かす”ことを目指して事業や運動を進めています。戦後70年、私たちは「平和とよりよい暮らし」を求めて協同と連帯を地道に重ねてきています。

それら私たちの願いを踏みにじるがごとく、安倍政権は7月16日、集団的自衛権行使容認を柱にした「国際平和支援法」「平和安全法制整備法」の2法案を衆議院本会議で強行採決しました。

この法案は、幾ら「平和」や「安全」の名をつけてみても、日本を米国の起こす戦争にいつでもどこでも参加できるようにする「戦争法案」です。

自衛隊が「戦闘地域」にまで行って軍事支援する、イラクやアフガニスタンでの治安維持活動などに参加し武器を使用できるようにする、集団的自衛権を発動し米国の先制攻撃にも参戦するなど、憲法9条をなきものにする大変なものです。

どの世論調査でも戦争法に反対が多数です。戦後70年、憲法を守り抜いてきた私たちは、戦争国家づくりを絶対に許しません。

国民の声を踏みにじり、アジアと世界に不戦を誓った憲法9条を壊し、「戦争する国」へと戦後日本の歩みを大転換させる動きに反対し、法案を廃案にするよう国に意見書を上げていただくことをお願いいたします。

以上です。

議長（岸 祐次君） 紹介議員である小池議員において補足説明があれば発言してください。  
それでは、ただいま議題となっております請願第2号は、総務常任委員会に付託します。

---

## 散 会

議長（岸 祐次君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これで散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後4時38分散会

# 平成27年第3回吉岡町議会定例会会議録第2号

---

平成27年9月7日（月曜日）

---

## 議事日程 第2号

平成27年9月7日（月曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	馬場周二君
15番	小池春雄君	16番	岸祐次君

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小淵莊作君
財務課長	大澤弘幸君	町民生活課長	大井力君
健康福祉課長	福田文男君	産業振興室長	高田栄二君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	大塚幸宏君
教育委員会事務局長	南雲尚雄君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長 大井隆雄                      主任 青木史枝

## 開 議

午前9時30分開議

議長（岸 祐次君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立します。

直ちに本日の会議を開きます。

これより、お手元に配付してあります本日の議事日程（第2号）により会議を進めます。一般質問の通告のあった8人のうち、本日は4人の通告者の一般質問を行います。

---

### 日程第1 一般質問

議長（岸 祐次君） 日程第1、一般質問を行います。

1番富岡大志議員を指名いたします。富岡議員。

〔1番 富岡大志君登壇〕

1 番（富岡大志君） 1番富岡です。それでは、通告に従い一般質問を行います。

まず、教育問題の中で、最初に小中学生の英語力向上についてです。

文部科学省の審議会は8月5日に次期学習指導要領に向け、小学5・6年生の英語を正式な教科にする方針を示しました。また、文部科学省より6月5日に、中学・高校の「生徒の英語力向上推進プラン」が発表されています。英語力向上についての踏み込んだ方針が示されており、また英語教育により進んだ取り組みをしている自治体があります。

そこで、吉岡町の小中学校での英語教育の強化への取り組み、具体的には、ALTの増員、直接雇用について質問します。

小学校では2020年度、中学校では2021年度に全面実施されることになっている次期学習指導要領に向けまして、文部科学省審議会は8月5日、教科ごとの基本方針を示しました。このうち小学校では、2011年度から必修化されている英語になれ親しむために、現在5年生から行っている外国語活動を3年生で始め、5年生からは英語を正式な教科にする方針であります。その場合、授業時間数は外国語活動の2倍の年間70時間程度必要になるということです。このふえる授業時間数についてはどのように確保するか、今後専門的に検討し、年内から年明けをめどに結論をまとめるようです。

そして、文部科学省より6月5日に、「生徒の英語力向上推進プラン」が公表されました。このプランでは、中学卒業段階での英検3級程度以上の生徒の割合を2024年度までに70%まで引き上げることを目標にしています。

その中で、文部科学省では、2019年度以降に複数年に1回、中3を対象に英語4技能、「聞く」「話す」「読む」「書く」を測定する全国的な学力テストの実施を検討して

います。

同プランでは、教員の英語力・指導力向上等も求められていまして、民間の資格・検定試験を活用し、県ごとの教員の英語力の達成状況を定期的に検証することや、ここに注目したいところなのですけれども、ALT等の外部人材の積極的活用が取り組みとして挙げられています。

また、県内ですが、6月5日の上毛新聞によりますと、文部科学省と県教育委員会は、県内5市村、前橋・高崎・太田・沼田・嬭恋の一部小学校を強化指定校とし、低学年から英語に触れる授業を展開しています。高崎市では、小中学校の現在41人いるALTを倍増し、市内の小中学校全校にALTを常駐させる方針です。また、伊勢崎市と明和町は自治体全域の小学校全学年で英語科を設けており、伊勢崎市においては小中一貫で英語教育を進めるためのカリキュラムの作成に入っているそうです。

このように、国が英語力向上のため、より踏み込んだ方針を出していますし、英語力向上についてより進んだ取り組みをしている県内の自治体があります。

そのような中での吉岡町の小中学校での英語力向上への取り組みについて、その中でも特に英語力向上への効果が大きく期待できるALTの配置なのですが、8月2日の上毛新聞記事によりますと、吉岡町のALT1人が担当する児童生徒数が、県内で最も多い2,045人であり、1人のALTで3つの学校を担当している状況です。参考ですが、群馬県のALT1人当たりの児童生徒数の平均は696人、同じくALT1人当たりの学校数の平均は2.1となっています。

6月5日の上毛新聞で、高崎市の飯野眞幸教育長が「ネイティブを核とした英語学習の教育的効果は非常に高い」と話している記事があるように、吉岡町もALT1人1校の常駐により、ALTによる英語の授業時間の増加や、学校生活の中で外国人と接する機会の増加となり、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上が期待でき、すなわち英語力の向上になっていくのではないかと思います。

お尋ねします。このようなことで、吉岡町の小中学生の英語力向上のために、ALTの1校に1人の配置が望ましいと思いますが、吉岡町としてはどのように認識し対応しようとしているのでしょうか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

きょう、あしたと8人の議員さんより質問をいただくわけでありまして。精いっぱいのお答えをさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、初めに富岡議員さんの教育問題について、小中学生の英語力向上について答弁を

させていただきます。

2008年度に外国語活動として、小学校5・6年生を対象にスタートした公立小学校の英語教育でもありますが、「英語に親しみ外国語の言葉や文化に触れる」、「積極的に英語を使う姿勢を養うこと」を目的としております。

富岡議員の発言のとおり、次期の学習指導要綱の改正が行われる場合、小学校3年生から外国語活動を始め、小学校5年生では教科として行うと聞いております。吉岡町の英語教育は他の市町村同様、外国人や日本人のALTを導入し、英語力向上に努めているところでもあります。

具体的な英語力の向上施策については、教育委員会事務局長をして答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 小中学生の英語力向上の施策についてご説明申し上げます。

ALTの1校に1人の配置が望ましいということではありますが、町の認識と対応についてご説明申し上げます。

吉岡町のALTは、外国人が1人、日本人2人の計3人配置されております。外国人ALTはアメリカ人女性でございます。日本人ALTは2人とも女性です。外国人ALTは中学校の英語授業の補助を中心に、また小学校では、毎週火曜日に学校訪問活動をしております。小学校5・6年生の英語活動は担任を主体に行っており、日本人ALTは担任の補助を行っております。このことにより、よりきめ細やかな英語活動ができていると思っております。

8月2日の上毛新聞で、県内のALT1人が受け持つ児童生徒数では、吉岡町が最も多い2,045人でした。ただ、日本人ALTが含まれていませんので、日本人を含めると682人となりまして、県平均の696人とほぼ同数となっております。

今後は、2020年度の学習指導要領改訂を控え、外国人ALTの増員を考えてゆかねばならないというふうに考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1 番（富岡大志君） 続けてお尋ねします。

ALTの雇用形態なのですが、教育委員会の方針により、一般財団法人自治会国際化協会、これらのJETプログラムの利用、民間業者への委託、直接任用などさまざま、沼田市は6人の全てのALTを直接任用しているようですが、吉岡町はALTをどのような雇用形態で任用しているのでしょうか。例えばALTを町が直接任用することにはいろいろなメリットがあると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 吉岡町でALTに取り組んだときから、JETプログラムを利用させていただいております。ALTの雇用は、他市町村それぞれあります。近隣の村では、民間業者を通じて雇用しているとも聞いております。

今後は、民間委託を含め、雇用計画を立てていきたいと思いますが、「どんな人が来るのか」、「来てみないとわからない」とか、「来てみたらちょっと問題あり」では困りますので、十分に情報収集をし、間違いがない方法で検討していきたいというふうに考えております。

議長（岸 祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1番（富岡大志君） 続けてお尋ねします。

また、英語に興味を持ってもらったり、より英語に親んでもらったり、さらには英語力の強化につながるように、例えば8月2日の上毛新聞記事にあります太田ユネスコ協会主催の太田ユネスコ英語キャンプのように、吉岡町が合宿キャンプ、講習会などの課外のイベント、これを企画し、通常の授業とは別のプログラムの中でALTを積極的に活用していったらいかがでしょうか。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 授業とは別のプログラムでALTを積極的に活用してはというようにご質問だと思うのですが、吉岡町で採用しております外国人ALTの雇用契約外、つまりボランティアということになりますが、小学校1・2年生を対象とした「夏休み子ども、ときめき講座：英語で遊ぼう」を行っていただきました。8月20日と21日の2日間、2クラスの教室を行い、27名の小学生が参加し、英語で自己紹介やじゃんけんを交えた遊び、歌やしぐさで感情表現を学びました。講座の目的は、あくまでも外国人であるALTと楽しみながら英語に触れ、楽しむことを、十分に目的が達成できたというふうに思っています。したがって、あくまでもALTのボランティア活動として、町のほうとして取り組んでおります。

議長（岸 祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1番（富岡大志君） わかりました。まず、ALTのことを中心に、国の取り組みや他の県内の先進的な取り組みにおくれをとらないように、英語教育には主体的な取り組みを積極的にしていただきたいと思います。中学卒業段階での英検3級程度以上の生徒の割合を70%、

これは先ほど言いました文部科学省が公表した生徒の英語力向上推進プランで出されている目標ですが、これが早い時期に達成されることを期待します。小中学生の英語力向上についての質問は以上です。

それでは、次のSNSのいじめトラブル問題についての質問に移ります。

いわゆるいじめ問題全般について、いじめへの行政の対応、いじめによる自殺問題などについては、今までにも何度か取り上げられてきた話であると思いますが、このたびは、最近新たな社会問題にもなっているSNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスによるいじめトラブルの急増について、主に中学生への対応について質問します。

ここ数年の間に、スマートフォンやタブレット端末の普及により、ライン、フェイスブック、ツイッターなどといったSNSを利用する人がふえています。私も大変重宝しており、逆にこれがないと大変不便な思いをします。しかし、そのSNSの普及と、そして子供たちへの普及に伴って、SNSに関した「いじめ」「トラブル」がふえてきており、社会問題になっています。

これまでも、「ネット上のいじめ」という問題は存在しており、インターネット上の学校非公式サイトや掲示板等を利用しての特定の児童生徒に対する誹謗・中傷が行われる「ネット上のいじめ」がありました。掲示板等への書き込みなどが原因で、実際に暴力事件等に発展している事例もありました。それに対して、SNSは自分のプロフィールを公開して、会話やゲーム、写真や動画の投稿を楽しむことができ、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは友人の友人といったつながりを通じて、新たな人間関係を構築することも可能であるといった、今までの掲示板やブログとは比べものにならないほどの高度な機能を持っています。この高度な機能のために起こるトラブルの形態も変わって複雑・多様化しており、しかもこれらのトラブルを大人が把握するのが難しくなっています。

例えば、SNSにはチャットやメッセージで文字会話ができる機能がありますが、リアルタイムで会話が仲間に伝わる利便性の一方で、すぐに対応しないとトラブルが起きる問題、いわゆる「既読無視」の問題もあります。文字によるやりとりのため、真意が伝わりにくいこともあり、言葉の行き違いによるトラブルも多くあるそうです。そして、特定のグループ内だけで会話、チャットができ、個人間、またはグループ内でのやりとりが外部に出にくいいため、そのやりとりは学校や保護者に把握しにくくなっており、いじめやトラブルがあった場合、その発見は容易ではありません。

SNSの特徴があるがゆえに起こるトラブルも深刻で、ネット依存を初め生徒の心の傷が深刻になっている場合や、個別の案件には触れませんが、傷害事件や殺人事件にまで発展している場合があるそうです。

また、SNSの利用は生徒間の問題にとどまらず、個人情報の漏えい、悪徳商法、性犯

罪などに巻き込まれる危険性も指摘されています。また、写真や動画については、1度ネット上にアップされると、完全に削除されるのは極めて難しい場合があり、「ネットタトゥー」という形でネット上に残り続ける場合もあります。

お尋ねします。SNSのこのような特性を踏まえた上で、学校は生徒に対するSNSについての対策をしていかなければならない現状がありますが、その対策、SNSの「いじめ」「トラブル」についての状況の把握と、その情報共有と対策、SNSの利用についての教育、またそれらについての職員の研修がどのように行われているのでしょうか。また、SNSのいじめ・トラブル防止のための、教職員・町職員・生徒などを対象とした会議やフォーラム、これなどは、吉岡町や広域を含めてどのくらい行われているのでしょうか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） SNS「いじめ」「トラブル」問題につきましては、教育委員会事務局より答弁させます。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） SNSの「いじめ」「トラブル」についての状況把握と情報共有、対策についてのご質問だと思いますが、今まで小学校では「持たせない」、中学校では、携帯電話を「持たせない」から「持ち込まない」へと指導を変えてきました。これは、中学校入学時には多くの生徒が携帯を持っている傾向にあるからです。

SNS関連の「いじめ」や「トラブル」ですが、平成27年度になりましてから、中学校で1件のトラブルがありました。しかし、教職員の指導と素早い対応で重大なトラブルにならず処理できたと報告がありました。また、いじめに関しては、幸いなことに報告はありません。

携帯・スマホについては、中学校で実態アンケート調査を年1回行って、実態の把握に努め指導に役立っているところでございます。

また、小中学校では、いじめに関してのアンケート調査を学期ごとに行いまして、児童生徒の悩みについて注意深く観察しております。これに加えて、教師は毎日の観察・情報収集を行い、情報の共有に努めております。

町内3校での指導状況ですが、群馬県青少年課、青少年育成センターが共同で作成しました「おぜのかみさま」を使った指導を行っております。インターネットを安全・安心に使うために、尾瀬の「お」写真を送らない、「ぜ」絶対会わない、「の」個人情報を載せない、「か」悪口等を書き込まない、「み」有害サイトを見ない、「さ」出会いを探さない、「ま」ルールを守る、といったような内容で、児童生徒への指導や教職員とインター

ネット研修会で使用しております。

また、会議やフォーラムということでございますが、毎年8月に渋川広域の小・中・高校生の代表者が集まり、「いじめ防止フォーラム」を開催しております。今年度は8月6日に開催されました。「いじめ防止フォーラム」の内容は、いじめ防止に向け自分たちができることを意見交換することで、児童生徒を自主的な取り組みを活性化させ、学校、家庭、地域住民が連携した取り組みの推進を図るものでございます。

また、12月末に吉岡町の町内3校から代表者3名の計9名で、「いじめ防止子ども会議」が開催されます。「いじめ防止子ども会議」は、群馬県開催のいじめサミットの報告を受け、町内3校で行っているいじめ対策の取り組みについて意見交換を行い、児童生徒の積極的ないじめ防止を図るものでございます。以上です。

議長（岸 祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1 番（富岡大志君） わかりました。質問を続けます。

産経新聞の7月28日のニュースによりますと、スマートフォン向けの無料対話アプリを提供するラインは、ことしの9月より、小中高生の10万人を対象としたネット利用の実態調査を行うと発表しました。ネット上のいじめと現実のいじめの関連性や、いじめの端緒となるコミュニケーション上のトラブルなどについて傾向を探るということです。

また、ラインは、静岡大学教育学部と共同制作した、学校向けの情報モラル教材を公開しています。継続的な事業に対応できるよう、さまざまなトラブル場面を想定しながらディスカッションする内容になっているようです。同社は、学校や教育関係者向けの出前講座などを2013年に始め、去年は336回実施しているようです。

お尋ねします。このような教材や出前講座の活用についての検討はできないでしょうか。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 学校向けの教材活用や出前講座の活用というご質問ですが、先ほど申し上げましたとおり、群馬県警の生活安全課、少年課の職員によります講習会や、群馬県の中部教育事務所のインターネット担当職員による講座等を活用しております。吉岡中学校では、10月15日の学校公開に合わせ、「知って安心、ネットと上手な付き合い方」と題して、ジャーナリストの石川結貴さんによる出前講座等を開催する予定でございます。

議長（岸 祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1 番（富岡大志君） わかりました。ここまで普及したスマートフォン、そしてラインなどのS

NSを使用するなというのは無理があると思いますので、インターネットとの上手な付き合い方やコミュニケーション方法についての啓発教育を、保護者を含めた形で行っていただきたいと思います。SNSいじめトラブル問題についての質問は以上です。

それでは、次に中学生の交通安全について質問します。

6月1日に、改正道路交通法が施行されました。14歳以上が対象となります。それに関連して、中学生の交通法規やマナーについての教育実施と自転車の保険加入率について質問します。

改正道路交通法が6月1日より施行されました。これは、自転車運転者が絡む重大事故が多発しているのを受けて、運転者が加害者となる深刻な事故を防ぐことが狙いです。酒酔い運転や信号無視、一時不停止など14項目を「危険行為」に指定して、警察官の指導・警告に従わなければ、「交通切符」が交付されます。「交通切符」は、遮断された踏切への立ち入りなど、危険性が高いと判断されれば、いきなり交付されるケースもあるそうです。この「交通切符」の交付や、危険行為が事故原因とされて送致されるものの摘発を、14歳以上で3年以内に2回された場合、摘発された運転者に「安全運転講習」を義務づけるようになりました。

14歳以上ということでは、つまり、中学生も対象になっているということです。交通切符の交付対象になるからということではなく、自転車運転者が加害者となる深刻な事故を防ぐために、これを機会に交通安全についての取り組みをさらに進めてみてはよいのではないかと思います。

例えば、自転車は車道通行が原則で、自転車は歩行者の通行を妨げる場合を除いて、路側帯を通行することができますが、道路の右側や右側の路側帯を通行している中学生を見かけることがあります。この場合の右側通行というのは通行区分違反となり、今回の道路交通法で指定された「危険行為」に当たるようです。いきなり「交通切符」の交付ということではなく、警察官の指導を行い、従わない場合ということのようですが、自転車であっても車両の1種で、原則は左側通行、逆走は危険なのだということへの理解が、まだ進んでいないのではないかと思います。

また、これとは別に「指導警告書」があり、自転車のマナーの改善を促すために、違反行為のあった場合に交付をしています。並走・2人乗り・無灯火などをした運転者が対象で、「交通切符」とは異なり罰則がありません。

群馬県警によりますと、平成26年の指導警告のうち、約6割は高校生が占めているそうです。現在、高校生の通学時のマナーと自転車事故が大きく問題化されているようです。高校では接触事故の報告や通学路の周辺住民からのマナーに対するクレームが後を絶たないようです。これらを減らすことについても、中学での交通安全教育が浸透していくこと

の効果は大きいと思います。

お尋ねします。吉岡中学校の生徒に対して、特に自転車通学生徒に対しての講習会などでの交通法規やマナーについての教育は、どのくらい、どのように行っているのでしょうか。交通安全教育の実施内容と年間回数について説明を求めます。また、学校側で登下校時の通学路の指導はどのくらい、どのように行われているのでしょうか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 中学生の交通安全につきましても、教育委員会事務局長より答弁させます。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 中学生の交通安全についての中での自転車通学に対する講習会、交通法規、マナーについての教育はどのくらい行っているか、また学校側で登下校中の通学路での指導についてのご質問ですが、中学校では4月になりますと、全生徒に対して交通安全に対する意識を高めるとともに、正しい自転車の乗り方、自転車にかかわる法規、自転車の安全点検等の知識を身につけさせ、交通事故防止に役立てることを目的に、交通安全教室を1回行っております。また、この交通安全教室後に、自転車の通学許可等を出しております。講師には、群馬県警渋川警察署員・町交通指導員さんに依頼し、交通安全のDVDの視聴や交通安全講話、法律的講話、町の交通危険箇所等の説明が行われております。

平成27年6月から、道路交通法の改正によりまして自転車の危険運転に対し大変厳しくなったことを、保護者向けチラシでも周知しております。春と秋の交通安全運動週間や年度初めに、教職員が中学校周辺の交差点で生徒たちに声をかけながら街頭指導も行っております。

議長（岸 祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1番（富岡大志君） 私は、3歳と6歳の子供を保育園に迎えに行くことがあるのですが、そこで吉岡中学の下校時と重なることがあるんですね。彼らの下校時の様子、特に自転車通学生の様子を見ていると、まだ並列走行をしたり、右側を走っていたり、もう道路いっぱいに広がって斜め横断しているというところを時々見かけるのですが、まだまだ浸透というのが進んでいないかと思うのですが、そこはどんどん指導を入れていただければと思います。

続けてお尋ねします。また、自転車の保険加入についてですが、上毛新聞の6月2日の記事で、県教育委員会によりますと、公立高校では5月末の時点で、全ての高校が任意保

険に加入し、生徒の約9割が加入しているようです。小中学生に対しても、市町村教育委員会を通じて加入を呼びかけているようですが、吉岡中学の自転車通学生徒の任意保険の加入率というのはどのくらいなのでしょう。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 任意保険につきましては、自転車通学する新1年生に対し、ヘルメットの購入時であります。任意保険加入案内を行っております。加入は任意でありますので、加入率については、大変申しわけありません、把握はしていません。

議長（岸 祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1番（富岡大志君） 自転車の任意保険というのいろいろありまして、例えば月、今300円で1億円程度の賠償ができるようなものもあるそうなんです。自転車の事故であっても、高額な賠償になることが少なくないようです。産経ニュースの記事では、交通事故弁護士全国ネットワークの代表を務める古田兼裕弁護士が、自転車でも過失があれば、しっかり賠償しないといけないが、自転車利用者の多くは保険に未加入で、自己破産する例も少なくないと指摘しています。吉岡の中学生の任意保険が進むことを強く望みます。

また、吉岡の生徒たちは、高校生になると自転車通学生になっていく場合が多いと思います。中学のうちに交通法規やマナーをきちんと身につけることが中学生を守る、そして数年後の高校生たちを守ることにつながるのではないかと思います。25年の指導によりますと、高校1年生のやはり死亡事故というのが非常に多いそうです。やはり自転車通学になれていないお子さんたちが、そこで事故になることが多いようですので、きちんとしていただければと思います。中学生の交通安全についての質問は以上です。

では、次の質問に移ります。

次の生い立ち授業についての質問を予定していましたが、時間的な都合がありますので、今回は省略します。

次の障害者支援の整備についての質問に移ります。

続きまして、障害者支援の整備について、その中で最初に、地域に居住されている障害者の災害時の支援対策について質問します。

9月になりました。9月1日は、皆様のご存じのとおり、「防災の日」でした。1923年に関東大震災が発生した日であるとともに、暦の上では二百十日に当たります。この防災の日の制定の前年の1959年には、伊勢湾台風による史上まれに見る被害があったそうです。関東大震災も伊勢湾台風も、もちろん私にとっては生前の話なのですが、この防災の日には、自然とさきの東日本大震災、そして20年前の阪神・淡路大震災

のことを思い出します。

私は、距離的には少し離れてはいましたが、両方の地震を経験し、自身の人生生活に少なからぬ影響を受けました。そして、昨年の雪害では、3日近く家に閉じ込められました。私の知人の大きなガラスハウスは2つとも全壊し、大変な苦勞をして、1年たってやっとある程度までの復旧にたどり着きました。また、先月の20日は、土砂災害としては平成に入ってから最悪の75人の方が犠牲になった、広島の土砂災害から1年となる日でした。

そういうことで、この9月1日は、自分自身も特に防災について考え、群馬ではどのような災害が想定されるのか、備蓄やもしものときの家族の行動などについて再確認する日になっております。皆さんもぜひこの日にちなんで、災害とはどういうものなのか、そしてご自宅や職場などの防災について確認してみたいかがでしょう。

さて、前回の定例会で山畑議員が行われました、「災害と地域医療について」の一般質問でもございました、防災計画・自主防災組織に関連するところではありますが、災害時には、地域に居住されている障害者の方の支援についても十分な対策が必要になってくると思います。

2015年3月に出されました第4期吉岡町障害福祉計画によりますと、平成25年度末現在の障害者手帳所持者数は、身体障害者628人、知的障害者は109人、精神障害者は61人となっていて、これに対して平成26年度主要政策の成果説明書のこの100ページ、101ページにあるのですけれども、身体障害者は641人、知的障害者は111人、精神障害者が71人とありまして、増加傾向にあるようです。

群馬県は特に、吉岡は比較的自然災害の起こりにくいところであると言われてはいますが、昨年の雪害のように、地域の交通の麻痺が数日続き、物流がとまることがありました。また、これは吉岡町ではなかったのですが、大規模地震災害が起こり、吉岡町の被害は軽微でも、電力施設の被災などが原因で停電が続く可能性も想定されます。このような場合には、健常者についてはある程度までは自力で対処することはできるのですが、同居の方がいる場合でも、障害者については避難及び在宅での支援について十分な対策が必要になるのではないかと思います。

吉岡町地域防災計画では、障害者に対する災害時の支援についての計画が整備されているところで、「災害時要援護者の居住状況を把握するとともに、避難場所、避難方法などについて巡回指導を行うことにより、災害時要援護者の安全の確保に努めるものとする」とありますので、現時点で災害時に支援が必要と認識されている障害者の方の居住状況は把握されているとは思いますが、巡回指導については、どのような形で実施されているのか説明いただきたいと思います。

お尋ねします。障害者の人口がふえている中で、災害時に支援が必要と認識されている

障害者の避難場所、避難方法等についての巡回指導についてはどのようにされていますか。また、避難については住まわれている地域の方の力が有効だと思われませんが、近隣の居住者の方や自治会の自主防災組織との情報共有、情報更新などの連携はどのくらいできているのでしょうか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 災害時の障害者の支援について、障害者の人口はということで答弁させていただきます。

町には、災害時の要支援者につきましては、先ほど議員の言われたように、体に障害のある方、知的障害のある方、精神障害、また介護を要する高齢者、ひとり暮らしの老人等を含め、かなりの人数がいると思われまます。このような方に対する特別な避難場所、避難方法等の巡回指導は実行に至っておりません。特別に必要があると認めた方につきましては、日ごろより声をかけております。

要支援者に支援するために、「要援護者名簿」を吉岡町でも作成はしております。現在、登録人数につきましては、災害時に支援を希望する方が現在65名登録をされております。この名簿につきましては、各2名の補助者が被災時、また必要に応じて連絡、またふだんの見回り等をお願いをしております。また、広域消防・各自治会・各消防団等に通知することについての承諾を得ておりますので、中には秘密にしておきたいという方もおります。名簿記載率につきましては、町人口に対しまして0.3%と低い数字となっております。県内でも、平成27年3月現在、14の市町村で整備済みですが、名簿登録率につきましては、14市町村合計で3.3%と低い数字となっております。

また、「災害時要援護者支援制度」につきましては、平成26年「災害対策基本法」の改正により、現在「避難行動要支援者支援制度」と変更となり、高齢者等、支援範囲が広がり、現在名簿の見直しをし、各消防・各自治会等に示し、協力をお願いするよう作業をしているところでもあります。

議長（岸 祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1番（富岡大志君） 各避難所での障害者への初期対応なのですけれども、取り決めやマニュアルなどで整備が進んでいるのでしょうか。

議長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） 各避難所での整備ということなのですけれども、町では、障害者、身体障害者、要援護者、要介護者、要支援者の避難先として、福祉避難所に保健センター・

老人福祉センターの2カ所を指定してあります。

町防災計画では、災害時等避難所開設時につきましては、要援護者の支援・医療・救急等の計画も記載してあります。

また、町職員の災害時の初期行動マニュアルとして、風水害・震災・雪害編として作成もしてあります。このマニュアルにつきましては、避難行動要支援者に対する安否確認と災害に対する職員の初期行動等を記載されております。以上です。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件につきましては、大分私も心配しているところがあるのですけれども、先日、9月1日に、南下自治会がいわゆる防災訓練ということで銘を打ってやっていただきました。その模様を私も見てきたのですけれども、まさにこの災害時、いろんなことで災害が起きるといことになりますと、まず自助・共助・公助といったことが一番大切なのではないのかなというように私も思っております。

幸いに、月曜日であったのですけれども、平日であったのですけれども、約40名近い人たちが集まり、一応各自治会にあります、南下には公会堂が3つほどあります。そのところにまず大藪地区は大藪地区のいわゆる公会堂に集まり、木戸地区は木戸地区の公会堂に集まり、下八幡地区は下八幡地区に集まり、人を点検した後、みんなで歩いて、いわゆる老人センターのほうで集まって、いろいろ経験したというようなこともやっている自治会も大分あります。

そういったことで、各自治会がそういったことで積極的にやっていただくということも、1つのこの災害時のものになっていくのかなというように思っておりますので、会あるごとに、いわゆる自治会のほうにはお願いをしているというのが実態でございます。

議 長（岸 祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1 番（富岡大志君） 質問を続けます。また、障害者の方々、介助している方々にお話を聞く会がありました。やはりトイレのことは大変気にされているようでした。避難先はある、トイレまではしかし、それが障害者に配慮されたものでないと、障害者の方に大変な負担になってしまうと思います。例えば保健センターとかに行けないで避難している場合とかも想定されるのではないのでしょうか。

お尋ねします。想定される避難先での簡易トイレを含むトイレの対応・対策は、障害者の利用に配慮したものとして検討されているのでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） 先ほどの身体障害者、要介護者の支援等の避難所としてダブリますけれども、福祉避難所を保健センター・老人センターの2カ所にしてあります。この2施設につきましては、トイレ・歩行用の手すり等の整備につきまして、実施はされております。

また、先ほど各避難施設にあるかということなのですが、各避難施設に避難して、その結果、職員等が各避難所から老人センター、または福祉センターのほうへ人により、状況により、移設でしょうか、避難をさせるというような計画もあります。

今後も、障害者と避難行動要支援者につきましては、災害時の支援につきまして充実は図っていきたいと考えております。

議長（岸 祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1 番（富岡大志君） わかりました。最初に避難していった先が、そういう設備のない場合もあるかもしれませんが、例えば手すりなのですから、持ち運び可能なものというのがありますので、例えば町役場に保管、幾つか保管してあるとか、そういうことも検討していただければと思います。災害時の障害者の支援についての質問は以上です。

次に、保健センター・図書館の施設に隣接した障害者等用駐車場の設置について質問します。

今やあらゆる施設に障害者用の配慮がされています。例えばバリアフリー・多目的トイレはさまざまところで整備されています。ちなみに多目的トイレは、障害者の方が使い勝手のいいように、例えば便座に座ったままで、そのまま手が洗えるようになっているものがふえています。駐車場についても同じように配慮はされ、できるだけ出入りに近いところで容易に乗りおろができるように、障害者等の駐車場であることをよりはっきり認識してもらえるように設置されているものがふえてきています。

吉岡町の施設の障害者等用の駐車場も、できるだけ出入りの近くになるように整備されているようですが、図書館と保健センター、この2カ所については、行き先の入り口に行くには車道を横断しなければなりません。危険であるし、障害者の方に肉体的にも精神的にも相当な負担をかけていると考えられます。また、荒天時には、さらに障害者の方への負担は増すでしょう。見通しが悪くなるだけでなく、ちょっとしたことで転倒してしまう危険性もあります。雨量によってはとても大変なことになるのではと推測できます。ここについては、ぜひ負担を軽減する対策をしていかなければならないのだと思います。

お尋ねします。図書館についてですが、障害者等用駐車場は道路を隔てたところにありますが、道路を横断しなくてもよいように、障害者等用駐車場をつくれませんか。

また、保健センターの場合は検診の都合もあり、専用の駐車スペースを設けることは難しいとは思いますが、検診時以外のときとくに、乗降のために一時停止できるスペースを

わかりやすいように設置することはできないでしょうか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、担当課長より答弁させます。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 図書館の障害者等用駐車場についてのご質問ですが、文化センターの西駐車場東側に、障害者専用の駐車場が4区画ほど設定しております。富岡議員のおっしゃるように、町道を横断しないと文化センターに入れず状況でもあります。そこで、文化センターに隣接した場所に専用駐車場を設けてはとのご質問ですが、身障者1人で、かつ車椅子を回転する場合の駐車スペースは、幅が3.5メートル、長さ6メートル以上、それから区画線の幅、片側0.5メートル、両側で1メートルが必要となってきております。仮に文化センターの入り口付近の駐車場を考えた場合ですが、車道から歩道を横切り、専用駐車場への出入りに必要な方向転換スペースの延長、約8メートルほどが必要となり、幅合計5メートル、延長14メートル以上が必要となってきております。

そこで、文化センターの入り口周辺のスペースを測量してみました。文化センター玄関前の南北の幅が13.5メートル、東西の延長が17.5メートルです。数上では、玄関前を使えば駐車場の設置は可能です。しかし、文化センター西駐車場から文化センターへのアプローチする歩道と町道との交差点に横断歩道が設置されております。この文化センター入り口前に駐車場を設置すると、横断歩道を使わないと専用駐車場への出入りが不可能となります。そこで、文化センターの管理者としては、横断歩道を使っての出入りは避けなくてはならないというふうに考えております。

このような状況ですので、文化センター敷地内に車椅子専用の駐車場の設置は、現時点では非常に厳しいというふうに考えております。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 保健センターの現状としましては、検診等の事業以外では、障害者等の来客者に対しまして、玄関先へ誘導し駐車することもございますし、また、来客者みずから駐車することもございます。

現在、保健センターの屋根の下の一部に障害者等の駐車場所としまして看板を設置する考えを検討しております。以上です。

議長（岸 祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1 番(富岡大志君) 看板等で知らせていただくというのは非常によいことではないでしょうかと思います。町の主要施設の障害者対応については、吉岡町として障害者の方にとのように向き合っているのかというのが、はっきりわかってしまう場所にもなると思いますので、そういう意味においてもぜひもう一度ちょっと検討、できればしていただきたいなと思っております。保健センター・図書館の障害者等用駐車場についての質問は以上です。

それでは、次の質問に移ります。

次は、吉岡町の活性化について、その中でまずキャンピングカー専用駐車場及びバーベキュー場の新設要望について、その後についてです。

前回、定例会において、柴崎議員からキャンピングカー専用駐車場及びバーベキュー場の新設要望についての一般質問がありましたが、特にキャンピングカー専用駐車場のその後の検討の進みについて質問します。

道の駅よしおかは、週末の夜になると駐車場での車内泊を目的に数台のキャンピングカーが来ています。いかにもキャンピングカーという形が目を引きますが、最近ではワンボックスカーをベースにキャンピング架装を施した車両で、バンコンバージョン、いわゆる略して「バンコン」と呼ばれるキャンピングカーにも人気があり、大型の一見普通のワンボックスカーに見えますが、実はキャンピングカーなんですね、このようなキャンピングカーを含め、大小合わせて10台くらいは停車しているのを私も何度か確認しています。これらの車は大型のものもありますが、このバンコンを中心に、通常の駐車スペース、つまり白線内におさまるものも多いようです。

キャンピングカー愛好家には、Pキャンといって、サービスエリア、パーキングエリアや道の駅で宿泊しながら旅を続けられている方も多いと聞きます。温泉施設も食事をとれるところも、きれいなトイレもある道の駅よしおかは、Pキャンには格好の施設であると言ってよいでしょう。

そういうところで、道の駅よしおかがキャンピングカー愛好家に注目されていることを生かして、既存の施設を拡張してキャンピングカー専用駐車場を設置する計画をさらに進めてみてはいかがでしょうか。

お尋ねします。キャンピングカー専用駐車場の設置について、その後、情報収集や検討はどのように進んでおられるのでしょうか。

議長(岸 祐次君) 石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長(石関 昭君) 富岡議員より、キャンピングカー専用駐車場設置要望について、柴崎議員の質問の後、検討したかということでございます。

初めに、柴崎議員から質問を受けた後、まだ検討はしておりません。

そういった中、昨日の上毛新聞の、道の駅、2015年8月末現在で全国に1,059カ所の整備をされた。本県では24市町村に計31カ所あり、都道府県別で5番目に多くの、関東では最多であるとの記事が掲載されておりました。

記事によりますと、国交省では、先駆的な取り組みに対して支援を始めており、雇用創出や地域活性化に実績のある川場田園プラザと地方移住の促進や福祉サービスの提供を検討している上野村が、支援対象に選ばれたことです。道の駅は、地域の活性化や雇用創出を生み出し、あるいは防災機能の拠点となったりと、その役割は今や非常に大きなものであると思っております。

町といたしましても、道路利用者のための休憩や情報発信機能はもちろん、地域の活性化や地域の安全・安心の核となるような道の駅を目指していきたいと考えております。キャンピングカー専用スペースやバーベキュー場を設けることによって、道の駅や、そして地域が活性化するかどうか、整備費用や維持管理費用などの費用対効果を十分考慮し、長く考えていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（岸 祐次君） 富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1 番（富岡大志君） 駐車スペースなのですけれども、夕方以降なら十分スペースは確保できるんじゃないでしょうか。バンコンなら普通の駐車スペースで可能ですし、大型のものでも2台分、縦2台分に駐車スペースを設ければ可能だと思います。現時点での設備を、例えば看板をつけるなどしてキャンピングカー駐車可能みたいな形でやっていくところからでもいいですので、始めていってはいかがでしょう。

道の駅、温泉等、キャンピング愛好家には深いかかわり合いがあるようです。キャンピングカー愛好家の道の駅の利用を通じて、道の駅よしおかの認知度はもとより、吉岡町の認知度を上げることができると思います。これは町の活性化につながる大きなステップを1つ得られることになると思いますので、ぜひ検討を前に進めていただきたいと思います。

以降の質問ですけれども、時間がありませんので、以下の質問は省略いたします。

それでは、これにて1番富岡大志の一般質問を終了します。

議長（岸 祐次君） 以上をもちまして、富岡大志議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時50分といたします。

午前10時29分休憩

---

午前10時50分再開

議長（岸 祐次君） それでは、会議を再開いたします。

---

議長（岸 祐次君） 7番高山武尚議員を指名いたします。高山議員。

〔7番 高山武尚君登壇〕

7番（高山武尚君） それでは、通告に従い一般質問を行います。

まず、初めに「健康寿命について」の質問をいたします。

「若年層と高齢者層の健康推進員を2本立てに」についてお伺いをいたします。

町長の政策に挙げられた1つに「健康寿命を日本一に」という施策がありますが、7月31日の新聞に、世界の平均寿命が掲載されておりました。2014年の日本人の平均寿命、女性は86.83、男性は80.50歳で、いずれも過去最高を更新したことは、30日の厚生労働省が公表した簡易生命表でわかったものです。女性は3年連続で長寿世界一となり、男性は前年の4位から3位に上がっております。女性は0.22歳、男性は0.29歳延びています。

厚労省は、医療の進歩が反映されていると見られ、平均寿命は今後も延びる可能性があるとして指摘、肺炎や心疾患、脳血管疾患による死亡状況が、全体として改善傾向にあることが影響したものと見方を示しております。

また、厚労省は平均寿命とは別に、健康上の問題で日常生活が制限されない期間を示す健康寿命も算出しております。平成13年と書いてありました、これは2013年の誤りでございます。2013年は、女性が74.21歳、男性が71.19歳のデータが発表されております。平均寿命が男女とも過去最高で、これはとても素晴らしいことだと思います。

これから私が申し上げるのは、平成22年度のデータでございますが、群馬県の平均寿命は、男性が79.85歳で、都道府県別では29位、女性が86.37歳で、何と下から数えたほうが早いぐらいの、まさかの41位です。同年の全国の平均寿命は、男性が79.5歳、女性は86.3歳となっています。でも、うれしいことに、元気で暮らせる同年の健康寿命は、意外や意外、群馬県は男性が70.4歳で10位、女性は73.6歳で3位と、好位置にランクされております。男女一緒でも3位と、素晴らしい位置にランクされております。健康寿命が上位ということは、元気な高齢者が大勢いるあかしだと思います。なお、吉岡町の平均寿命と健康寿命は、群馬県庁の健康福祉課と健康予防課に問い合わせたところ、人口密度の関係で細かいデータは出ないそうです。この位置から上位を目指すには、いろいろな問題が出てくると思います。運動に食育と有酸素運動、それ以外のことも必要となってきます。

そこで、お尋ねしたいのですが、推進員の年齢層を若年層と高齢者層の健康推進員を2段階に選任し、若年層と高齢者層が一緒に行動するというのはどうでしょうか。いずれ若年層の人も年齢を重ね、高齢者になっていきます。同じ高齢者でも、もっと動きの速い運

動をしたい人もいれば、その反対に、若年層の人でも速い動きについていけない人もいて、高齢者の運動が合っている人、人さまざまであると思います。そこで、お尋ねしたいのは、若年層、40から50代の健康推進員を最低3名以上入れた構成はできないものかをお尋ねしたいと思います。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 高山議員のほうから、健康寿命について、若年層と高齢層の健康推進員を2本立てにしてはいかかかということ、ご質問をいただきました。

高山議員におかれましては、健康No.1事業が始まり、推進員の代表が決まる前の準備段階よりご尽力をいただきました。また、初代の「よしおか健康づくり推進協議会」の会長に就任され、熱心な活動を展開をしていただきましたことに、深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

議員ご承知のとおり、健康づくりの推進員の推薦は、各地域の自治会長からの推薦により組織されております。特に年齢の制限や男女別の制限や人数の制限はありません。推進員の事業内容は、各地域で健康に対する意識を高め、地域の健康づくりの輪を広めること、研修会等の開催、地域住民の要望に沿った健康づくり活動の運営と、その支援を行うこと、健康福祉行政への協力、その他運動や食育推進活動を推進することにより、事業の趣旨であります社会保障制度の安定につながる健康ナンバーワンの町を目指す目的を達成するために必要な事業とすることでもあります。具体的には、活動は推進員さんからの要望をアンケート調査により事業計画を策定し、役員で話し合っ組み立てています。主にウォーキングなどの有酸素運動や調理実習などの食育活動、講演会受講などの心の健康に関する活動を行っております。

ご提案にあります若年層の推進員さんの推薦は、各自治会の判断になりますので、町からの要望としては、全ての町民が生き生きとした生活が送れることが目標となっております。自治会内で活動が展開しやすいように、自治会長さんから若い方も中高年の方も、幅広く推薦をいただければと考えております。

議長（岸 祐次君） 高山議員。

〔7番 高山武尚君発言〕

7番（高山武尚君） ありがとうございました。

次に、健康No.1プロジェクトに総合型クラブの導入についてお伺いをいたします。

吉岡町では第5次総合計画の中の1つに、「健康No.1プロジェクト」というプロジェクト事業が平成25年8月に立ち上がり、ことしで3年目に入るところと思います。国保医療の軽減と高齢者の明るく元気で暮らせるまちづくりを目指しスタートいたしました。当

初は、目的の趣旨もまだよくわからない人たちもたくさんいたと思います。町では、NPO法人群大クラブの方を指導者として招いて、1年半ぐらいは徹底して研修会、実技講習会等を十分に行い、群大クラブの方が描いていたような組織づくりは100%できなかったものの、ほぼそれに近い組織づくりはできたことと思います。推進員さんたちは一生懸命勉強し、地域に戻って皆さんを指導するところまでに到達いたしました。群大クラブの方とはこの3月で契約は打ち切りとなりましたが、群大クラブの方がいなくても、吉岡町には総合型クラブという組織団体があります。指導者も若い人たちから壮年層、年配者まで、立派な指導者がそろっております。若年層の運動から高齢者向きの軽スポーツまで指導してくださる総合型クラブです。

そこで、お尋ねしたいのは、そんな総合型クラブの人たちと連携し、健康No.1プロジェクトの指導者として導入することはできないものかをお尋ねいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 総合型クラブの導入については、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 総合型スポーツクラブの方が地域の自治会活動の中で健康づくり推進員さんと打ち合わせをしながら、楽しいレクリエーションなどをご紹介していただき、活躍している自治会も多くなっております。地元の方とのコミュニケーションをとりながら、指導者的な立場より一緒に楽しむリーダー的な存在での協賛を期待するものでございます。

また、「歩こう会」などの方とも、ウォーキングや講演会参加の依頼など連携をとり始めております。

今後も、生涯学習室とともに連携をとりながら進めていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（岸 祐次君） 高山議員。

〔7番 高山武尚君発言〕

7番（高山武尚君） そうすると、あれですか、導入は考えてもよろしいということなのでしょうか。一緒に。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 生涯学習室とも相談をしながら、連携をしながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） 高山議員。

〔7番 高山武尚君発言〕

7 番(高山武尚君) ぜひその方向に進めるようにお願いいたします。

次に、吉岡町全体でのラジオ体操についてお伺いをいたします。これは前回の定例会で、柴崎議員が多分質問したと思われませんが、またあえて私もこの質問にさせていただきます。

吉岡町では、総合型クラブでよしおか温泉リバートピアにて、毎朝6時半からラジオ体操第1、第2を実施しております。冬は東側の日差しを受けての上毛かるたの「すそ野は長し赤城山」を目の前にして、夏は西側の「登る榛名のキャンプ村」の榛名山を目に、美しい景色を見ながらの最高のラジオ体操です。

このラジオ体操に集まる人たちは、有酸素運動のウォーキングをしながら来る人、自転車に乗る人、少し離れたところから自動車に乗る人など、さまざまです。また、土曜日、日曜日、祭日には、キャンピングカーで来ている人たちも自主的に参加しております。参加している人たちには、ラジオ体操のスタンプカードが配布されており、スタンプを押してもらい、それぞれに帰っていくのです。スタンプカードが満杯になったからといって、何も出はしません。雨の日は中止となっているのですが、今では小雨でも来てラジオ体操をしている人も数人はおります。以前より参加人数がふえています。

このラジオ体操をよしおか温泉リバートピアだけで行うのではなく、吉岡町全体に広げたらどうでしょうか。ラジオ体操の指導者育成も目指し、体育推進員や老人会などの各種団体指導者をふやし、町全体にラジオ体操を広め、小中学校でも毎日行い、家庭でも家族そろって毎日行い、ラジオ体操で健康寿命を延ばそうではありませんか。そうすれば、ラジオ体操による健康効果と医療費抑制と健康寿命を延ばすチャンスかと思われますので、ぜひ検討してほしいのですが、いかがなものでしょうか。

また、以前、吉岡町で公開ラジオ体操が行われましたが、町民のラジオ体操の士気を高めるのに、またぜひラジオでもテレビ中継の対象でも、どちらでもよいと思いますが、計画をしていただきたいと思います。あわせてご返答をお願いします。

議長(岸 祐次君) 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長(石関 昭君) この件につきましては、担当課長より答弁させます。

議長(岸 祐次君) 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長(南雲尚雄君) 吉岡町全体でのラジオ体操をとのご質問ですが、現在、定期的にラジオ体操を行っている団体は、議員がおっしゃるとおり、「町総合型スポーツクラブ」が主体となりまして、毎朝、道の駅よしおか温泉の広場で事業展開をしているところでございます。

ラジオ体操を町全体に広げたらというご提案ですが、ラジオ体操の時間帯が午前6時30分から40分までの10分間になっております。この時間帯は、仕事を持っておられる方々には出勤前の大変忙しい時間帯でもあります。ですから、毎日というとなかなか取り組みづらいかもかもしれません。そこで、毎日ではなく「できる範囲で体操する」という提案をすることは可能かと思えます。

そこで、スポーツ推進員さん、自治会代表の体育協力員さんなど、さまざまな団体に呼びかけ、「ラジオ体操は健康づくりには最適です」とPRするのもよいかと考えております。今後、体育協会や小中学校へ提案してみたいというふうにも考えております。

また、NHKの公開番組のラジオ体操等の計画ということでありましたが、これには実を話しますと、大分お金がかかってしまいます。そんなこともありますので、そういうことよりは、やはり日ごろ気軽に行えるような環境づくりを目指して、各方面に呼びかけていきたいなというふうに考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） 高山議員。

〔7番 高山武尚君発言〕

7番（高山武尚君） ぜひそのような方向でよろしく願いいたします。

次に、空き家対策について質問をいたします。

危険な空き家の基準についてお伺いをいたします。

現在、吉岡町においてはどのくらいの空き家があるのか、またその空き家対策はどう対処していくべきかをお聞きしたいと思います。

以前でしたら、子供たちが結婚すれば、親たちとの同居の時代でしたが、現在は核家族化し、アパート住まいから家を新築したり、家を購入したりして住む時代に変化してきております。親たちの住む実家が人間とともに年を得て老朽化してまいります。住む人もいずれいなくなってしまう。空き家の増加が続く中で、各地の自治体、独自の条例による撤去促進や高齢者施設への転用といった対策に乗り出しているところもあります。

また、古い建物を地域の財産として活用する動きもあります。平成27年5月26日に、特別措置法が全面施行され、政府は5月26日に、治安や防災、景観面で問題がある危険な空き家を判断する基準として、屋根や外壁の激しい傷み、土台の腐食などを挙げた指針をまとめました。

その指針は、1番、屋根や外壁が大きく傷み、多数の窓ガラスが割れたものを放置、2つ目に、基礎に大きな亀裂があり、シロアリ被害で土台が腐食している、3つ、立ち木が朽ちて隣地の道路に大量に散乱、4つ、ごみの放置で悪臭が発生などを挙げております。

倒壊のおそれがある空き地が密集市街地や主要道路沿いにある場合は、隣接する建物や通行人に被害が生じるおそれがあると指摘、大雪や台風の影響を受けやすい地域、景観保

全地区にある建物も対策の必要性が高いとしています。特措法は、倒壊のおそれがあるなど「特定空き家」を自治体が判定し、所有者に撤去や修繕を段階的に指導、勧告、命令に違反すれば、行政代執行による強制撤去も可能といたしました。

前橋市では、空き家活用に民間力で不動産関係団体と協定。市によると、民間と市町村の連携は移住希望者に物件を紹介する「空き家バンク」の運営での事例はあるものの、空き家全般の活用の促進に関する協定は、県内で初めてだそうです。

協定により空き家所有者からの相談を受けた市は、業界に情報提供ができ、業界にとっては、市から提供された情報を生かせるようになる、改修して賃貸、売買をするといった土地活用による不動産業界の活性化、地域の環境美化に貢献できる利点もあります。

群馬県では、特定した空き家軒数が369戸、不動産登記情報で所有者が判明した空き家軒数が332戸だそうです。空き家で怖いのは、前にも述べましたが、治安問題と防災面で、火災といったような心配がついて回ります。これら大事なことをきちんと管理するには、やはり空き家の戸数と建築物の場所の把握をしっかりと完全に洗い出しておく必要があると思います。

そこで、お聞きしたいのは、吉岡町全体の空き家は何戸あって、そのうち使用者のわからない空き家は何戸あるのか。また、今後ふえていく空き家の対策はどう対処するのかをお尋ねいたします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 空き家対策について危険な家、空き家の基準についてということで答弁させていただきます。

空き家対策についてのご質問にお答えをいたします。

最初に、吉岡町町内の空き家の数についてのお尋ねであります。新聞で報じられている空き家の数というのは、国の総務省が実施している「住宅・土地統計調査」の結果でもあります。

直近のものとして、平成25年に行われた「住宅・土地統計調査」の結果が公表されておりますが、これによりますと、群馬県内における空き家の数は15万100軒、このうち吉岡町内における空き家の数は800軒となっております。

ただし、この「住宅・土地統計調査」における空き家等といいますのは、一戸建ての空き家だけではなく、アパートのような賃貸住宅でも誰も入居していない部屋についても、空き家として数えることになっております。つまり一戸建ての問題のある空き家が町内には800軒あるということではありませんので、誤解のないようお願いをしたいと思います。

また、住宅の総数に含める空き家の割合は、いわゆる空き家率について申し上げますと、群馬県全域では17%であるのに対し、吉岡町は10%となっております。近隣市町村では、前橋市が16%、渋川市が15%であることから比べても、吉岡町は空き家の割合がかなり低いと言えると思っております。

なお、町内の空き家のうち、所有者のわからない空き家が何軒あるかとお尋ねでありましたが、「住宅・土地統計調査」におきましては、空き家の所有者がわかる区分として数値は算出しておりません。

最後に、今後の空き家の対策はどうするかとお尋ねありますが、議員ご指摘のとおり、空き家の放置は、防災・防犯・衛生・景観などさまざまな面で周辺的生活環境に悪影響を与えることが懸念されておまして、この問題を解決するために本年5月、「空き家対策特別措置法」が施行されたものと認識しております。この法律では、市町村に対し「空き家台帳」の整備などを求めています。町としましても、まずは「問題のある空き家」の実態を把握することが必要であると考えております。

また、国においては、空き家を解体したり、リフォームをしたりした場合の減税制度の創設を検討する方針を固めたとの報道もなされております。

町としては今後、国、県及び近隣市町村の動向を注視しながら、吉岡町にとって有効な空き家対策を検討してまいりたいと考えております。

議長（岸 祐次君） 高山議員。

〔7番 高山武尚君発言〕

7番（高山武尚君） ありがとうございます。

次に、防災関係について幾つか質問させていただきます。

まず初めに、突然避難する状態が発生した場合、避難所の鍵の管理についてお聞きいたします。

私の住んでいる駒寄自治会は、避難所が駒寄小学校、駒寄小学校体育館、町民グラウンドと幸いにも近くにあり、恵まれた環境にあるのですが、避難しなければならない状態が発生した場合、ほとんどの住民が避難所の鍵を誰が管理していて、どこにあるのかわかりません。幾ら避難所の近くに住んでいても、避難しなければならない状態が発生した場合は、避難勧告が発令されなければ避難できないのでしょうか。また、誰がどのように誘導してくれるか、災害時の鍵の管理はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 3番目の突然避難する状態が発生した場合、避難所の鍵の管理はということによろしいでしょうか。（「はい」の声あり）議員からの質問にお答えをいたします。

突然避難する状態が発生した場合ということですが、町の指定している各避難施設につきましては、半公共施設のため、個人で自由に避難することは考えておりません。町といたしましては、各種被害に備えて情報の収集をしています。災害が局地的に発生、また発生するおそれのあるときには、町においては、災害対策警戒本部・災害対策本部等を立ち上げ、職員を動員して、防災無線・広報車等によるお知らせ、また避難所の開設・誘導等を考えております。

再三、鍵はどうするのだというようなことを言われておりますが、日ごろ、各地域の公会堂なんかを使う場合には、近くの民家の方をお願いして鍵などを預けて使用していただくということでやっておるのが現状ではないのかなというように思っております。大きな公共施設においては、いわゆる職員が行って、あけて、避難していただくというような形になろうかと思っております。

議長（岸 祐次君） 高山議員。

〔7番 高山武尚君発言〕

7 番（高山武尚君） その場合にあれですか、誘導のほうは誰か誘導者がいて、していただけるのでしょうか。

議長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） ただいま議員の言われる、誘導等がございますけれども、各施設の、またその周りに防災行政無線のスピーカーがついております。そのスピーカーというのは、各施設で放送が可能となっております。だから、被害のときには、そこに職員が行く。また、緊急時には、自治会長等をお願いするかもしれませんが、そのこちらの避難所に来てくれと、そういう考えもあります。

また、先ほど被害、突発的な被害等にありましては、役場のほうでいろんな情報を即時集めていますので、いざというときには、また災害が起こり得るときには、町のほうでも町長が説明したように、災害対策警戒本部等を立ち上げて準備はさせていただいております。以上です。

議長（岸 祐次君） 高山議員。

〔7番 高山武尚君発言〕

7 番（高山武尚君） 大変よくわかりました。

次に、「いざというときの避難所の確立は」についてお聞きいたします。

近年、地球は温暖化が進み、海水温度は上昇し、あらゆるところで異常気象が発生しております。地震、雷、ゲリラ豪雨、竜巻、突風、爆弾低気圧、最近よく聞く言葉でバーストダウン、台風も以前より多く発生するようになってきております。吉岡町は、津波こそ

心配ありませんので、その点は安心しております。吉岡町は災害が比較的少ないので、今でも避難勧告が発令されて、避難所に避難してくださいということが、私が知る限りでは1回だけ記憶にあります。たまたま私が自治会長をしていたときの台風での出来事で、地域住民の1軒に避難勧告が発令されまして、住民センターに避難するように言われましたが、本人が何が起きてても責任は自分で持つと言われ、どうしても避難所の住民センターのほうには避難しなかったのですが、無事で何よりでした。現在は危険箇所の修復工事も済み、安心して住んでおります。

そこでお尋ねいたしますが、今現在、吉岡町には何カ所の避難所があるのか。また、各自治体に幾つの避難所があるのかをお尋ねいたします。

議長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） 議員の言われる、避難所の数ということですがけれども、地域防災計画による災害時の避難所といたしまして、各災害時、ともに各自治会集会所、また学校、体育館の37カ所を指定をさせていただいています。また、一時避難所といたしまして、両小学校・中学校・八幡山・町民グラウンドと、5カ所を予定しております。グラウンドにつきましては、災害時の仮設住宅の設営も予定しております。

議員の言われる、各自治会の避難所が幾つあるかということですがけれども、各自治会の集会施設、また各グラウンド、両小学校等、計算しますと、各自治会に2カ所は、避難所としての指定をさせていただいております。以上です。

議長（岸 祐次君） 高山議員。

〔7番 高山武尚君発言〕

7番（高山武尚君） わかりました。ありがとうございます。

次に、「避難所の備蓄品の確保は万全か」についてお聞きいたします。

「災害は忘れたころにやってくる」の言い伝えがありますが、現在は、地球温暖化によって、いつ何どき災害が発生するかわかりません。突然の災害で避難を余儀なくされ、着のみ着のまま避難したときに、1日・2日で帰れるときはまだしも、避難が長期化したときに、果たして避難所には頼りにするところの備蓄品は保管されているか、まず心配するところです。町での一時避難所は5カ所と聞いております。その他に各自治会に1カ所か2カ所の集会所を避難所としているところもあり、また町の数カ所に備蓄品置き場の小屋もあると聞いております。それらの避難所に置いてある備蓄品の種類とそれぞれの内容の量は、いかほど準備してあるのか、物によっては賞味期限のあるものもあるかと思います。

そこで、お尋ねします。1番、備蓄品は誰がどのように管理しているのでしょうか。2つ目に、備蓄品の種類はどんなものを保管されているのでしょうか。3つ、備蓄品置き場

の小屋は町全体に何カ所あって、どこにあるのでしょうか。4つ目、備蓄品は賞味期限の何カ月前に入れかわりになるのでしょうか。5つ、賞味期限の切れた備蓄品はどのように処分をされるのでしょうか。

以上の5点についてお尋ねをいたします。

議長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） 議員の言われる、避難時の備蓄品の関係ですけれども、順序1番から5番までで説明をさせていただきます。

初めに、1番目としまして、備蓄品の管理についてでございます。今現在、全自治会に倉庫が設置されていません。町が備蓄品の管理をさせていただいています。今後、全集会施設等に倉庫ができましたら、各自治会のほうで管理をしていただければとも考えております。

2番目といたしまして、備蓄品の種類でございます。食料といたしましては、アルファ米・かゆ・即席麺・パンの缶詰・飲料水等でございます。

3番目といたしまして、備蓄倉庫の場所及び箇所数でございますけれども、現在、自治会の集会所のうち6施設に設置されております。設置施設につきましては、小井堤町コミュニティセンター・大久保集落センター・木戸集落センター・下野田集会所・新田住民センター・上野原コミュニティセンターの6カ所です。この施設につきましては、町から遠い順に外側から、また自治会のほうの都合により、置ける、置けないという要望等いただきまして設置をさせていただいています。それで、また役場の北に2施設設置されております。

それで、次に4番、5番、保存期限、また備蓄品の入れかえでございますが、備蓄品の保存期限は、大半が5年となっております。保存期限の半年前に、ふるさと祭り等で防災のPRをしながら配布させていただいております。ことし配布予定は、アルファ米（五目御飯・えびピラフ）、乾パン等ですが、4,338食、飲料水2,400リッターを配布予定とさせていただきます。また、自治会等にて防災訓練等がされたときには、希望により配布もしております。

補充につきましては、各年度末に予算の範囲内で補充をしています。町の倉庫には、災害復旧用の資機材・作業灯・担架・救急セット・毛布・発電機等・飲料水・備蓄食品につきましては、2万3,140食が今現在貯蔵されております。

今後、各防災に対応できるように、装備の充実を図りたく努力をしていきたいと考えております。お願いします。

議長（岸 祐次君） 高山議員。

〔7番 高山武尚君発言〕

7 番（高山武尚君） 大変細かい説明、ありがとうございました。

次に、「緊急時、緊急車両が通行できない道路の対応は」についてお聞きいたします。

今、吉岡町の道路網は、駒寄パーキングのスマートインターチェンジの大型車の乗り入れ対応に町でも取り組んでいることと思います。それに伴って、パーキングエリア周辺の町並みもがらりと変わってくることと思います。大型店の進出で、吉岡町もさらに大きな町へと変わりつつあると思います。人口増加についても、県下でも1番と相変わらず伸び続けております。人口がふえ、家がふえ、自動車がふえてまいりますと、いろいろなことを想定しておかなければならないと思います。突然の交通事故、火災、急病人と、一刻を争うときに緊急車両が道路が狭くて現場まで入っていけない、人命を守る車両が通行できないとなると、一大事になると思います。毎日が平穏というわけにはまいりません。1日に何回も出動することもあるかと思えます。

そこで、お尋ねいたしますが、町がいざというときに緊急車両が通行できないような道路はどのくらいあるのでしょうか。お尋ねをいたします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 「緊急時、緊急車両が通行できない道路の対応は」ということで、答弁させていただきます。

緊急時、緊急車両が通行できないような道路は、町にはどれくらいあるのかという質問をいただきましたが、道路の幅員が狭く、緊急時の緊急車両が現場近くまで入ることが困難な場所につきましては、南分署に確認をさせていただきました。南分署が実際に緊急出動し、車両が入っていけない箇所については、距離的には不明ですが、件数といたしましては、平成26年、南分署の緊急車両出動件数749件ありました。その出動時に緊急車両の目的家屋へ接近困難な箇所につきましては、749件中11件の車両接近困難箇所があり、この11カ所につきましては、ストレッチャー等による救急活動を実施したと聞いております。

人口が増加し高齢化が進む中で、救急救命など、緊急時の対策を確立しておくことが重要であると考えております。

人命にかかわる一刻を争う緊急時の迅速な対応と安全性を高めるため、関係機関と連携を図りながら、狭い道路の幅員整備などによる避難路や消防車両・救急車両等の通行を可能とする緊急ルートの確保に努め、救急体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

議 長（岸 祐次君） 高山議員。

〔7番 高山武尚君発言〕

7 番（高山武尚君） 749カ所のうち11カ所ということは、私は想像した以上に少ないんですね。驚きました。もう少しあるかと思いました。ありがとうございました。

次に、災害応援協定についてお伺いをいたします。

県外自治体との災害時応援相互協定は、私たちの住んでいる吉岡町は、比較的災害の少ない町で過ごしてまいりましたが、近年は地球温暖化が進み、異常気象で季節に関係なく、突然災害が襲ってくるような時代と変わってまいりました。そんなときに、7月26日の上毛新聞に、「大規模災害発生時に被災したときの災害応援協定が、県外自治体と応援協定を締結しているか」の問いに、吉岡町は「なし」との活字が新聞に掲載されておりましたが、群馬県の35市町村の中でも、吉岡町、みなかみ町、千代田町、邑楽町、榛東村、上野村、南牧村、高山村の8町村が、県外自治体との応援協定は未締結であると、記事になっておりました。

東日本大震災では、都道府県間の応援協定のもと、全国から被災県に物資提供や職員派遣が行われ、市町村間の協定も生かされ、救済に甚大な力となったことは、皆さんもご存じのことと思います。消防庁のまとめによると、市区町村間で相互応援協定を結んでいるのは、全国1,697市区町村で締結率は97.4%と非常に高い確率で締結されており、このうち1,183市区町村は県境を越えた協定を結んでいるそうです。また、民間企業との協定の重要性も高まっています。食料や飲料水、避難所で使う段ボール等を初めとする物資の供給も多種あります。

群馬県、それと我が吉岡町は、地震、水害などの自然災害が比較的少ない地域性から、被災者の一時受け入れを担う役割も十分期待される地域だと思えます。現在は、地震、水害、風害、雪害など、いかなる災害が発生するか予測がつきません。

そこで、お尋ねしたいのは、万が一を想定し、吉岡町も県外自治体協定を結び、交流を深めておいたほうがよいのではないかと思います。現在、吉岡町では他の自治体と応援協定を締結する方向に行くのか。また、締結するならどこの県、市町村を考えているのかをお尋ねをいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 災害応援協定についてということでご質問をいただきました。

災害時応援相互協定につきましては、現在、町では、前橋市・渋川市・榛東村と近隣地域においての協定を締結をしております。また、物資の供給等につきましては、町内外の量販店等とも優先的に物資の供給については協定を締結をしております。

今後ということですが、今後の締結する方向に行くのかどうかということですが、きっかけがあれば互いに状況を考え、締結を検討していきたいと考えております。

議長（岸 祐次君） 高山議員。

〔7番 高山武尚君発言〕

7番（高山武尚君） ありがとうございます。

次に、防災講演会についてお聞きいたします。

群馬大学院理工学部教授の片田さんを招いた防災講演会「今求められる地域防災を考える」を、前橋市の主催で開かれたことを新聞の記事で読みました。片田さんは、災害による犠牲者を一人も出さない地域づくりには、「実効性を持った防災活動が重要」「地域づくりと防災教育は不可欠」と訴えております。「防災から生き残れる子供を地域がはぐくみ、防災教育を受けた子供たちが地域を担っていく」と強調し、避難訓練など実効性のある行動で、大人が災害に向かい合う姿勢を、子供に見せる重要性を語ったということです。

そこで、お尋ねしたいのは、吉岡町でも防災に関する講演会や避難訓練を、町民を対象に実施する構想はあるのかをお尋ねいたします。

議長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） 防災講演会についてですけれども、今現在、各自治会、13自治会ありまして、8月末現在で10自治会が自主防災組織を立ち上げました。各自治会の自主防災組織にて、先ほど富岡議員のときの町長のほうの説明にもありましたけれども、南下の避難訓練、防災訓練等、各自治体で消防等の協力により実施をしております。

今現在、先ほど言った10自治会で設立、できれば13自治会、全自治会で自主防災組織が立ち上がった折には、町民全体の防災講演会、また避難訓練等を実施していきたいと考えております。

議長（岸 祐次君） 高山議員。

〔7番 高山武尚君発言〕

7番（高山武尚君） それでは、今のところは各自治会に任せて、さっき言われたように、まだできていない自主防災の、できていない組織も、自治会もあるということで、できているところは自治会がして、その避難訓練とかそういうものを行っているということですね。はい、わかりました。

一般質問最後の質問ですが、マイナンバー制度についてお聞きいたします。このマイナンバー制度は、決定事項においてはまた変更になる可能性もあると思われませんが、一応質問をいたします。

情報管理体制についてお聞きいたします。

国民全員に番号を割り当てるマイナンバー制度は、来年1月のスタートまで約4カ月に迫っています。制度の認知度はまだ低く、年金情報の流出問題で、国の情報管理体制に対

する国民の不安は強まっております。制度への理解を得るには、個人情報の漏えいや不正利用を防ぐ対策の強化が不可欠だと思います。

マイナンバーとは、赤ちゃんからお年寄りまで、国民一人一人に割り当てられる12桁の個人番号で、原則として番号は生涯変わらず、来年1月からは納税や社会保障、災害関連といった行政手続で使用されます。国民に配られるカードは2種類あり、ことし10月から個人番号が書かれた「通知カード」が各世帯に郵送されるそうです。来年1月からは、「個人番号カード」が市区町村の窓口で配布されるそうです。こちらのカードは希望者のみですが、無料ということもあり、政府は初年度で1,000万枚以上の発行を見込んでいるそうです。カードは住所、氏名、生年月日が記載され、顔写真もついているので、運転免許証のように本人確認にも使えるそうです。政府は、2017年7月以降の早期に、健康保険証として使えるようにする方針だそうです。将来的には民間サービスでも活用できるようにするなど、カードの用途をふやして普及につなげようとしております。

政府としての対策は、マイナンバーのシステムにアクセスできる人を制限することに加え、番号の不正利用を監視する「個人情報保護委員会」を新設し、罰則も強化していく、情報流出を防ぐとしています。大事な個人番号を安易に外部の人に教えないといった自衛策が必要になってくることと思います。

マイナンバー制度は、社会保障制度の申請を出す際に、住民票が不要になったり、手続が簡素化されるメリットがあり、行政側の事務処理のスピードアップにもつながるのはよいことですが、情報が流出した場合の対策は考えておられるのでしょうか。便利な1枚のカードですが、あくまでもこれは個人情報なので、一番怖いのは、情報漏れの危機感があるということです。もちろんマイナンバー制度の導入に当たり、国からの指導、情報漏れ対策等の対応は十分に行うことと思います。

そこで、お尋ねしたいのは、もし情報が流出した場合を想定し、個人を救済する仕組みを準備しておく必要があると思われませんが、その救済方法を考えておられるのでしょうか。お尋ねをいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） マイナンバー制度導入について、今毎日のように新聞、そしてテレビで報道されているようですが、まだまだ国民の中には伝わっていないのではないのかなというように思っております。

そういった中、情報管理体制についてということで質問をいただきました。番号法には、67条から75条までの罰則の規定が整備されております。

それでもなお、個人番号自体を第三者が不正に取得し、法令に基づく業務において不正

に利用しようとした場合でも、番号の提供を受ける地方公共団体等では、個人番号カード、または通知カードと運転免許証等、顔写真入りの公的証明書、または公的医療保険の被保険者証、年金手帳等、官公署等から発行された書類を2点以上提示により本人確認を行うこととされております。本人以外の者が不正に取得した個人番号のみで情報を引き出すことは、制度上できないこととなっております。

詳細につきましては、総務政策課長をして答弁させます。

議長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） 平成29年1月及び7月から実施されます国及び地方自治体間による情報連携においても、情報を一括して保管するのではなく、今までどおり各自治体等が情報を保有する、分散管理方式が採用されております。なおかつ、データのやりとりも個人番号とひもづけされた「符号」により連携を行う仕様となっており、個人番号1つで情報が芋づる式に流出することはないとされています。また、取り扱う職員についても、その業務ごとに厳格にアクセス権限を設け、必要な業務とは関係なく個人番号を取り扱うことができないよう対策を講じることとなっております。

また、個人番号利用事務や個人番号関係事務の際に、本人から個人番号の提供を受けた者が、その個人番号を本人以外の第三者の利益のために不正に利用する目的で漏えいした場合、また個人番号カードを盗まれてその個人番号カードが不正に利用される危険性がある場合、またさらに詐欺・暴力などで個人番号を他人に知られ、その個人番号を不正な目的で使用される場合などにおいては、本人の請求または市町村長の職権により、番号の変更を行うことができるとされています。

それ以外の本人への救済については、番号法等で規定されているものはございません。市町村個別の対応等などと考えられております。以上です。

議長（岸 祐次君） 高山議員。

〔7番 高山武尚君発言〕

7番（高山武尚君） ありがとうございます。

これで、7番高山の一般質問は終わります。

議長（岸 祐次君） 高山武尚議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩をとります。再開を1時とします。

午前11時49分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（岸 祐次君） それでは、会議を再開します。

---

議長（岸 祐次君） 4番五十嵐善一議員を指名します。五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君登壇〕

4番（五十嵐善一君） それでは、通告に従い一般質問を行います。

まず、最初に「安全・安心な町よしおかの実現に向けての取り組み」についてお尋ねします。

ことし7月に実施された群馬県知事選挙において3期目の県政を託された大澤知事は、その所信表明の中で公約4つの柱の1つに「安全・安心な暮らしづくり」を掲げ、まさに県民の安全・安心の確保は県政の最も基本的な責務であると述べております。

また、第5次吉岡町総合計画において、まちづくりの重点課題に「健康・安心のまちづくり」と「住みよい、安全なまちづくり」が盛り込まれるなど、我が吉岡町にとっても「町民の安全で、安心な暮らしづくり」が最重要課題であることは言をまたないのであります。

そこで、以下6項目の観点からお伺いします。

まず、1つ目は、交通安全の面からであります。

全国的に見ると、交通事故は平成16年をピークに減少傾向にあります。しかし、毎日のように全国のどこかで発生し、その事故の数以上の不幸が生じているのも事実であります。特に、死亡事故に至っては、被害者家族の平和な日常生活が一瞬にして崩壊してしまうのであります。

先月23日日曜日の午後5時ごろ、神奈川県葉山町地内の県道で海水浴帰りの歩行者の列に乗用車が後ろから突っ込み、3人をはねてそのまま逃走し、女子美術大生1人が死亡、ほか2人が重傷を負った死亡ひき逃げ事件は記憶に新しいところであります。幸いにも、吉岡町においてはことしの1月1日以降今日まで死亡事故の発生はありませんが、6月末日時点での交通事故発生件数は80件で、負傷者は105人に上っております。

現実には交通事故の発生を予測することは極めて困難ではありますが、交通事故を減らすためのさまざまな取り組みが行われておるわけでございまして、加害者になり得る運転者、そして被害者になり得る歩行者、中でもとりわけ子供と高齢者などに対する事故につながる危険な行為を行わないなどの交通安全意識を向上させるための啓発活動はとても重要なものであります。それとあわせて大切なことは、道路の改良などに基づく道路交通の安全性確保と道路標識・ガードレール・ポールコーンなどの交通安全施設の整備であると考えます。

そこで、町長にお尋ねします。吉岡町における交通事故危険箇所の点検・把握と、それに基づく危険箇所の解消に向けた交通環境整備の現状はどうなっておりますか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 五十嵐議員さんからの「安全・安心な町よしおかの実現に向けての取り組みについて、交通事故危険箇所の点検及びそれに基づく交通環境整備の現状は」ということでご質問をいただきました。答弁させていただきます。

吉岡町の交通事情につきましては、私が申し上げるまでもなく、上武国道の開通、高崎渋川線バイパスの開通など、道路網の整備に伴い、今後ますます交通量が多くなると思われれます。また、幹線道路の混雑時には抜け道として、住宅地等の生活道路への車の乗り込みもふえていると思われれます。

今後も交通安全、歩行者の安全等について取り組んでいきたいと思っております。

交通事故の危険箇所などにつきましては、年に2度、交通安全会による見回り、また地元自治会や町民の方より申し出の箇所、その他交通事故が多く発生している箇所などがございします。

このような場所につきましては、交通担当による現地確認の上、県道につきましては、渋川警察署と渋川土木事務所へ連絡し、規制・改修・改善をお願いをしているところでもございします。また、町道などにつきましては、町により、注意標識の整備などを実施しているところでもございします。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 私の居住する漆原根古屋地区内を例にとりて申し上げますと、町道5187号吉岡1号線と町道322号万蔵寺・前屋敷線とが交わるところ及び漆原橋と町道322号とが交わるところは非常に視認性が悪く、現に町道5187号と322号とが交わるところでは、過去2回も車同士による出会い頭の衝突事故が発生しておりますが、このことに関し、危険箇所としての認識は持ち合わせておりましたでしょうか。

幸い、この2件とも重大な事故には至らずに済んだのですが、1件の重大事故発生の背景には29の軽微な事故があり、その背景には300のヒヤリハット、異常が存在するという「ハインリッヒの法則」をもって考えますと、当該箇所は早急に何らかの防止対策を講じないと、重大な死亡事故などが発生しかねない状況であります。いかがお考えでしょうか。

さらに、町道5173号根古屋線にかかる根古屋橋は、普通車がやっと通れるほどの幅しかありません。特に朝の通勤・通学時間帯では、同橋東側の団地内からの通学児童などと遭遇した際などは、危険きわまりない状況に至るのであります。根古屋橋の拡幅工事は根古屋地区住民のたつての願いであり、これまでも再三再四にわたり先輩議員をして要望

を伝え続けてきているところではありますが、この点につきましても現時点でいかがお考えか、お聞かせ願えないでしょうか。

「入るを量りて、出を制す」、小学校の校庭でよく目にする二宮尊徳の処世訓の1つで、財政の健全化を推進する上で常に意識しなければならない言葉であると思います。確かに町の財政運営が厳しい状況下にあることは私も重々承知いたしております。しかし、そういった厳しい状況下にあっても、町長にはぜひとも施策・事業における「選択と集中」のコンセプトのもと、道路や橋などといった社会資本整備のための公共事業費の増加を来年度当初予算に盛り込むことをお約束してはいただけないでしょうか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 漆原根古屋地区の危険箇所の認識と、来年度当初予算の公共事業への増加ということで答弁させていただきます。

漆原地区を南北に貫く町道「万蔵寺・前屋敷線」は、幹線道路のため比較的交通量が多く、信号が少ないためスピードを出して通り抜ける車も多いと認識をしております。

議員ご指摘の交差点は、カーブが連続する区間の中にあることから見通しが悪くなっておりますので、町といたしましても、注意喚起の看板の設置などの対策は考えていきたいと思っております。

また、お尋ねの根古屋橋ではありますが、現在の橋を長く使うというのが基本的な方針でありますので、現時点ではかけかえは予定はしてございません。

なお、公共事業予算増額とのお尋ねですが、道路・公園・下水道・学校・運動場などさまざまな社会資本の整備がありますので、今後も優先度を見きわめるとともに、真に必要な事業には積極的に取り組むという姿勢で臨んでいる所存でもあります。

この橋の件につきましては、前の議員さんのほうからもいわゆる質問がございました。そういった中におきまして、吉岡川の西のところを広げながら、いろんな面で、救急車などあいうものが入れるような施策をしようということで広げた経過もございます。そういった中におきましては、あの橋は東の子供たちがいわゆる学校に通学する橋というようなことでも伺っております。そういったことでは、あのところは大変危険なところであるというようなことも認識はしております。

そういったことで、いわゆる看板などをよく設置しながら、交通事故のないような対策をとっていききたいというように思っておりますが、先ほどから申し上げているとおり、今のところはあの橋をかけかえるというようなことは考えておりません。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） 平成20年に実施した吉岡町総合計画アンケート調査結果で、生活環境の需要度が高いものの満足度が低いものの1つに交通安全が挙げられていたものですから、少し熱く質問させていただきました。いずれにいたしましても、町民の暮らしに密着した生活道路網の計画的な整備と、子供が安心して通学できるような道路環境の整備を着実に推進していただけることを願いつつ、次の質問に移らせていただきます。

2つ目は、救急体制の面からであります。

人口が増加し、高齢化が進む中で、そして介護保険制度改正のもと、在宅介護に軸足を置く「地域包括ケアシステム」の構築に伴い、住みなれた地域で介護や医療を受けながら最後まで暮らし続ける高齢者がふえていくだろうと考えられる流れの中で、今、町にはこれまで以上に救急救命といった緊急時の対策を確立しておくことが求められております。

今夏の猛暑により、県内でことし6月から8月9日までに熱中症で救急搬送された人は1,003人にも上ったとの新聞記事を目にしました。県では救急搬送中、医療機関の情報を的確に伝えるための「救急医療情報システム」を整備する中で、平成24年度から県内全ての救急車にタブレット端末を配備し、医療機関の受け入れ情報などを速やかに確認できるようにしております。受け入れ先のたらい回しも解消され、町民にとっては心強い限りであります。

しかし、ここで視点を変えて考えてみたいと思います。出動要請を受けた救急車が現場に到着するまでに要する時間、レスポンスタイムであります、一刻を争うとうとい命の危険を救うために、救急車は1秒でもより早く到着することを求められます。だが、現実にはこれを妨げるもろもろの要因があります。1つには、道路の交通渋滞であり、また道路そのものや橋といった社会資本の整備状況であります。例えば、また例に出して恐縮ですが、私の居住する漆原根古屋地区の根古屋橋は幅員が狭過ぎるために、救急車が万蔵寺・前屋敷線からじかに入ってくることができず、迂回せざるを得ない状況であります。

そこで、町長にお尋ねします。救急車のレスポンスタイムに影響を与えることが危惧される町内道路環境の整備状況はどうなっておりますでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件につきましては、担当課長より答弁させます。

議 長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） それでは、レスポンスタイムとの関係についてご説明させていただきます。

吉岡町の救急車また消防車についてのレスポンスタイムについて、消防の調べによりま

すと、通報を受けてから南分署より現場到着にかかる時間は近場で4分、また南分署より一番離れている大久保の前橋寄りで15分ぐらいかかるとされております。

幹線道路につきましては、ほぼ整備済みであります。また、高山議員の質問にもありました、緊急車両の通行に支障を与える狭隘な道路等につきましては、高山議員のときに説明がちょっと足りなかったのですけれども、南分署に確認しましたら、今でいう、入れないところというのは、昔の公共道路から自宅までのあいさの街道、それがほとんどであり、救急救命に対しましてはそれほどの不便はないという話も聞いています。

また、このような狭隘道路につきましても、関係機関と連携を図りながら、道路の拡幅整備などによる避難路や消防車両・緊急車両等の通行を可能とする緊急ルートの確保等に努め、救急体制の充実を図ってまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） いずれにいたしましても、何物にもかえがたい命を守ることは、何よりも優先されるべきであることをお伝えして、次の質問に移らせていただきます。

3つ目は、防災対策の面からであります。

近年、地球温暖化の影響を受けて、異常気象による局地的集中豪雨や季節外れの、または迷走する台風などにより、日本全国の至るところで今までにない大規模な災害が発生する危険性が高まってきており、我が郷土吉岡にあっても例外ではないのであります。

高崎市では局地的豪雨対策の一環として、6月1日から7月上旬にかけ、複数部局の職員延べ1,410人を動員して浸水危険箇所を重点に市内5,000カ所について総点検を実施した結果、改善が必要な場所が165カ所確認され、順次対応しているとの新聞記事が載っております。「行政としてやるべきことをきちんとやっているな」、防災・減災の基本はまさに「備えあれば憂いなし」との思いを強くしたところでもあります。

そこで、町長にお尋ねします。我が吉岡町における自然災害危険箇所の把握と実態調査及びその対応状況はどうなっておりますか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましても、担当課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） 自然災害危険箇所につきましては、町の地域防災計画におきましては、災害危険区域といたしまして、重要水防箇所4地区・浸水想定地区1カ所・土砂災害警戒区域1カ所・土砂災害特別警戒区域1カ所が掲載されています。この危険箇所につきまし

ては、全て所管省庁が国土交通省となっておりますので、災害都度、改修等お願いしているところがございます。危険箇所につきましては、砂防ダム・河川の護岸工事等、順次改良また補修を実施していただいております。

議員の言われる実態調査につきましてですが、実施は町ではしておりません。広域消防による調査が随時行われており、危険な箇所等につき連絡確認をさせていただいております。

今後、台風シーズンを迎えるに当たり、危険箇所の点検等を実施して防災・減災に努めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） またまた地元の話で恐縮でございますが、根古屋内手地区にあって、町道113号駒小・半田線の人形の館石倉さんのところから東方へ伸び、吉岡川に至る町道5182号辻下11号線は、下り勾配という構造上の問題で雨水が集中しやすく、特に局地的豪雨の際には、側溝の排水能力を超えて道路が冠水してしまい、歩行困難な状況に陥る危険箇所の1つでもあります。町長にはぜひともこういった自然災害危険箇所への対応を強力に推し進めていってほしいと思っております。

次に、大規模災害発生時の応援相互協定についてお伺いしようと思っておりましたが、午前中、一般質問の中で高山議員のほうからなされ、内容が重複しますので割愛させていただきます。

いずれにいたしましても、将来に責任を持つ町政を実践しておられる町長でありますから、ぜひとも前向きに対応していただけることを期待しつつ、次の質問に移らせていただきます。

4つ目は、消防体制の面からであります。

吉岡町の消防体制は、渋川広域消防本部南分署の常備消防体制と吉岡町消防団の非常備消防体制の2段構えのもと、火災や自然災害などの発生時には緊急出動し、安全・安心な町よしおかを支えてくれる実に頼りがいのある存在であります。幸いにも、吉岡町における火災発生件数は減少傾向にあるところですが、人口増加の町よしおかにあつては、今後市街地の拡大とひとり暮らし高齢者の増加に伴って、常備消防体制の強化はもとより、非常備消防体制である消防団員の確保といった自主防火体制の強化を図ることは喫緊の課題であると考えます。

そこで、町長にお尋ねします。吉岡町消防団の現状、特に団員数と今後の充実策並びに消防協力員と女性防火クラブの活動状況についてお聞かせください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 4番目に、「消防団の現状と今後の充実策並びに消防協力員や女性防火クラブの活動状況は」ということでよろしいでしょうか。

消防団員の現状につきましては、条例定数128名に対しまして、現在107名の団員が入団登録されております。

町といたしましても、条例定数の128人の団員の確保に力を入れているところでございます。8月よしおか広報に団員募集のチラシを入れさせていただきましたところ、反響がありまして新たに3名の方が前向きに入団の検討をされているという報告を受けております。今後も努力していきたいと思っております。

消防協力員につきましては、現在20名の方をお願いしております。各分団の退団者にて結成されていますが、有事の際には今まで培ってきた経験等を発揮されて力をいただいております。

女性防火クラブにつきましては、主に防火・防災の普及啓発、またみずからの知識や救助技術の向上に取り組んでいただいております。

議 長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） 今後も継続して粘り強く消防団員の確保に努めるとともに、あわせて消防協力員や女性防火クラブなどの活性化を図り、地域自主消防体制の充実を主導していただけることを願いつつ、次の質問に移らせていただきます。

5つ目は、空き家対策の面からであります。

少子高齢化や集落の過疎化により、全国各地で空き家がふえ続け、総務省住宅・土地統計調査では、2013年10月時点での空き家は820万戸、総住宅数6,063万戸に占める空き家率は13.5%になったと報告しております。

そして、問題なのは、こうした空き家がさまざまな理由によって放置されることにより、中には倒壊のおそれや衛生上、防犯面などから地域に大きな迷惑をかけているものもあるという現実であります。特に放置された空き家は、時に放火の対象物や犯罪の温床になる危険性ははらんでいるんですね。現に太田市内では、昨年末からことしにかけて空き家での不審火が連続発生しております。

場所はアメリカに移りますが、1994年、ニューヨーク市長となったジュリアーニ氏は、当時の犯罪多発都市ニューヨークの治安回復に着手しました。いわゆる「割れ窓理論」を応用し、例えばビルの一室の窓ガラスが割れていればすぐに修繕を指示するというように、徹底して些細な犯罪も看過することなく対処していき、就任から5年の歳月を経て目的を達成しております。やはり窓が割れたまま放置された空き家というのは、地域の

景観上からも、そして「何をやってもいいんだな」という無秩序の雰囲気を生じさせてしまう点からも、決して好ましいものではないのであります。

ことしの5月26日、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、各自治体の対応が待たれるところであります。しかし、今後さらなる人口減社会を迎え、空き家はふえ続けると予想されます。また、所有者の高齢化や負担能力の減少に加え、相続を重ねることによる責任感の欠如も相まって、自治体による取り壊しが必要となる特定空き家がふえてくることは十分に考えられ、これらの財政負担も今後の課題であります。

そこで、町長にお尋ねしようと思っておりましたが、午前中、やはり高山議員のほうからなされた質問と重複いたしますので割愛させていただきますが、いずれにいたしましても、この空き家対策問題は、その背景に多くの懸案を抱えていて、1つの自治体では到底解決できない面もありますので、今後の国による総合的な対策をも期待しつつ、最後の質問に移らせていただきます。

6つ目は、防犯カメラの面からであります。

先月13日、大阪府寝屋川市内の中学1年の女子生徒が殺害・遺棄され、さらにその女子生徒と行動をとともにしてその後行方不明となっていた中学1年の男子生徒も先月21日に遺体となって発見された、まことに悲しく凄惨な事件の容疑者割り出しの決め手が幾つもの防犯カメラの映像であったことは、記憶に新しいところであります。しかし、一方で、防犯カメラが持つ犯罪抑止の面では役割を果たせなかったというのも事実であります。

我が吉岡町においても、防犯カメラの持つ「犯罪行為の抑止」と「犯罪行為の証拠の記録」という二大効果を求め、住民の安心・安全、児童・生徒の通学路の安全確保、そして町有施設の安全管理を目的として、平成27年度一般会計当初予算において、防犯カメラ設置事業費445万9,000円が計上されているところであります。

そこで、町長にお尋ねします。設置・管理などに関する条例あるいは要綱の整備も含めた防犯カメラ設置事業の進捗状況と、来年度以降の増設計画の有無についてお聞かせください。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 防犯カメラ設置におきましては、議員の言われるように、毎日テレビ報道のない日がないほど放送されております。犯罪等の解決に役立っていると思っております。

町といたしましても、犯罪の抑止等を目的に、設置及び管理に関する要綱を定め、設置を実施しているところであります。

詳細につきましては、町民生活課より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） 防犯カメラについて説明をさせていただきます。

現在設置している防犯カメラにつきましては、地域創生事業の一環として、子供を持つ女性の方が子供のことを気にせず働けるようにと、下校時の子供を見守ることを目的として、現在青パトによるパトロールを実施、なおかつ犯罪の抑止を目的に、また有事の際に不審人物を発見できるようにと設置しているところでございます。子供の集まりそうな場所を中心に、現在9カ所設置を完了しております。この事業におきましては、平成26年度の繰越事業として設置をしております。

来年度以降ということですが、来年度以降の前に現年度予算、先ほど議員さんの言われました現年度予算により、当初計画をしていた二十数基、20基前後ということで、今年度予算であと10基前後を設置を予定しております。これが次年度以降と言われることになるのですが、町長といたしましては、随時必要な箇所は検討してつけてくれることを言われていますので、設置は予定はさせていただきます。お願いします。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 防犯カメラは、設置箇所がふえればふえるほど犯罪抑止効果と犯罪発生時の証拠確保という2つの強みが同時に期待できますので、地域防犯体制のさらなる充実・強化に向けて、計画的にふやしていただきたいと思いますと考えております。

次に、2つ目の質問事項である「高齢者の生きがいづくり」について、3項目の観点からお伺いします。

「人生80年時代」、平均寿命が延び、元気な高齢者がふえてきた現代において、この言葉は人々が単に長生きをするというだけでなく、寿命の質そのものが問われ始めたあかしでもあり、物質的豊かさを基盤として健康でかつ幅広い生き方を選択でき、また個性を發揮できる成熟した社会の到来をも意味しております。

人は、自分が必要とされている存在であると実感できることが生きがいにつながる面も持ち合わせております。このことは高齢者にとっても例外ではなく、身体機能の低下に加え、社会的役割の喪失や他者からの評価が得にくくなる状況の高齢期で、「相手の役に立つ」ことが生きがいにつながり、何らかの役割が自分にもあると思えることが高齢者の生きる張り合いにもなり、そして他者や社会とのつながりを深めていくものであります。ライフサイクルの最終段階にいる高齢者は、愛情をもらうばかりではなく、みずからの長い人生経験から得られた幅広い知識や知恵を相手のために生かしたい気持ちにあふれているんですね。

そこで、まず1つ目ですが、町長にお尋ねします。高齢者の社会貢献と社会参加の促進の現状について具体的にお聞かせください。あわせて、今後の取り組みについてもお願いします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 「社会貢献と社会参加の促進の状況並びに今後の取り組みは」ということで質問をいただきました。

一般的に、高齢者はさまざまな社会経験を積み、熟達していると認識をしております。加齢により運動機能や認知機能の低下は個人によって異なりますが、その多くは豊富な経験と学習によって習得した技術を備え、さまざまな場面において現代社会を担っていることは言うまでもないと思っております。

町の総合計画の施策の中に「高齢者の生きがいづくり」があります。高齢者の社会貢献・社会参加の促進としては、高齢者が生きがいを持って潤いある生活を送れるよう、その知識や経験を発揮し、各種行事やスポーツ・文化活動、地域活動やボランティア活動などに活躍できる場や機会の充実に努めるとともに、老人クラブや自治会などと連携し、ふれあいサロンや世代間交流など交流の場づくりを進めております。

促進の状況については、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 吉岡町の高齢者の社会貢献・社会参加には、町長の答弁のとおりでございます。さまざまな活動等を行っていただいております。文化協会、体育協会、老人クラブ、自治会、ボランティア、そして公職などの多くの分野で活動され、町の中核を担っていただいております。

昨年度、吉岡町地域福祉計画の策定に当たりまして、アンケート調査を実施いたしました。その中で「参加したい地域活動」としまして、60歳以上の年齢で見ますと、健康づくりや介護予防が33.1%、地域の美化・清掃活動が32.1%、地域の行事の手伝いが30.5%となっております。

今後もこの調査結果に基づく活動や地域の生活支援、そういった活動も視野に入れまして進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） これまで高齢者に生きがいを与えるものは、趣味や学習とされてきました。確かにこれらは今後も大きな要素に占めることに変わりはありませんが、これからは

やはり社会参加というキーワードにも目を向けていく必要があるかと思われま。生き生き、はつらつと健康寿命の長い町よしおかを目指して、町政を担っていただくとを念じつつ、次の質問に移らせていただきます。

吉岡町高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画の中で、基本施策第1章元気高齢者の活動支援、就労の機会の拡大として、シルバー人材センター活動の充実が盛り込まれております。働く意欲のある高齢者に、楽しく働ける就業の機会を提供し、就業を通じて仲間をつくり、健康を維持して健康寿命を延ばす手助けとなることを目指すとありますが、そこで町長にお尋ねします。

シルバー人材センターも含め、高齢者の就労機会創出の進捗状況はどうなっておりますか。また、同センターに登録されている方の年代別人数もあわせてお聞かせください。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 「高齢者の就労機会の創設は」で、高齢者の経験や技能、適性などを生かして、社会のさまざまな分野で活躍をしてもらえるよう、シルバー人材センターなどと連携して、高齢者の働く場の機会の充実を促進をしております。

シルバー人材センターなどの状況については、担当課長より答弁をさせますが、大分最近、話を聞きますと、町内さまざまところでシルバー人材の方々が活躍をしているというような話は聞いております。そういったことも、町といたしましては、これからもそういったことを頭に入れながら施策を練っていきたいというように思っております。

詳細につきましては、担当課長のほうから答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、シルバー人材センターの状況を申し上げます。

まず、年度別での会員数でございます。平成24年度が153人、平成25年度が154人、平成26年度が157人と、ほぼ横ばいの状況でございます。

平成26年度の年齢別構成では、60歳から64歳が6名、65歳から69歳が33名、70歳から74歳が66名、75歳から79歳が25名、80歳以上が27名でございます。特に70代の前半が多い状況でございます。

また、受注件数では、平成24年度が1,235件、平成25年度が1,304件、平成26年度が1,275件であり、これに携わった延べ人数が平成24年度が1万5,509人、平成25年度が1万4,969人、平成26年度が1万5,813人となっております。

また、吉岡町振興公社の雇用者62人のうち18の方がシルバーからの派遣というふ

うに聞いております。また、65歳以上のパートの方もこのほか15人おるといふふうに伺っております。

今後も、シルバー人材センター等の運営につきまして、指導及び支援を行ってまいります。以上です。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） 私ごとで恐縮ですが、昨年の今ごろ、約2カ月間ハローワークに通い、やっとの思いで職を探すことができたという実体験から、やはりシニア層や高齢者の就労に関しては、かなり厳しい現実が立ちまわっていますので、その辺のことも踏まえつつ、就労機会の創出に取り組んでいていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

高齢者の居場所づくりの1つに、生涯学習活動への参加ということがあるかと思いますが、町長にお尋ねします。

吉岡町における生涯学習活動の推進状況と今後の充実策についてお聞かせください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 生涯学習活動の進捗状況と充実策とのご質問ですが、現在の生涯学習事業の説明をさせていただきます。

26年度の決算書の主要施策説明書をお持ちでしょうか。後でご確認をしていただければと思うのですが、この説明書の139ページの中に、成人教育があります。成人教育には「文化協会」が中心となりまして、文化の香り豊かなまちづくりを目的に加盟団体が文化振興に尽力し、町民の芸術文化に対する理解と認識を高めることを目的として活動しております。加盟団体数は99団体、1,356名の方々が登録されております。加盟団体の内訳なのですが、文学・美術・音楽・芸能・郷土芸能・その他として盆栽・囲碁将棋などが加盟されております。毎年11月に開催される「町民文化祭」にて日ごろの成果を発表する場として多くの町民の方々が楽しみにされております。

また、同じく説明書の142ページになりますが、公民館活動を説明させていただきます。公民館活動は、幼児・小学生・成人を対象とした講座を展開しております。幼児向けは、1年を通して「わくわくあそび」などを開催し、幼児教育はもちろん、ママ友同士の交流を図ることで「育児相談」や「日ごろのストレス解消」をしているようでございます。

小学生向けは、おもしろ科学教室を群馬県生涯学習センターと連携し「科学のおもしろさ」を体験してもらう講座となっております。夏休み中にはいろいろな講座を企画し、楽しいひとときを過ごしております。また、同じく143ページになるのですが、成人向けの講座になります。公民館教養講座としてさまざまな分野の講座を企画しております。そして、特徴ある「住民参画型事業よしおか手づくり講座」も開催しております。これは、住民から講師・講座企画を募集するもので、多様な講座の開催が可能となっております。住民が講師になることで、自分の知識や経験・特技を交えて生涯学習のために生かす機会が提供できました。後ほど講座名を見ていただくとわかりますが、本当にさまざまな講座を実施し、平成26年度は前期で18講座、後期18講座の計36講座を開催することができました。

また、図書館でも生涯学習に必要な専門書を用意しております。26年度末の蔵書数が8万1,644冊で一般図書数4万9,414冊、1日平均利用者数が322名で貸出し点数は659点となっております。このように多くの方々に利用されている図書館は、生涯学習にとりまして必要不可欠な存在となっております。

いろいろと申し上げましたが、生涯学習面は充実している内容となっております。今後ともこのような事業内容で展開していく予定であります。以上です。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、社会貢献・社会参加の場づくり、そして生涯学習や地域の人々との世代間交流の場づくりなど、これからも積極的に推進していただくようお願いして、最後の質問事項に移らせていただきます。

3つ目の質問事項である「国際理解教育と多文化共生教育の推進」について、2項目の観点からお伺いしようと思っておりましたが、1つ目の外国語指導助手の配置状況云々に関する件に関しましては、午前中、富岡議員からの質問の中で答弁をいただいておりますので、それについては割愛させていただきたいと思いますが、教育長に1点だけお尋ねいたします。現在、吉岡町では3人体制で行っておるということですが、その3人による真の指導効果というのは、どの程度得られておりますでしょうか。

議長（岸 祐次君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君登壇〕

教育長（大沢 清君） 五十嵐議員さんからALTに関してのご質問をいただいておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

ALTにつきましては、外国人が1人、それから日本人が1人ずつ各小学校に配置しているということで、先ほどのご質問の中でご答弁をさせていただきますけれども、

効果ということのご質問かというふうに思いますけれども、まず町の外国人のALTでございまして、この採用につきましては、JETプログラムでALTを採用をしております、この採用方法につきましては、試験がございます。それと、ある程度一定の要件を満たしているということが条件になっておりまして、まず母国語を英語としている国の青年を招致するというのがスタートでございました。今は母国語が英語でないというALTもおられるようではありますが、吉岡町の場合はずっと母国語を英語としている青年を採用しているという、そういうことでございます。

それで、JETプログラムにつきましては、一応信頼性ですとか、先ほども申しましたように、ちょっとした試験も当然ありますので、その辺のレベルの人に来ていただくと、そういうことでございます。

そういったことで、なかなか効果につきましては数字であらわすというのは難しいところではございますけれども、英語圏からの外国人に直接接するという、そういうことではございますので、対面している、そうしたところで生きた英語を耳にできると、そういったところで効果が大変多いのではないかなと、そんなふうに考えております。したがって、これからもできれば母国語を、英語を母国語とする青年にALTとして来ていただけるのがいいのではないかな、そんなふうに考えておるところでございます。以上です。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） いずれにいたしましても、2020年度の全面実施を目指す、小学校3・4年生の外国語活動と、5・6年生での英語の教科化、そして中学の授業を英語で行うことを基本方針とする英語教育改革実施計画を滞りなく実施していくためにも、所要の対応をとっていただきたいと思っております。

それでは、2つ目の最後の質問に移らせていただきます。

異文化への理解を深め、国際交流の活発な多文化共生のまちづくりを目指して、さまざまな施策や企画を立案・実施されていることと思っておりますが、ALTの指導のもと、英語によるコミュニケーション能力や異文化理解への入り口に立たされている児童・生徒に、さらなる興味関心を持ち、そして国際感覚を養ってもらうためにも、県内の一部の自治体で行っている海外派遣事業は先駆的な取り組みであると思うところであります。

そこで、教育長にお尋ねします。我が吉岡町においても、中学生による英語圏への派遣交流事業を立ち上げてみてはいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

議長（岸 祐次君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） それでは、ただいまのご質問につきまして答弁をさせていただきます。

ども、英語圏への派遣目的ということは、先ほども申し上げましたように、生きた英語に触れるということで、同じ年代の若者と話をするなど、そういったことで意欲が湧き、これが向上心につながる、そういうことで、そういう狙いがあるということかというふうに思っております。

しかし、派遣を想定しますと、その時期等の問題も当然ございます。派遣事業につきましては、実際にやっている市町村は夏休み等を利用していることが多いようでございますけれども、1学期が終わって夏休みに入る、そこで例えばスポーツ事業ですと中体連の大会ですとか、あるいは文化部等におきましても、合唱あるいは吹奏楽などのコンクールも同時にその時期に始まります。したがって、そういった時期を当然選んでやらなければならないということでもございますので、なかなかそうしますと、例えば県大会、関東大会を勝ち進んだ場合、さらには場合によっては吉岡は割かしスポーツ等も盛んでございますので、それからまず全国大会に出られる生徒もおられる、そんなこともありますので、なかなか実施の時期が難しいということがまず1点あるかというふうに思います。

それから、当然個人に負担をしていただくということも多くなります。場合によっては15万、20万、個人が負担していただくということもございます。当然町のほうの補助も考えていくことになります。そういったこともございますので、ご家庭の経済状況等、そういったことも当然考えなければならないということもございますので、いろんなことを慎重に検討しながら考えてまいりたいと、そのように思っております。以上でございます。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 外国語指導助手の受け入れによる国際交流レベルから、やはりこれはさまざまハードルはあるかと思っておりますけれども、中学生の英語圏派遣交流へと発展させ、真に国際感覚豊かな人材を多く輩出していく仕組みをぜひとも構築していただけることを願って、私の全質問を終わらせていただきます。

議長（岸 祐次君） 五十嵐善一議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を2時15分といたします。

午後1時58分休憩

---

午後2時15分再開

議長（岸 祐次君） それでは、会議を再開します。

---

議長（岸 祐次君） 5番柴崎徳一郎議員を指名します。柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君登壇〕

5 番（柴崎徳一郎君） 議長への通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、「スポーツ・文化活動全国大会壮行奨励金の支給について」お伺いいたします。

全国と言えば、この夏の吉岡中学校柔道部個人、そして野球部の全国大会出場に大きな称賛の拍手を送りたいと思います。45年前、吉中の野球部、そしてソフト部が県大会ダブル優勝を果たしたとき、町内への凱旋パレードで迎えた当時を思い出しました。そのときのメンバーであり主戦投手であった富岡産業建設課長、本日は病氣療養中ということで残念ですが、感慨ひとしおではないかと思えます。全国の舞台で躍動する選手らを応援したいと思い、友人と福島のあずま球場へ行ってきました。グラウンド狭しと駆け回る子供たちの一球一打の頑張りにたくさんの元気をいただきました。惜しくも初戦、特別延長で兵庫県代表に敗れましたが、すばらしい試合を見せていただき、改めて感謝したいと思います。まさに全員野球に徹した吉中野球部ありがとうございます。加えて、竹内選手が全日本のメンバーに選ばれたと伺いました。まことに喜ばしいことです。ご活躍をお祈りします。

さて、私ごとではありますが、私は平成18年に吉岡球愛倶楽部という、熟年50歳代の野球チームの監督を務めさせていただいたとき、チーム力の絶頂期ということもあって、吉岡町初の群馬県大会を制覇し、岡山県のマスカット球場での全国シニア選手権大会への出場権を獲得、加えて全国での1勝でベスト16の成績をおさめることができました。そのときは、町内多くの方々から支援をいただき、無事全国遠征への引率責任を果たすことができました。現石関町長におかれましても、当時町議というお立場でいろいろとお世話になりました。ありがとうございました。

そして、ことし、町内の「吉岡IQ古希」という、70歳代の野球チームが群馬県野球連盟の古希県大会を勝ち上がり、見事ベスト5のチームとして、全国大会への切符を奮取、この秋、間もなく大阪で開かれる全国大会に出場いたします。吉中野球部という孫世代の活躍に刺激を受けたおじいちゃんたちは、今も余念なく黙々と練習に汗を流しております。高齢社会真ただ中の古希を迎えた高齢者集団の皆さんが、ふだんからおのれの健康とチームの技術の向上・融和に取り組む姿勢は、まさに町のコミュニティー・健康長寿社会づくり事業の一環として捉えられるものではないでしょうか。

先日、渋川で開かれた地域包括ケアシステム講演会でも、講師の先生がおっしゃっておられました。社会参加、スポーツ等組織への参加割合が高い地域ほど介護予防効果の関係が大きく働く。健康寿命を延ばして、高齢者が輝く地域を目指そう。

私たちが体験した9年前も、そして今現在も、このような社会人の全国大会出場におけ

る壮行奨励的な町のバックアップ的支援制度が見当たりません。現在、町内の小中学生対象の「吉岡町学校教育関係補助金交付要綱」で、学校教育関係における事業に対し、予算の範囲内で補助金が交付されておりますが、同じように、学校教育以外の青少年や一般対象への壮行奨励金交付要綱的な規定を整備していただき、吉岡町の知名度アップや医療費抑制に貢献される町内多くのスポーツ愛好者、できれば芸術文化活動の皆さんも含め町の支援で、町内青少年・一般社会人等、頑張った方々へ功労をねぎらい、さらなる健闘を祈りながら、あすへの希望を与えていただけたら幸いです。

町長・教育長のお考えをお聞かせください。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） ただいま柴崎議員のほうから、スポーツ・文化活動全国大会壮行奨励金支給について、そしてまたいろんな面において、今吉岡町で行われておりますスポーツ関係の称賛をいただきました。

私もスポーツは生まれつきの好きな部類に入るのかなというようにも思っております。毎年、県大会、中学生の県大会、そしてまた関東大会、あわよくばいわゆる全国大会には、行ける時間があれば行けるように努力はしている所存でございます。思い起こせば、全国大会で優勝した駅伝大会、あのときには本当にうれし涙が出るほど称賛をしたということでもあります。

そういったことで、今吉岡中学校の内容を述べさせていただければ、ことしのいわゆる県大会に行った人数が、生徒数約600人から700人の中の180人が県大会に行ったということでございます。そういった中学校は、この群馬県でもないのではないかなというように思っております。

そういった中、ただいま交付要綱等の制度計画についてのご質問をいただきました。全国大会壮行奨励金は、国体出場のみ補助金を今のところ出しております。26年度国体出場者は8名で、個人に対して1万円を補助をしております。全国大会壮行奨励金に関する交付要綱等は、今現在制定をされていませので、慣例に従い補助をしているところでもあります。

要綱がないため、いろいろな方から補助対象にばらつきが生ずるおそれがあるとか、補助金額が少ないといったお話も伺っております。ことしの9月末から、軟式野球古希チームが大阪で行われる全国大会に出場するという代表者からのお話を聞き、補助金のことでお話がありましたが、前例がないということでお答えさせていただきました。

このようなことから、補助金要綱に関しまして、近隣市町村の状況調査を始めるところでもあります。交付要綱がないために、補助金対象にばらつきが生じては困りますので、

体育協会・文化協会とも協議しながら準備していきたいと考えております。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） ぜひ早期な検討をお願いしたいと思いますが、なお参考までに、町長は今周辺の町村をまた確認してとのお話だったのですけれども、自分、先日周辺町村をちょっと歩かせていただきました。隣の榛東村さんでは、平成25年4月から、榛東村各種スポーツ競技大会壮行金交付要綱、また平成27年4月から、榛東村芸術文化活動発表会等参加奨励金交付要綱が制定されております。渋川市・高崎市・前橋市においても、体育・文化事業参加費補助金及び壮行金交付要綱などが最近既に制定されているところでございます。全国大会から世界を目指す市町村代表者たちに各種交付金支援要綱を定めておられます。

我が吉岡町も世界を目指す若者、そして元気な高齢者に夢と希望を持っていただけるよう、早期の要綱制定と予算確保をお願いしたいと思います。長い人生の中で、古希という大きな節目を迎えられても、なおさらなる高みを目指す「吉岡IQ古希」のメンバー皆さんにたくさんのエールを送ろうではありませんか。町長、どうでしょうか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 今、榛東、吉岡、前橋という現状の調査をしていただいたということではございます。先ほどから申し上げるとおり、町にはそういった、今言った要綱がないということではございます。先ほどから申し上げるとおり、体育協会、そしてまた文化協会と協議しながら、前向きに検討していきたいというように思っております。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） ありがとうございます。ぜひ早期の要綱検討をお願いできればと思います。全国大会でのご活躍を祈るとともに、けがのないよう「吉岡IQ古希」の皆さんには頑張ってもらいたいと思います。

次の質問に移ります。

2015年5月24日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法、通称マイナンバー制度が制定されました。このマイナンバー制度、スタート準備状況について、住基カードの取り扱いと住民周知度についてお伺いいたします。

来月から、日本国内の全住民に一人一人異なる12桁の番号、マイナンバーが通知されますが、町ではどんな周知方法をとられ、その周知度についてどのくらい住民の皆さんが

理解されているのか、把握・確認されているのでしょうか。また、一斉通知の準備状況等についてお伺いします。

あわせて、以前というか、今も発行している身分証明だけでなく、便利さが満載であるとコマーシャルして進められている住基カード、写真つきの住民基本台帳カードとの兼ね合い、取り扱い方はどのようになるのか、お伺いいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 住民基本台帳カードは、居住地の市区町村で、簡単に交付が受けられるセキュリティにすぐれたＩＣカードで、行政手続をインターネットで申請などができる電子政府・電子自治体の基盤ともなるものであり、利便性の向上、行政事務の効率化に役立つものとされております。平成１５年８月２５日から、希望する方に対しまして市区町村は交付してございまして、現在、吉岡町在住の方における有効期限内のカード枚数は２２２枚となっております。

以下、担当課長より説明をさせます。

議長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） 初めに、住基カードの扱いについてですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、改正された住民基本台帳法が施行され、住民基本台帳カードの役割は個人番号カードへと引き継がれます。平成２７年１２月２８日をもって新規発行が停止されることとなっております。

なお、発行済みのカードにつきましては、有効期限までは利用ができますが、有効期限が到来した時点でカードの更新はできなくなります。

また、平成２８年１月から始まる個人番号カードの交付において、交付申請者が住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、住民基本台帳カードのカード運用状況を廃止とし、住民基本台帳カード返納届けを添えて、当該住民基本台帳カードを返納させることとなり、住民基本台帳カードと個人番号カードの重複所持は認められないこととなっております。以上です。

議長（岸 祐次君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵 荘作君発言〕

総務政策課長（小淵 荘作君） お尋ねの住民周知度についてお答えいたします。

住民周知度をどれだけ把握しているかという点につきましては、町では把握はしてございませんけれども、新聞等で国が、新聞で報道されているような内容かなというふうに考えております。窓口でのチラシ配布やポスターの掲示は行っておりましたけれども、８月

よりホームページで周知を開始し、9月4日発行の「広報よしおか9月号」及び同日「マイナンバーが始まります！！」と題したチラシを全戸配布させていただきました。

今後の予定としては、個人番号カードの申請促進及び制度周知について、広報またはホームページ、必要であれば再度チラシ等を作成の上、実施していきたいと考えております。また、随時必要な情報については、手段を問わず実施していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 今の周知度関係、総務課長のほうからお話いただいたのですけれども、把握はされていないということらしいのですけれども、新聞あるいはインターネット、そして広報で周知されているところなのですけれども、これが住民個々にどのくらい周知ができていないか、できればその点についても把握をしていただければと思いますので、今後もっとその周知度についてはお考えをいただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、2番目のセキュリティー・安全性についてということをお願いしたいのですけれども、先ほど、午前中、高山議員との質問と重ならないよう、安全対策、セキュリティーについて少し視点を変えてお尋ねしたいと思います。今定例会にも関連する条例改正の上程がありますが、マイナンバー制度面・システム面における例規の整備・システム改修等安全対策について、新聞記事によると、6月の時点、セキュリティー対策が完了している自治体は8%程度と記載がありましたが、我が町の状況はいかがでしょうか。

また、指定された安全管理責任者に、システムを開くためのIDやパスワードが伝えられると思いますが、異動あるいは退職となった場合の対策、パスワード番号の変更などは規定化されていくのでしょうか。お伺いいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件については担当課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵荘作君発言〕

総務政策課長（小淵荘作君） マイナンバーを取り扱う、いわゆる基幹系と呼ばれる総合行政システムにつきましては、6月の議会のときの一般質問でもお答えはしているわけですが、通常の一般の方が使われるインターネット網には接続されておりません。ですので、外部から侵入するということは極めて難しいと、閉鎖的なシステムというふうになっております。

また、マイナンバーが含まれる個人情報の出力につきましては、システム上できない仕様となっており、年金機構等で問題となったような、インターネット網に接続する情報系システムにはデータを移すこと自体できない仕様となっているため、物理的なセキュリティー対策については対応していると認識しております。

また、セキュリティーにはヒューマンエラー、いわゆる人的ミスによる漏えい等も可能性としては存在するというごさいますけれども、個人番号を取り扱う職員については、その業務ごとに厳格にアクセス権限を設け、必要な業務とは関係なく個人番号を取り扱うことができないよう対策を講じる予定となっております。また、異動等においても対応していきたいと考えております。

また、職員に対しては、セキュリティーに関する集合研修及び他の機関が実施するオンライン研修を実施しており、今後も必要に応じて実施していく予定でございます。よろしくお願ひします。

議 長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番（柴崎徳一郎君） マイナンバーの関係で、企業、いわゆる町内の中小企業の、あるいは小売業の皆さんへの対応策は、何か町としてなされているのでしょうか。民間事業者の皆さんも同じ、来年1月から税や社会保障の手続でマイナンバーが取り扱われます。新聞記事によると、システム改修などの準備が完了した企業は本当にまだ少なく、2.8%にとどまっているというような記事もございます。そういうところへの町からのお手伝いというのは、そういうものがされているのでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕荘作君発言〕

総務政策課長（小渕荘作君） 一般の民間企業に対してのそういったサポートといいますか、それらについては、町としては今現在は行っておりません。

議 長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番（柴崎徳一郎君） それと、マイナンバーの事務の利用委託、そして再委託も可能であると伺っております。その辺についての総務課長の見解はどうでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕荘作君発言〕

総務政策課長（小渕荘作君） 再委託についてということですが、申しわけありません、ちょっと私の不勉強で、その点については把握してございません。

議 長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番 (柴崎徳一郎君) いずれにしても、個人情報保護の観点からいろんな懸念がよぎります。あらゆる状況を踏まえ、とにかく安全性には念を入れて万全を期してお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

ごらんください。これは「古墳の数 昔は400 今は70」と吉岡郷土かるたに詠まれ、吉岡村誌や吉岡郷土かるた大会で子供たちや町民皆さんに引き継がれているところがあります。

吉岡町は古墳が多く存在する地域であり、1935年、昭和10年の県内調査書「上毛古墳総覧」によれば、旧明治村に330基、旧駒寄村に94基、合わせて424基の存在が記されています。しかし、戦後の開墾等による破壊により、1971年、昭和46年の群馬県遺跡台帳調査では、吉岡町は71基に激減となったのです。一昨年より、群馬県文化財保護課は「上毛古墳総覧」掲載の古墳を初め県内存在全ての古墳調査を実施中です。町内にも3名のボランティア調査員が現在活動中であります。

さて、南下城山防災公園計画地は、承知のとおり、埋蔵文化財包蔵地に属するというところで、町教育委員会は試掘調査を実施、その調査報告書が既に刊行されております。本調査地、古代藤原京で出土された木簡に記載されている「上毛野車評桃井里大贅鮎」の「桃井の里」の一部に当たる場所であるのではと言われ、そしてこの「大藪城山古墳」は、前方後円墳であることが立証され、県内古墳研究において貴重な発見資料であること。また、解明されていない石室は、6世紀中葉の築造と推定されています。この前方後円墳なる墳墓は、ほかに町内では見当たりません。前方後円墳は、その地域における古代王の墓と伝えられているところでもあります。そして、この古墳の埋葬者は、この地方における水田を営んだ農業王であり、馬生産をつかさどった産業王ではないかと、古墳研究者がネット上で知らしめております。

町長、この古墳は、吉岡町を含めたこの地方を治めてきた王であり、石関町長にとって、この地方の首長層の動向にかかわる崇高な大々先達であると思われれます。伺ったところ、計画では避難所的広場として整備されるようですが、前方後円墳の形の再生と、先達王を敬う史跡保存整備方をご検討されてはいかがでしょうか。ひいてはこれが地方創生における地域振興・活性化への位置づけ、地域特性の柱の1つとして生かせるかもしれません。改めてご提案させていただきますが、既に遅しでしょうか。お伺いいたします。

議 長 (岸 祐次君) 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長 (石関 昭君) 南下城山防災公園の予定地内にあります「大藪城山古墳」に関する質問に

お答えをいたします。

「大藪城山古墳」は、町が平成23年度に実施した埋蔵文化財試掘調査の結果から、全長約53メートル、最大幅20メートルの大きさであることを想定されております。そして、その規模や立地的要因から判断しますと、吉岡町や榛東村周辺を掌握していた豪族の墓と考えられます。

公園計画上、この古墳などをどのように保護するかにつきましては、県教育委員会と協議した結果、現状のままで古墳の上を土で覆うことによって保護するという方針に決定したわけであります。

現在の公園計画では、古墳の周辺は、現在の地形を生かした広場となる予定であります。公園利用者が古墳の形をイメージできるような整備も計画をしております。今後、詳細を詰めてまいりたいと考えております。また、付近には掲示板を設置しまして、この地に豪族の古墳があることや、桃井城があったという歴史性を公園利用者に周知する計画となっております。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） ぜひ形が残るような整備をお考えいただけたらと思います。

また、かるたですが、ごらんください。「塁壁も くずれてかなし 桃井城」、これも吉岡郷土かるたに詠まれている桃井城跡の読み札です。また、絵札でございます。

平安時代末期から鎌倉時代、南北朝の動乱期、桃井郷を本領とする桃井氏は、足利方に従った桃井直常、新田義貞の鎌倉攻めに加わった桃井尚義など、当時の文献資料にその活躍ぶりが随所に見受けられております。

本調査でも確認された桃井城址は「群馬県古代塁趾の研究」の中においても、物見台・狼煙台を配した城が築城されていたことが確認されています。頂付近からは、今も桃井十三か村と呼ばれた周囲の村々が全て見渡せる絶好の眺望景観地であります。

そして、吉岡郷土かるたにこんな札がもう1枚ございます。「湧く水は 今も変わらぬ 城根清水」。

「城山のふもと、北下の十日市に何百年もの昔から、こんこんと湧き出る泉が城根清水である。城根川の源で、昔は城の人馬の飲み水、あたりの野良で働く人たちののどを潤してきたという。」と解説があります。区画整理されて湧き出す場所が不明確となってしまいましたが、以前の地主さんに伺いますと「土手の中にパイプが敷設されて、出水口は塞がれてしまったが、湧水はあった」とおっしゃっています。また、湧水があったことは、近所の高齢者の方にもお伺いしました。この湧水を今回の防災公園整備に利用しない手はないと思いますが、いかがでしょうか。

歴史性や眺望を生かしていきたいと説明されているように、ぜひ城根清水の復活をお願いしたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 湧水、城根清水を今回の防災公園整備に利用しない手はないと思うがと、いかがでしょうかということによろしいでしょうか。

この公園がまだ構想段階だったころの話であります。議員ご指摘の湧水が公園予定地内から湧き出していると想定しておりましたので、これを貴重な資源と捉えまして、公園整備に活用することを考えておりました。

しかし、その後、公園設計を具体的にまとめていく過程の中で、改めて現地調査をし、地権者との立ち会いを行った結果、残念ながら、公園予定地内に湧水の存在が確認できなかったため、計画を見直した経過もございます。私も、湧水そのものが枯れてしまったわけではないと考えておりますが、公園予定地内から湧き出していないという判断をしておるところでございます。

私も、この清水については、あそこにこんこんと湧き出る水があったということは、私も聞いております。あの地区から木戸地区にかけての田んぼの湧水は、それを使ってやっていたというような話も聞いております。だが、しかし今予定をしております公園外のところから、それは今現在、個人の住宅地になっているところから何だか湧き出しているというような形跡が今あります。

そういったことで、今私たちが計画している公園内の中には湧き出している水はございませんが、その個人で持っている住宅のところから湧き出していると。前々からあの地域はしけるところで、いわゆる榛東のほうからのちょうど境ということで、榛東のほうから出た水があそこに来て湧き出している。それが城根の湧水だったのではないかなということで、もう一度よく点検をしながら、もしこの湧水が現実的にあるということに相なれば、公園を構想した段階の話に戻り、議員がおっしゃるように、これを活用できれば、このいわゆる防災公園に等しい湧水の活用ができるのかなと私もそう思っております。

そういったことで、改めてもう一度よく調査・研究をしたいというように思っております。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） ありがとうございます。ぜひもう一度周囲の点検、お願いできたらと思います。

それから、ヘリポート、緊急時や災害時には利用されますが、平常時の活用策はどのよ

うにお考えでしょうか。

「桃井城の歴史性や優れた眺望を生かしながらも、誰もが憩いの場所として楽しむことができ、災害発生時には防災機能をあわせ持った公園」をコンセプトに整備を進めたい、さらに「ヘリポート専用施設でなく、自由広場」とおっしゃっております。

そこで、ここをスポーツ併用施設として、ふだんは地域や学校に開放されてははいかがでしょうか。2カ所予定されているヘリポートを人工芝の少年用のフットサル兼用サッカー場に整備し、利根川河川緑地の天然芝サッカー場とともに、練習や大会誘致等スポーツ交流の場所へと整備すれば、子供たちを初めサッカー関係者の夢と希望が大きく膨らんでくるのではないのでしょうか。もちろん、平常時、ほかのあいているときは、お年寄りらのグラウンドゴルフや町民のレクリエーション活動で健康長寿社会づくり等を大いににぎやかな公園として盛り上がっていただけるのではないかと思います。町長、どんなものでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） このヘリポートの件については、再三質問をいただいております。「緊急時や災害時に利用されますが、平常時の活用はどのように考えているか」ということで、この件につきましては、再三答弁しているとおりのすけれども、「ヘリポートはふだんも住民に開放してはどうか」とのお尋ねですが、まさに私もそのとおりだと思っております。以前から申し上げているとおり、この公園は「町民誰もが楽しめる大規模な公園」として整備するものでありまして、いざというときの防災機能を兼ね備えているものとご理解をいただきたいと思っております。

したがいまして、ヘリポートを整備するものではなく、「ヘリの離発着もできる広場」を整備するものでありますので、誤解のないようお願いしたいと思っております。

なお、公園の東西に2カ所予定している多目的広場につきましては、軽スポーツなどの利用が可能なレクリエーション広場として整備を予定はしております。

議員がおっしゃるとおり、子供たちがサッカーできるというような広さまではどうかなというようには思っておりますが、軽スポーツなどはできる広さにはなるのかなというように思っております。

完成した暁には、子供からお年寄りまで幅広い年代が幅広い目的に利用できる広場となるよう、さらに検討してまいる所存でもございます。

議 長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番（柴崎徳一郎君） ぜひそのレクリエーション広場計画に人工芝の採用もご検討いただけた

らと思います。この公園づくりは、平成12年度からの都市計画マスタープラン、平成14年に策定された住民意見を反映させた緑のマスタープランに基づき、緑化推進重点地区の整備事業として継続されてきたものと確信しております。町長がせっかく苦勞して大きな経費と長期的な展望を見定めた事業展開での一大事業でもあります。町民皆さんにつくってよかったと後世まで語り継がれるよう、そしてじっくりとすばらしい緑豊かな町づくりが進められるよう期待し、次の質問に移ります。

4番目の質問に移ります。

平成8年5月、吉岡町文化センターが開館しました。間もなく20周年を迎えようとしております。ホール・図書館・展示スペースを保有した公民館機能をあわせ持った総合的な芸術文化の殿堂、総合文化施設として町内外から脚光を浴び、多くの方々に期待感を持っていただいたことを覚えております。開館後も町民皆さんの期待にお応えするべく、変則勤務のシフトの中、職員一丸となって働いたのがきのうのように思い出されます。

そこで、今回、町民の方からご指摘をいただいたことがございます。それは、その方が文化センターの建設計画時に検討委員として加わったとき、現在教育委員会事務局の置かれている東側に「歴史資料館」の併設計画があつて、図面までできていたが、予算の都合で併設は断念され、時期が来たら改めて計画を見直す旨、説明がなされた。いつか資料館が建設されることを期待していたが、今回、民具や埋蔵文化財の資料を保管している倉庫移転が計画され、文化財事務所とともに新天地に整備がされると聞いて、にわかに喜んでおっしゃっておられました。

プレハブ倉庫の中で窮屈そうに詰め込まれている収集物、また町図書館の郷土資料コーナーにそれら収集物図柄は2冊の冊子に取りまとめられ、寂しくひっそりと書棚に立てかけられています。

そこで、今回の整備によって、町内より収集したそれら民具類や埋蔵文化財の品々はどのように展示披露される計画及び予定なのか。また、文化財事務所・プレハブ保管庫の移転整備の内容はどのようなものなのか。お伺いいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 初めは運動公園整備計画についてということで質問をいただきました。文化財事務所移転計画概要の質問ということでよろしいでしょうか。

先ほど柴崎議員が言われたように、今の文化センターの東のところに、いわゆる文化財施設を建設するというような話も、私もちょっと聞いております。そういった中におきまして、今八幡山運動公園整備計画ということで、今計画をしております。あのところにはご存じのように、古墳が、他地区にはないような集中したところでもあり、あそこのほう

がいろんな面で文化財施設を建設するのも妥当、いいところではないのかなというようにも思っており、同時に、この文化センターの東ではちょっと狭いのではないかなというようにも思っており、計画を変えたということが実態ではないのかなというように思っております。

今、27年度の業務委託を八幡山グラウンド拡張計画事業に伴う文化財施設建設設計業務委託を発注をいたしました。この詳細につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 文化財事務所の移転計画の概要のご質問ですが、ただいまの町長の答弁のとおり、27年度の業務委託といたしまして、八幡山グラウンド拡張計画事業に伴う文化財施設建設設計等業務委託を発注したところでございます。現在、設計中でございます。

事務所の移転先ですが、現在の事務所の南にある町道を隔てた南側の畑というところを予定しております。この設計業務委託にて文化財事務所内の具体的なレイアウトが決まりますが、今現在打ち合わせ中ですので、詳細についてはもう少し時間がかかるというふうに考えております。

ご質問の展示室等ですが、町民の方々からご寄附いただいた古民家で使われていた民具類などを展示できる部屋は欲しいというふうに考えております。しかし、予定している事務所がプレハブの事務所でございますので、展示室となりますと、博物館のような耐震・免震、それから湿気対応などの展示室ではないということをご承知いただければというふうに思っております。

また、具体的なレイアウトができましたらば、議員さんのほうにもお示ししたいというふうに思っておりますので、ご了解いただければと思います。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） ぜひ、今民具の展示は考えているとおっしゃっていただきました。町内には資料館の建設に期待される方が多くいらっしゃいます。昔の農機具や民具類、各農家の方々から収集させていただいた貴重な資料が埋もれたままとなっております。そして、町内各所から出土された埋蔵文化財の品々は、吉岡町の変遷を教えてくれる教材でもあります。一日も早く町民皆様を初め興味関心をお持ちの方々にご観覧いただけるよう配慮賜りたいと思います。

次の質問に移ります。

この夏、吾妻・利根地方に集中豪雨が起きたとき、利根川が増水し、河川緑地公園脇の

水流が黒濁、大きなうねりと轟音を上げておりました。今までは、本流の水かさが増しても、公園沿いには余り影響はなかったように思いましたが、公園沿いの護岸を少し上部へ歩いていくと、何と本流から公園側に向かって水路が斜めに掘削され、濁流が右岸、こちら側に打ちつけられているではありませんか。

聞けば、昨年、緑地公園沿いで大々的な魚釣り大会が催されるので、重機を使って掘削し、本流から水を引き入れ大会に備えたものと言われます。それも1回だけの催しで、その後は駐車スペース等場所がふぐあいだということで、そのまま放置され現在に至っています。

掘削した水路はなぜもとに戻さないのか。そもそも河原の掘削を国土交通省河川課は許可しているのだろうか、疑問を持ちます。

いずれにしても、このまま放置しておく、数年前の水害の二の舞を演ずることになるでしょう。緑地運動公園に多量の濁流と土砂が流れ込み、大きな被害が起り得ると考えられます。

本来、川の流域は、自然な流れに任せるべきで、人口的に変えられた流域はもとに戻しておくべきだと思います。大きな台風や集中豪雨が来ないうちに、早急に状況を確認され、適切な処置がされることを望みたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 利根川河原の流域の修正ということでご質問をいただきました。ご質問の利根川の河原における流域の修正について、お答えをいたします。

利根川本流の一部が緑地運動公園の方向へ流れるように掘削の工事が行われた案件は、利根川の左岸における災害復旧工事の関連であることを確認できました。柴崎議員もご存じのように、新坂東橋の北の東のところの護岸が崩れたということをご承知だと思います。その河川管理者である県に確認をしたところ、平成23年9月の台風15号の影響で、上武国道の新坂東橋北側、利根川の左護岸が崩壊し、災害が発生しました。

その護岸の災害復旧工事において、渇水期であります。利根川本流の水を分散させる必要があり、瀬替工事と呼ばれる、河床を重機により掘削する工事が、被災箇所の近くに1カ所、その上流約800メートルのところに1カ所、計2カ所を施工されました。

ご質問の、緑地運動公園側に斜めに約200メートル掘削された工事は、災害復旧に必要な瀬替工事の2カ所目に当たることが確認をされました。

なお、議員お尋ねの、台風や集中豪雨のときの影響について、河川管理者である県に確認をしたところ、この工事によって、利根川の流下能力自体を低下させたわけではないことや、出水時には川幅いっぱいには洪水が流れることから、この瀬替工事が利根川に悪影響

を与えることは考えられないとの回答がありました。そういったことをご理解をいただければありがたいというように思います。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番（柴崎徳一郎君） 台風の関係で左岸、新坂東橋のちょっと上流100メートルぐらいのところで工事が行われていたことは自分も承知しております。そのためにその工事を行ったということでありましょうが、とにかく先日、利根・吾妻に雨が降ったときに、相当な勢いでこちら側、右岸側のほうに黒濁した水が打ち寄せておりました。あのままもっとふえると、かなり危険な状態になるのではないかなと、自分はそんなふうに思いまして、今回質問させていただいたわけなのですけれども、できればその水をもう少し分散をさせていただくような形をとってしておかないと、大きな、これから台風シーズンなどを迎えますけれども、そういったときに利根川のその水が緑地公園に乗る可能性があるということで、今後のまた皆さんの、町執行のほうでも確認をしておいていただけたらと思います。

利根川も含め緑地運動公園は、多くの老若男女、町民の憩いの場でございます。安心・安全な施設としてみんなが楽しめるよう、常時的に万全な管理体制をよろしくお願ひし、次の質問に移ります。

駒寄スマートICの周辺の土地利用状況の急速な変化への対応についてお伺いします。

今年度、町都市計画マスタープランの見直しをされていると伺っておりますが、実は、最近こういった図面、「基本プラン」と銘打った某会社のスマートインターチェンジ周辺の出店計画図を入手しました。駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化された計画図に合わせて、西は関越道路沿いから、その側道から東は吉岡バイパスまで、そこにはスマートインターチェンジから直接誘導された大型バスの駐車場が配置され、並んで物産館やミニ公園、一方には、生活館・資材館など大型店舗が立ち並ぶ壮大な絵図であります。

時代の流れをとめることは難しいですが、地域住民の生活保全や安心安全な地域づくり、そして高齢社会への対応策など、そこに住む地域の方々の課題解決・調整等を含め、周辺地域の土地利用状況の急速な変化への対応は、迅速かつ的確な都市計画マスタープラン見直し策定に望まれることと考えられますが、現状についてお伺いいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 土地利用見直しに関する質問にお答えをいたします。

私は、駒寄スマートインターチェンジの周辺に限らず、吉岡町全体の土地利用のあり方を見直す時期に来ているとの判断から、昨年度、吉岡町土地利用方針検討委員会を設置したわけでありまして。そして、都市計画の専門家を含むさまざまな分野の方々に検討してい

ただいた結果、「吉岡町の将来を見据えた土地利用方針について」という答申をいただいたわけであります。

私は、今後のまちづくりにおいて、この答申を最大限尊重する考えでもありますので、本年度に改訂する都市計画マスタープランにも、答申をそのまま反映させる方針でもあります。

都市計画マスタープランの改訂作業については、新たに設置する「吉岡町都市計画マスタープラン策定委員会」による検討が来月からスタートする予定となっております。

都市計画マスタープランには、土地利用のほかにも、道路や公園など多くの検討事項がありますので、策定委員会には、専門的で、かつ幅広い議論をお願いしたいと考えております。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 来月から策定委員会が開始するというところでございます。期待したいと思います。町は、平成12年、町の将来像を「人と自然が共生した住みよいまち よしおか」とする第4次吉岡町総合計画を策定し、この計画に基づき、吉岡町都市計画マスタープランが策定されました。平成12年から平成32年までの20年間の長期的な展望を定めたまちづくり計画の指針であったと記憶しております。

この中で、インター周辺の地域におけるまちづくり構想では、身近な道路整備を望む住民意向のもと、地域の将来像として、新規インターチェンジの設置や超長期的に開設を目指すJR上越新駅などにより飛躍的に高まる交通利便性を生かすため、良好な田園空間との調和に配慮しながら、新たな産業機能の集積を図り、人や物・情報が集まり、交流する町の形成を目指すとありました。

そして、新規インターチェンジの周辺地区については、「周辺環境との調和に配慮しながら、交通結節線としての立地条件を生かした、商業・交流・流通業務・工業等の機能集積を検討していきます」、また吉岡バイパスの沿道については、「自動車等を利用した買い物利便性の向上に対応するため、周辺環境との調和に十分配慮した沿道型サービス施設の立地を許容します」と、まちづくりへの方針が描かれておりますが、この地域の将来像、高まる交通利便性を生かし、人や物・情報が交流する町という当時のこのインターチェンジ周辺の地域スローガンは現状にマッチしつつありますが、この地域をどのように見直しを考えているのでしょうか。お伺いいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 今、先ほどから申し上げるとおり、土地利用の見直しというようなことで

今行っているわけでございます。いわゆるインター周辺のところにおきましては、今議員さんがご指摘した、大きな店が来るというようなことも、この地域は、いわゆる吉岡町のあのインター周辺は、そういったものに等しい場所ではないのかということで、いわゆる会社もそういったところを目当てに来ているということだと私も思っております。

そういった中におきまして、むやみに開発、乱獲をするという意味ではございません。もちろん地元の方々の土地でもある。町民の土地でもある。町の土地ではございません。そういったことにおきましては、町は町として、この地域はこういったことができる地域にしていくのだということのを的確に捉えてやっていくのが、町の仕事かなというように思っております。どここの会社が来るから、そのためにやるんだというようなことは考えておりません。

この地域はいわゆる住宅地域、工業地域、商業地域というようなことで分けしながら、この町の行く末を考えながら、この町はこういった方向で動いたほうがいいんじゃないかな、それにはこの土地利用も的確な考えを持って進めていかなければならないというように私は思っております。

そういったことで、今から20年前に、いわゆるインター特別委員会ができ、そのときに大型インターにしようじゃないかということで端を発したものが、今になってやっとできる状況になったと。20年たってできる状況になったと。そのところを先輩方がいろんな面でご努力した成果を、今この私たちがやっていかなければならない時期に来ているのかなというように捉えております。

そういったことで、この吉岡町のためにいろんな面で土地利用を見直していきたいというように思っております。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 他市町村にはない人口増加率上位町として、マスタープラン見直しへの期待も大きく膨れ上がっていくと思われれます。人口フレームに適合しないまれな町、吉岡。戸惑いもあると思います。急激な変化への対応力は必要となるでしょうが、町長を初め職員皆さんの腕の見せどころではないでしょうか。頑張ってください。期待します。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（岸 祐次君） 以上をもちまして、柴崎徳一郎議員の一般質問が終わりました。

---

散 会

議長（岸 祐次君） これをもちまして、本日予定していた一般質問は終了しました。

引き続き、あす9時30分より一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時15分散会

# 平成27年第3回吉岡町議会定例会会議録第3号

---

平成27年9月8日（火曜日）

---

## 議事日程 第3号

平成27年9月8日（火曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（15人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	5番	柴崎徳一郎君
6番	竹内憲明君	7番	高山武尚君
8番	村越哲夫君	9番	坂田一広君
10番	飯島衛君	11番	岩崎信幸君
12番	平形薫君	13番	山畑祐男君
14番	馬場周二君	15番	小池春雄君
16番	岸祐次君		

## 欠席議員（1人）

4番	五十嵐善一君
----	--------

---

## 説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小淵莊作君
財務課長	大澤弘幸君	町民生活課長	大井力君
健康福祉課長	福田文男君	産業振興室長	高田栄二君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	大塚幸宏君
教育委員会事務局長	南雲尚雄君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長	大井隆雄	主任	青木史枝
------	------	----	------

## 開 議

午前9時30分開議

議 長（岸 祐次君） おはようございます。

今日は、一般質問の第2日目です。

本日の出席議員は15名でございます。定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

議事日程（第3号）により会議を進めます。

---

### 日程第1 一般質問

議 長（岸 祐次君） 日程第1、一般質問を行います。

14番馬場周二議員を指名いたします。馬場議員。

〔14番 馬場周二君登壇〕

14番（馬場周二君） 議長への通告によりまして一般質問をさせていただきます。

まず、石関町長には、4月の町長戦で3期目の当選を果たされました。過去2期8年間の実績から、石関町長なら町民が安心して今後も町を任せられるという評価を受けた結果だと思っております。吉岡町の発展と町民の安心・安全、住みよいまちづくりを目指し、町民の期待を糧に、今後4年間、町の一段の飛躍をお願いするものでございます。

それでは、一般質問に入ります。今回は、5問の質問を用意しておりますが、簡潔で前向きな回答をいただければありがたいと思っております。

まず、最初に、まちの交通状況についてお尋ね申し上げます。

町の公共交通をどう判断しているか。

日常生活で人が移動するには、自家用車か公共交通に頼らなければなりません。公共交通と言えば、町内を走っている関越交通と群馬バスがあります。町内は道路も改修され、道幅も広く改良されてきましたが、町内を走る公共交通は少なく、一部の住民は大変不便を感じていると思っております。特に、買い物や病院、役所に行くにも、今は車を頼りにしなければなりません。また、今後町が企業誘致や商業施設・観光開発等、多くの事業の誘致や、それがかなったとしても、現在の交通手段は全て車を頼りにしなければなりません。移動手段が満足されなければ、開発や町の発展も見込むことができません。

そんな中、町では交通マスタープランが完成したと伺っていますが、その全容はまだ見えておりません。今の吉岡町における住民の足について、公共交通をどのように考え、また今後将来的に町の公共交通はどうあるべきかの見解を町長にお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

長雨が続いておりますが、農産物に被害が出なければいいなと思っております。また、台風も心配されておりますが、避けて通ってくればありがたいというようにも思っております。

昨日に引き続いての一般質問であります。本日も4人の議員さんより質問をいただくわけでございます。精いっぱいの答弁をさせていただきます。

まず、初めに馬場周二議員より、まちの交通事情について、「現状の公共交通はどのように判断していくか、また交通マスタープランの進捗度と完成時期は」ということで質問をいただきました。答弁をさせていただきます。

吉岡町公共交通マスタープランは、平成26年度事業として既に策定され、ホームページにもアップされています。また、概要版については、自治会を通して全戸に回覧済みでもあります。

町の公共交通にかかわる課題としては、公共交通が未成熟である、公共交通空白地域や不便地域が存在し、町内の移動に大きな制約がある、結果的に町民の公共交通利用者は極めて少なくなっている、等がありました。

将来的には、「恵まれた土地環境を支える多様で連携のとれた公共交通体系の実現」を目指して、町内の移動、町外への移動、既存駅の有効活用、利用促進等の推進に取り組む予定でもあります。

なお、本マスタープランは議決を要するものではなかったことから、議会に対しての報告等は行っておりませんでした。よろしくお願いを申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 馬場議員。

〔14番 馬場周二君発言〕

14番（馬場周二君） ただいまマスタープランの、私もできたというのはちょっとわかりませんでしたけれども、それができて完成しているということでありました。今町長から議会への説明がなかったということで、できればこの説明なりともしていただければというふうに願っておりますけれども、その辺はいかがですか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） おくれながらでもありますが、この交通マスタープランについて、もう一度いろんな面でこれからも考えることもありますので、議会のほうに報告をしたいと思っております。

議 長（岸 祐次君） 馬場議員。

〔14番 馬場周二君発言〕

14番(馬場周二君) どうもありがとうございました。私も大変興味深く見ておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、高齢化が進む中、交通弱者と言われる人への対応についてどう考えるか、お尋ねいたします。

高齢化は今後も続いていきます。みんな社会で将来免許を持たない、いわゆる交通弱者と言われる人たちが数多くなるのが推測されます。町でも、高齢者に対する福祉タクシー券の発行や一昨年実施した高齢者を対象にした相乗りタクシーの実験などいろいろ取り組んでいますが、町民の納得する交通手段はまだ見えておりません。

特に最近、高齢者の認知症機能検査強化を柱とする改正道交法が2年後をめどに施行されます。県内には8万5,000人の認知症患者がおり、この人が運転しなくても生活できるような環境づくりは急務だというような報道がされております。

そんな中、上毛新聞によりますと、吉岡町は高齢化率が2014年の統計で21.6%、県内の35市町村の中では下から3番目ということで、割合若い町であります。しかし高齢化は確実にこれからも進んでまいります。5月15日の新聞によりますと、町のひとり暮らしで65歳以上の高齢者は4,491に対し356人、7.9%がひとり暮らしだそうです。また、群馬県の10年後には9万3,000所帯で全体の8分の1がひとり所帯となると言われております。

群馬県は車社会と言われ、1人1台の生活になっております。車の運転ができるときはよいのですが、高齢で免許証の返還や1人になって運転ができなくなったとき、病院や買い物に行くなど、本当に日常生活が非常に困難となってまいります。既にそのような人も多く見られますし、高齢者の話や老人会へ行っても「今は運転ができるが、運転ができなくなった後、生活が心配だ」、「何とか身近な交通手段を考えてほしい」という要望が多く私の耳にも入っております。交通弱者という人たちに対する公共交通の考え、または計画があればお聞きしたいと思っております。

議長(岸 祐次君) 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長(石関 昭君) 2問目といたしまして、「少子化社会における交通弱者と言われる人への対応は」ということで質問をいただきました。

交通弱者と言われる方への対策は、高齢化の進むこれからの社会にとっては、必要なことだと思っております。

公共マスタープランの中でも提案されている、例えば区域運行システムやグループタクシーの導入などの取り組みの中から、具体的に何から取り組んでいくか、費用対効果など

も考慮しながら検討しなければならない課題だと考えております。

議長（岸 祐次君） 馬場議員。

〔14番 馬場周二君発言〕

14番（馬場周二君） この間、私も文教厚生常任委員会に所属しておりまして、吉岡町の地域福祉計画作成委員会というところへ出席させていただきました。その中で、吉岡町でも7月の3日、7月の4日、7月の17日、7月18日ということで、各地域を4つに分けて座談会を行ったという経緯であります。そのときの交通手段、これを見て、いや、今私も上野原という、ちょっと交通の不便なところにありますけれども、私のほうのところだけは言うのかなというふうに思っていましたら、各地域が、高齢者が外出しやすい手段が欲しいとか、高齢者になって車の運転ができなくなった場合、病院や買い物が心配だというのが各地域から出ているということで、やはりこういう高齢者とか、この交通弱者と言われる人には、やはり身近な交通機関というのが大切だというふうに思っております。

こんなようなことで、ぜひとも町長にはこれを何とか、本当にみんなの、弱者に対するこの交通手段というのを考えていただければありがたいと思っております。何かそれについては、ありましたらお願いします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 先ほども申し上げたとおり、高齢化が進むこの社会にとって、必要不可欠な問題ではないのかなと私も思っております。十二分に検討していきたいというように思っております。

議長（岸 祐次君） 馬場議員。

〔14番 馬場周二君発言〕

14番（馬場周二君） ありがとうございます。

それでは、次に町営バスの運行ということでお尋ねをします。

これは、私は前の議会でも1回、町長にはしたと思いますけれども、一応私の提案ということでお聞きいただければありがたいと思います。

私は、町営の巡回バスの運行を提案したいと思っております。

先日、玉村町町長の講演を聞くチャンスを得ました。議題は「玉村町における協働のまちづくり」という題でした。その中の一言に「高齢者をいかに大事にするか」という話がありました。現在、玉村町は、筋トレや高齢者の居場所づくりなどで、高齢者になるべく多く外出するような施策を進めているということでした。

そんな中、私は、高齢者が外出するための公共交通について質問をしてきました。玉村町は、8年前より町営バス3台を使用して、町内の主な場所を主体に巡回し、高崎駅と伊

勢崎駅を回遊しておるという話を聞きました。年間経費は約2,000万円程度というところ。乗車率は余り多くなく、8年前と余り変わらないという話でございます。ただし、玉村の町長は「町営バスは高齢化の進む中で必要であり、巡回経路の見直しなどをしながら、今後利用者が利用しやすいように工夫して利用者の増につながるように考える」と言っておりました。

多分今回私が町営バスの提案をしても、町で町営バスを走らせても、すぐに乗車が多く効率のいいバス運営はできないかなというふうに思います。その理由は、まだ多くの高齢者が免許を保有しておりまして、自分で運転するのが可能なためであります。そんな中、車や免許を持たない一部の高齢者が、日常生活に苦慮しているわけでございます。

今後、先ほど言った道交法も改正され、認知症検査など更新時の検査が強化されれば、高齢者の免許保持も複雑となりまして、運転のできない人も増加するのではないかなと考えられます。

町の巡回バスを走らせるのも町民の福祉政策であり、住民の利便性を考え、乗車率が悪いと言ってやめるのではなく、効率や効果は後から考えることにして、やはり車の運転できない人、誰でも利用可能な町営バスの運行を視野に、町の公共交通の充実を図っていただければと、こんなように私は思っていますけれども、町長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 町営バスの運行の件につきましては、総務政策課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵荘作君発言〕

総務政策課長（小淵荘作君） 公共交通マスタープランの策定に当たりましては、町内を巡回するバスの運行も視野に入れて検討を行いました。その結果、町民の町内移動を支援するための施策として有効であるとされましたので、今後、費用対効果やほかの施策との組み合わせなどについて検討をしていきたいと考えております。

議 長（岸 祐次君） 馬場議員。

〔14番 馬場周二君発言〕

14番（馬場周二君） 大変前向きな回答をいただきまして、ありがとうございます。これからも住民のためによりよい交通をしていただきたいと思いますと思っております。

続きまして、ちょっとおこがましいようですが、これからの資金面からの交通弱者への支援についてお願いします。

高齢者や身障者に対しては、福祉タクシー券の配付や社協で実施している送迎バスなど、

交通弱者の人たちへの町の資金面のサービスはいろいろと実施していただいております。しかし、この中にも制限もあります。

一昨年実施しました相乗りタクシーの実験では、高齢者に対して1回の乗車で500円の支援がありました。結果は、余り利用がなかったと聞いてもおります。利用した人の意見によりますと、私の地元の上野原から役場を1往復するだけで3,000円の個人負担となります。そして、相乗りということで、探してもなかなかそれに携わる人もおらず、1人で利用するということになり負担も多く、「タクシーを年中使うわけにいかないんだ」と、そんなような話を聞いております。やはり個人負担が多ければ、利用者にも限界があると思います。

その中の、2年前の新聞で、私もちょっととったのですけれども、桐生市の特に新里地区に対しまして、バスの路線を廃止し、どこでも乗りおろできる300円タクシーを走らせたところ、利用者が増加したというような新聞記事もありました。

今後、町で公共交通を計画するに当たり、せめて高齢者や身障者の人たち、ワンコインと言われる500円以内で町内を乗降できるような資金援助が必要だと私は思っています。そんなようなことにつきまして、町の考えをお聞きしたいと思っております。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 利用者の負担軽減については、既にバスの利用促進、高齢者の福祉の向上を目的として、運賃の25%を町とバス会社で負担するバス敬老割引事業を実施しているほか、福祉施策として福祉タクシー制度にも取り組んでおります。

それ以外の新たな公共交通手段については、今後の検討課題となりますが、それを含めて個人負担の金額もできるだけ抑えつつ、町の財政状況も考慮しながら検討していく必要があると考えております。

ただ、持続可能な公共交通体系を構築するためには、受益者にも相応の費用負担をしていただくことも必要であると思っております。ご理解をいただきたいと思っております。

議長（岸 祐次君） 馬場議員。

〔14番 馬場周二君発言〕

14番（馬場周二君） ぜひともそのようなことも検討して進めていただければありがたいと思っております。

次の質問に移ります。空き家対策についてでございます。これは、昨日、高山議員や五十嵐議員からの質問もありまして、少し重複するところもあると思います。よろしく願いいたします。

現在、空き家は大きな社会問題になりつつあります。世間一般に世帯構成も変わり、核

家族や単身世帯の占める割合が増加しております。家族の細分化が進んでおるところでございます。

5月17日の上毛新聞によりますと、県内の「ひとり暮らしの高齢者基礎調査」で、昨年度65歳以上の人口が52万6,337人に対し、ひとり暮らしは5万9,984人で11.4%と、高齢者のひとり暮らしがふえているというような新聞記事を見ました。

一方、吉岡町、これはちょっと古いのですけれども、平成22年の国勢調査から所帯構成は6,501所帯の中、高齢者のいない家族は全体の66.3%で、また高齢者のいる所帯は2,310所帯、35.5%となっているようでございます。その中で、65歳以上の単身世帯340所帯、夫婦のみ所帯593所帯、合わせて933所帯で、約40%となるというふうに書かれております。子供たちが親元を離れ自分のうちを持ち暮らしていますが、40%の家はいずれ空き家となるというふうに予測されております。また、今後今この家族構成が進むとなれば、空き家の数がさらに増加することは避けられないというふうに考えられます。

昨日の町長の答弁では、空き家の割合は近隣市町村に比べて比較的少ないんだという話がありました。対策もやはり近隣市町村の状況を見ながら考えたいというような答弁があったと思いますけれども、次の質問でも伺いたいと思いますけれども、空き家を活用ということは、町では考えているのかどうか。その辺について伺いたいと思います。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 空き家対策についてということで質問をいただきました。

空き家対策についてのご質問でございますが、昨日の高山議員、そしてまた五十嵐議員への答弁と重なりますので、謙虚にお答えをしたいと、簡潔にお答えをしたいと思います。

まず、吉岡町における空き家の現状についてであります。平成25年の「住宅・土地統計調査」の結果によりますと、空き家の数は800軒となっております。ただし、この「住宅・土地統計調査」における空き家には、一戸建ての空き家だけではなく、アパートのような賃貸住宅の空き部屋がカウントされているということは、昨日も答弁したとおりであります。

また、町内の空き家率は10%となっております。近隣市町村に比べますと、先ほど議員から言われたように、吉岡町の空き家率はかなり低い状況でもあります。

次に、今後の対応についてであります。本年5月に施行された空き家対策特別措置法に基づき、まずは問題のある空き家の実態を把握することから必要ではないかと考えております。また、空き家解体に関する減税制度の創設など、国の新たな支援策の動向や、県並びに近隣市町村の動向を注視しながら、吉岡町にとって有効な空き家対策を検討してま

いりたいと思っております。

議長（岸 祐次君） 馬場議員。

〔14番 馬場周二君発言〕

14番（馬場周二君） ありがとうございます。それでは、この空き家対策の活用というところで、次の質問に入りたいと思います。特に空き家への補助制度について質問いたします。

町は、10年先もまだ人口の増加が続くと見込まれておりますが、将来、町への転入者も減り、子供の数も減少するなど、人口減少が進むこともこれからは考えられます。

これも6月9日の上毛新聞で、前橋市の空き家対策が掲載されておりました。空き家を利用して2所帯が同居、または親の家より1キロ以内の空き家を利用した住居を構える場合は、工事費や改修費を補助する、または市外からの転入者の子供で、子育て世代には金額を加算し制度を設ける、空き家の活用促進を図るといった記事が載っておりました。これも空き家解消を図るよい案だと私は思っております。

空き家は、防犯や防災、景観等で、全国各自治体が空き家対応に苦慮しており、空き家解消に早期対応策が望まれているところでございます。

そんな中、現在、地元中学校を卒業し、県外へ移動した子供が成人となって親元に戻る人数は、限られたごく少数の子供たちではないかと思っております。多くは町外や県外に移住していると思っております。やはり町の財産である子供たちを親元に、地元に戻れるような施策を考えるのも1つの空き家解消だと思っております。

そんなところで、地元の出身の子供たちが、空き家を利用して改築したり、または新築をし直したりした場合のうちの改修費やリニューアル費などに対する補助制度、これを町でも導入したらというふうに私は考えますが、町長の意見をお聞きしたいと思っております。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 空き家対策の補助制度導入に関する質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、前橋市におきましては、空き家を解体したりリフォームしたりする場合に費用を補助するという制度を、本年4月に導入したと承知をしております。人口が増加している吉岡町と違って、前橋市では平成12年をピークに人口が減少しておりますので、高齢化や核家族化とも重なって、空き家問題が深刻なのではないかと推測をしております。平成25年度の「住宅・土地統計」の結果によりますと、前橋市における空き家の数は2万5,000、1年間に1,000軒ほどふえているというような話も聞いております。

以上のように、吉岡町と前橋市とは大きく状況が異なっておりますが、空き家対策の

補助制度を直ちに検討する状況にはないと私は判断しておりますが、近隣市町村の空き家対策の有効性など見きわめながら、吉岡町に合った対策を検討してまいりたいと考えております。

ちなみに、前橋市、渋川市は、「群馬県宅地建物取引業協会」と空き家の利活用を図るために協定を締結したと聞いております。そういったことも参考にしながら、この空き家対策は考えていきたいと、検討していきたいというように思っております。

議 長（岸 祐次君） 馬場議員。

〔14番 馬場周二君発言〕

14番（馬場周二君） 今、毎日のように新聞紙上で空き家、空き家というようなことが載っております。吉岡町にもいつそういうことが出てくるかわかりませんので、その辺のところを早急に考えていただければというふうに思っております。

次に、これも昨日と重複しますが、教育指導についてお願いいたします。

英語教育の強化についてでございますけれども、文部省より、2020年東京オリンピックを見据え英語教育の充実方針を打ち出し、英語によるコミュニケーション能力の素地を養うとして、2018年より英語教育の強化が出され、現在の小学校5・6年生の週1回のアクティビティー事業が3・4年生に引き下げられ、また2020年度は完全実施で5・6年生の英語教育が週3時間になり、通知表に成績がつけられるようになると、そんなことが言われております。県内市町村の教育委員会は、小中学校の外国語指導助手ALTの増員や英語の堪能な日本人を外部人材として活用するなど、対応を活発にさせてきたと言っています。

そこで、現在の英語教育の実情と今後の英語が教科にされた時間が追加された場合、他の教科や学校の行事等への影響は考えられるのか。その辺についてお聞きしたいと思っております。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 昨日の富岡議員、五十嵐議員のご質問等と同じ内容になりますが、お答えさせていただきます。

2008年度に外国語活動として小学校5・6年生を対象にスタートした公立小学校の英語教育ですが、英語に親しみ外国語の言葉や文化に触れ、積極的に英語を使う姿勢を養うことを目的としています。吉岡町でもALTの活用や日本人ALTを導入し、英語力の向上に努めております。

具体的な英語力の向上施策については、教育委員会事務局長に答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言]

**教育委員会事務局長（南雲尚雄君）** まず、小中学校の英語教育の実情というご質問ですが、昨日の答弁と重なりますが、改めて説明させていただきます。

小学校は5・6年生を対象に外国語活動をしております。小学校の外国語活動は、クラス担任が主体となって指導しておりますが、これに加え、吉岡町は独自で日本人ALT2名を小学校に配置し指導しております。このことにより、よりきめ細やかな活動ができているというふうに考えております。

また、中学校の英語ですが、英語教諭が主体となりまして授業を行っております。それに加え、外国人ALT1名の補助も行っております。

したがって、吉岡町のALTということになりますと、3名のALTを配置して対応しているというのが実情でございます。

また、小学校の低学年まで外国語活動を引き下げた場合の対応ということですが、先ほど町長のほうからも答弁がありましたが、今後、学習指導要領が2020年度から改訂、実施という運びになっております。5・6年生の外国語活動が英語の教科となり、週3回の授業、外国語活動を小学校3・4年生まで引き下げ、週1、2回の活動となります。2020年度からの導入が決定された場合、2018年度から移行期間として実施されることとなりますので、3年後に向けて準備に入ることは必要になるかなというふうには考えております。以上です。

**議長（岸 祐次君）** 馬場議員。

[14番 馬場周二君発言]

**14番（馬場周二君）** そうすると、今なった場合に、今よりちょっと時間がふえてくるというふうに思うんですよ。その場合に、他の教科や学校行事に支障が出るようなことはないかなというふうにちょっと懸念しているのですけれども、その辺はどうか。

**議長（岸 祐次君）** 大沢教育長。

[教育長 大沢 清君発言]

**教育長（大沢 清君）** ただいまの議員さんのご質問でございますけれども、当然授業時数がある程度決められておりますので、英語の、小学校の5・6年生につきましては教科化ということになりますから、当然今度は、先ほども申し上げましたように、通信簿にも影響してくると、こういうことでございます。当然ほかの科目につきましても、限られた時間の中で英語の時間がふえるわけですから、ほかの教科のほうにも当然影響は出てくると。そういうことで、まだ確かな情報ではございませんけれども、当然ほかの教科についても検討していくんだというようなことが、文科省でも今検討していると、その段階で情報は得ておるところでございます。

議長（岸 祐次君） 馬場議員。

〔14番 馬場周二君発言〕

14番（馬場周二君） いろいろと問題が出てくるとは思いますけれども、その辺を早いうちに検討していただいて支障のないようにしていただければありがたいというふうに思っております。

それでは、次に移ります。電気柵についてご質問いたします。

電気柵についての現状と今後の対応ということでございますけれども、農家の担い手不足や休耕地の増加に伴い、イノシシやハクビシンなど有害鳥獣が年々増加しております。農業専従者も被害を少なくするために対策にあの手この手を考えながら対応しております。そんな中、去る7月19日の静岡県で、電気柵の事故で2人死亡、5人が重軽傷に遭う悲惨な事故が発生いたしました。大変気の毒な事件だったと思っております。

新聞紙上によると、原因は安全対策の不備があり、被害が拡大したというような報道でしたが、私は鳥獣被害に対する行政の指導おくれが真の原因ではなかろうかなというふうに思っております。

急遽、国では各自治体に点検の実施を通達し、電気柵を点検したところ、全国で7,000カ所に及ぶ違反の疑いがあることがわかったというふうに報道されております。群馬県でも、市町村に安全対策の徹底を求める通達を出し、点検結果によると16市町村で62カ所、電気事業法に基づく基準に適合しない柵があったというふうに報告をされております。農林水産省は、30ボルト以上の電源を用いる電気柵には、漏電時瞬間的に電気を遮断する漏電遮断器を設置するよう求めておりますが、県内でも漏電遮断器を設置されないケースが7カ所あったというふうに報じられております。

近年、町内でも鳥獣被害を防ぐために電気柵の設置が多く見られるようになりました。そんな中で、町内の実情はどうなっているか、また電気柵の点検結果についてはどんなになっているか。この辺についてお聞きしたいと思っております。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 町内の電気柵の点検結果ということでご質問をいただきました。

群馬県における調査は、事故直後の7月23日から8月5日の間に実施されました。吉岡町では補助金を受けて設置された電気柵はないため、県の依頼を受け、鳥獣被害の報告がある地域を中心として見回り等を実施し把握をいたしました。この調査時点での吉岡町における電気柵の設置は確認されませんでした。

なお、再調査を8月下旬に実施したところ、吉岡町町内では10カ所、総延長約600メートル弱の電気柵の設置を確認できました。いずれの箇所もイノシシ被害が多い上野原

地区でありました。人家から遠く離れた箇所でもあります。電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令で定められた基準を満たさないものは見当たりませんでした。省令に基づいた施設が全部できていたということでもあります。

議長（岸 祐次君） 馬場議員。

〔14番 馬場周二君発言〕

14番（馬場周二君） この電気柵というのは、割合私もよく見ていますけれども、割合、人目にはわからないようなところにありまして、子供たちがもしかして山に入ったときに引っかかったなんていうと大きな事故にもなりかねないので、その辺は見えていただきたいと思っております。特にこの電気柵の把握及び非常体制はこれからどうするかということについてお願いいたします。

電気柵を設置する際、農家などが、これは自治体に届ける許可は必要ないというふうにされております。電気柵は、裸電線や針金に専用の電源装置によって感電に至らぬよう弱い電流を流しショックを与えるようになっており、イノシシや鹿などの侵入を阻止する装置であります。特に届け出の義務のないこの電気柵について、町はやはり今後どのように電気柵の把握を進めようとしているのか。また、現在設置しているのが10カ所あったということですが、これらの設置者に対して危険表示や漏電遮断器の設置などの指導、どのようにしていこうというふうに考えているのか。この辺についてお聞きしたいと思っております。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 電気柵設置の把握及び指導体制につきましては、高田室長より答弁をさせていただきます。

議長（岸 祐次君） 高田産業振興室長。

〔産業振興室長 高田栄二君発言〕

産業振興室長（高田栄二君） 電気柵の設置及び指導体制につきましては、見回り等で設置の確認された地権者の方に個別にお話をさせていただきました。電気柵設置に当たっての注意点を記載しましたパンフレット等が経済産業省や農林水産省から出ておりますが、そちらをお持ちして説明をさせていただきました。

吉岡町内では、人家から遠く離れた場所でしたので、家庭電源から直接とるような電気柵の設置はありませんでしたが、人身被害予防のために危険表示等をあわせてお願いをしたところでございます。柵の設置の把握につきましては、鳥獣被害等の通報等をいただいた際に、可能な限りその事務とあわせて現地のほうの見回りを強化していく所存でございます。

届け出制度については、ほかの市町村でもまだ取り組んでおらないところがございますので、近隣情勢を見きわめながら検討してまいりたいと思います。以上です。

議長（岸 祐次君） 馬場議員。

〔14番 馬場周二君発言〕

14番（馬場周二君） 特に、これは届け出制の許可がないというところが一番問題かなと思います。事故が起きてから慌ててやっているようなのが今の政策かなというふうに思っておりますので、やはり今、特に狩猟の方とかいろいろな人が回っております。そんなようなところで調査して、ここにあった、ここにあったというところで、罰を加えるわけではありませぬけれども、そういうようなことで把握をしていただければありがたいというふうに思っております。よろしくお願いいたしたいと思います。

次に、5番目に移りたいと思います。防火対策について質問いたします。

町の消火栓設備状況についてですけれども、渋川消防本部の26年版の報告書によりますと、管内の火災発生件数の推移は23年が66、24年が58、25年が68と、余りかわりばえはしておりません。そんな中で、25年の建物火災については24件でありまして、吉岡町は3件でした。建物火災は被害者にとって損害も拡大しますし、近所や多くの人たちにも迷惑がかかります。

消防車はいち早く到着して現場に駆けつけ、消防団員の人たちは消防活動の準備をさせていただいておりますが、水を積んでいる消防車は余りなく、大半は消火活動がすぐできず、とまっているという状態です。早く活動を始めるためには、やはり消火栓が現場の近くにあればよいのですが、遠くにある場合、なかなか消火活動に入れません。

そこで、ここで質問をいたします。現在、町が管理・設置している消火栓は、設置基準の中で各地域に適正に設置されていると言えるのかどうか。この辺についてご質問いたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 初めに、吉岡町の消防水利の設置基準については、消防法の設置の基準で、防火対象物から1つの消防水利に至る距離が120メートル以下とされております。

現在吉岡町では、消火栓が497基、防火水槽108基の設置があります。年に1度、消防団による水利査察の実施、また南分署による水利査察がされております。

また、町の消防車につきましては、5台保有をされていて、うち3台がタンクを持ち、水を積んでおります。

詳細につきましては、町民生活課長より説明をさせます。

議長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） ただいま町長より設置基数の説明がありました。町といたしましては、新設の水道管、また移設工事等のときに消火栓の必要性を検討し設置を進めております。また、業者等の住宅の開発時には、消火栓の有無を確認し、必要に応じ新設をお願いしております。

消防水利につきましては、住宅等必要性のあるところには設置されているものと考えておりますが、現在の設置状況で十分とは考えておりません。

今後も各住宅地がふえていますので、状況を確認し、必要に応じ設置をしていきたいと考えております。

また、町長より説明がありましたが、町の保有する消防車両につきましては、5台中3台、2分団、4分団、5分団の各車両にタンクを積んでおります。また、南分署もタンクを積んでおります。消防車両にタンクを積む基準等はありませんが、消防車導入時に水利の状況等を見て検討させていただき、タンクを積む車両、また積まない車両を検討して各地区に導入をしているところでございます。お願いします。

議 長（岸 祐次君） 馬場議員。

〔14番 馬場周二君発言〕

14番（馬場周二君） ただいま120メートル以内にあるということで、497基の消火栓があるというように説明を受けましたけれども、実際状態120メートルになっていないところもあるんじゃないかというふうに思います。そんなところをぜひちょっと見て、この基準に合わせるようなことも考えていただければというふうに思っております。

次に、防火水槽の設置は必要と考えるかというところにいきたいと思っております。

火災が発生すると、消防車は消火栓より給水し消火活動を行っていますが、一度に消火栓を使用すると当然水圧も低下し、消火活動に支障が出てくると思います。最近の傾向としましては、新建材を使用しているうちが多くなりまして、火の回りも早くなって、黒い煙も発生するというような状態でございます。

さきに述べましたように、消防車には、消防車は多く到着しているのですが、水がないために消防車が消火活動に入れない光景が、私も目にすることがあります。火災は1分1秒でも早く消火体制にかかる必要があります。そんな中、防火水槽の設置があれば、いち早く消火活動に入れますし、被害も少なくすることができます。町でも住宅が増加し、団地も多くなり、住宅が密集しています。火災が発生し、大きな被害とならずに損害を最小限に防ぐためにも、防火水槽の設置が必要と思っております。

ただいまの説明で防火水槽が108基ということでありましてけれども、防火水槽について適正に配置されていると考えているのか。私はこれについてはやはり、よく見るのです

けれども、防火水槽がそばにあれば、すぐに違う消防車も使えるというようなことで、ぜひともこれは増設というものも考えていただければありがたいと思っております。どのように考えているのか、よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） 防火槽の設置につきましては、先ほど説明させていただきましたが、防火水槽につきましては、現在108基の設置があります。十分とは思いませんが、防火水槽の設置に当たっては、40立方の防火水槽で幅5メートル、長さ7メートル、深さ4メートルの掘削が必要となります。広大な用地が必要です。また、設置可能の各地区の集会施設には既に設置がされておるところでございます。

町道に設置する場合、既設の水道管・農業用水・下水道管等の埋設物により、設置が困難な状態となっております。

消火栓・防火水槽等につきましては、有事の際の初期消火活動に欠かせないものと考えており、今後も必要に応じて検討はしていきたいと、前向きに検討していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 馬場議員。

〔14番 馬場周二君発言〕

14番（馬場周二君） 特に最近、吉岡町も人口がふえまして、団地が多くなりまして、うちとうちとの間が大分狭まっております。よく団地なんかにも本当に消火栓だけで防火水槽があるのかなというふうに懸念しているのですけれども、団地なんかには設置されているのですか。

議長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） 以前、吉岡町でかなりの件数、10戸、20戸という団地がありました。そのところには消火栓でなく防火水槽をできればお願いしたいというような話もして、確実に設置をされている団地もございます。今はやはり防火水槽というと、かなりの金額的にも張りますので、消火栓も150ミリ以上とか、そういう基準を設けて1カ所ないし2カ所で対処するようなことをお願いしております。お願いいたします。

議長（岸 祐次君） 馬場議員。

〔14番 馬場周二君発言〕

1 4 番（馬場周二君） 大変いろいろありました。やはり火災になりますと大きな被害が出ておりますので、なるべく被害を少なくするようなことで、消火栓、防火用水等の配置を考えていただければというふうに思っています。

本日は5問やりましたけれども、いろいろと前向きな回答をいただきましてありがとうございます。これで私の一般質問を終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

議長（岸 祐次君） 以上をもちまして、馬場周二議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時50分といたします。

午前10時28分休憩

---

午前10時50分再開

議長（岸 祐次君） 会議を再開いたします。

---

議長（岸 祐次君） 11番岩崎信幸議員を指名します。岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君登壇〕

1 1 番（岩崎信幸君） 11番岩崎です。通告に従いまして一般質問を行います。

今回3つの質問がありますが、第1としまして、まずは町の教育行政について質問いたします。

今定例会の同意第5号に吉岡町教育委員会の委員1名の任命と諮問第1、第2、第3号に人権擁護委員候補3名の推薦についてが議案となっております。これを受けてまた町の教育行政について質問するわけですが、平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。これは2011年10月に滋賀県大津市で起きた、当時中学校2年生の男子生徒がいじめを苦に自宅で自殺するに至った事件が誘因となって「いじめ防止対策推進法」が国会で可決され、事件前後の学校と教育委員会の隠蔽体質が発覚し問題視され、いわゆる教育委員会制度の改革が行われるための法律であります。

この7月にも、岩手県矢巾町で中学2年生の男子生徒がいじめを苦に自殺しました。大津市の事件では、学校側は生徒が自殺する6日前に「生徒がいじめを受けている」との報告を受け対応を検討しましたが、いじめではなくけんかかと判断してしまい、対応がなされなかった。また、矢巾町では、毎日提出する「生活記録ノート」にいじめられていることをつづり、「死んでもいいですか」と訴えたにもかかわらず、その情報は教員全員で共有されず、校長にも届いていなかった。未然に防げていた自殺を学校側は察知できなかったわけです。いじめの問題は学校でなく、家庭や地域社会、そして教育委員会で組織を設け

て防がなければならないと思うのです。

そこで、皆様にお配りしました資料をごらんください。これは上が教育改革制度の改革イメージでございますが、上は文部科学省のパンフレットより取り出した改革イメージでございます。また、下が時事通信社が作成したイメージでございます。

この新地行法を要約してみますと、教育長と教育委員会を統合した新教育長の創設。首長が主宰する「総合教育会議」の設置が柱で、首長の権限を強化し、首長と教育長の責任を明確化し、いじめ問題などの緊急事態の発生時にも的確に対応できるようにする。教育長は教育委員会の代表者と位置づけられる。首長が議会の同意を得た上で直接任免するため、教育行政に首長の意向を反映させやすくなった。教育長の任期は3年に縮め、首長が1期4年の任期中に最低1回は人事権を行使できるようにする。また、教育委員会による教育長へのチェック機能や教育委員会の透明性についても強化された。具体的には、教育長が事務の管理状況を教育委員会に報告することが義務づけられ、原則として会議の議事録を作成・公表することが義務づけられた。

首長と教育委員会が対等に協議・調整を行うものとして首長が招集する「総合教育会議」が設けられ、民意を反映した首長と教育行政を執行する教育委員会の連携がとれた。このようになっております。

以上、要約してみましたが、どうも私の思うには、首長が、議会の同意を得た上ですが、直接教育長と教育委員の任命をすることができたり、首長が主宰する「総合教育会議」で教育委員と協議し、首長が策定する教育行政の基本方針を決めたり、首長の権限が強化されたと思えるのでございます。

教育に関しては、政教分離の原則があり、教育の政治的中立性が保たれなければなりません。その点から鑑みましても、ある程度の権限の強化は責任の明確性や会議での透明性が図られるものでよいではありますが、余りにも権限が強大になりますと、極端に言えば政治の介入によって人民統制や教育方針の偏向などが危惧されます。

そこで、教育行政ということで、具体的にはなかなか申せないとは思いますが、権限強化に対する町長のポジションはどの辺に置くのか。そして、またどのようなスタンスをとるのか。「総合教育会議」という場から設けられていますが、ここでは、大綱の策定や教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童生徒の生命・身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置を検討しなければならないと思うのですが、どのように策定して対応していくのかお答えください。

また、6月17日に9年間の義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が設置可能な、改正学校教育法が成立しました。2016年度から正式に制度化されるに当たり、どのような考えかお尋ねします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 岩崎議員のほうから、「教育委員会の改革に伴い、町長の立ち位置は」ということで、質問をいただきました。

平成27年4月1日より「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正されました。ポイントは4点あると思っております。

1点目は、現在、首長が教育長を任命していないため、教育委員長と教育長のどちらが責任者であるかわかりにくいため、教育委員長と教育長を一本化し、町長が任命し責任の明確化を図るものであります。

2点目といたしまして、新教育長の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集が可能になります。

3点目といたしまして、総合教育会議を設置したことで、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になり、教育施策について議論することが可能になりました。このことは、首長と教育委員会が協議・調整することにより、教育施策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能になりました。しかし、総合教育会議では協議・調整が行われますが、最終的な執行権限は教育委員会となります。

4点目といたしまして、教育大綱は首長が策定をいたします。町の教育目標や施策の根本的な方針や教育基本法に規定する基本的な方針を大綱で定められます。このことは、地方公共団体としての教育施策に関する方向性の明確化となります。

以上のことから、教育の政治的中立性や継続性、安定性を確保しつつ、教育行政の明確化を図るもので、教育施策について議論することが可能になり、首長と教育委員会が一致して執行に当たることが可能になったことだと思っております。

議長（岸 祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） なかなかこれに対して答えるのは難しいので、説明だけという形になる可能性があったと思いますので、こんなものかなと。

次に参ります。冒頭で述べましたように、教育委員会の改革は大津市で起きたいじめ問題に端を発し制定されたものなわけですが、この7月にも矢巾町にていじめによる自殺者が出たわけでありまして、やはり学校自体にも問題があるのではないかと思うのです。

私が平成7年、8年で、吉岡中学校のPTAの役員を仰せつかった折、週に1回以上は会議や行事等に参加して思ったことですが、また明治小学校の学年役員でたまに行き行って感じたことですが、やはり学校教員の指導力が必要ではないかと思うのです。特に校長と教頭の手腕が物を言うのではないかと思うのです。そのときの校長と教頭は指導力や統率力

があった。当時抱えていた諸問題をうまく処理し解決していたと私は思っております。

翌年、荒れた卒業式や車が燃やされた事件が起こったのでございますが、そこには体罰による怒りが原因であったようです。そして、そのときの生徒たちの反応は、起きて当たり前のような態度でありました。生徒たちの不満が一気に爆発してしまったのではないのでしょうか。

そこで、教育長にお尋ねします。包括的な対策は当然あってしかるべきなのですが、現場主義と言っては聞こえがいいですが、やはり教員、特に上に立つ者の指導力や統率力が求められると思うのです。総合教育会議で講ずべき施策等を踏まえて、いじめも含めた教育方針や教員の人事などで教育委員会として学校側とどのように向き合っていくかをお尋ねします。

議 長（岸 祐次君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教 育 長（大沢 清君） それでは、ただいまの総合教育会議で講ずべき施策等を踏まえて、教育委員会は学校とどう向き合っていくか、そういったご質問をいただきました。

先ほど町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正につきまして、主に4つのポイントの説明がございましたけれども、その3点目に総合教育会議の設置がございます。この総合教育会議は首長と教育委員で構成され、原則として首長が会議を招集するというようになっております。総合教育会議は町の教育に関する大綱の策定、あるいは教育条件などの重点施策の協議、それから児童生徒等の生命または身体の保護や緊急の場合に構すべき措置に関する協議を行う、そういうことになっております。

ただいまございましたように、大津市で発生したいじめ事件がございました。首長と教育委員会の関係のあり方を明確にするために改正された、そんなふうにも言われておりますけれども、お尋ねの教育委員会と学校のかかわり方でございますけれども、改正法の規定で設置が義務となりました総合教育会議において協議、あるいは調整した結果を首長と教育委員会ともに尊重しなければならない、そんなふうにされております。

これを基本とするわけでございますが、また文部科学省の部会における検討方針も示されておまして、学校が児童生徒、保護者の要請や地域の状況に応じた教育を主体的に行い、保護者や住民に対して直接に説明責任を果たせるよう、学校に権限を与え、校長のリーダーシップのもとに実質的な学校運営ができるようにする必要がある、教育委員会は教育の基本方針を定め、それに沿って各学校の実質的な教育活動を支援すること、また教員の意欲を高めるようにすることとされております。

教育委員会としましては、文科省の部会の検討方針もありますように、各学校が校長のリーダーシップのもとに自主的な学校運営ができるよう支援をしまいたいと、そんな

ふうな考え方でおります。以上でございます。

議長（岸 祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 当然国の基本方針があって、指導要領があるわけでもございまして、学校は学校の指導方針があり、それに基づいてやるのは当然でありまして、今申されたように、教育委員会は支援する立場であるのは当然のことだと思いますので、その方向でいようかなと思っております。

次に、3番目、任期満了に伴い、人権擁護委員のうち2名が再任、1名が新任の候補者として推薦されております。人権擁護委員は法務大臣からの委嘱を受け、吉岡町は前橋法務局内の前橋人権擁護委員協議会に籍を置いているために、なかなか活動内容がわからないと思っておりますので、少し述べさせていただきます。

当初、就任したときは、研修や講演会などで学識を磨いて経験を積んだ後、前橋法務局相談室において、各委員が年に数回、電話や直接来る相談者の悩み事、いじめや差別などの人権侵害に対して相談に乗っております。また、「子どもの人権110番」や「子どもの人権SOSミニレター」では、電話と手紙での相談に乗っております。その他啓発活動などを行っております。

吉岡町では、社会福祉協議会と連携して、老人福祉センター会議室において、各委員が年に数回相談に応じております。また、学校では、人権紙芝居や寸劇、お話などで人権の大切さを説いております。その他人権ポスターの配布などや、よしおかふるさと祭りでの啓蒙活動を行っています。

私も人権擁護をちょっとやった経験がありますので、私が相談に応じた事案の中では、さすがに授業中で低年齢者からの相談はなかったのですが、義務教育を終えた後の若者を中心に、人生の悩み事、会社や隣人とのトラブル、複雑な人間関係による差別などが多かったように記憶しております。また、ほかの委員も同様な相談が多く、事案によっては法務局職員と連携しながら調査を行い、調査や援助など被害者の救済も行っていったようです。

また、基本原則として、相談に対する答えを委員は決して導き出さない、求めないのが原則でありまして、その理由は皆さんも理解されると思いますが、基本的には相談者自身にかかわる問題でありまして、本人が自覚を持って対応し解決しなければならないということなのでございます。それでも、どうしても相談者自身では解決できない問題は、委員と法務局職員で連携して救済を図るものでした。そのときの判断は、委員の力量と申しますか、適切な判断力が求められるわけでもございます。

人権擁護委員は、実際に人権侵害に対して十分な学識を磨き、相談に答えるという経験を積んでおります。子供のいじめや児童虐待には、第三者的な立場で対応でき解決を図る

役割を果たしているのをごさいます。学校や家庭内では相談できない悩みを、民生委員、児童委員やスクールカウンセラーなどもあります。第三者的な目に対応できる立場の1つである人権擁護委員さんの活用を求めたというのではないのでしょうか。吉岡町6人の委員さんの存在を周知し「声なき声」を拾い上げてはと思っております。

教育行政、特に学校教育に、例えば相談日を設けるとか手紙のやりとりができるようにシステムをつくるとかで十分活用できると思うのです。防止対策の現状と活用を求める策があるようでしたら、お答えください。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 人権擁護委員さんの活用ということのご質問ですが、人権擁護委員さんによる相談窓口の開設をしていただけるということであるならば、いじめ問題だけではなく、児童・生徒の人権や保護者の方々のさまざまな悩みが相談できる窓口が広がると思います。また、それはありがたいことと思います。

相談窓口は、学校施設以外で他の相談日に合わせ開設していただければ、相談者も行きやすいのかなというふうに思いますので、今後、人権擁護委員さんにお話をしてみたいなというふうに考えてもおります。

議長（岸 祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 先ほど申し上げました人権擁護委員、6名おるわけですが、実際問題として第三者的な立場で物事を解決する力がしっかりあると思いますので、そこら辺はぜひ相談して活用させていただけたら幸せだと思うわけですが。

第2問に参ります。5月31日にオープンした、県内で31番目の道の駅、玉村地区に、定例会の最中でしたので、終了後の6月の23日に視察してまいりました。同時に玉村町の現状等を把握するために各施設を回り、町の中を散策してまいりました。一言、玉村町はよい町です。目的は当然ながら、道の駅よしおか温泉との比較でありまして、私の個人の感想としては、道の駅玉村町に関しまして、スマートインターの出入り口に併設され、最高の立地条件にしては、一言残念でした。残念です。

さて、道の駅よしおか温泉は、立地条件はすぐれているとは言えないし、情報発信センターも場所もわからないし、駐車場の配置も悪いし、湯舟は芋を洗うようだし、物産館も小さい。それでも、最大の売りはリバートピア吉岡の温泉施設と緑地運動公園であり、これを最大に活用してこそ道の駅としての機能がすぐれていると言えるのではないのでしょうか。

本題に入りましょう。第2回議会定例会で株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告があ

りましたが、決して良好な経営状況ではないと思えます。前回の定例会で細部の質問をしていますので、核心部分の質問をしますが、まず前回の質疑を要約させていただきます。

全て集客によって経営を成り立たせる店舗や施設は、日々同じ経営を続けていると年々売り上げが減少していく。オープンまたリニューアルしてから三、四年は現状維持で推移しますが、それ以降は急激に落ち込む。それに対して何か計画なり対策はあるかと質問いたしました。課長の答えですが、リバートピア吉岡に関しましては、当初800人規模の設定をしており、現在918人となっております、ふえればいい面もあるが、混み過ぎ、湯の汚れ、レストランの時間待ちなどイメージダウンにつながる。満足度を高め、リピーターをふやし増収を上げればと考えているとの答えでした。また、パークゴルフの客が減っているとの質問に対しまして、逆にケイマンゴルフとグラウンドゴルフはふえている。単価の高いケイマンゴルフにシフトしてはとの答えでした。

それでも悪いのですが、細かく分析させていただきますが、会社の決算書では、平成26年度の当初利益は513万円ですが、営業利益はマイナス88万円です。25年度の当初利益は366万円ですが、営業利益はマイナス149万円です。25年度営業利益はマイナス158万円でした。23年度は147万9,000円、22年度は161万4,000円となっております。21年12月にリニューアルオープンして以来、22年度の営業利益1,614万円が23年度の営業利益が1,479万円と、前年度比135万円の減、24年度には158万円の赤字で、前年度比1,637万円減、25年度は149万円の赤字、26年度は88万円の赤字となっております。健全な経営状況というものは、経営事業自体の収益が黒字で推移してこそ成り立つもので、赤字に陥るといえるのは、健全経営とは言えないのです。事実、公社の営業利益は22年、リニューアルオープンして2年間は黒字でありましたが、3年目からは3年間赤字となっております。決して営業外収益を繰り入れて黒字決算を計上し、資産勘定をするものではないのです。

手元に資料がないので、推察で判断せざるを得ないのですが、リバートピア吉岡が平成10年に開業して以来、入館者数の年次推移を見てみますと、平成11年に41万人が、平成16年には33万人に、平成20年には26万人と減少しております。間違いなく開業して数年後赤字に陥っております。つまり温泉のイメージダウンにつながらない質の高い温泉であれば、またリピーターとして何回も来ていただけるのでしたら、入館者数は減らないのですし、また赤字への転落もないのであります。

何度も申し上げますが、日々同じ経営を続けていると、年々売り上げが落ちます。(株)吉岡町振興公社という経営形態をとっている以上は、福祉目的の施設であるとわかっておりますが、独立採算が基本であり、そこには日々の努力が求められるのです。

そこで、町長に改めてお尋ねします。吉岡町振興公社の基本方針はどこにあるのか。そ

して、経営自体を重視すべきと考えるならば、具体的な、例えばイベントやサービス方法での事業を実施する計画はあるか、質問いたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 改めて吉岡町振興公社の基本となる方針を問うということで質問をいただきました。

株式会社吉岡町振興公社は、平成14年4月1日に町が100%を出資して株式会社として設立され、これまで吉岡温泉リゾートピア吉岡、緑地運動公園、道の駅よしおか温泉を運営管理してまいりました。町民福祉の観点から、利用者に対するサービスの向上を図るとともに経営の効率化に努め、きょうまで堅実な運営を行ってきております。これからも、今まで培ってきたノウハウを生かし、より専門性を高め、その名のとおり吉岡町の振興のために力を尽くしていただきたいと思います。

なお、具体的なイベントなどの事業につきましては、財務課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 具体的なイベントなどの計画はあるかというご質問ですが、現在の計画として、11月8日の日曜日に「道の駅よしおか温泉秋の交流祭」を計画しております。内容は、道の駅無料WiFiスポットの披露や町の特産品の試食販売、子供たちによる八木節やみこしなどの披露などです。このイベントにより「道の駅よしおか温泉」を核とした町内の見どころの紹介や、また「おっきりこみ」を試食してもらい、「おっきりこみ街道」から伊香保、渋川への周遊ルートのPRを図ります。

今後、国道17号上武道路の全線開通や駒寄スマートインターの大型車対応化を見据え、広域的な観光連携を図り、この地域全体の集客力を高めていきたいと考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 東の玄関口としての道の駅よしおか温泉は、確固たる地位を築かなければならないと思うわけでございます。何と申しましても、吉岡に関しましては、表舞台が道の駅よしおか温泉でございますので、しっかりとした施策をとって盛り上げていただきたいと思いますと思うわけでございます。よろしく願いいたします。

次に、先ほどのパークゴルフの問題でございますが、パークゴルフの利用者数が減少しております。確かに26年度はケイマンゴルフもグラウンドゴルフも年間利用者数も売り上げ額もふえております。問題にしたいのは内容でございます、パークゴルフの年間利

利用者数が1万6,850人、年間売り上げ額は854万4,800円に対して、ケイマンゴルフは年間利用者数2,677人、そして年間売り上げ額が427万7,900円で、利用者数はパークゴルフとケイマンゴルフでは6倍の差があります。また、売り上げ額も2倍の差があります。グラウンドゴルフに関しましては8,789名、79万7,800円と、利用者数は倍の差があり、また売り上げ額も10倍の差があります。

ケイマンゴルフの利用者1日平均はたった7.4人ですが、パークゴルフは46.8人、グラウンドゴルフの売り上げ額1日平均2,220円ですが、パークゴルフは2万3,736円と、比較しますと歴然たる差があるのであります。それゆえ、パークゴルフの存在価値が高まるわけございまして、まずは比較のためにほかのパークゴルフ場を調べてみますと、県内最大である太田市民パークゴルフ場は54ホール、2,834メートル、料金は市民200円、市外の人は300円、館林パークゴルフ場は36ホール、1,871メートル、1日大人700円、子供350円、18ホールでのプレーは大人500円、子供250円、上並榎パークゴルフ場は18ホール、871メートル、大人200円、子供100円となっております。昭和ふるさとの広場パークゴルフ場はありますが、参考にならないのでカットしますが、そして吉岡町パークゴルフ場は36ホール、1,464メートル、大人600円、子供300円です。先駆であった我がパークゴルフ場も他施設の充実ぶりと安価な料金設定で苦戦しているのが現状でございます。特に県内最大の太田と安い料金の高崎に押されているのでございます。特に一番貢献していたパークゴルフは、てこ入れが必要ではないかと思うわけでございます。

客を集めるならば、ライバル会社が東南地域に集中しており、西北地域に活路を見出すべきではないかと思うわけでございます。特に冬場は雪のためにできない長野や新潟の客を呼び込んでいる一般のゴルフ場のように、西北地域に宣伝をかけて集客すべきではないかと思っております。

そして、またもう一つ、改善策がございます。パークゴルフ場の町内と町外の利用者割合を見てみますと、町内者はわずか5%なのです。ケイマンゴルフ場は29%、グラウンドゴルフは9%であります。ケイマンもグラウンドも町内利用者が高い要因は、確固たる組織があるからなのです。吉岡町体育協会ケイマンゴルフ部、グラウンドゴルフ部という専門部として活動し運営しているからなのであります。

ケイマンゴルフ部はゴルフ場が開設するとすぐ岸元会長が部長になって加盟いたしました。グラウンドゴルフ部は22番目に加盟しましたが、役員にはグラウンドゴルフをする人がいなかったため、そのときの局長が精通している人に部長をお願いして、何人かの部員を募って、登録して、手続を済ませて加盟したわけでございます。体育協会が創部し、加盟し、そして部員を募集していくわけにはいかないのです。準備が必要なのであります。

また、段取りも必要なのであります。

体育協会と生涯学習室の協力で24番目の専門部を創設すべきと思うのですが、吉岡町振興公社の利益となり、また体育協会の発展ともなり、町民の健康増進ともなります。体育協会と相談して連携してパークゴルフ部を立ち上げたらよいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 岩崎議員さんのおっしゃるとおり、まだパークゴルフの町内利用者、大分パーセンテージにしても低うございます。議員さんのおっしゃるパークゴルフ1日当たりの利用者数46.8人ですが、私のほうの手持ち資料でいきますと、365日計算で1日当たり2.5人というような、ちょっと低い数字が出ております。

しかしながら、こういった数字ではありますが、振興公社の活性化につなげるために、体育協会への加盟というご質問でありますので、一度愛好者の方に加盟ということで事務局のほうにお越しいただいて、その辺の打ち合わせをさせていただければというふうに考えております。

議長（岸 祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） ぜひそこら辺は生涯学習室の室長と相談して進めていただけたらと思っております。

3番目に移ります。平成28年度、上武道路が全線開通するに伴い、前橋市は関根町周辺の上り線に32年度オープンを目指して道の駅を整備を進めております。前橋市政策推進課によりますと、都市と農村の交流空間をコンセプトに情報発信や市民と来訪者との交流、防災拠点となる場として、休憩、物販施設に加え、赤城南麓の自然や市の観光資源を内外に発信する拠点として整備するとしております。

オープンすると、道の駅よしおか温泉にも影響を及ぼすと思われます。私の研究と経験から申しますと、それぞれ違った特徴があっても、同じ形態の施設であれば客の取り合いになり、とても共存共栄とはいかないものです。生き残る道は、リバートピア吉岡と緑地運動公園のさらなる充実を図るしかないのです。

前定例会でも質問し、耳にたこができるほど聞かされて、答えていると思いますが、立地条件がそれほどよくない道の駅よしおか温泉を吉岡町の情報発信基地として位置づけを確固たらしめるために、一層の努力が必要だと思っております。また5年後と先の長い話ですが、今から取り組んでいかなければならないと思っております。計画などがありましたらお答えください。

また、渋川市と吉岡町を含む近隣の道の駅との連絡会議を開き、来年3月ごろをめどに基本計画を固めるとありますが、既に関かれ、計画の説明があったかお答えください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 前橋市が上武道路に計画している道の駅はということでよろしいでしょうか。

前橋市では、田口町南の交差点の南東の関根町周辺の上り線に、前橋市として4番目の道の駅を設置する予定と。6月5日に候補地周辺の住民へ説明会が開催されたとのことをお聞きしております。説明では、特に反対意見もなく基本計画どおり進められる見通しであり、オープンは2020年の予定と聞いております。

それぞれの道の駅がお互いの特徴・地域資源を生かし、なおかつ連携を深めることで相乗効果を図り、吉岡・前橋・渋川にまたがる広域的な観光資源で地域の魅力を高め、より一層の活性化が図れればと思っております。

先ほど申されたとおり、渋川市、吉岡町を含む近隣の道の駅の連携会議は開かれたのかということですが、近隣の道の駅の連絡会議については、まだ開催されていません。開催の予定についてもまだ聞いておりません。

議長（岸 祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） これからのことなので、この質問はこれだけにしておきましょう。

3番目に移ります。犯罪というのは、特に気の緩んだ状況のときに多く発生するものです。決して起きてはならない事件が大阪で起きてしまいました。先日の出来事ですので詳細は申しませんが、なぜ家族も地域社会も学校も未然に察知して防げなかったのかと思うのでございます。常に犯罪に対する意識を持ち、注意深く見守っていかねばならないと思うのでございます。

そこで、児童・生徒の登下校での対応はいかがでしょう。町では防犯委員や青少年育成委員によるパトロール活動や地域ぐるみの見守り活動、「子ども安全協力の家」での防犯推進も図っていますが、やはり児童の登下校の安全・安心対策には子ども見守り隊の力が重大であり、犯罪に巻き込まれないようにするために見守ったり声をかけたりして、未然に防止するための重要な取り組みである「吉岡子ども見守り隊」が効力を発揮するのであります。

そこで、見守り隊の現状はどうか。広報よしおかにも記載されておりますが、組織・構成・人員は・活動状況はなど、知り得る限り教えてください。また、実績として十分に防犯への対応がなされていると思えるのか。それと、またその根拠となる目安はどの辺にあ

るのか、詳細をお答えください。見守り隊の活躍を望む次第であります。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 子ども見守り隊の活躍を望むということでご質問をいただきました。

子ども見守り隊の業務は、国の緊急雇用創出事業として、平成21年度から始まり平成24年度まで実施してきました。業務内容は、登下校のときの指導の安全確保であり、登下校時の事故・事件の防止に多大な効果がありました。

国庫補助金事業が24年度で終了しましたが、25年度から町の単独事業として実施しております。委託先は町シルバー人材センターにお願いをしております。

勤務時間は、登校時間の1時間と、下校時の2時間になりますので、この範囲でお願いをしております。

議 長（岸 祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 子供の安全のために、子ども見守り隊の活躍を望む次第でございます。

次に、防災無線で児童の帰宅する時間を流せないかということでございます。埼玉県上里町では、防災無線で2時40分の下校時間に合わせて「子供たちが帰りますよ、迎えをよろしく願います」というような趣旨の定時放送を流しております。上里町役場総務課の担当の職員に理由を問い合わせてみましたが、やはり両親たちや見守り隊の人たちに、「子供が帰っていきますよ、迎えに行ったり、門の前で待っていたり、一緒に帰るのを見守ってやってください」との防犯の目的を持って流しているとのことでした。実際に、大人たちは何かしら仕事をしているので、常に帰宅時間を完全に把握できてはいないのです。防災無線が流れましたら、5分後にはあの辺だ、10分後にはこの辺だ、あと何分すれば家に着くころだ、迎えに行こうなどと思うわけでございまして、人がいることで十分防犯になっております。また、全校招集日や特別学校などの臨時の日であっても、帰宅時間には流して知らせるそうでございます。

町の条例もあり、公共性や防災無線であるということの制約もあり、騒音と思う人もありと、大変ではあると思いますが、児童の下校時に犯罪に巻き込まれないようにするために、ぜひ防災無線を使って帰宅時の定時放送を願うものです。その他防災無線での放送で可能な限り、役立つことがありましたら利用したらよいと思うのですが、お答えください。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件につきましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 大井町民生活課長。

〔町民生活課長 大井 力君発言〕

町民生活課長（大井 力君） 議員の言われるように、防災無線の管理につきましては、条例に定めがあります。条例の第3条の通信業務につきましては、非常災害・その他緊急事項・町の広報事項等の伝達とされておりますので、議員の言われるような放送は可能です。

可能ですけれども、防災行政無線の5時の、今現在の5時の放送におきまして、スピーカー、外部スピーカーの近隣の方から、かなり音が大きい、どうにかしてもらえないかということを多くいただきました。それにより、今現在放送している音楽につきましては、通常であれを普通に放送しますと、45秒から1分間ぐらいかかります。だけど、早回しをし、30秒以内に回させていただいております。

このようなことにより、現在は必要最小限の防災無線の放送をさせていただいております。お願いします。

議長（岸 祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） わかりました。これに対しましては、いたし方ないかなと思うところがあります。

次に、現在はIT革命から20年、ネット社会と言われております。20世紀末からの著しい科学の進歩は、情報分野、特にインターネットの発達普及であり、我々日常生活にはネットなしでは考えられないほどになっております。インターネットでは、素性を知られぬままに不特定多数の者に情報伝達ができ、しかも発信の匿名性が確保できているということがございます。そのために相手先が見えぬままに人間関係や契約関係を築くことにより、リスクを生じております。匿名性というきぬを着て、抑えておくことができなかつた人々の欲望を伝達するのですから、悪影響を及ぼすのは当然のことです。特にまだ成熟していない子供たちにとって最も大きな影響を与えてしまいます。それゆえ高等教育のみならず、義務教育においてもインターネットをいかにうまく利用するかという教育の必要性が叫ばれるわけがございます。以上、ネット犯罪に巻き込まれないような施策が必要ではないかと思えます。

昨日、富岡議員の、SNSに関していじめトラブルの問題の質問がありました。これに関して補足があるようでしたらお答えください。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 岩崎議員さんがおっしゃるとおり、「おぜのかみさま」、これにつきましては、群馬県青少年課と群馬県警の少年育成センターが共同で作成した、インターネット利用時の指導用として配布されているものです。

現在、吉岡町の小中学校で、このチラシを使いましてインターネットの利用時の指導用、また教職員のインターネット研修会でも多く活用させていただいているところであります。

補足ということではございませんので、ご了解いただければと思います。

議長（岸 祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） それでは、4番目に移らせてもらいます。

昨年10月より明治小学校周辺にゾーン30が設けられました。30キロ制限ということで交通安全には成果があったのではないかと確信しております。明小北発地岡線も28年度拡幅であり、明治小学校周辺の安全は確保されつつあると思うわけでございます。しかし、残念ながらゾーン30を設けたのは周辺だけでありまして、通学路全体から見ますと一部でしかないように思われるのです。地域の規制があると聞いておりますが、南下の下八幡の西側の道とか、上野田の桃井館の東の道などと、主要通学路は無数に走っております。子供の、生徒の安全のためにゾーン30指定を拡大してはどうかと思うわけでございます。お答えください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） ゾーン30の指定範囲を大きくできないかということでご質問をいただきました。ゾーン30を整備する区域は、交通量や交通事故の発生状況等をもとに警察が道路管理者や地域の住民の方と協議をして、また地域の方の要望を踏まえて整備の検討をし決定するものであります。

また、ゾーン30には、幹線道路に囲まれている生活道路が集まった市街地の区域に整備し、ゾーン内を30キロメートルに速度を規制し、必要に応じて安全対策を組み合わせ、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策ですので、路線の指定につきましてはできないため、議員の言われているゾーンの拡大につきましてはできないと警察より回答をいただきました。

また、議員の言われる南下下八幡神社西の道につきましては、地元自治会の要望もあり、現在30キロメートルの規制を渋川警察署に申請済みであります。

上野田の桃井館東の道につきましては、地元自治会の要望により交通安全対策をしたいと考えております。

議長（岸 祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 規制があるのは当然わかっていて質問したわけでございますが、なるべく、できましたら通学路の話でございますので、子供の安全のために、ある意味そこら辺の拡

大を望むわけでございます。

最後の質問になります。明治小学校から要望がありました。明小北発地岡線は今年度用地買収し、28年度から工事を実施するとの確約がありまして、まことにうれしい次第でございます。そして、どうしても明治小学校の通学路で安全を確保したいのでございます。一汗かいてもらいたいと思うわけでございます。唐川橋の拡張と第二保育園の南を東西に走る道路の整備をお願いいたします。唐川橋は車1台通れば人が通れないほど狭い。住・藤塚線は西に団地ができ通園通学路となっております。しかも、ことし山子田に高崎・渋川バイパスから一直線に西へ向かう道が開通してから、通り抜け道路となってしまうました。車が多くなりすれ違うのもやっとの道路となっております。水路にふたをして拡張し、安全に通れるようにできないかと思うわけでございます。

高崎・渋川バイパスが平成29年に全面開通となれば、交通渋滞を引き起こすような道となるのは間違いないのです。この2カ所の整備をして、児童・園児を安全に通れるようにしてもらいたいと思うわけでございます。よろしくをお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件については、議員がよくご承知だと思っております。通学路の整備に関する、まず唐川橋であります。旧三国街道につきましては、今から20年ほど前、旧高崎渋川線の南下交差点から明治小学校までの区間を対象に道路改良事業をしようということでありました。その際、道路用地の協力が得られなかったため、唐川橋のかけかえを断念し、やむを得ず現在のような道路形態となっているということでもあります。そのような経過がございますので、地権者の同意が得られるなど状況の大きな変化が得られない限り、唐川橋のかけかえはちょっと難しいのかなというようにも思っております。

この件については議員もよくご存じだと思いますので、あそこを広げるということになりますと、さまざまな障害が出てくるのかなというようには思っております。そういったことで、今のところの現状であります。かけかえは無理かなというようには考えております。

次に、第二保育園の南を東西に走る住・藤塚線ですが、一部の区間で道路の幅員が4メートル未満となっておりますので、住民の生活道路として十分な状況ではないことは、私も認識をしております。

しかし、議員もご承知のとおり、町内には改良が必要な生活道路が非常に多くありますので、町としては従来どおり、各路線の交通量や安全性を踏まえ、道路改良の優先度を慎重に決定してまいりたいと思っております。

議長（岸 祐次君） 岩崎信幸議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩をとります。再開を1時とします。

午前11時51分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（岸 祐次君） それでは、会議を再開します。

---

議長（岸 祐次君） 12番平形 薫議員を指名します。平形議員。

〔12番 平形 薫君登壇〕

12番（平形 薫君） ここ1、2年ですかね、テレビあるいは新聞等で、ふるさと納税をすると肉がいただけると、あるいは米がいただけるというようなことで、大変話題になっております。この町のふるさと納税の取り組みについて、議長への通告に基づきまして一般質問を行います。

ことし5月初旬の上毛新聞に、ふるさと納税の記事がありました。県の集計では、2014年度に県内自治体が受け取った個人からの寄附は、前年度の8倍の1万7,798件、総額は1.5倍の8億273万円だったそうです。寄附額が最も多かったのが、中之条町の2億2,000万円、件数にして2,819件、これは額ですね、件数とも前年度の大体3倍になっているそうです。草津町は1億437万円、件数にして2,561件で2番目に多くて、榛東村さんが8,917万円、件数が8,500件と書いてありました。一方で、県内11市町村が100万円未満の金額だったそうです。地方創生の一環で、2,000円を除いた全額が控除されるふるさと納税の枠が約2倍になったことで、寄附が増加するのが必至で、寄附を少しでも多く集めようと、特典に工夫を凝らす自治体もあると書いてありました。

大変今話題のふるさと納税なのですがけれども、吉岡町のホームページをのぞいても、余り詳しいことはわかりません。センセーショナルな話ばかりで、もう少し町民にもわかりやすくこのふるさと納税という制度について、どういうものなのかお尋ねしたいと思います。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 平形議員さんのほうから、ふるさと納税について、どのような制度かというのを質問を受けました。私が言うまでもなく、ふるさと納税とは自分が生まれ育ったふるさとや応援したい自治体に寄附すると。寄附した額のうち2,000円を超える部分について一定の上限まで、住民税、所得税が減額される制度であります。例えば1万円を寄附した場合、寄附した人の所得税の税率が10%とすると、所得税が800円、居住地

の住民税が7, 200円、合計8, 000円が控除されますので、寄附した方は実質2, 000円の負担で済むということになります。

ふるさと納税は2008年から開催された制度で、当初は都会に住んでいる人が、自分が育ったふるさとを応援したいということで、ふるさとのために役立ててもらいたいという寄附に対して、所得税、住民税を減額しましょうという趣旨で始まったと認識しております。現在は、応援したい自治体に寄附するというよりも、各自治体の高額な返礼品目当てで寄附をする例が急増しているとも聞いております。

私は、住民税は、本来住民サービスを受ける自治体に納めるべきだと思います。今、競争が激化しているわけですが、自治体に有力な物産品のない自治体は、私は不利だと思っております。

だがしかし、町としてはこの制度はありがたいと思っておりますので、我が吉岡町も研究を重ねていきたいというようには思っております。

議長（岸 祐次君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） インターネット等をのぞきますと、県内の市町村のこのふるさと納税のこの取り組み状況があるのですけれども、これは私の考えかもしれませんが、積極的なところとそうでないところと、大変大きな開きがあると思うんですね。例えばこのふるさとチョイスとかを見ますと、草津町、孺恋村、中之条町、長野原、下仁田町、市に至っては、富岡市、それから沼田市などが結構積極的なんじゃないかなというふうに思うのですけれども、平成27年度の普通交付税の決定がことし4月にありました。その普通交付税の不交付団体となったのが、県内では太田市と、それから大泉町なのですけれども、それを見ますと、太田市は非常に積極的なのですけれども、大泉町は何もやっていないんですね。これがちょっと私は理解に苦しむところなのですけれども、自治体のふるさと納税のこの実施状況にある、この大きな差というのは一体どういうことが要因として考えられるのか。

それから、もう一つ、今後この制度の取り組みを強化する自治体がふえると思いますが、いかがですか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、財務課長より答弁させます。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 先ほど平形議員がおっしゃったように、インターネットでふるさと納税と

ということで検索してみますと、各自治体の返礼品の一覧などが掲載されていたり、返礼割合の高い自治体の名前が掲載されているサイトが出てきます。かなりの数の自治体がそのようなサイトを運営する会社に委託し、ネット上でPRから寄附金集め、返礼品を選ぶ作業や配送する作業などを委託したりしています。

そうしたサイトを運営している会社に委託し、なおかつ特産品の多い自治体は寄附額が多くなっているようです。寄附をする人はインターネットで調べて、より返礼割合の高い特産品がある、そういった自治体に寄附をするということで、そのような自治体に多額の寄附が集まっているのが現状ではないかと思っております。

先ほども申し上げましたけれども、こういった専門のサイトを運営する会社に委託をすれば、PRから返礼品の配送まで請け負ってくれますので、今後もそのような会社に委託する自治体がふえていくことが予想されます。以上です。

議長（岸 祐次君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） このつい数日前の上毛新聞なのですが、今度が来年度予算の概算要求の取りまとめ中でございます。その中で、2016年度の税制改革の要望では、民間企業がこの創業地など応援したい自治体に寄附をすると、法人税と法人住民税が控除されると、企業版ふるさと納税の創設を盛り込んであるというふうに書いてありました。

県内には東証一部上場企業の事業所が幾つかあるわけですが、近隣の渋川市にも4カ所ぐらい、幾つかあります。その事業所のある自治体に東京都千代田区に本社を構える企業が寄附をするかということになるわけなのですが、こういった大きな企業は、国際規格ISO、これを実践しています。そうしますと、ISOの言葉の中なのですが、CSRという企業の社会的責任という日本語の略があるのですが、そういう考えでもってやっておるところがあります。この考え方というのは、この事業所立地の自治体というのは、いわゆるその利害関係者、ステークホルダーになるわけなので、寄附もそういうことで、非常に容易に考えられるというふうに思います。

仮にもしこれらの企業が、全体をわかっていませんから幾ら寄附するかわかりませんが、どこの企業が寄附をして、控除を申請すると、当然東京都ですね。そうすると、今は不交付団体である東京都は、少なからず困ってくることになるのではないかなというふうに思うんですね。地方の自治体も、こういった国の動きを見て、ふるさと納税というのは、国としてはますますこれから推進していくんじゃないかなというふうに考えているというふうに思うんですね。

そういうところで、このふるさと納税の法的な根源、これは前にあった地方税法第37条の2にあるそうで、この37条の2は、平成23年に法律第83号により改正されて、

単独の法律として生きてきたわけなのですけれども、簡単に言うと、今町長がおっしゃったように、ふるさと納税というのは個人住民税の寄附金税制が拡充されたものであると。地方自治体に対する寄附金のうち、2,000円を超える部分について個人住民税が所得税のおおむね2割を上限とする金額が、所得税と合わせて控除される。そういったことだというふうに、ちらっと調べると書いてあります。

寄附者にとってはそういうメリットがあるわけなのですけれども、そのほかにもさまざまなメリット、デメリットが考えられると思いますけれども、町としては、このふるさと納税の税制について、どういったそのメリット、デメリットがあるかということを考えていらっしゃるか、お尋ねします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 町としては、メリット、デメリットはどのようなものかということによろしいでしょうか。

先ほどの例で申し上げますと、もし1万円の寄附をされますと、所得税と住民税で8,000円が控除されますので、寄附した人の負担は2,000円で済みます。もし寄附を受けた自治体が5,000円の牛肉を返礼の品で送ったとすると、寄附した人は2,000円の負担で5,000円の牛肉が食べられることとなります。また、寄附を受ける自治体が返礼品として5,000円の牛肉を送っても、残りの5,000円は自主財源として残ります。インターネットの会社への委託料や人件費を差し引いても、一定限度の残が残るかなというようには思っております。

議長（岸 祐次君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 返礼品について、町長、お答えくださったわけなのですけれども、もう少し何ていいますか、お金のやりとりという面でちょっと質問したいのですけれども、インターネットを検索しておりましたら、2011年に長野県の軽井沢町在住の住民が、東日本大震災で被災した東北3県に約7億円の寄附をしたそうなんです。この当該住民は、株式の売却によって生じた住民税約1億円を源泉徴収されていたそうなのですけれども、確定申告によって寄附分が控除対象となって、約7,900万円が還付されることになったそうなのです。このことによって、軽井沢町は当該住民から本来納税される2012年度の町民税額が大幅に減っちゃったばかりじゃなくて、還付金として4,700万円を負担することになったのだそうです。軽井沢町町長は、当該住民からの納税額を超える還付金相当額については、地方交付税で補填するようというふうに求めるとしています。その後の顛末は承知しておらないのですけれども、これは町の財政としては大変な一大事だ

というふうに思うのです。

そこで、お尋ねしたいのですけれども、こういったような場合、ちょっと極端な例かもしれないのですけれども、国は地方交付税で補填してくれるのか。逆に、多額の寄附を受けた自治体、吉岡町は交付税を減らされることはないのか。この辺についてお尋ねします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、財務課長より答弁させます。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 交付税の算定におきましては、住民税が減額になった場合には、基準財政収入額が減額になりますので、基準財政需要額が変わらなければ交付税はふえるということになります。

また、寄附金につきましては、交付税の算定上考慮されませんので、多額の寄附を受けても交付税は減りません。以上です。

議長（岸 祐次君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 寄附を受けても交付税は減らないということです。この総務省、国がやっている、総務省のふるさとのこの納税のポータルサイトを見ますと、ふるさと納税は3つの大きなその意義があると。先ほども町長はおっしゃっていましたが、第1に、納税者が寄附先を選択できる制度であると。選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であると。第2に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域への力になれる制度であると。それから、3つ目があるのですけれども、自治体が国民に、住民に取り組みをアピールすることでふるさと納税を呼びかけて、自治体間の競争が進むことになるというふうに総務省は言っているんですね。

今、国はこういったような趣旨でこの制度を推進しておるわけなのですけれども、近隣の状況を見ますと、近隣といっても渋川市と榛東村さんをちょっと比較させてもらったのですけれども、この近隣の渋川市、それから榛東村のホームページを見ますと、渋川市では、渋川市ふるさと応援寄附金の案内というのがあるんですね。その中で、「観光ネットワークの創出」、それから「中心市街地の活性化」、それから「道路・橋梁整備の推進」などをさらに推進するために寄附をしていただき、渋川市のまちづくりのためにご支援をお願いすると、こういうふう書いてあるのです。これは、四角書きで渋川市長名で目的が、目的というか、書いてあるんですね。PRをしているわけです。

それから、あと榛東村さんは、榛東村地域創生ふるさと応援事業、こういうことで案内

が載ってしまして、「ふるさと応援事業」、「文化の薫るひとづくり事業」、「むらづくり事業」、まだあと3つぐらいあるのですけれども、こういう事業の中から、寄附金の使い道を指定できると書いてある。指定できる。使途をですね。また、寄附金がどのように使われたのかを渋川市は細かく、今のところは公表しているんですね。ホームページ上ですね。榛東村につきましては、寄附金の使途など事業の進捗状況については、ホームページ上で随時公表するというふうに書いてあるわけです。

この吉岡町のホームページを見ますと、こういうことが公表されていないんですね。寄附金の申込書というのがありまして、A4判1枚、寄附申込書と書いてあるのですけれども、この一番下にコーションマークで、「寄附金については吉岡町の福祉・教育・まちづくりなどに充当させていただきます」と、この文言一文だけなんですね。これは寄附申込書というのは別途のPDFで書いてあるんですかね。なので、ホームページ上に正規のところには何も書いていない、こういう状況なんですよ。それで、私としては、町としても、このまちづくりへの取り組みをもう少しアピールしたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですね。寄附を募るわけですからね。

それから、もう1点は、これは肝心なことなのですから、寄附金ですからね、寄附者の事業への指定がなくても、このお金の使い道ですから、使途ですから、この使途を公表するのは、預かったお金を町のためにこれだけ使ったという、どこのところに幾ら使ったというのは、少なくとも榛東村さんはこれからやると言っているのですけれども、渋川市はもうちゃんと書いてあるんですよ。橋梁工事に幾らかかって、その何%を寄附を使ったとか書いてある。役所のあり方としては、このやり方というのは当然のことじゃないかな、当たり前のことだと思うのですけれども、アピールしたほうがいいのか、それから寄附ですから使途を公表するか、この2点についてちょっとお尋ねします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件につきましては、担当課長より答弁させます。

議 長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 寄附金の使途につきましては、例えば寄附される方が図書館の図書の充実のために使ってもらいたいという希望であれば、それでは図書購入費に充当させていただきますということでご説明申し上げ、特に希望がない場合には、吉岡町の福祉・教育・まちづくりなどに使わせていただきますということでご了解をいただきまして、一般財源として使わせていただいております。一般財源ですので、特定の事業には充当しておりません。

吉岡町の場合は、インターネット業者を介してはおりませんので、寄附をいただいた方にはきちんと対面あるいは書面で心を込めて感謝の気持ちを伝えたり、あるいは使い道などについて説明をさせていただいております。以上です。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 私のほうから、対面という言葉が今課長のほうからでしたのですけれども、実際にいわゆる寄附をしてくれる人が、わざわざ私のほうまで訪ねてきていただきまして、これこれこういうことだから使っていただきたいということで、実際に対面をしております。そういった中におきましては、こういったことで使わせていただくからよろしいでしょうかと言うと、そうですね、何のお金にも使っていただいても結構ですと、またそれは図書で使ってくれと言うような人もございます。

1点は、遠く名古屋のほうから寄附をしたいという人がおりまして、時たま私は知っている人だったのですけれども、係の人は知らないことで、こういった人を知っていますかということで、係の人から私のほうに連絡がありまして、いや、知っているよと言いまして、電話と住所がわかったものですから、そちらのほうに電話をいたしまして、これこれこういうことで、「私、石関 昭です」と言ったら、「何だ、昭か」ということで、「何やっているんだ、おまえは」と、「いや今、吉岡町の番頭をさせていただいているんですよ」ということを言ったら、「ああ、それはよかった」ということで、いわゆる寄附をいただいたと。「何に使ったらよろしいでしょうか、また何を送ったらいかがでしょうか」ということで、吉岡町では送るものは限られておりまして、酒か、いわゆるうどんかというような物なのですけれども、「どちらにしたらよろしいですか」と言ったら、「俺はうどんが好きだからうどんを送ってくれや」というようなことで、直接対面をする寄附が、この吉岡町には多いのかなというようには思っております。

ちょっと余分なことを言って申しわけなかったのですがすけれども、そういったことで本当に心を込めて寄附していただく人と対面をしながら、その人の寄附していただいたものに対して、適切な扱い方をやっていきたいというようには思っております。

議長（岸 祐次君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 寄附をなされた方に対するその謝礼というんですかね、町として何に使わせていただく、これは大変、非常にありがたいといえますか、丁寧なやり方かなというふうに思うのですがすけれども、私が聞いている趣旨はそうではなくて、交付金を歳入に入れてあるのですから、その使途は第三者の目に、町民全体の中でもわかるように、簡単に結構なのですけれども、使途を公表していただきたいと、ただそれだけのことなんですね。こ

の寄附者の個人的な話等はちょっと別な意味での今質問でした。

ふるさと納税というのは、納税と書いてありますけれども、寄附ですので、一定以上の金額を寄附した場合に特典を設けている自治体が、先ほどからの話にもありますように、たくさんあります。渋川市は寄附者の住所が渋川市外の場合でも、希望する人に特産品を送っております。渋川市の地元特産品、あるいは伊香保温泉の旅行券等ですね。榛東村さんはソフトバンクグループである株式会社さとふる、これと先ほどの財務課長の話にもありましたけれども、業務委託をしてやっておるわけなのですから、榛東村の特産品のみばかりでなく、全国各地からの物を株式会社さとふるは返礼品として用意、写真つきで用意してあります。ホームページで見ると非常によくわかるのですけれども、この榛東村さんは村内外在住関係なく、何回でも希望する人には、寄附をしていただければ返礼品を送っておるわけです。

また比較になっちゃうのですけれども、吉岡町のホームページを見ますと、書いてあるのですけれども、ふるさと納税（寄附）をしていただいたお礼として、町の特産品などを金額に応じて贈呈します。3,000円以上1万円未満、よしおか温泉リバートピア吉岡1日温泉券2枚、1万円以上10万円未満、吉岡町の特産品等を贈呈（3,000円相当）、10万円以上は5,000円相当ともう書いてあるのですけれども、言いたいのは、もうちょっと丁寧に、例えば写真つきで、何がわかるかとか、特産品を目当てにやってくる人もいるわけなんですよ、間違いなく、そうすると、この書き方だと、3,000円相当だろう、何だろうとって、吉岡町に寄附したいのだけどな、その贈呈品が何かよくわからないから、じゃあ榛東村さんにやっちゃおうかなというような人もいるかもしれないですね。もうちょっとこう、ホームページを改定して、寄附をしてくれる人にわかりやすいといえますか、やりやすい、わかりやすい、寄附をしていただけるようなホームページに改定をできないものなんでしょうかね。お尋ねしますけれども。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） これにつきましては、平形議員さんおっしゃるように、特産品が具体的に何なのかということで掲載するようにしたいと考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） このふるさと納税のこの返礼というのは、すごくもう全国的に、いわゆる過熱気味なんだと思うんですね。総務省は、それを気づいて承知して、ことしの4月1日付で「返礼品（物産品）送付への対応について」という、この総務大臣通達を出して、各自治体に通知して、節度ある対応を求めているわけなのですけれども、それに対して各

自治体は何を言っているかといいますと、寄附の半額相当の金券を出しているところで、中之条町さんとか草津町さんは、上限があるので問題ないとか、総務省に個別指導されない限り続けたい、こう言い切っているんですね。これは太田市では、財政が豊かな自治体住民限定なのですけれども、東京都を想定しているのでしょうかけれども、300万円とか400万円の高額寄附者には富士重工の車を送るとしているんですね。清水市長さんは、わかっていると思うのですけれども、「ふるさと納税は自治体間で税金を取り合うおかしな制度」と言っているんですね。「財政の豊かな自治体の市民から寄附をもらったほうがいい」と、こう言い切っているのです。だから、総務大臣通達は軽視されているという印象なのですけれども、こういったところで、要するに総務省というのは、このふるさと納税について、寄附金が経済的利益の無償の供与であるというふうにですね。それから、寄附金に通常の寄附金控除に加えて、特例の控除が適用される制度であると、こういう建前論というのですかね、それも言っているわけなのです。にもかかわらず、今の全国的に過熱気味の返礼品に対して、節度ある対応を求めているわけです。

ところで、一方で、自治体が国民に取り組みをアピールすることで、ふるさと納税を呼びかけて、この自治体間の競争を促しておるわけなのです。寄附額の、中之条町さん、草津町さんは、観光振興とか経済の活性化の効果が大きいというからこそ、そういうふうに言っているのでしょうね。それから、館林市や太田市、この取り組みに非常に積極的で、寄附の増加を期待しているわけなのです。

思うに、この自分たちの努力で寄附金が多くなって、さまざまな事業に寄附金が充当できる。要するに、まちづくり、まちおこしができるわけなんですね。このいわゆる地域の中での経済が、小さいかもしれませんが、循環すると。雇用ももしかしたらふえるかもしれません。吉岡町に、先ほど町長がおっしゃっていますけれども、観光資源とか物産品は非常に少ないんですね、残念ながら。でも、知恵を出し合って、ほかの町村もやっていることなので、見習って見劣りしないようなホームページをつくっていただいて、もう少し力を入れて取り組んでいただいて、積極的に町を元気にできるように、するように、これは行政がリードできるまちづくりの手段だというふうに捉えてやっていただきたいというふうに要望いたしておきます。

次の質問に移ります。町の創生、地方創生の取り組みについてお尋ねいたしたいと思えます。

一昨年9月に、まち・ひと・しごと創生本部、この設置が閣議決定されて、地方創生という大きなこの政策が見えてきた、具体的になってきました。年が明けて国が補正予算にこの財源を明示して、各自治体へ26年度中の補正予算の成立を促しました。

我が吉岡町は、この交付対象である地域消費喚起・生活支援型事業でプレミアムつき商

品券発行事業を行いました。それから、また地方創生先行型事業があるのですけれども、吉岡町人口ビジョン・総合戦略策定業務、それから放課後児童見守りパトロール事業、防犯カメラ設置事業、子育て相談支援事業、道の駅よしおか温泉情報発信イベント事業・端末設置・Wi-Fiスポット設置、こういったものを事業として掲げて、これは今年度に繰り越しになっていますけれども、今こういう事業を策定したわけです。

この補正予算の成立が策定されたわけなのですが、この時期的には、閣議決定の後の補正予算というのは年明けだったので、この策定までにわずか数カ月という大変短い、その時間的な制約の中で、国が策定したといいますか、手引きみたいなのがありまして、総合戦略を横目で見ながら多くの事業が策定、想定されたと思うのですけれども、ほかにこの平成26年度から平成27年度に繰り越す事業の決められたもの以外にどういったものがあったのか。もしあったら教えていただきたい。

それから、そういう事業があったと仮定してなのですから、なぜこれらのものを選択したのか。その理由をお聞かせください。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 地域活性化・住民生活緊急支援交付金を活用しての、どのような事業を実施するかについては、町長を本部長として、課・局長を構成員とした「まち・ひと・しごと創生本部」や創生本部のもとにワーキンググループや専門部会を設置して対象事業を検討するとともに、各所属に照会をかけて該当になりそうな事業の洗い出しを行ってまいりました。

詳細につきましては、総務政策課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵 荘作君発言〕

総務政策課長（小淵 荘作君） 地方創生先行型の実施計画書に盛り込んだ事業以外で挙げた事業としましては、親水公園整備基本構想策定業務、住宅リフォーム促進事業、吉岡町・大樹町子ども交流事業、保育施設等AED設置事業、幼児対象遊具設置事業、そして地域コミュニティ施設等充実事業、また徘徊者支援事業、さらには健康No.1プロジェクト体組成計等購入事業というものがございました。

しかし、国からの採択要件としては、建設地方債の対象となり得る事業は原則として対象としない。また、施設整備や改修を目的とするハード事業のためのソフト事業は対象としない。防災事業は対象としない。備品整備は対象としない。また、平成26年12月27日以前に予算計上された事業の財源には充当できない。また、さらに、これが一番メインになるかと思うのですけれども、新規性があることが望ましいなど、かなり厳しい

要件が示されておりました。県や国とのやりとりの中で、先ほど議員さんが述べました、吉岡町人口ビジョン・総合戦略策定支援業務から始まって、吉岡町プレミアムつき商品券発行事業までの事業について取り組むことが決定されました。以上でございます。

議長（岸 祐次君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 先ほどお答えいただきましたものについては、27年度に繰り越しされて、これからやっていくというふうに思いますけれども、一部やっているものもあると思うのですが、この地域住民生活等緊急支援のための交付金の考え方、国が提示して県が見ろというものなのですけれども、今ありましたように、去年の12月27日の経済対策の閣議決定後に、地方公共団体の予算が計上された事業に限定されると、新規性を求めているわけなのですけれども、ちょっと聞きたいのですけれども、もう一つあるんですね。

実施計画に盛り込まれる事業は、地方版総合戦略に盛り込まれることを想定するものとして書いてある、手引きの中にですね。この中で、今の言った事業、るるあった事業を見ますと、この放課後児童見守りパトロール事業、それから防犯カメラ設置事業、こういったものは少しずつやっていかなくちやいけないということで、継続性があるというふうに私も思うのですけれども、Wi-Fiスポットとか、温泉につける端末の設置事業、こういった事業というのは、何か取りつけて終わっちゃうのじゃないかなと、継続性がないように思うんですね。

そこで、ちょっと聞こうとしているのは、こういった事業をこの総合戦略の中にどういうように盛り込もうとしているのかお尋ねしたいということが1点。

それから、これは機器ですので、維持管理費が発生するわけなのです。経費は発生しますけれども、これらは補助金ですから、多分だめだと思うのですけれども、町の負担となってしまうのでしょうか。この2点についてお答えいただきたいと思うのですけれども。

議長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕荘作君発言〕

総務政策課長（小渕荘作君） 無料Wi-Fiスポットについては、他の観光スポットや公共施設などへの増設、また情報端末設置事業は、広域的視点からの観光コンテンツのつくり込み等を行うことによりまして、継続的な事業として位置づけることも可能であると考えております。

また、このような継続性のある事業につきましては、創生本部及び推進会議などの場で今後検討していくことになるかと思っております。

また、機器の設置に伴うハード機器の維持管理費につきましては、交付金の充当はできないので町の負担となると考えております。

議長（岸 祐次君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） この地方版総合戦略、法的に各地方自治体に策定が義務づけられていて、おおむね1,000万の予算を各市町村に振り分けてあるというふうに書いてありましたけれども、我が吉岡町では、この人口ビジョン・総合戦略を策定するに当たって、公募型プロポーザル方式により受託する事業者を募集しているとホームページにあります。

それを読みますと、業務の期間は来年の2月15日まで、委託の上限金910万円、税を含むと書いてありますけれども、先ほどのこの交付金の考え方の中に、こう書いてあるんですね。地方版総合戦略の内容の起草作業は、広く住民や産学金労の関係者等の意見を聞きつつ、地方公共団体がみずから行うこととすると。同作業の前提となる調査等は委託を行うことは可能であると、こう書いてあるわけなのですけれども、この公募型プロポーザル方式をやって、当然のことながら、これは調査のための委託なので、決めるのといひますかね、総合戦略を策定するのは役場自身ですから、そこで聞きたいのですけれども、この総合戦略、いろんな人の意見を聞きながら進めていくというふうに思いますけれども、総合戦略を策定する上での町の基本的な考え方をまずお尋ねしたいということが1点。

もう一つは、今いろいろ施策を入れてくると思うのですけれども、当然のことながら、広域との連携、広域というのがどこを示すかわかりませんが、広域連携を考えておもうのです。これについてはどう考えているのかお尋ねします。

議長（岸 祐次君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵荘作君発言〕

総務政策課長（小淵荘作君） 総合戦略を策定する上での町の基本的な考え方ということでございますけれども、国が4つの基本目標というのを定めておりますけれども、地方における安定した雇用を創出する、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するというのが、国の総合戦略における4つの基本目標でございますけれども、その4つの基本目標にのっとり取り組んでいく予定でございます。

これらの基本目標は人口減少対策が中心となり、人口増加を続けている吉岡町の現状になじまないというような部分もあるかのように思われますが、将来的に人口を減少させないための基本方針として実施していきたいと考えております。

また、広域連携につきましては、総合戦略における必須項目にはなってございませんけれども、取り組みそうな事業があれば検討していきたいと考えております。

また、道の駅の情報端末を利用した広域的な視点から渋川・榛東とのイベントや観光情報、施設の紹介も積極的に取り組んでいくなどの方法も検討できればと考えております。

以上でございます。

議長（岸 祐次君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） ことし7月の初旬、7月2日だったと思うのですが、高崎経済大学でポスト地方分権改革と地方創生、こういうテーマで桐生市出身の東京大学大学院の金井教授の講演がありました。これは学生への講義も兼ねておりましたので、講堂は満席の状態だったのですが、金井教授いわく、地方創生は国が主導する形になっています。各自治体は集権的な圧力のもとに、国の事業メニューに従った対応を迫られており、多くは翻弄されていると指摘しておるんですね。ぜひともよく考えていただいて、吉岡にとって数年後はよりよくなるような戦略を、施策を練っていただきたいというふうに思います。

ちょっと話を戻すのですが、先ほどの公募型プロポーザル方式による、その受託事業者の業務期間、これは来年の2月とあるのですが、この策定のタイムスケジュールを今年度中にやらなくちゃいけないということなので、タイムスケジュールを簡単に結構なのですが、お尋ねします。

議長（岸 祐次君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵荘作君発言〕

総務政策課長（小淵荘作君） 人口ビジョン・総合戦略の策定タイムスケジュールについてということでございますけれども、一連の流れの中で戦略の策定は行われ、業務が進められていくというふうになって、進められていきます。

現在、アンケートの集計及び分析作業中でございます。これから人口ビジョン及び総合戦略についての検討を進め、素案を11月中、もしくは12月の早いうちに取りまとめたいと考えております。その後は、1月ごろパブリックコメントを行い、最終的に2月中ごろに策定を予定してございます。

議長（岸 祐次君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） この今の策定のタイムスケジュールといいますか、策定の状況なのですが、ことし、27年7月3日現在の市区町村の人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定状況を見ますと、策定済みのところが7団体あるんですね。7月3日現在です。それから、27年10月まで、これが44%、全自治体の中で44%が策定できると。それから、12月までが351団体、20%。それから、27年度内、これが34.7%。吉岡町はこの27年度内というふうなので、ちょっと遅いほうに入るのでございますけれども、私もちょっと不思議といいますか、わからないのですが、もう策定済みの団体が7団体もあるんですね。それから、ことしの秋、10月なのですが、来月なのですが

も、44%の自治体が策定できると書いてあるのですけれども、閣議決定されて予算がついたのがことしの1月で、もうその時点で7団体ももうできているというのが不思議なのですけれども、完成が早いというか、遅いというか、吉岡町がちょっと後ろのほうなのですけれども、こんなにこの1年、おおむね1年ですね、ぐらいその差が生じた、その理由というのですか、原因というのですか、これは何なのでしょうかね。わからないのでお尋ねします。

議長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕荘作君発言〕

総務政策課長（小渕荘作君） 取り組みに早い遅いということでございますけれども、人口ビジョン及び総合戦略策定に関する平成26年度補正予算については、平成27年第1回定例会において議決されており、そのまま年度繰り越しを行いました。その後、策定支援業者の選定準備に取りかかり、5月上旬には公募型プロポーザルによる受託事業者の募集を開始、6月には事業者との契約を取り交わし、7月にはアンケート調査を実施しました。

全国を見ますと、3月の時点で策定済みの市町村も幾つかあるようでございます。と申しますのも、昨年5月に日本創生会議・人口減少問題検討分科会の推計による「消滅可能性」896自治体が示され、このリストに入り既に人口減少が進んでいる市町村においては危機感が強く、国の地方創生の動きとは別に独自で人口減少対策を検討していた市町村もあるようでございます。こうした市町村が昨年11月制定された「まち・ひと・しごと創生法」による人口ビジョンと総合戦略の策定に振りかえて取り組んだ経過があると思われれます。

また、人口ビジョンと総合戦略の策定に当たっては、業務委託を実施する自治体が多いわけですが、取り組みが早かったところは随意契約が多く、当町のように公募型プロポーザルにより選定して契約するケースと比べると、一、二カ月程度の差が生じます。こういったことから、早い、遅いという違いが出てくるのかなと思われれます。以上でございます。

議長（岸 祐次君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 吉岡町が、時間がかかってもいいですからね、立派なものをつくり上げてもらいたいというふうに要望しておきます。

ほかの議会の動きで、群馬県でただ1つなのですけれども、館林市議会が、この全議員でつくる地方創生研究会というのをつくって、総合戦略に取り組むべき施策をまとめた提言書を市長に渡して、館林市長は、なるほどと感じる部分が多くあると、参考にしたいと、こういうふうに言っております。

我が吉岡町のさきの定例会で、地方創生対策特別委員会を設置してございます。先ほどいろんなところと相談をするというふうに書いてありますけれども、起草はですね。議会との話し合いの場というのは、いつごろのタイミングで設けられるつもりなのか、お尋ねします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 今後、国が指定をしている産・官・学・金・労・言の分野に関連する委員には、住民代表を加えた形で推進会議が組織されておりますので、委員会の中での意見聴取が可能となります。

また、議会については、国は総合戦略の策定段階においてのかかわりが必要であるとしていることから、議会の地方創生対策特別委員会などの場に案をお示しをし、意見を伺いたいと考えております。

その他、1月ごろにはパブリックコメントも実施する予定であり、広く皆様のご意見を反映できるよう進めていきたいと考えております。

議長（岸 祐次君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） ちょっとしつこい言い方になってしまうかなというふうに思うのですけれども、ことしの4月1日施行の吉岡町議会基本条例第8条には、議会は町長等に対して、政策等を議会に提案するときは、政策等の水準を高めるため、いろいろなことがあるのですけれども、5つの事項について説明をするよう求めるものとする、というふうな基本条例を制定してございます。後で読み返していただけたらというふうに思いますけれども、この議会基本条例の趣旨にのっとり、議会への説明を十分に果たしていただくよう、この際要望しておきます。

この地方版総合戦略、これは平成31年までの5カ年の計画ですけれども、先ほどちょっと町長がおっしゃっていましたが、策定の取りまとめの部署は今のところ総務政策課かなというふうに思うのですけれども、役場内でこの検討のためのプロジェクト的な組織を設置したというふうにお聞きしたのですけれども、いつごろ設置して、どういふものなのか、再度お答え願えますでしょうか。

議長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕 荘作君発言〕

総務政策課長（小渕 荘作君） 総合戦略策定の組織については、国が指定している産・官・学・金・労・言の分野に関連する委員に、自治会長や都市計画審議会長などの住民代表を加えた、まち・ひと・しごと創生推進会議を11月中旬までに立ち上げたいと考えております。

また、町長を本部長とし、副町長、教育長、課長級職員により構成される、吉岡町まち・ひと・しごと創生本部をことし3月に設置してございます。創生本部の下には、必要に応じてワーキンググループや専門部会を置いて、総合戦略に盛り込む施策や事業の検討を進めていく予定で考えております。

議長（岸 祐次君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 総合戦略には国が掲げる、先ほども答弁にありましたような4つの基本目標に沿って策定しなければならないと書いてあります。具体的な施策にはそれぞれ目標値である重要業績評価指標KPIを記載して、またPDCAサイクルを回して、今までの施策の一方通行的な実施態様とはかなりかけ離れているのではないかなというふうに思います。したがって、検証・見直し作業が必要で、これは県・国への報告をしなければならないことになっております。地方版総合戦略、それぞれの自治体にその策定を法的に義務づけております。

先ほどの地方創生先行型事業、幾つかありましたけれども、これは補助率10分の10の国庫補助金で賄われるわけなのですけれども、このまち・ひと・しごと創生事業費の財源は、これは一般財源です。地方交付税だというふうに考えますけれども、基準財政需要額で算定されるものです。まさしく地方交付税の分捕り合戦が始まるというふうに理解しても過言ではないかなというふうに思います。

国は、自治体間に政策コンペを強要しつつも、国の集権的な調整が入って、県とのやりとりの中でこぼこのないようになると思いますけれども、交付税を決定するというふうになると思います。

今、まちづくりについて、幾つかの自治体の取り組みを見たときに、残念ながら吉岡町は積極的であるとは言いがたいというふうに思います。それから、その成果・実績も右肩上がりとは言えるものではないというふうに思います。

総合戦略ができ上がって、平成31年、四、五年先になるのですけれども、これを経過したときに、この吉岡町は元気な町だと思われるような政策を盛り込むよう要望し、また議会とも十分協議を重ねた上で決定していただきたいというふうに思いまして、要望しておきます。

以上で一般質問を終わります。

議長（岸 祐次君） 平形 薫議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を2時15分といたします。

午後2時00分休憩

午後2時15分再開

議長（岸 祐次君） それでは、会議を再開します。

---

議長（岸 祐次君） 15番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔15番 小池春雄君登壇〕

15番（小池春雄君） それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、第1点目でありますけれども、いじめ問題についてであります。

ことしの7月、岩手県の紫波郡矢巾町でいじめにより中学2年生が自殺をするという事件が起きております。2011年10月に滋賀県の大津市でいじめによる中学2年生が自殺をするという痛ましい事件がありました。この事件を受けまして2012年に、いじめ防止策促進法ができました。しかし、いじめはなくなりません。決してよその出来事ではなく、この群馬県でも2010年に桐生市で小学6年生が自殺をするという大変痛ましい事件が発生をしております。このような事件が起きるたびに、我が学校は大丈夫だろうか、こう考えるのは当然のことです。今回起きました矢巾町の事件でも、いじめ防止基本方針がつくってありましたけれども、結果的に全く役に立たなかったということが明らかになっております。大津のいじめ事件の教訓が役に立っていない、こういうことあります。大津のいじめ事件というのは、じゃあどういいうものであったかというのは、時もたっているものですから、多くの方がそういう子供が亡くなった事件があったんだというぐらいにしか記憶にはないと思うんですよね。ちょっと振り返ってみたいと思います。

この大津の中学2年生のいじめによる自殺事件、これは大津市中2いじめ自殺事件ということで、2011年10月11日に、滋賀県大津市内の中学校の当時2年生の男子生徒がいじめを苦に自宅で自殺をするに至った事件であります。複数の同級生が2011年9月20日、体育館で男子生徒の手足を鉢巻きで縛り、口を粘着テープで塞ぐなどを行った。10月8日にも被害者宅を訪れ、自宅から貴金属や財布を盗んだ。被害者は自殺前日に自殺をほめかすメールを加害者らに送ったが、加害者らは相手にしなかった。男子生徒は10月11日、自宅マンションから飛び降り自殺した。被害者の自殺後も、加害者らは自殺した生徒の顔写真に穴をあけたり落書きをしたりしていた。

学校と教育委員会は、自殺後に担任を含めて、誰もいじめの事態に気づいていなかった、知らなかったと一貫して主張していた。その後、報道機関の取材で、学校側は生徒が自殺する6日前に、生徒がいじめを受けているとの報告を受け、担任らが対応を検討したことは認めたが、当時はいじめではなくけんかとして認識をしていたというふうに説明をしております。そして、学校でアンケート等を行ったようであります。そのアンケートの結果は、暴力に対する記述が138件あった。トイレで殴られた。廊下でおなかを蹴られた。

鉢巻きで首を絞められた。体育大会で集団リンチのようなものに遭っていた等があった。金銭要求は万引きをさせられていたというのが11件あった。暴言、嫌がらせは170件あった。「おまえの家族全員死ね」と言われたり、蜂の巣・死骸を食べさせられた。また、16名の生徒より、男子生徒が自殺の練習をさせられていたとの回答を得ていた。

このようなことというのは、皆さんもこんなことを読んだりすると、ああ、確かそんな記憶があったような気がしたなというものが、皆さんの心にもよぎるのではないかと思います。これは大津のいじめ事件でありますけれども、この事件より少し前でありますけれども、これまた皆さんの記憶にあるかと思います。桐生市で小学生のいじめによります自殺事件というのがありました。これは桐生市の小学生いじめ自殺事件というふうにいまして、これは2010年10月23日正午、群馬県桐生市の小学6年生の女儿が同級生たちから1年以上にもわたる執拗ないじめを苦にして自殺をしたというものであります。

女儿は、母親へのプレゼントにするはずだった手編みのマフラーをカーテンレールにかけて首をつっている状態で発見されたというものであります。自殺した女儿は、愛知県の一宮市から桐生市の小学校に4年のときに、4年過ぎの2008年10月に転校してきた。家庭科と体育が得意で、将来はパティシエになる夢を抱き、転校当初は友達がたくさんできたらいいなと家族に語っていた。いじめが始まったのは5年生になってからで、母親がフィリピン人であることについてから、からかう言葉を浴びさせられ、同級生に汚い、臭い、近寄るな、プールがばい菌で汚れるなどと言われ、作文では、心に傷つくことを言われたとつづり、いじめの窮状を聞いた父親は、それじゃあ中学校になったら大阪のほうへ引っ越そうと返答していた。2010年1月、5年時の3学期が始まると、女儿の上履きに「うざい」「死ね」などと落書きをされ、いじめを訴えていたが、元校長は、いじめというのは、あなたの勘違いですよと言って取り合わなかった。

6年生になってクラスが変わり担任が交代すると、いじめはさらにエスカレートした。女儿のクラスは10月になると、後に同級生の1人が、「いじめの中心になる子が何人かいて、ほかの子は何をされるかわからないから逆らえない」、「クラスはばらばら」と評するような深刻な状態に陥った。学校側も担任以外の教員を投入するなどの対応をとっていたが、女儿は9月28日の席がえから孤立、学校の担任は班ごとに給食を食べるよう指導したが、児童たちが女儿を含む班から勝手に離れ、1人で給食を食べることが多くなった。女儿が孤立させられ、肉体的な拷問ではなく精神的な拷問を受けたというふうに、ある識者は言うております。

子供は、「お父さん、お母さん、転校したい。どんな遠い学校でもいいから歩いていく」と女儿は何度も両親にすがっていたようであります。10月19日、20日と2日連続で学校を休んだ女儿は、欠席の電話をするときに、「いじめの話はしなくていいよ、先

生は何を言ってもだめだから」と、給食時にのけ者にされ、連日罵詈雑言を浴びせられて  
いるいじめを担当教諭が改善してくれないことに絶望、「あすは社会科見学があるから出  
てくれるかな」と担任が電話をし、10月21日の社会科の校外授業には出席したが、一  
部の同級生から「何でこういうときだけ来るの、ふだんはずる休み」などと言われて泣き  
ながら帰り、母親に「もう学校に行きたくない」と訴えた。父はこの日に学校に電話し、  
いじめや給食時のグループ分けについて何とかしてほしいと頼み、担任は「話し合ってみ  
ます」と応じた。その後、女兒は二度と学校に行くことなく、23日にそのみずから命を  
絶ったという、こういう経過だったんですね。

これを見て本当に、最初のその大津のいじめ事件があって、いじめ防止対策推進法とい  
う法律ができた。しかし、その法律ができて、そしてまた矢巾町でもいじめ対策に対する  
独自の矢巾北中学校いじめ防止基本方針というのができております。これができていて、  
それでも同じような事故が起きて、これを防げなかったということです。

こういうことを見ますと、何が言いたいかという、こういう事件があるたびに私たち  
は反省をするのですけれども、そしてそのたびにその条例もつくる、法律もつくる、こ  
ういうことがなされますけれども、しかしまたそれが起きる。だから、こういう、その起き  
る、このリスクをいかにして減らしていくかということが、今教育の現場に課せられた大  
きな使命だというふうに思っております。

そこで、お伺いをするものでありますけれども、教育委員会としまして、このような事  
例につきまして、吉岡町、今後の対策は十分なのか。どのような対応をしているのか。こ  
の何をまずはお伺いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君登壇〕

教 育 長（大沢 清君） ただいま小池議員さんから、いじめの問題に関しまして、吉岡町の現状で  
すとか、学校における取り組みについてご質問をいただきましたので、ご答弁をさせてい  
ただきます。

いじめは、どこの子供にも、どここの学校においても起こり得るもの、こうした基本認識  
を持つことが重要と考えております。今はどこのご家庭にも携帯電話、あるいはパソコン  
など通信機器が普及をしております。少子化という状況もありますけれども、家庭内でこ  
うした機器を利用して友達同士がつながっている、そんなこともあるようで、集団でのコ  
ミュニケーションがうまくとれない、そうした子供もふえていると言われております。学  
校においては、社会の規範として、どんな形であれいじめは許されない、いじめる側が悪  
いということを明快にして、毅然とした態度で全体に行き渡らせる必要があります。また、  
傍観している子供もいじめる行為と同じで許されない、こうしたことも重要なポイントの

1つと考えております。

ご質問の中にございましたけれども、いじめと思われることが原因で子供がみずから命を絶ってしまう悲惨な事件が続けて起こっております。特に発見が難しい、昨日のご質問にもありましたけれども、SNS上でいじめは世界中で深刻な問題にもなっているということでございます。アメリカの若者の52%がネットによるいじめを受けた経験があり、そのうち38%もの人が自殺願望を抱いたという調査もあるようでございます。日本においても同じようなことになるのではないかと、そんなことも想像され、深刻さをきわめる、そんなものでございます。

当町の学校においては、教職員の全体が児童生徒の情報を共有することで、子供たちから発信される小さなサインも見落とさないよう心がけておるところでございます。また、学校だけでなく、家庭や友達とのかかわりの中など、さまざまな場所でもサインが出されることもございますので、日ごろからクラス内や友達などの言動にも注意を払うようにしておるところでございます。ふだんと様子が違う、そうしたことを察知したときは、すぐに校長に報告し、教職員全体で共有して対応することになっております。

また、家庭や児童生徒から情報を得るために、小学校では連絡帳、中学校は生活ノートを活用し、また学期ごとにアンケート調査も実施をしておるところでございます。学校や教師のほかにも相談できる場所があることも、子供たちに周知をしている、連絡先を記載したカード、ちょっとここに用意してあるのですけれども、「1人で悩まないで話を聞いて、いじめ電話相談」と、こういったカードも子供たち全員に持たせておまして、何かあったときは相談しにくい問題、誰にも相談できないなど、そんなときに電話をするように配布をしておるところでございます。

以上、まことに雑駁ではございますけれども、お答えとさせていただきます。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 先ほど言いました、子供たちが亡くなった例というのは、子供が絶えずそのSOSを出していた。しかし、それを正面から捉えていなかった。今回のこの矢巾町の事件もそうでしたよね。子供がちゃんとそのSOSを出していた。しかし、それを学校側は小さなことに思っていたんですね。結果的にあの子供が、もういろんなサインを出して、私はたまたま元校長先生をしていたという教員がいたものですから、知り合いがいて、言われたのですけれども、小池さん、子供がその死ぬという、これはこの「死ぬ」という字じゃなくて、それは「市場」の「市」、「市」という、「市ぬ」という誤字を書いているんですね。なぜだかわかるかいと聞かれたんですよ。私はちょっとわからないと。子供は、死ぬということに対して恐れがあるんですよ。だから、死ぬという字は書けないんだ

と。だから、この字を、字が書けなくて、知らなくて書けないんじゃないかと、死に対する恐れがあるので、だからこういう「市」を使うんですと。だから、本当にこの子供に気づいてあげられなかったというのは、大人たちの責任ですねと。

だから、先ほど言った、この3つの事件というのも、その事件があったのですけれども、学校と教育委員会、先生がこれを見過ごしていたというところに大きな問題があったのですけれども、だからまた繰り返されているんですよ。それを繰り返させないために、いじめ防止対策推進法というのができましたけれども、矢巾町でもいじめ防止基本方針というのができているのですけれども、これはいじめ防止対策推進法を受けてのそれぞれの市町村でつくっているわけなのですけれども、吉岡町はまだこのいじめ防止基本方針というのはできていませんか。条例でできると議会の議決になるのですけれども、今そういう中で、最近のその報道では、あちこちでこれを受けての、じゃあもしもそういうものができたときどうしようかというので、第三者委員会を設置するなんていう動きもありますよね。これも議会の議決なののですけれども、そこで思うのですけれども、吉岡町でいじめ防止基本方針、これのこれからの制定、そして第三者委員会の、これは第三者委員会というのは、そのことが、そういう事件が起きたときに、どうしても学校対、学校、先生、教育委員会というのが今までそれを負担にしちゃって、その問題を問題視してこなかった経過があるので、そういうものをしっかりと検証するために第三者委員会を設けるわけなのですけれども、事が起きてからでは間に合いませんから、事が起きたらすぐそういうところにこういう件があるけれどもというので設置をしておく必要があると思うのですけれども、いじめ防止基本方針の中に第三者委員会等を設置するというような条例をつくるべきだというふうに思いますけれども、これについての考えをお聞かせ願いたいと思いますけれども。

議長（岸 祐次君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） 第三者委員会の設置に関してということでございますけれども、この間の上毛新聞8月20日だったかというふうに思いますけれども、県も4月に県いじめ問題等対策委員会を立ち上げたと、そんな新聞記事を見たところでございます。このいじめ防止対策推進法では、学校、それから教育委員会、児童相談所、法務局、あるいは法務省ですかね、それから警察等、あるいは関係者によってこういった協議会をつくることできると、要するに必須ではございませんけれども、つくることができるというようなことになっておるところでございます。

吉岡町におきましても、当然そういったことも視野に入れなければならないというふうに考えておりますけれども、県内のほかの市町村がどうこうということではございません

けれども、そういったことも視野に入れて、もしこういった委員会をつくった場合には、県のいじめ問題等対策委員会と連携して活用を行うと、そんな規定もあるようでございますので、そういったことも視野に入れて検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） もうちょっと積極的に教育長、1歩出られませんか。これは文科省がいじめ防止対策推進法と、これは平成25年ですから、できたばかりなのですけれども、恐らく7月に施行、法律ができたんですね。それを見ますと、あとこれを、この法律は公布の日から起算して三月を経過した日から施行するというふうになっています。三月を7月にできているから、すると8、9、10と、から施行すると。その中で、5条の中では、地方公共団体の責務というのがございまして、第6条では、地方公共団体は基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するというふうに定義づけされております。ということは、遅かれ早かれ、そういうものを策定をしろというふうに言っているんですね。

そういうものを受けてか知りませんが、最近皆さんも、これは館林市でその条例をつくるというような新聞記事も見たかというふうに思います。館林市はいじめ防止対策推進法に基づき、さっきのこれですね、いじめによる重大事態が発生した場合、調査審議に当たる第三者組織、市いじめ問題調査委員会を市教育委員会に設けると。調査結果を再調査する市いじめ問題再調査委員会も必要に応じ市長の附属機関として設置するというふうになっております。これを4日開会する市議会9月定例会に条例案を提出をするということで、もう進めておりましたね。ぜひとも、こういうこともありますので、後手にならないようお願いをしたいというふうに思っております。

それから、もう1点なのですけれども、なかなかこれまでタブー視をされておりましたいじめの1つの問題になるものがあるのですけれども、教育長はLGBTという言葉をご存じですか。LGBT。わからなければまたちょっと言いますけれども、これ、LGBTといいますのは、Lはレズビアン、Lです。女性同性愛者。Gというのはゲイ、男性同性愛者、これはGですね。そして、Bがバイセクシャル、これが両性愛者ですね。両性愛者。そして、Tがトランスジェンダー、性同一性障害というふうに、これを指してそのLGBTというふうに言われております。異性愛や男女の性別しか存在しないという考えを中心にした社会で、LGBTはいないものとされてきました。しかし、日本には約20人に1人いるとの調査があり、誰にとっても身近な存在ですということです。そして、学校や職

場、こういうところでメディアなどでLGBTへのからかいや差別的な言動が見過ごされる中、自殺を考えたり自傷行為をしたりしたことのある当事者が3割に上るという調査もあります。

教育現場や研修職場などで、LGBTに関する正しい知識を学ぶ機会を設けることが早急に求められていますということでもあります。そして、自殺総合対策大綱には、LGBTへの対策が盛り込まれ、男女雇用機会均等法でLGBTに対する差別的言動もセクハラに該当することになりました。

一方、日常生活や雇用法制度に差別が存在する状況について、国際的には人権侵害とされ、国連人権理事会は日本政府に対し差別を撤廃するよう勧告、同社会権規約委員会も同性カップルへの差別的法規の見直しを促しているというふうに言われております。最近はそのLGBT、これは女性たちが、女性カップルに戸籍では今婚約が認められませんから、ある区役所では夫婦としてそれを認めるというようなご意見が出ていますよね。

そういう中で、このLGBTといいますのは、20人に1人いるんだと。というと、1クラスの中では2人ぐらいはいるんだと。これは事実なんですね。ですから、昔は、日本には今までそういうものはないものでと、いないんだというふうに考えられたんですよ。でも、今そういう人たちに対する人権というのがしっかりと認められる時代になってきました。だから、今度は教育の現場でも当然子供には子供のときから、いっぱいいますから、そうするとそのことによって差別が生じてくる。というのも1つの大きなこれからの課題になってきます。

そのことで自殺を考えたり、そのLGBTの人たちというのは、なかなか社会が認めてくれないので、その3分の1が自傷行為に走る。自殺未遂をしたり、そういうことに走るというふうに言われております。なかなか教育の現場というものは、そういうところからはまだまだ意識の中で避けて通りたいという考えがあるのでしょうかけれども、しかしもう時代も違って、もう国連からもそういう勧告を受ける時代です。完全にその市民権を得ております。

これについて、今後学校教育の中では、教育委員会としてどのように取り組んでいくのかについてお尋ねをしますけれども、今言って、いや、すぐ回答はやれないよというのであれば、また十分に検討して、後でも結構なのですけれども、今あるとすれば、どういうところに到達しているか、教育委員会の考え方をお尋ねしたいと思いますけれども。

議長（岸 祐次君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） ただいまのご質問でございますけれども、私自身そういったまだ認識、全くしておりませんでした。もしそういうことであれば、当然これは人権の問題として扱わ

なければならぬということになるかというふうに思います。今まで県の会議等でも私は出席させていただいておりますけれども、学校教育現場の中でそういったことが議題にされたという記憶もございませんので、ただいまのご質問に対して何とお答えしていいのか、ちょっと迷っておるところではございますけれども、そういうこともあるということを認識して、これから人権問題としてどういうふうに対処していくかということも含めて、よく検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 先ほど言いましたように、このLGBTというのは、今まで日本ではいないものとされてきました。しかし、あっちこちのニュースで女性同士、男性同士が入籍をするとかというのはいっぱい聞きますよね。最近テレビを見てもすごく多いでしょう。たくさんいますよね。こんなにいたのかと思うほどいる。だから、いるんですよ。だから、そういうことはちゃんと認識をして、そして当然大人になって急に変わるわけじゃなくて、それは子供のときからそうですから、だからそのことによっていじめがあったり、時にはそれが、そういうことが自殺の原因になるということも十分にあります。そのことによっていじめとか、というのがありますので、ぜひともこの問題についても正面から取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、いじめの問題につきましてはこの辺にしておきまして、続きましてALTの改善策についてお尋ねをいたします。この件につきましては、これまで3人ですか、3人だか4人の方が質問してまいりましたけれども、新聞に載ったことが多いからインパクトとなって多くの方が質問したんだというふうに思っております。

話を聞いていまして、ALTではないのですけれども、ALTは英語指導助手ですね。本来は語学ですから、確かに日本の英語の先生というのは、また子供たちも文法についてはすごく優秀のようなんですね。しかし、だめなのが会話なんだと。日常会話ができないんだと。文法もしっかりしている。しかし、日常会話はできない。ここが問題なんですよ。そのためには、だからやはり英語圏、英語のできる国から英語ができる人を連れてきて、そして本物の英語で授業をする。英語を覚える。

私も経験しているのですけれども、英語指導助手というのが来るのですけれども、ほとんどが日本語はしゃべれません。普通、日本後をしゃべれて英語をしゃべる人が来るのかなと思っておりますけれども、そうじゃないんですね。全く日本語をしゃべれない人が日本に来て、そして英語の先生の助手ですから、英語の先生が、日本の英語の先生というのでも片言の英語は言えるのですけれども、アメリカなんかから来る先生と話しても、日本の先生の言っていることがわからないという、私も経験したのですけれども、聞いたことがあ

るのですけれども、日本の先生、ちょっと話ができないと、あんまりよく通じないという話も聞きました。

そういうので、そこは英語の先生がいれば何とか話は通じるのですけれども、今吉岡町では日本人とその英語指導助手、ほかのことも見ているのでしようけれども、こういう時代ですから、そういうんじゃなくて、やはり英語をきちっとしゃべれるように、どっちかという文法なんていうのは、英語がしゃべれれば後からでいいんですね。子供が言葉を覚えるときにそんな文法から入りませんから。そういうのは、言葉って覚えるらしいですから、いかにして会話をするかと、文法は後からついてくると。ですから、英語で話せる機会を多くする。それにはやはり英語圏からの人を採用するということが大事だというふうに思います。

ぜひとも、吉岡町が教育に熱心で、近隣の市町村から比べても吉岡町はやはり進んでいますねと言われるぐらいな体制に、何としても早く持っていきたいというふうに思っておりますけれども、そこに対する決意はいかがでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 先ほどの馬場議員の答弁に重なることがありますが、お許しを願いたいと思っております。

2020年度に学習指導要領が改訂されますと、小学校の英語活動が小学校5・6年生から3・4年生へ引き下げられ、また小学校5年生より英語が教科となりますので、2018年度から移行期間として前倒しをされる場合、移行期間に間に合うよう、群馬県では英語教師の増員、ALTの増員を視野に準備しなければならないと考えております。

今、幸いにも、吉岡町にいるALTさんは日本語べらべら、もちろん英語もべらべら、私の言うこともちょっとわかるのかなと、日本語でも。そういったすばらしい先生に来ていただいているということですのですけれども、話に聞きますと、もう期限が来ているというような話も聞いております。そういった中におきましては、今議員が言われるように、本来日本に来るときにはほとんど日本語は知らない。そういった人が来ているのかなというようにも思っております。

そういったことで、これから子供たちが英語を習うという意味におきましても、教師の増員、ALTの増員は視野に入れて準備しなければならないと思っております。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 大変前向きに聞こえるのですけれども、いま一つちょっと決意が感じられないのですけれども、ぜひ、ここまで来ると、もう中途ですからね、新年度、来年度につ

いては、吉岡町は本当にやる気だぞというので、よくやっているねと言われるような体制をぜひともつくっていただきたいと思いますけれども、一言、よし、わかった、やるよと言えば、それだけで済むことなんです。いかがでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） その前に、教育長の話もちょっと一言いただければありがたいと思います。

議 長（岸 祐次君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教 育 長（大沢 清君） それでは、町長がお答えしておりますけれども、確かに国のほうも25年6月に閣議決定をしておりますして、国の教育振興計画ということで、英語教育も充実がその中に入っていったかというふうに思っております。そんな中で、中学校の英語教師の英検準1級取得者の合格率が50%に上がると、そんな目標も立てて、国も英語教育の充実に努めようと、そんなことをしているようでございます。国の成果目標がどのように達成されていくのか、また場合によっては、英語教員の配置も国のほうは少し考えてくれているのかなんていうこともございます。

そういったことで、当然ALTは町の予算の中で配置するというところでございますので、そういった状況も当然見ながら、当然そのALTは教員の資格のない、先ほど議員さんがおっしゃられたように、教員の資格のない方でございます。そういったことで、正規の教員を国がそういうふうな形で英語教育の充実を図っていかうというような閣議決定もしているようでございますので、そういった状況も見ながら、町や、町長にも当然相談しなければならない、予算がかかることでございますので、相談しなければならないことではございますけれども、子供たちが英語を母国語としているALTに接するという事は、これはネイティブな英語を耳にする効果は非常に大きいと私も思っておりますので、校長の意見等も聞きながら、極力町長にお願いして、母国語とするALTが配置できるようにお願いをしていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 今教育長は町長にお願いしてという話がありましたので、町長の決意を。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 教育長、そしてまた校長と相談しながら、私のほうへ言ってくるということでございます。そういったことについては、私も積極的に応えていきたいというように思っております。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） それでは、積極的に応えたいということで、次に移りたいと思います。

続きまして、子育て支援策についてお尋ねをするものであります。

町長の選挙公約は、子育て支援日本一を目指すということであります。また、上毛新聞のインタビューでも町の現状を念頭に置きながら子育て支援をすると言っております。形となって見えてきません。ぜひとも町民に夢を与え、町民がどこへ行っても自分が住んでいる町を自慢できる施策を行っていただきたいと思っておりますけれども、町長の腹の大きいところのビジョンを語っていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 町の現状を念頭に置き、子育てを支援していくと語っていますが、具体的にはということで、腹は生まれつきではなく最近大きくなったので、飯を食わなくも大きくなるのですけれども、私は当初、福祉医療の充実を掲げ、そして実施してまいりました。学童保育では施設の新設・改修・借用しながらいろんなことを整備をし、指定管理も行いながら保育の充実を努めてまいりました。利用料はほぼ据え置きで、県下でも最も低い額を現在も維持していると思っております。

また、保育所施設では、吉岡会の協力のもと、5園中4園が整備し、うち3園が新築整備であります。さらに、残り1園も近い将来に新設整備する予定でもあります。このような市町村は県下にはないと思っております。そして、保育料も低いものと思っております。第3子以降は3歳未満児の保育料の無料化も実施しました。国においては、新たな施策は来年度に向けて検討されているようでありますが、要保護児童対策の事案も多くなってきていると聞いております。

限られた予算の中で、これらを維持していくことも大変なことでもありますが、今後も維持していく考えであります。

今回の補正予算でも保育園委託料を約1億2,800万円の増額補正をお願いしました。全体で6億4,900万円となります。平成26年度決算では5億2,200万円となりました。昨年度の町の負担は1億6,300万円で今年度は2億円を上回り前年度より3,700万円の増でもあります。

こうしたことから、子育て支援として、具体的に町民にわかっていただけたらと思っております。

最近どうも県は、小池議員もご存じのように、はしごを外すような、いわゆる施策をやっております。そういったことも、県がはしごを外されても、町はその後の引き受けはし

なくてはならないというようなこともあります。そういった中におきましては、他町村では、県がはしごを外した分には、そのままいわゆる子供たちに負担していただくというような町もあるというようなことも聞いております。

そういったことで、今まで以上に、いわゆる子供を育てるなら吉岡町ということを経験した限りでは、全力を挙げてやっていきたいというようには思っております。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） それでは、子育て支援策の2点目に入りますけれども、離婚後の寡婦控除の問題であります。

この件につきましては、全国的な取り組みが最近多く行われております。これが実施されますと、適用されるのが20項目ぐらいあるようであります。当町ではまだ未実施であります。これまで検討したことがあったのか。私はぜひともこの寡婦控除はしていただきたいというふうに思っております。

簡単な話なのですが、結婚をして離婚すれば、寡婦控除を受けられるのですが、結婚しないで未婚で子供を産んだ場合というのは、全くこれが、寡婦控除がきかないんですよ。だもんだから、結婚したか、しないかだけで、結婚して離婚した人は保育園とかそういうものが控除で安く見られますけれども、最初に結婚しなかった人はそれが高いという。いろんなものを見ていくと、20項目ぐらい、いろんな、町営住宅だのなんだの、いろんなサービス、保育料もそうですよね。これはだからちょっと不公平じゃないかということで、そう難しいことじゃないんですよ。それは同一にみなすというところが、税法上ではそうじゃありませんけれども、国のほうも幾らかそれを考えるというようなどころもあるようでありますけれども、自治体がそういうことは率先してやっております。

ぜひともこのことは、結婚、離婚したか、しなかった、結婚したか、しなかったかだけで、子供が生まれてきて、そこで差別があるというのはどう見てもおかしいですから、何とかそのところは寡婦控除が未婚の母にも適用される、その人たちにも適用されるべきだというふうに思いますけれども、ぜひとも前向きな回答を得たいと思いますけれども。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 日本のひとり親に対する寡婦控除のみなし適用についてのご質問ということでよろしいでしょうか。

これに関しましては、先ほど議員もおっしゃるとおり、国会内でも質問として取り上げられているようでもあります。最近新聞を見ますと、県内で導入しているのは、前橋、太

田、そして館林、邑楽の4市町村であるというようなことも聞いております。最近では、県内でもみなし控除をしている市町村があるとの情報もあります。

事案によっては把握が難しいケースもあるようですが、県もみなし適用には慎重なようでもあります。また、国でも寡婦控除のあり方を検討しているようでもありますので、現状では動向を見守りたいと思っております。

そういったことで、離婚した人、そして結婚しないで子供がいる人ということ、本当に差別するのは大変かなと私も思っております。そういったことで、いろんな面で動向を見守りながら検討したいというように思っております。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） これは町長、もう検討したくても、何ていうんですかね、町長もそう思うというのですから、これは法律に触れるわけではないし、そのことによりまして、実際に子供を持つひとり親家庭というのは、いわゆる今問題になっております。子供の貧困、母親世帯というのは、五十数%が貧困だというふうに言われております。そういう意味で、子育て支援という面から捉えて、なるべくそのことによってその負担を少なくしてあげるということは大事なことだと思うんですよね。そう難しいことではないので、町長、ぜひとも早い時期に実施をしていただきたいと思っておりますけれども、そう周りを見ていつまでも足踏みしていないで、実施をお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。再度お願いします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 私は日ごろ、隣んちがしたからすぐすとか、そういうことは嫌いだと言っております。そういったことで、町は町として検討していきたいと思っております。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） それでは、検討の結果はなるべく早くお知らせいただけるようお願いしておきたいと思っております。

それでは、最後になりますけれども、高齢者福祉の充実ということで、3点を出してあります。

1点は、先ほども馬場議員から質問があったことに重なると思っておりますけれども、福祉タクシーです。福祉タクシーもそれぞれの市町村でさまざまな取り組みが行われております。最近では高齢者の事故防止から運転免許証の返還で、その対策としてタクシーの料金の補助であるとか、高齢者の増加により、その対策でさまざまな取り組みが行われております。

吉岡町に合った施策を考え、実施をすべきだというふうに思っております。

吉岡というのは小さな町で、コンパクトな町で、これが吾妻のほうとかになると本当に大きな町で、こういう施策というのは大変難しいと思うのですけれども、吉岡町も早い時点から福祉タクシーを利用しております。最初考えたものと、最近その条件が変わってきて、さっき言いました運転免許があったり、制度はできたのですけれども、まだ利用が少ない。決算書を見ましても、まだ五十数万という額ですから、この辺が200万円ぐらいにいてもよろしいのではないかというふうに思っています。ぜひともこのところをお願いしたいと思っております。

時間も迫っておりますので、3項目で出しておりますけれども、3項目続けて行いますけれども、それと、また高齢者の福祉大会が近づいてまいります。文教厚生常任委員の方は、そのときにそれぞれの年に合った人たちのところに長寿祝い金といいますかね、を持って伺いをしておりますけれども、私はもう少し出してあげてもいいんじゃないかと、2割とか3割アップしてもいいんじゃないか。財政力に見合った、あそこに人が集まっていて、そういう楽しそうな顔を見ていると、やはりそうしてあげたいという気持ちはありますよ、町長ね。ですから、ぜひともそういうものに見合ったものにしていただきたい。

それから、3点目とありますけれども、高齢者の見守りについて、GPSを使うということが最近ふえているようであります。ぜひとも吉岡町におきましても、この長寿時代を迎えまして、しかし認知症の方というのもふえてきております。そのために、さまざま、警察とか消防にお願いをしておりますけれども、そこでまたGPSを使ってくれれば、またそういう人たちの発見が大変容易になるようでありますので、ぜひともこのことも、今言ったからあしたしろというんじゃないのですけれども、早急に検討していただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 早目に答弁させていただきます。

福祉タクシーについては、当初は利用者も、議員がおっしゃるように大変少なくありました。ここ数年利用者が増加してきました。平成26年度では延べ利用者が774人ありました。この内容については、議員知っていると思いますので、金額は先ほど言いましたように、56万4,100円というような金額でございます。私も福祉タクシーについては、利用状況も増加しているようですので、現状維持でいきたいと考えております。

それから、利用者の状況はということなのですけれども、平成24年度は47人、平成25年度は同じく47人、平成26年度は54人で、延べ利用者数では平成24年度は512人、25年度は同じく679人、26年度は774人と、2年間で約250人以上利

用がふえているという状況でもあります。

それから、敬老祝い金については、初めから言わせていただければ、今の現状で維持していききたいというようには思っております。だが、しかしこの祝い金については、いわゆる老人の方々がこの日を楽しみにしているという状況は、まさにそのとおりと私も思っております。どうにかこの額をふやせるよう、いろんなことで研究をし、また研究をしていききたいというようには思っております。

それから、最後の高齢者の見守りに対して、GPSのサービスとしては今のところ考えておりませんが、介護保険法の改正により、平成30年4月には認知症施策の推進として認知症支援策も実施することになっております。その中で、このようなサービスも検討しなければと考えております。ただし、既に実施している市町村の中には、平成16年度よりGPSの購入助成事業を実施しているが、通算して昨年1期のみの実績であり、しかも現状では利用されていないということもお聞きしました。こうした問題もありますが、今後、方策等を研究し進めていききたいというようにも思っております。

いろんな面におきまして今質問をいただきましたのですけれども、福祉タクシー、そういったことも馬場議員のほうからもいろんな面で質問をいただきましたが、ぜひこの福祉タクシーを利用していただければと私も思っております。

そういったことでよろしくお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） まず、福祉タクシーですけれども、いろんなところでいろんな方式でやっております。前橋なんか細かくやっているようでもあります。ぜひとも、吉岡町は特にというのは、やはり先ほど馬場議員が言いましたけれども、馬場議員の地元、あの辺も高齢化も進んでおまして、高齢者が病院に行ったりするには、福祉タクシーの利用が十分に機能を発揮していると思います。

もう少し、だから、人数は町長、それはふえているのですけれども、額としまして、その56万4,100円ですから、当初はこれをつくったとき、500万円ぐらい予算はありましたよ。200万円ですか。200万円にしたんですね。そのぐらいあるんじゃないかと思って、そうしたらまだ50万円ですから、ここをだからもう少し使い勝手がいいような、ぜひとも、せつかくある制度ですから、ある制度は改善して、多くの人たちが喜んで使い勝手のいい制度にしていってほしいというふうに思います。賢い人たちが役場の中にはたくさんおられますので、そういう人たちに知恵を出していただきまして、そうしていただきたい。

それと、そのGPSですけれども、先ほど町長が、始めたのだけれどもやめたところも

あるというような話でした。結構お金もかかるようです。しかし、今消防なんかは広域でやっていますから、ぜひとも渋川・吉岡・榛東等で協議しながら、この辺も進めていったらというふうに思いますけれども、この辺、町長、3カ市町村、広域のほうでぜひとも協議すべきだと思いますけれども、そこについての決意だけ、ひとつ聞かせてください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 近隣と申しましたのは、西のうちの話なのですけれども、西のうちが大分進んだ施策をとってやっていただいているということですから、もちろんこれは受益者負担があるというようにも聞いております。そういったことも含めて、広域でできるものはやっていきたい、また相談したいというように思っております。

議長（岸 祐次君） 小池春雄議員の一般質問が終わりました。

---

散 会

議長（岸 祐次君） これをもちまして、予定していた一般質問は全て終了しました。

本日はこれをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

午後3時16分散会

# 平成27年第3回吉岡町議会定例会会議録第4号

平成27年9月18日（金曜日）

## 議事日程 第4号

平成27年9月18日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告（総務・文教厚生・産業建設 3 常任委員長報告）  
(委員長報告・報告に対する質疑)
- 日程第 2 議案第41号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 3 議案第42号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 4 議案第43号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 5 議案第44号 財産の取得について  
(討論・表決)
- 日程第 6 委員会議案審査報告（予算決算常任委員長報告）  
(委員長報告・報告に対する質疑)
- 日程第 7 議案第45号 平成26年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について  
(討論・表決)
- 日程第 8 議案第46号 平成26年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(討論・表決)
- 日程第 9 議案第47号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(討論・表決)
- 日程第10 議案第48号 平成26年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(討論・表決)
- 日程第11 議案第49号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(討論・表決)
- 日程第12 議案第50号 平成26年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(討論・表決)

- 日程第 1 3 議案第 5 1 号 平成 2 6 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(討論・表決)
- 日程第 1 4 議案第 5 2 号 平成 2 6 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(討論・表決)
- 日程第 1 5 議案第 5 3 号 平成 2 6 年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について  
(討論・表決)
- 日程第 1 6 議案第 5 4 号 平成 2 7 年度吉岡町一般会計補正予算 (第 2 号)  
(討論・表決)
- 日程第 1 7 議案第 5 5 号 平成 2 7 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 (第 1 号)  
(討論・表決)
- 日程第 1 8 議案第 5 6 号 平成 2 7 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)  
(討論・表決)
- 日程第 1 9 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)  
(討論・表決)
- 日程第 2 0 議案第 5 8 号 平成 2 7 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)  
(討論・表決)
- 日程第 2 1 議案第 5 9 号 平成 2 7 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)  
(討論・表決)
- 日程第 2 2 議案第 6 0 号 平成 2 7 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)  
(討論・表決)
- 日程第 2 3 議案第 6 1 号 平成 2 7 年度吉岡町水道事業会計補正予算 (第 1 号)  
(討論・表決)
- 日程第 2 4 同意第 5 号 吉岡町教育委員会委員の任命について  
(討論・表決)
- 日程第 2 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について  
(討論・表決)
- 日程第 2 6 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について  
(討論・表決)
- 日程第 2 7 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について  
(討論・表決)
- 日程第 2 8 委員会請願審査報告 (総務常任委員長報告)  
(委員長報告・報告に対する質疑)

日程第 29 請願第 1 号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書提出の請願

(討論・表決)

日程第 30 請願第 2 号 「平和安全法制」(国際平和支援法：海外派兵恒久法と平和安全法制整備法：一括改定法の実質 11 法案)に断固として反対し、この法案を廃案にすることを強く求める請願

(討論・表決)

日程第 31 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 32 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 33 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 34 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 35 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 36 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 37 議会議員の派遣について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	馬場周二君
15番	小池春雄君	16番	岸祐次君

欠席議員 なし

---

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小淵莊作君
財務課長	大澤弘幸君	町民生活課長	大井力君
健康福祉課長	福田文男君	会計課長	守田肇君
上下水道課長	大塚幸宏君	教育委員会事務局長	南雲尚雄君

---

事務局職員出席者

事務局長	大井隆雄	主任	青木史枝
------	------	----	------

## 開 議

午前9時30分開議

議 長（岸 祐次君） 皆さん、おはようございます。平成27年第3回吉岡町議会定例会は、本日が最終日となりました。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。よって、会議は成立しています。

これより、本日の会議を開きます。

お手元に配付してあります議事日程（第4号）により順次会議を進めます。

---

### 日程第1 委員会議案審査報告

議 長（岸 祐次君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題とします。

委員長報告を求めます。

最初に、総務常任委員長山畑委員長、お願いします。

〔総務常任委員会委員長 山畑祐男君登壇〕

総務常任委員長（山畑祐男君） 13番山畑です。それでは、総務常任委員会の議案審査報告を行います。

定例会開会日9月4日、議長より付託されました議案5件、同意1件につきまして、9月14日月曜日午前9時半から委員会室において、委員全員、議長、それから執行側からは町長、副町長、教育長、所管課長、局長、室長が出席し、審査いたしましたので、審査の概要と結果を報告いたします。

議案第41号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例では、委員より、個人情報の保護と漏えいについて疑義があるとの質疑に対し、個人情報のデータの管理体制、取り扱いについての教育は万全の体制であるとの答弁がありました。採決では、原案適正と認め、賛成多数で可決でありました。

次に、議案第42号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例では、委員より、約32名の大幅増員は理解できないとした質疑に対して、将来の人口増に対する対策であり、実際は年1名ぐらいの増員であるとの答弁でした。採決では、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第43号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例は、特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。審査の結果、採決では、原案適正と認め、賛成多数で可決であります。

議案第50号 平成26年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、町より、吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計の経緯の説明の後、歳入歳

出、事項別明細書の款項の順に審査を行い、採決では、原案適正と認め、全会一致で認定であります。

議案第54号 平成27年度吉岡町一般会計補正予算(第2号)については、歳入歳出、事項別明細書の款項の順に審査を行いました。委員からは、歳入で12款分担金及び負担金に関連して、これから先の園児の受け入れ定数に対して町の考え方の質疑に対し、各保育園の受け入れ体制は、改築等により6年から7年は園児受け入れについては心配ないと答弁がありました。歳出では3款民生費6目障害者福祉費では、障害児通所支援の増額の質疑に対し、児童発達支援及び放課後デイサービスなどの利用者が転入者等の増加のため補正額がふえたとの答弁がありました。採決では、原案適正と認め、賛成多数で可決であります。

同意第5号 吉岡町教育委員会委員の任命について、群馬県北群馬郡吉岡町大字小倉190番地1の小林静弥さんにつきましては、採決の結果、全会一致同意であります。

以上、報告といたします。

議長(岸 祐次君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(岸 祐次君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

山畑委員長、自席へお戻りください。

続きまして、文教厚生常任委員会馬場委員長、お願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長 馬場周二君登壇〕

文教厚生常任委員長(馬場周二君) それでは、文教厚生常任委員会の審査報告を行います。

文教厚生常任委員会は9月15日、委員全員、議長、執行側より町長、副町長、教育長及び所管課長、室長の出席の中、議長より付託されました議案8件、諮問3件について審議をいたしました。

議案第46号 平成26年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について審議しました。委員から、給食費の収納状況や給食費の内訳等の質問があり、執行より説明がありました。審議の結果、原案適正と認め、全会一致で認定でございます。

議案第48号 平成26年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、不納欠損や収入未済額ともに前年を下回っております。審議の結果、原案適正と認め、全会一致で認定です。

議案第51号 平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で認定です。

議案第52号 平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で認定です。

議案第55号 平成27年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第57号 平成27年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第59号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、介護予防サービス事業要支援1、2の改正、これが平成29年度以降行われるということに伴う町の対応についての説明があり、審査した結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第60号 平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

諮問第1号 人権擁護委員の候補について、町長の諮問どおり、群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田1329番地669、大谷修司氏を人権擁護委員に答申することに決定しました。

諮問第2号 人権擁護委員の候補について、町長の諮問どおり、群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保1064番地54、大貫ふた葉さんを人権擁護委員に答申することに決定いたしました。

諮問第3号 人権擁護委員の候補について、町長の諮問どおり、群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保3280番地1、後藤輝治氏を人権擁護委員に答申することに決定いたしました。

以上をもちまして、委員会報告として終わらせていただきます。

**議長（岸 祐次君）** 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議長（岸 祐次君）** 質疑なしと認め、質疑を終結します。

馬場委員長、自席へお戻りください。

続きまして、産業建設常任委員会岩崎委員長、お願いします。

〔産業建設常任委員会委員長 岩崎信幸君登壇〕

**産業建設常任委員長（岩崎信幸君）** 11番岩崎です。産業建設常任委員会の議案審査報告をいたします。

産業建設常任委員会では9月4日、本会議において付託された議案7件について、9月16日午前9時30分より委員会室において、議長、全委員、執行側から町長、副町長、所管課長、事務局長、室長の出席のもと審査いたしましたので結果を報告します。

まず、議案第44号 財産の取得については、吉岡町都市開発公社より南下城山防災公

園事業用地に供するため土地を取得しようとするものであり、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第47号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。大久保、溝祭地区の平成27年4月1日供用開始に向けて整備を実施した、また、既に供用開始済みの下野田地区、駒寄台地区の一部についても整備を行ったということで、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第49号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、各施設とも良好な稼働をしており、通常の維持管理を実施しております。原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第53号 平成26年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定については、当年度純利益が2,054万円となっており、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第56号 平成27年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、管渠維持管理工事費など533万9,000円の追加であります。審査の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第58号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、処理施設運転管理委託料と維持補修工事費など580万3,000円の追加であります。審査の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第61号 平成27年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、排水設備工事費であり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

以上、報告いたします。

議長（岸 祐次君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

岩崎委員長、自席へお戻りください。

予算決算常任委員会の委員長報告は、日程第6で行います。

---

## 日程第2 議案第41号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第2、議案第41号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

小池議員。

〔15番 小池春雄君登壇〕

15番(小池春雄君) 議案第41号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論を行います。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律といたしますが、私たちが懸念するのは、まだ記憶に新しい日本年金機構の個人情報漏えい事件は対岸の火事の話では通りません。流出した可能性のある情報は、基礎年金番号と氏名の組み合わせが約3万1,000件、基礎年金番号と氏名、生年月日の組み合わせが116万7,000件、基礎年金番号、生年月日、住所、氏名の組み合わせが5万2,000件の125万件です。2016年度に始まりますマイナンバー制度では本当に大丈夫なのかと、多くの国民が不安を持っております。

マイナンバー拡大法は、マイナンバーが施行されていない中で、年金情報流出の反省もないままプライバシー性の極めて高い個人情報の貯金や特定健診情報への利用も可能にするものです。個人情報改正案には、目的に新たな産業の創出を加えるなど個人情報の利活用を進めるもので、個人の権利や利益の保護を後退させることになり、マイナンバー拡大法に反対をするものであります。

議長(岸 祐次君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

金谷議員。

〔3番 金谷康弘君登壇〕

3番(金谷康弘君) 3番金谷です。

ただいま上程されております議案第41号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例に、賛成の立場からの討論を行います。

これは、国が施行するマイナンバーカード制度導入に伴う吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例であります。マスコミ等の報道では個人情報の流出を危惧する感がありますが、吉岡町では最大の注意を払って管理することとあります。委員長の報告のとおり、委員会でも適正と認め認定をいたしました。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長(岸 祐次君) ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(岸 祐次君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第41号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第41号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第42号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第3、議案第42号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[「なし」の声あり]

議長（岸 祐次君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[「なし」の声あり]

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第42号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第42号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第4 議案第43号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第4、議案第43号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[「なし」の声あり]

議長（岸 祐次君） 次に、原案に賛成の発言を許可します。

[「なし」の声あり]

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第43号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第43号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数。

したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第44号 財産の取得について

議長（岸 祐次君） 日程第5、議案第44号 財産の取得についてを議題とします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 次に、原案に賛成の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第44号 財産の取得についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第44号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第6 委員会議案審査報告

議長（岸 祐次君） 日程第6、予算決算常任委員会の議案審査報告を議題とします。

委員長報告を求めます。予算決算常任委員会飯島委員長、お願いします。

〔予算決算常任委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

予算決算常任委員長（飯島 衛君） 予算決算常任委員会委員長報告を行います。

去る9月4日、当委員会に付託されました議案第45号 平成26年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について、9月9日から11日の3日間にわたり、9時30分より委員会室において、町長、副町長、教育長、関係課長、室長、議長、委員出席のもと、慎重に審査を行いました。

9日は歳入について、各目ごとに審査を行い、町税の滞納問題、不納欠損、収入未済、税の徴収方法、地方交付税などの質疑がありました。

歳出につきましては、10日、11日の2日間、歳入同様に各目ごとに細かく審査をい

たしました。

議会費では、インターネットVOD配信に関しアクセス数の把握と公表方法について、総務管理費では、補助金等審査委員、職員の時間外手当、交通対策費では、ゾーン30の設置、通学路の点検が、民生費では、民生児童委員、社会福祉協議会事務委託料、寝たきり老人介護慰労金事業が、衛生費では、一般ごみ収集委託、農業振興費では、新規青年就農が、土木費の都市施設費では、南下城山防災公園関係、町施設の除草、教育費では、ALT、マイタウンティーチャー、中学校費では、中体連出場経費が、社会教育総務費では、大樹町子ども交流事業が、図書館費では、貸し出し点数の減、未返却の本についてなど、細部にわたり審査いたしました。最後に総括質問を行い、採決の結果、全員賛成にて認定をいたしました。質疑終了後に委員会としての取りまとめを行い、以下のように要望書を提出することを決定いたしました。

一つ、健康促進をアピールし、医療費削減を強化されたい。

一つ、道路、側溝の改良、舗装の整備など迅速な推進を。

一つ、積極的な企業誘致で町税の確保を。

一つ、円滑な行政運営のため、町税の収納率アップの推進を。

一つ、成果説明と参考資料は一つにし、さらなる充実を図られたい。

以上を要望し、委員長報告といたします。

議長（岸 祐次君） 委員長報告が終わりました。

これから質疑に移ります。

委員長報告に対し審査の経過と結果に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、自席へお戻りください。

---

## 日程第7 議案第45号 平成26年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（岸 祐次君） 日程第7、議案第45号 平成26年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

小池議員。

〔15番 小池春雄君登壇〕

15番（小池春雄君） ただいま上程をされております議案第45号 平成26年度吉岡町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行います。

まず指摘しておきたいのは、歳出4款2項2目の塵芥処理費です。平成25年度は一般ごみの収集運搬費が競争入札で1,677万円でしたが、平成26年度では随意契約で3,996万円と2.3倍となっております。これは、誰が見てもまともな数字とは思えないし、理解はしていただけないと思います。随意契約なら他に方法は幾らでもあったと思います。

また、平成26年度の予算審議に当たり、予算決算特別委員会におきまして8款4項2目の施設費17節公有財産購入費の6,633万9,775円と19節補償費9,419万1,705円といずれも南下防災公園に係る事業費で、その当時慎重に討議をした記憶がございます。予算決算常任委員会として、議長を通じ公式な文書で要望をされてあります。それは、一つ、南下防災公園の土地取得及び建物補償については、住民に誤解を与えぬよう最大限の努力を願いたいというものでありました。そして、一つ、毎年度の吉岡町一般会計予算について、年度半ばで予算執行の進捗状況の報告を願いたいとしています。これは、多額の費用を費やす重大事業であり一点の曇りもあってはならないということから経過報告を求めたものでありましたが、しかし、残念ながらその報告はありませんでした。予算決算常任委員会の要望が生かされていないし、町民の大切な税金の使い方、最少の経費で最大の効果を生ませる、それが不十分な当歳入歳出決算の認定に反対をするものであります。

議長(岸 祐次君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

五十嵐議員。

[4番 五十嵐善一君登壇]

4番(五十嵐善一君) 4番五十嵐です。

ただいま上程されております議案第45号 平成26年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論を行います。

財政構造の弾力性を判断するための吉岡町における経常収支比率は、年少人口の増加等を背景とした扶助費の増加の影響を受け、平成25年度に比し上昇した結果となりましたが、一方で、生産年齢人口の割合が他の自治体と比較し高い状況にあるほか、宅地や新築住宅の増加、大型商業施設等の進出により町税収入は堅調に増加し続けておるところであります。

執行側には、今後もより一層の緊張感を持った財政運営を行いつつ、歳出削減はもちろんのこと、事務事業の見直し、受益者負担の見直しによる特定財源の確保、徴収努力による自主財源の確保等により経常収支比率の改善に努めていただくよう要望いたすものであります。安全・安心なまち吉岡、住みよいまち吉岡、子育てしやすいまち吉岡等々といった観点から、決算書、成果説明書及び決算参考資料を照合しながら慎重に審査を行った

結果、平成26年度一般会計予算に基づき適正に執行され、町民サービスに対応できていたものと考え、本決算を認定することに賛成するものであります。委員会では、委員長報告のとおり、全会一致で原案どおり認定でありました。

議員各位のご賛同をお願いし、賛成討論といたします。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第45号 平成26年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

議案第45号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

#### 日程第8 議案第46号 平成26年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岸 祐次君） 日程第8、議案第46号 平成26年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

議案第46号は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

#### 日程第9 議案第47号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岸 祐次君） 日程第9、議案第47号 平成26年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。  
お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。  
議案第47号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

#### 日程第10 議案第48号 平成26年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（岸 祐次君） 日程第10、議案第48号 平成26年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の発言を許可します。  
〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 次に、原案に賛成の発言を許可します。  
〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。  
これから議案第48号 平成26年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。  
本案に対する委員長の報告は認定とするものです。  
議案第48号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。  
〔賛成者起立〕

議 長（岸 祐次君） 起立多数です。  
したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

#### 日程第11 議案第49号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（岸 祐次君） 日程第11、議案第49号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の発言を許可します。  
〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第49号 平成26年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

議案第49号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

### 日程第12 議案第50号 平成26年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岸 祐次君） 日程第12、議案第50号 平成26年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

議案第50号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

### 日程第13 議案第51号 平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岸 祐次君） 日程第13、議案第51号 平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第51号 平成26年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

議案第51号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

#### 日程第14 議案第52号 平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岸 祐次君） 次に、日程第14、議案第52号 平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第52号 平成26年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

議案第52号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

#### 日程第15 議案第53号 平成26年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議長（岸 祐次君） 日程第15、議案第53号 平成26年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

議案第53号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

#### 日程第16 議案第54号 平成27年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）

議長（岸 祐次君） 日程第16、議案第54号 平成27年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第54号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第55号 平成27年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岸 祐次君） 日程第17、議案第55号 平成27年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第55号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第56号 平成27年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議 長（岸 祐次君） 日程第18、議案第56号 平成27年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第56号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第19 議案第57号 平成27年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)

議 長（岸 祐次君） 日程第19、議案第57号 平成27年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 次に、原案に賛成の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第57号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（岸 祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第20 議案第58号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)

議 長（岸 祐次君） 日程第20、議案第58号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第58号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第21 議案第59号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岸 祐次君） 日程第21、議案第59号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第59号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第22 議案第60号 平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岸 祐次君） 日程第22、議案第60号 平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第60号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第23 議案第61号 平成27年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（岸 祐次君） 日程第23、議案第61号 平成27年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第61号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第24 同意第5号 吉岡町教育委員会委員の任命について

議長（岸 祐次君） 日程第24、同意第5号 吉岡町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は同意です。

同意第5号を委員長の報告のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

よって、同意第5号は委員長の報告のとおり同意することに決定されました。

---

### 日程第25 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

### 日程第26 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

### 日程第27 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（岸 祐次君） 日程第25、26、27の諮問第1号から第3号までの人権擁護委員候補者の推薦について、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題にします。

これから討論を行います。

まず、諮問第1号について討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 次に、諮問第2号について討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 次に、諮問第3号について討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから諮問第1号から3号まで個別に採決を行います。

お諮りします。諮問第1号を委員長の報告のとおり答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は委員長の報告のとおり答申することに決定しました。

次に、諮問第2号を委員長の報告のとおり答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は委員長の報告のとおり答申することに決定しました。

続いて、諮問第3号を委員長の報告のとおり答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は委員長の報告のとおり答申することに決定しました。

ここで休憩をとります。再開を10時35分とします。

午前10時20分休憩

---

午前10時35分再開

議長（岸 祐次君） それでは、会議を再開します。

---

## 日程第28 委員会請願審査報告

議長（岸 祐次君） 日程第28、請願審査報告を議題とします。

請願は、総務常任委員会に付託してあります。

総務常任委員会山畑委員長、お願いします。

〔総務常任委員会委員長 山畑祐男君登壇〕

総務常任委員長（山畑祐男君） 13番山畑です。それでは、総務常任委員会の請願審査報告を行います。

定例会開会日9月4日に議長より付託されました請願2件につきまして、9月14日議案審査終了後、委員会室において全委員、議長出席のもと審査をいたしました。

請願1号、請願者、憲法をくらしに生かす渋川北群馬連絡会伊佐信義さんから提出された「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書提出の請願と、請願2号、請願者、北毛保健生活協同組合中澤真理さんから提出されました「平和安全法制」（国際平和支援法：海外派兵恒久法と平和安全法制整備法：一括改定法の実質11法案）に断固として反対し、この法案を廃案にすることを強く求める請願につきまして、請願の趣旨が同じとみなし一括して審査いたしました。

委員からは、憲法学者も最高裁の裁判官経験者までもが違憲であるとし政府見解は憲法に反しているとし、個別的自衛権は認めるが集団的自衛権は認めないとし、同盟国の紛争に巻き込まれる危険なことになるとの意見や、独立した国であれば集団的自衛権を持つべきであるが戦争はあってはならない、自国を守ることを念頭に置かなければいけない、近隣諸国の状況を見れば防衛力を強化するべきであるなどの意見がありました。

採決では、賛成少数で不採択であります。

以上、報告といたします。

議長（岸 祐次君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

自席に戻ってください。

---

## 日程第29 請願第1号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書提出の請願

議長（岸 祐次君） 日程第29、請願第1号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書提出の請願を議題とします。

これから討論を行います。

まず、この請願に反対者の発言を許可します。

飯島議員。

〔10番飯島 衛君登壇〕

10番（飯島 衛君） 10番飯島でございます。「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書提

出の請願について、反対の立場で討論を行います。

近年、中国の軍備増強と海洋進出が急速に拡大し、周辺国の非難を浴びていることは皆様もご存じのことと思います。また、北朝鮮も弾道ミサイル関連技術の飛躍的な開発を進め、核実験も実施し、東アジア地域に大きな脅威をもたらしています。また、日本の領空に接近するロシア、中国の戦闘機も増加しています。今回の平和安全法制の整備により日米同盟の抑止力を高め、すき間をなくすことによって、切れ目のない防衛体制を構築し他国から簡単に武力攻撃を受けず、外交力を高め紛争を未然に防ぐことができます。また、国際社会での我が国の存在感が一層高まり、より平和と安全に貢献することが可能となります。自衛隊が米国のあらゆる戦争に参戦しようとするとか、憲法9条を破壊するとの指摘がありますが、憲法9条で容認されているのは自国防衛のための武力行使であり、他国防衛のための集団的自衛権の行使はこれまでどおり禁じられています。つまり、今回の平和安全法制では他国防衛を禁じた憲法解釈の根幹は全く変わっていません。

さらに、自衛の措置の要件として以下のように新3要件で明確な歯どめがかけられています。1つ、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合。2つ、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないとき。3つ、必要最小限の武力を行使。このように、戦争法案などの批判は全く当てはまりません。戦後70年、我が国は平和を希求して軍事大国にならず非核三原則を堅持してきました。この根幹は、今後一切変わるものではありません。以上の理由により、反対討論といたします。

議員各位におかれましては、ご賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 次に、この請願に賛成者の発言を許可します。

小池議員。

〔15番 小池春雄君登壇〕

15番（小池春雄君） 請願第1号「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書の提出を求める請願に、賛成の立場で討論を行います。

現在、参議院で審議をされておりますけれども、昨日委員会での強行採決があつて多くの人たちが危惧をしております。多くの国民は9条が今危機的状況にある。戦後、この憲法9条のおかげでただ一度の戦争もなく安心して過ごすことができました。しかし、安倍首相はこれまでの歴代政府見解をほごにし、アメリカと一緒に戦争できる国づくりへと大きくかじを切っています。個別的自衛権はあるが集団的自衛権はないというのがこれまでの政府見解でありました。これを無視し政治を進める政権に対し、多くの国民が反対の声を上げているのが現状であります。

自民党の高村副総裁は、憲法学者から法案が違憲だと指摘され、憲法の番人は最高裁であり憲法学者ではないと強弁してきましたが、元最高裁の山口 繁長官が集団的自衛権を認める立法は違憲であり廃案しかないと表明するに至っております。日本弁護士連合会でも反対の先頭に立っております。憲法9条をねじ曲げ解釈を変えることは、誰の目にも異常だと言えるのではないのでしょうか。法治国家は、憲法を守ってこそ法治国家です。時代に合わないとか考えもあるようではすけれども、合わないから勝手に解釈を変える、そんなことは絶対に許されません。

日本は今後においても絶対に戦争は許さない、させない、このことが一番大事であることを強調し、請願第2号におきましても、あわせて賛成の立場を表明するものであります。

議長（岸 祐次君） 次に、この請願に反対者の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 次に、この請願に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから請願第1号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書提出の請願を採決します。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

請願第1号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書提出の請願を採択することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立少数です。

したがって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

---

**日程第30 請願第2号 「平和安全法制」（国際平和支援法：海外派兵恒久法と平和安全法制整備法：一括改定法の実質11法案）に断固として反対し、この法案を廃案にすることを強く求める請願**

議長（岸 祐次君） 日程第30、請願第2号 「平和安全法制」（国際平和支援法：海外派兵恒久法と平和安全法制整備法：一括改定法の実質11法案）に断固として反対し、この法案を廃案にすることを強く求める請願を議題とします。

これから討論を行います。

まず、この請願に反対者の発言を許可します。

山畑議員。

〔13番 山畑祐男君登壇〕

1 3 番（山畑祐男君） 1 3 番山畑です。請願第 2 号 「平和安全法制」（国際平和支援法：海外派兵恒久法と平和安全法制整備法：一括改定法の実質 1 1 法案）に断固として反対し、この法案を廃案にすることを強く求める請願に、反対の立場から討論をいたします。

我が国の戦後 7 0 年間続いた平和は、大切なことであり貴重なことであることは全ての日本国民は理解していることと思います。現日本国憲法が公布されてから自国の防衛は誰が守ってきたんでしょうか。我が国の平和外交、戦争の悲惨な体験の精神をもとに、さらには自衛隊の創設により国を守ってきたことは大きな要因かと思いますが、日本とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の存在も無視できないのではないのでしょうか。日本経済が世界に大きな影響を有していた時代は過去のことではないのでしょうか。我が国日本は、本当に独立国でしょうか。自国は自国民で守ってこそ独立国の大切な要件ではないのでしょうか。戦争は絶対に反対です。しかし、国はその国の国民が守るべきです。他の国の国民でもありません。世界は大きく動いています。我が国だけ特別な環境にいることが国際秩序の中で許されるのでしょうか。これらを鑑みれば、この請願には反対です。我が国、子供たちの未来のためにも、議員皆様のご理解をお願いするものであります。

以上、反対討論といたします。

議長（岸 祐次君） 次に、この請願に賛成者の発言を許可します。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから請願第 2 号を採決します。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第 2 号を採択とすることに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立少数です。

したがって、請願第 2 号は不採択とすることに決定しました。

---

### 日程第 3 1 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（岸 祐次君） 日程第 3 1、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から所管の事務について、会議規則第 7 1 条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

日程第 3 2 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 3 3 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 3 4 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 3 5 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 3 6 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（岸 祐次君） 日程第 3 2、3 3、3 4、3 5、3 6、各常任委員会の閉会中の継続調査について、吉岡町議会議規則第 3 5 条により一括議題にします。

採決はそれぞれ分離して行います。

各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算決算常任委員長、議会広報常任委員長から、所管事務のうち、吉岡町議会議規則第 7 1 条の規定によりお手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

これからこの申し出 5 件を分離して採決します。

まず、総務常任委員長からの申し出についてお諮りします。

総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、文教厚生常任委員長からの申し出についてお諮りします。

文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、産業建設常任委員長からの申し出についてお諮りします。

産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、予算決算常任委員長からの申し出についてお諮りします。

予算決算常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報常任委員長からの申し出についてお諮りします。

議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

### 日程第37 議会議員の派遣について

議 長（岸 祐次君） 日程第37、議会議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付してあるとおり、議員研修のため議会議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり議会議員を派遣することに決しました。

---

### 町長挨拶

議 長（岸 祐次君） これで本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、平成27年第3回定例会の日程を全て終了しました。

閉会の前に、町長の挨拶の申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 閉会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

議会開会のときにはぐずついた天気が続いていました。しかし、まだまだ残暑が盛り返す日もあると思われましたが、朝晩めっきり涼しく、季節は確実に変わっていることが感じられます。また、先週には台風による大雨が関東から東北に爪跡を残していきました。被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。特に茨城県の常総市では、河川の決壊により甚大な被害が発生しました。とうとい命が一瞬にして奪われてしまい、心からご冥福をお祈り申し上げますところでもあります。これから台風の接近や大雨による被害が心配される季節もあります。幸い町には大きな被害もなく安堵しているところですが、防災対策には一層気を引き締めて臨んでいかなければならないと思っております。

さて、本議会におきましては、上程いたしました報告、議案、同意、全ての認定、可決、同意をいただきまして、まことにありがとうございました。心より感謝と御礼を申し上げます。

平成26年度の決算認定を踏まえ、もう一度今年度の事業の進捗状況をしっかりと把握し、さらに来年度の予算編成の準備に取りかからなければならないと思っております。これからも吉岡町が成長し続けることができるように、効果的な行政運営に取り組んでいきたいと思っております。

秋はいろいろな行事が開催され、何かと多忙な季節でもあります。今後とも議員各位の格段なるご協力とご理解をお願い申し上げます。どうか皆様も健康には十二分にご留意をいただきまして、ますますご活躍をいただきますようお願い申し上げます。閉会の言葉にさせていただきます。

大変お世話さまになりました。ありがとうございました。

---

## 閉 会

議 長（岸 祐次君） 以上をもちまして、平成27年第3回吉岡町議会定例会を閉会します。

午前10時57分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 岸 祐 次

吉岡町議会議員 高 山 武 尚

吉岡町議会議員 村 越 哲 夫